

参考資料 1

令和 5 年度 施策の進捗管理票

(令和 5 年 12 月末時点)

1 事業一覧

チーム学校の推進

- 1 チーム学校の基盤となる組織力の強化

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	1	管理職等育成プログラム	教セ
		2	学校経営を基盤とした組織力の強化	小中
		3	マネジメント力強化事業（学校経営計画の充実）	高等
		4	学校事務体制の強化	教福・教セ
		5	学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	教福・小中
		6	業務の効率化・削減	教福
(2)	教員同士が学び合い高め合う仕組みの構築	再2	学校経営を基盤とした組織力の強化	小中
		7	主幹教諭の配置による組織力強化	高等
(3)	地域との連携・協働の推進	8	コミュニティ・スクールの推進	小中・高等・特支
		後87	地域学校協働活動推進事業	生涯
(4)	外部・専門人材の活用の拡充	後55	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	人権
		9	放課後等における学習支援事業	小中
		後23	学習支援員事業	高等
		後49	運動部活動指導員配置事業	保体
		後50	文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中
		後48	運動部活動の運営の適正化	保体
		10	教員業務支援員活用事業	教福
(5)	質の高い教員の確保・育成	後43	いじめ防止対策等総合推進事業	人権
		11	教員の人材確保に向けた取組の推進	教福
		12	採用候補者への啓発（採用前研修）	教セ
		13	若年教員育成プログラム	教セ
		14	中堅期以降の研修機会の充実	教セ
		15	大学等との連携の強化（高知大学教職大学院との連携）	教政
		16	学校の力を高める中核人材育成事業	教政

- 2 チーム学校の推進による教育の質の向上

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	教員の教科等指導力の向上 <小・中学校>	17	「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト	小中
		18	中学校の授業改善サイクルの強化・充実【新規】	小中
		19	英語教育強化プロジェクト	小中・教セ
		20	理科教育推進プロジェクト	小中
		21	学力向上に向けた高知市との連携	小中
(2)	基礎学力定着に向けた取組の充実 <高等学校>	22	学力向上推進事業	高等
		後25	授業改善と指導力向上事業	高等
		23	学習支援員事業	高等
(3)	多様な学力・進路希望に対応した指導の充実 <高等学校>	24	21ハイスクールプラン	高等
		25	授業改善と指導力向上事業	高等
		26	就職支援対策事業	高等
		27	グローバル教育推進事業	振興
		28	産業教育指導力向上事業	高等

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(4)	規範意識や自尊感情など 豊かな心を育む取組の充実	29	道徳教育協働推進プラン	小中
		30	人権教育推進事業	人権
		31	保幼小中連携モデル地域実践研究事業	人権・幼保
(5)	目的意識の醸成や社会性の育成に 向けた取組の充実	32	キャリア教育強化プラン	小中・高等
		33	キャリアアップ事業	高等・教セ
		34	生徒の社会的自立・社会参画のための支援の充実（地域協働学習、主権者教育・消費者教育、起業家教育等）	高等
		35	ソーシャルスキルアップ事業	高等
		36	学びをつなげる環境教育の推進	生涯ほか
		後100	学びを支える自然体験活動の推進	生涯
		37	グローバルな視点での教育の推進（学習指導要領に基づく国際理解・国際親善教育の推進）	小中・高等
		再19	英語教育強化プロジェクト	小中
		再25	授業改善と指導力向上事業	高等
		38	外国人児童生徒等に対する日本語教育の推進	小中・高等・教セ
		再27	グローバル教育推進事業	振興
(6)	生徒指導上の諸課題への 組織的な対応・支援の強化	39	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権
		40	校内支援会サポート事業	人権・心セ
		41	生徒指導主事会（担当者会）	人権
		後53	親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置	幼保
		42	個別最適な支援をつなぐ校区内連携事業【新規】	人権
		後78	統合型校務支援システムの活用促進	教政
		後73	学習支援プラットフォームの活用促進	教政
		後58	不登校支援推進プロジェクト事業	人権
		43	いじめ防止対策等総合推進事業	人権
		44	こうちの子ども健康・体力向上支援事業	保体
(7)	健康・体力の向上	45	体育授業の質的向上対策	保体
		46	健康教育充実事業	保体
		後59	食育推進支援事業	保体
		47	県立学校運動部活動活性化事業	保体
(8)	部活動の充実と運営の適正化	48	運動部活動の運営の適正化	保体
		49	運動部活動指導員配置事業	保体
		50	文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中

厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実

- 1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	社会的自立に向けた就学前から 高等学校までの切れ目ない 教育の充実	再32	キャリア教育強化プラン	小中・高等
		再33	キャリアアップ事業	高等・教セ
		再28	産業教育指導力向上事業	高等
		後60	高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等	高等
		後55	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	人権
		後53	親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置	幼保
		後54	スクールソーシャルワーカー活用事業 <就学前>	幼保

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(2)	保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実	51	多機能型保育支援事業	幼保
		52	保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）	幼保
		53	親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置	幼保
		54	スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	幼保
(3)	放課後等における学習の場の充実	再9	放課後等における学習支援事業	小中
		再23	学習支援員事業	高等
		後88	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯
(4)	相談支援体制の充実・強化	55	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	人権
		56	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	人権・心セ
		57	心の教育センター相談支援事業	心セ
		58	不登校支援推進プロジェクト事業	人権
(5)	地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進	後87	地域学校協働活動推進事業	生涯
		後88	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯
		再8	コミュニティ・スクールの推進	小中・高等・特支
		59	食育推進支援事業	保体
(6)	経済的負担の軽減	60	高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等	高等
		61	多子世帯保育料軽減事業	幼保
		後88	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯

- 2 特別支援教育の充実

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	62	特別な支援を要する子どもへの対応力の向上	幼保・教セ
		63	小・中学校等における切れ目ない支援体制の構築推進	特支
		64	小・中学校の特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化	特支
		65	高等学校における特別支援教育の推進	特支
		66	特別支援教育セミナー	教セ
(2)	特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実	67	学習指導要領の理念に基づいた教育の実践力向上事業	特支
		68	特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業	特支
		69	特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業	特支
		70	キャリア教育・就労支援推進事業	特支
		71	医療的ケア児に対する支援の充実	特支・幼保

デジタル社会に向けた教育の推進

- 1 デジタル技術の活用による学びの個別最適化

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	I C T や A I 等のデジタル技術の活用	72	遠隔教育推進事業	教セ
		73	学習支援プラットフォームの活用促進	教政
		再17	「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト	小中
		74	デジタル教科書の活用推進	小中
		75	デジタル技術を活用した個別最適学習等の充実	高等・小中
		再18	中学校の授業改善サイクルの強化・充実【新規】	小中
		再67	学習指導要領の理念に基づいた教育の実践力向上事業	特支
		76	教員の I C T 活用指導力の向上	教セほか
		後79	プログラミング教育における授業力向上	小中・教セ・高等
		再16	学校の力を高める中核人材育成事業	教政

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(2)	学校のＩＣＴ環境の整備	77	学校のＩＣＴ環境整備（ＧＩＧＡスクール構想の実現）	教政・高等・特支
		再75	デジタル技術を活用した個別最適学習等の充実	高等・小中
		78	統合型校務支援システムの活用促進	教政
		後98	基本的生活習慣向上事業	幼保
		再46	健康教育充実事業	保体
		再30	人権教育推進事業	人権

- 2 創造性を育む教育の充実

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	プログラミング教育の推進	79	プログラミング教育における授業力向上	小中・教セ・高等
		再11	教員の人材確保に向けた取組の推進	教福
(2)	AＩ人材育成のための教育の推進	80	高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実	高等
		再76	教員のＩＣＴ活用指導力の向上	教セほか
		再16	学校の力を高める中核人材育成事業	教政

地域との連携・協働

- 1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	中山間地域における多様な教育機会の確保	81	中山間地域における特色ある学校づくり推進事業	小中
		後83	高等学校の魅力化・情報発信の推進	振興
		再72	遠隔教育推進事業	教セ
(2)	県立高等学校再編振興計画の着実な推進	82	施設整備事業（県立高等学校再編振興計画等）	振興
		83	高等学校の魅力化・情報発信の推進	振興
		再77	学校のＩＣＴ環境整備（ＧＩＧＡスクール構想の実現）	教政・高等・特支
		84	県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づく取組	振興
(3)	県と市町村教育委員会との連携・協働の推進	85	市町村教育委員会との連携・協働	教政
		86	教育版「地域アクションプラン」推進事業	教政

- 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進	87	地域学校協働活動推進事業	生涯
		88	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯
		再8	コミュニティ・スクールの推進	小中・高等・特支
		再48	運動部活動の運営の適正化	保体
		再50	文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中
(2)	家庭教育への支援の充実	89	P T A活動振興事業	生涯
		90	家庭教育支援基盤形成事業	生涯
		後96	親育ち支援啓発事業	幼保
		後98	基本的生活習慣向上事業	幼保

就学前教育の充実

- 1 就学前教育の教育・保育の質の向上

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の徹底	91	園内研修支援事業	幼保
		92	園評価支援事業	幼保・教セ
		93	保育者基本研修	幼保・教セ
		94	保育士等人材確保事業	幼保
		再62	特別な支援を要する子どもへの対応力の向上	幼保・教セ

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(2)	保幼小の円滑な連携・接続の推進	95	保幼小連携・接続推進支援事業・幼児教育の周知啓発	幼保
		再31	保幼小中連携モデル地域実践研究事業	人権・幼保
		再53	親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置	幼保
		再54	スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	幼保

V - 2 親育ち支援の充実

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	保育者の親育ち支援力の強化	96	親育ち支援啓発事業	幼保
		97	親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保
(2)	保護者の子育て力向上のための支援の充実	再96	親育ち支援啓発事業	幼保
		98	基本的生活習慣向上事業	幼保

生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保

- 1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	知の循環型社会を目指した生涯学習・社会教育の推進	99	社会教育振興事業	生涯
		100	学びを支える自然体験活動の推進	生涯
		101	青少年教育施設振興事業	生涯
		102	高知みらい科学館運営事業	生涯
		103	志・とさ学びの日推進事業	教政・生涯
		104	生涯学習活性化推進事業	生涯
(2)	オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実	105	図書館活動事業	生涯
		106	読書活動推進事業	生涯
(3)	多様なニーズに対応した教育機会の提供	107	中学校夜間学級教育活動充実推進事業	高等・小中
		108	若者の学びなおしと自立支援事業	生涯
		109	定時制教育の充実	高等

- 2 児童生徒等の安全・安心の確保

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	子どもたちの安全・安心の確保のための取組強化	110	防災教育推進事業	学安
		111	登下校の安全対策の促進	学安
		112	自転車ヘルメット着用推進事業	学安
		再46	健康教育充実事業	保体
		後59	食育推進支援事業	保体
		再30	人権教育推進事業	人権
		再88	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯
		再98	基本的生活習慣向上事業	幼保
		再34	生徒の社会的自立・社会参画のための支援の充実（地域協働学習、主権者教育・消費者教育、起業家教育等）	高等
		後114	保育所・幼稚園等の施設整備・安全対策の促進	幼保
(2)	南海トラフ地震等の災害に備えた施設整備の推進	113	学校施設の安全対策の促進	学安
		114	保育所・幼稚園等の施設整備・安全対策の促進	幼保
		再82	施設整備事業（県立高等学校再編振興計画等）	振興
(3)	長寿命化改修など教育施設の計画的な整備の推進	115	学校施設の長寿命化改修等による整備の推進	学安
		116	青少年教育施設の整備	生涯

横断的取組 1 不登校への総合的な対応

対 策	No	事 業 名 称	担当課
(1) 不登校の未然防止と初期対応	再2	学校経営を基盤とした組織力の強化	小中
	再17	「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト	小中
	再22	学力向上推進事業	高等
	再9	放課後等における学習支援事業	小中
	再23	学習支援員事業	高等
	再29	道徳教育協働推進プラン	小中
	再30	人権教育推進事業	人権
	再39	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権
	再41	生徒指導主事会（担当者会）	人権
	再43	いじめ防止対策等総合推進事業	人権
	再35	ソーシャルスキルアップ事業	高等
	再101	青少年教育施設振興事業	生涯
	再100	学びを支える自然体験活動の推進	生涯
	再32	キャリア教育強化プラン	小中・高等
	再33	キャリアアップ事業	高等・教セ
	再42	個別最適な支援をつなぐ校区内連携事業【新規】	人権
	再78	統合型校務支援システムの活用促進	教政
	再73	学習支援プラットフォームの活用促進	教政
	再45	体育授業の質的向上対策	保体
	再46	健康教育充実事業	保体
	再59	食育推進支援事業	保体
	再54	スクールソーシャルワーカー活用事業 <就学前>	幼保
	再55	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	人権
	再40	校内支援会サポート事業	人権・心セ
	再56	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	人権・心セ
	再53	親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置	幼保
	再63	小・中学校等における切れ目ない支援体制の構築推進	特支
	再64	小・中学校の特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化	特支
	再66	特別支援教育セミナー	教セ
	再65	高等学校における特別支援教育の推進	特支
	再62	特別な支援を要する子どもへの対応力の向上	幼保・教セ
	再96	親育ち支援啓発事業	幼保
	再97	親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保
	再98	基本的生活習慣向上事業	幼保
	再95	保幼小連携・接続推進支援事業・幼児教育の周知啓発	幼保
	再87	地域学校協働活動推進事業	生涯
	再8	コミュニティ・スクールの推進	小中・高等・特支
	再88	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯
	再31	保幼小中連携モデル地域実践研究事業	人権・幼保
(2) 社会的自立に向けた支援の充実	再55	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	人権
	再40	校内支援会サポート事業	人権・心セ
	再57	心の教育センター相談支援事業	心セ
	再58	不登校支援推進プロジェクト事業	人権
	再101	青少年教育施設振興事業	生涯
	再60	高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等	高等
	再108	若者の学びなおしと自立支援事業	生涯

横断的取組 2 学校における働き方改革の推進

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革	再5	学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	教福・小中
		再78	統合型校務支援システムの活用促進	教政
		再2	学校経営を基盤とした組織力の強化	小中
		再4	学校事務体制の強化	教福・教セ
(2)	業務の効率化・削減	再78	統合型校務支援システムの活用促進	教政
		再6	業務の効率化・削減	教福
		再77	学校のICT環境整備（GIGAスクール構想の実現）	教政・高等・特支
		再48	運動部活動の運営の適正化	保体
		再49	運動部活動指導員配置事業	保体
		再50	文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中
(3)	専門スタッフ・外部人材の活用	再10	教員業務支援員活用事業	教福
		再48	運動部活動の運営の適正化	保体
		再49	運動部活動指導員配置事業	保体
		再50	文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中
		再55	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	人権
		再9	放課後等における学習支援事業	小中
		再23	学習支援員事業	高等
		再87	地域学校協働活動推進事業	生涯
		再8	コミュニティ・スクールの推進	小中・高等・特支
		再43	いじめ防止対策等総合推進事業	人権
		再77	学校のICT環境整備（GIGAスクール構想の実現）	教政・高等・特支

「No」列の漢字表記について 後：後掲、再：再掲

担当課の略称について

教政：教育政策課	教福：教職員・福利課	学安：学校安全対策課	幼保：幼保支援課
小中：小中学校課	高等：高等学校課	振興：高等学校振興課	特支：特別支援教育課
生涯：生涯学習課	保体：保健体育課	人権：人権教育・児童生徒課	
教セ：教育センター	心セ：心の教育センター		

< 6つの基本方針 >

総事業数	181
うち再掲・後掲	65
再掲・後掲除く事業数	116

< 横断的取組の事業数（再掲）>

不登校への総合的な対応	46
学校における働き方改革の推進	21

事業 名称	基本方針 I 対策 1- (1) 管理職等育成プログラム	事業 No,	1
		担当課	教育センター
概要	管理職のマネジメント力を強化するため、主幹教諭から校長までを対象とする、学校組織マネジメントと人材育成を柱とした管理職等育成プログラムを実施する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>各学校において、管理職のリーダーシップが発揮され、学校組織マネジメントが実践されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任用校長を対象とした自身の力量を図るアンケート「『学校経営計画』に基づく学校運営」に係る 項目：自己評価 3.0 以上 (4 件法) (R2 : 3.0 R3 : 3.1 R4 : 3.2 R5 : R6.2月集計) ・任用 2 年次教頭研修を対象とした力量を図るアンケートに係る 項目：校長評価 3.0 以上 (4 件法) (R5 : R6.2月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□新任用校長を対象とした研修後アンケートの評価は 3.8 (4 件法) と非常に高く、また、校長自身の力量を図るアンケート結果では、4 月当初 2.8 から 2 月には 3.1 と上昇しており、研修を通して学校経営のトップリーダーとして職責の理解を深めるとともに管理職としての資質・能力の育成を図ることができた。</p> <p>■事後の研修評価アンケートでは、校長研修による職務への影響度 3.7、学校運営への活用度 3.4 であり、研修での学びが学校運営の工夫・改善等につながるよう研修内容の充実を図る必要がある。</p>		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)	<p>C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)</p> <p>■研修後アンケートの評価は 3.9 (4 件法) であり、主幹教諭の役割を理解し、お互いの取組を共有するといった、実務に生かせる研修が実施できた。 →OJT により職責を理解し、主幹教諭としての資質・指導力の向上を図るとともに、自身の取組を組織的なものとする研修を実施する。</p> <p>■研修後アンケートの評価は 3.9 (4 件法) であり、教頭の実務及びマネジメント力等の向上に必要な研修を実施している。また、任用 2 年次教頭研修においては、自校の教育課題の解決に向けた取組である「課題解決研修」を通して、教頭のマネジメント力を高めるとともに、校長による OJT とセンターでの研修が有機的な連携を図ることができたと考える。 →高知県教員育成指標に基づき、マネジメント力、ガバナンス力の向上が実現するよう、学校組織マネジメントと人材育成を柱とする研修の充実を図ると共に、ガバナンス力、ファシリテーション力、アセスメント力の更なる向上を目指す研修を実施する。 →今日的な教育課題等を取り上げ、時代に沿った研修を実施する。</p> <p>■研修後アンケートの評価は 3.8 (4 件法) と高く、実務に必要な研修を実施することができた。 →副校長としての職責の理解と次代のトップリーダーとしての意識の醸成を図れるよう、管理職としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。</p> <p>■研修後アンケートの評価は 3.8 (4 件法) であり、学校経営のトップリーダーとしての職責の理解を深めると共に実務に必要な研修を実施できた。 →校長としての職責の理解を深め、学校組織の活性化や OJT を通した人材育成が行えるよう、学校経営におけるトップリーダーとしての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。 →ガバナンス力、ファシリテーション力、アセスメント力のさらなる向上を目指す研修を実施する。</p>		
◆新任用主幹教諭研修： 3 日 ・ 3 日実施 (4、6、11 月) 「学校組織マネジメント概論」「スクール・コンプライアンス」「学校組織マネジメント（実践交流）」「伝わりやすく話す」他	<p>■研修後アンケートの評価は 3.9 (4 件法) であり、主幹教諭の役割を理解し、お互いの取組を共有するといった、実務に生かせる研修が実施できた。 →OJT により職責を理解し、主幹教諭としての資質・指導力の向上を図るとともに、自身の取組を組織的なものとする研修を実施する。</p>		
◆任用 2 年次主幹教諭研修： 4 日のうち 2 日選択 ・ 4 日実施 (9、10、11 月)	<p>■研修後アンケートの評価は 3.9 (4 件法) であり、教頭の実務及びマネジメント力等の向上に必要な研修を実施している。また、任用 2 年次教頭研修においては、自校の教育課題の解決に向けた取組である「課題解決研修」を通して、教頭のマネジメント力を高めるとともに、校長による OJT とセンターでの研修が有機的な連携を図ることができたと考える。 →高知県教員育成指標に基づき、マネジメント力、ガバナンス力の向上が実現するよう、学校組織マネジメントと人材育成を柱とする研修の充実を図ると共に、ガバナンス力、ファシリテーション力、アセスメント力の更なる向上を目指す研修を実施する。 →今日的な教育課題等を取り上げ、時代に沿った研修を実施する。</p>		
◆新任用教頭研修 (7 日) [希望研修 2 日] ・ 6 日実施 (4、6、8、10、11 月) 「人事評価」「人材育成」「学校組織マネジメント」他 ライブ配信研修 「法規」「人権教育」「メンタルヘルス」「特別支援教育」他 オンライン研修「不登校への総合的な対応」 ・ 高知県教員育成指標に基づく力量形成アンケートの実施 (5 月)	<p>■研修後アンケートの評価は 3.9 (4 件法) であり、教頭の実務及びマネジメント力等の向上に必要な研修を実施している。また、任用 2 年次教頭研修においては、自校の教育課題の解決に向けた取組である「課題解決研修」を通して、教頭のマネジメント力を高めるとともに、校長による OJT とセンターでの研修が有機的な連携を図ることができたと考える。 →高知県教員育成指標に基づき、マネジメント力、ガバナンス力の向上が実現するよう、学校組織マネジメントと人材育成を柱とする研修の充実を図ると共に、ガバナンス力、ファシリテーション力、アセスメント力の更なる向上を目指す研修を実施する。 →今日的な教育課題等を取り上げ、時代に沿った研修を実施する。</p>		
◆任用 2 年次教頭研修 (5 日) [希望研修 2 日] ・ 4 日実施 (5、8、9、11 月) 「OJD 活性度診断」「学校経営の質を高める」他 ライブ配信研修「課題解決研修 2」「働き方改革」他 オンライン研修「職場復帰サポートシステム」 ・ 自校の課題への認識を深め、その課題を組織的かつ計画的に解決するための、校長の OJT による「課題解決研修」を実施 (計画書の提出：5 月、中間報告書提出：12 月)	<p>■研修後アンケートの評価は 3.9 (4 件法) であり、教頭の実務及びマネジメント力等の向上に必要な研修を実施している。また、任用 2 年次教頭研修においては、自校の教育課題の解決に向けた取組である「課題解決研修」を通して、教頭のマネジメント力を高めるとともに、校長による OJT とセンターでの研修が有機的な連携を図ることができたと考える。 →高知県教員育成指標に基づき、マネジメント力、ガバナンス力の向上が実現するよう、学校組織マネジメントと人材育成を柱とする研修の充実を図ると共に、ガバナンス力、ファシリテーション力、アセスメント力の更なる向上を目指す研修を実施する。 →今日的な教育課題等を取り上げ、時代に沿った研修を実施する。</p>		
◆新任用副校長研修： 1 日 ・ 1 日実施 (5 月) 「副校長に期待すること」「副校長としての役割」「陰口でも良いと言われる組織創り」	<p>■研修後アンケートの評価は 3.8 (4 件法) と高く、実務に必要な研修を実施することができた。 →副校長としての職責の理解と次代のトップリーダーとしての意識の醸成を図れるよう、管理職としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。</p>		
◆新任用校長研修： 3 日 ・ 3 日実施 (5、9、12 月) 「校長としての覚悟 1・2」「校長の役割」「学校運営における法律上の留意点」「校長職と人材育成」 ・ 高知県教員育成指標に基づく力量形成アンケートの実施 (5 月)	<p>■研修後アンケートの評価は 3.8 (4 件法) であり、学校経営のトップリーダーとしての職責の理解を深めると共に実務に必要な研修を実施できた。 →校長としての職責の理解を深め、学校組織の活性化や OJT を通した人材育成が行えるよう、学校経営におけるトップリーダーとしての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。 →ガバナンス力、ファシリテーション力、アセスメント力のさらなる向上を目指す研修を実施する。</p>		

事業 名称	基本方針 I 対策 1 - (1) 学校経営を基盤とした組織力の強化	事業 No. 担当課	2 小中学校課																																						
概要	全ての小中学校で、教職員が参画して学校経営計画を策定し PDCA サイクルを回すことで、「チーム学校」として取り組めるよう学校の組織力を強化する。また、小学校において、「チーム学校」のさらなる充実を図るため、学校規模に応じた教科担任制を導入し、小中連携の強化と子どもと向き合う時間の確保によるきめ細やかな指導を推進する。さらに、中学校においては「教科のタテ持ち」校を対象に、主幹教諭連絡協議会を開催し主幹教諭の役割を確認するとともに、指示や報告がスムーズに行われる「ライン機能」の強化と組織的な授業改善を一層推進する。																																								
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>①各学校において授業改善を中心とした教育活動が組織的に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、評価規準や評価方法の教員間での明確化・共有化や、学年会や教科等部会等の校内組織の活用等、組織的かつ計画的な取組を行った小・中学校の割合（「よく行った」と回答した学校の割合）小学校：25%以上、中学校：45%以上 かつ全国平均以上 〔R3 小：12.3% (24.8%)、中：39.0% (30.0%) R4 小：12.0% (22.0%) 中：40.2% (34.4%)〕 ※R5：全国調査質問項目より削除 ②各学校において学校経営計画に基づき、PDCA サイクルによる取組の検証・改善が行われている。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の PDCA サイクルを確立している小・中学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合） 小学校：40%以上、中学校：40%以上 かつ全国平均以上 〔R2 小：41.1% (R1:37.3%)、中：51.9% (R1:33.9%) R3 小：20.9% (31.1%)、中：31.4% (29.8%) R4 小：22.8% (29.3%)、中：23.5% (28.8%) R5 小：35.9% (39.2%)、中：33.7% (35.4%)〕 ※（ ）内は全国平均 																																								
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□主幹教諭が中心となって教科会や教科主任会を運営して、授業改善や課題に向けての対応など、共通認識を図りながら取り組むことにより、ライン機能の体制づくりが進んできた。</p> <p>■教職員が参画して学校経営計画を策定し、PDCA サイクルを回すことが十分ではない小・中学校が多い。特に、学校全体で目標を共有し、取り組む体制などに弱さがみられる。</p> <p>■小・中学校の連携が、行事による連携でとどまり、9年間を見通した校種間の教科指導体制の構築については十分ではない。</p>																																								
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)	<p>C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)</p> <table border="1"> <tr> <td>学力向上のための学校経営力向上支援事業</td><td>■学校経営計画の PDCA サイクルを確実に回すために、組織的な検証・改善のサイクルを構築する必要がある。 →次期教育振興基本計画にあわせて様式変更する。 →学校経営計画を分析し、各教育事務所と課題を共有して支援する。</td></tr> <tr> <td>◆「学校経営計画」の進捗管理</td><td>■「小学校教科担任制」と中学校における「教科のタテ持ち・教科間連携」による授業改善への取組を一体的に捉え、小・中学校の円滑な接続を図るために支援を実施する必要がある。 →小学校教科担任制・組織力向上アドバイザー訪問による支援を実施する。</td></tr> <tr> <td>・各学校で策定→県教育委員会へ報告（5月）</td><td>→小学校教科担任制・組織力向上アドバイザー連絡協議会で、小学校教科担任制の成果と課題を共有し、さらなる充実を図る。</td></tr> <tr> <td>・「学校経営計画」の実践→各学校で中間検証実施→県教育委員会へ報告→学校経営計画の分析、各教育事務所と課題を共有して支援（9月）</td><td>→好事例を発信し、専科教員の加配、学年内や学校内での授業交換、中学校教員による授業等、学校規模に応じた小学校教科担任制を推進する。</td></tr> <tr> <td>・全国学力・学習状況調査結果等説明会（8月）</td><td>→小学校教科担任制加配教員が授業づくり講座に参加することで、教科指導の連続性についての理解を深めるとともに、実践力の向上を図る。</td></tr> <tr> <td>組織力向上推進事業</td><td>■PDCA サイクルの確立について、前年度より向上がみられ、「教科のタテ持ち」等の学び合いの仕組みが構築されつつあるが、授業力の向上については学校間に差がみられるため、組織力向上に向けた支援を強化する必要がある。 →年間 2 回開催する主幹教諭連絡協議会の第 1 回目に、校長を悉皆参加とし、「教科のタテ持ち」の意義や主幹教諭の役割などの理解を促進する。</td></tr> <tr> <td>◆小学校教科担任制・組織力向上アドバイザーによる支援</td><td></td></tr> <tr> <td>・アドバイザーを教育事務所に配置</td><td></td></tr> <tr> <td>東部：2名、中部：3名、西部：2名</td><td></td></tr> <tr> <td>・学校訪問による指導・助言（5~12月）</td><td></td></tr> <tr> <td>◆小学校教科担任制・組織力向上アドバイザー連絡協議会の実施（5、9月）</td><td></td></tr> <tr> <td>◆小学校教科担任制の実施</td><td></td></tr> <tr> <td>・小学校教科担任制 加配教員の配置</td><td></td></tr> <tr> <td>・専科教員の加配、学年内や学校内での授業交換、中学校教員による授業等、学校規模に応じた小学校教科担任制の実施（4~12月）</td><td></td></tr> <tr> <td>・小学校教科担任制加配教員の授業づくり講座への参加（悉皆者：9月 12 名、11月 7 名）</td><td></td></tr> <tr> <td>◆中学校組織力向上のための実践研究事業の実施</td><td></td></tr> <tr> <td>・「教科のタテ持ち」校への主幹教諭の配置：33 校</td><td></td></tr> <tr> <td>・第 1 回主幹教諭連絡協議会の開催（5月）</td><td></td></tr> <tr> <td>・組織力向上工キスパート等による支援訪問：17 校 33 回（5、6、10、11月）</td><td></td></tr> </table>			学力向上のための学校経営力向上支援事業	■学校経営計画の PDCA サイクルを確実に回すために、組織的な検証・改善のサイクルを構築する必要がある。 →次期教育振興基本計画にあわせて様式変更する。 →学校経営計画を分析し、各教育事務所と課題を共有して支援する。	◆「学校経営計画」の進捗管理	■「小学校教科担任制」と中学校における「教科のタテ持ち・教科間連携」による授業改善への取組を一体的に捉え、小・中学校の円滑な接続を図るために支援を実施する必要がある。 →小学校教科担任制・組織力向上アドバイザー訪問による支援を実施する。	・各学校で策定→県教育委員会へ報告（5月）	→小学校教科担任制・組織力向上アドバイザー連絡協議会で、小学校教科担任制の成果と課題を共有し、さらなる充実を図る。	・「学校経営計画」の実践→各学校で中間検証実施→県教育委員会へ報告→学校経営計画の分析、各教育事務所と課題を共有して支援（9月）	→好事例を発信し、専科教員の加配、学年内や学校内での授業交換、中学校教員による授業等、学校規模に応じた小学校教科担任制を推進する。	・全国学力・学習状況調査結果等説明会（8月）	→小学校教科担任制加配教員が授業づくり講座に参加することで、教科指導の連続性についての理解を深めるとともに、実践力の向上を図る。	組織力向上推進事業	■PDCA サイクルの確立について、前年度より向上がみられ、「教科のタテ持ち」等の学び合いの仕組みが構築されつつあるが、授業力の向上については学校間に差がみられるため、組織力向上に向けた支援を強化する必要がある。 →年間 2 回開催する主幹教諭連絡協議会の第 1 回目に、校長を悉皆参加とし、「教科のタテ持ち」の意義や主幹教諭の役割などの理解を促進する。	◆小学校教科担任制・組織力向上アドバイザーによる支援		・アドバイザーを教育事務所に配置		東部：2名、中部：3名、西部：2名		・学校訪問による指導・助言（5~12月）		◆小学校教科担任制・組織力向上アドバイザー連絡協議会の実施（5、9月）		◆小学校教科担任制の実施		・小学校教科担任制 加配教員の配置		・専科教員の加配、学年内や学校内での授業交換、中学校教員による授業等、学校規模に応じた小学校教科担任制の実施（4~12月）		・小学校教科担任制加配教員の授業づくり講座への参加（悉皆者：9月 12 名、11月 7 名）		◆中学校組織力向上のための実践研究事業の実施		・「教科のタテ持ち」校への主幹教諭の配置：33 校		・第 1 回主幹教諭連絡協議会の開催（5月）		・組織力向上工キスパート等による支援訪問：17 校 33 回（5、6、10、11月）	
学力向上のための学校経営力向上支援事業	■学校経営計画の PDCA サイクルを確実に回すために、組織的な検証・改善のサイクルを構築する必要がある。 →次期教育振興基本計画にあわせて様式変更する。 →学校経営計画を分析し、各教育事務所と課題を共有して支援する。																																								
◆「学校経営計画」の進捗管理	■「小学校教科担任制」と中学校における「教科のタテ持ち・教科間連携」による授業改善への取組を一体的に捉え、小・中学校の円滑な接続を図るために支援を実施する必要がある。 →小学校教科担任制・組織力向上アドバイザー訪問による支援を実施する。																																								
・各学校で策定→県教育委員会へ報告（5月）	→小学校教科担任制・組織力向上アドバイザー連絡協議会で、小学校教科担任制の成果と課題を共有し、さらなる充実を図る。																																								
・「学校経営計画」の実践→各学校で中間検証実施→県教育委員会へ報告→学校経営計画の分析、各教育事務所と課題を共有して支援（9月）	→好事例を発信し、専科教員の加配、学年内や学校内での授業交換、中学校教員による授業等、学校規模に応じた小学校教科担任制を推進する。																																								
・全国学力・学習状況調査結果等説明会（8月）	→小学校教科担任制加配教員が授業づくり講座に参加することで、教科指導の連続性についての理解を深めるとともに、実践力の向上を図る。																																								
組織力向上推進事業	■PDCA サイクルの確立について、前年度より向上がみられ、「教科のタテ持ち」等の学び合いの仕組みが構築されつつあるが、授業力の向上については学校間に差がみられるため、組織力向上に向けた支援を強化する必要がある。 →年間 2 回開催する主幹教諭連絡協議会の第 1 回目に、校長を悉皆参加とし、「教科のタテ持ち」の意義や主幹教諭の役割などの理解を促進する。																																								
◆小学校教科担任制・組織力向上アドバイザーによる支援																																									
・アドバイザーを教育事務所に配置																																									
東部：2名、中部：3名、西部：2名																																									
・学校訪問による指導・助言（5~12月）																																									
◆小学校教科担任制・組織力向上アドバイザー連絡協議会の実施（5、9月）																																									
◆小学校教科担任制の実施																																									
・小学校教科担任制 加配教員の配置																																									
・専科教員の加配、学年内や学校内での授業交換、中学校教員による授業等、学校規模に応じた小学校教科担任制の実施（4~12月）																																									
・小学校教科担任制加配教員の授業づくり講座への参加（悉皆者：9月 12 名、11月 7 名）																																									
◆中学校組織力向上のための実践研究事業の実施																																									
・「教科のタテ持ち」校への主幹教諭の配置：33 校																																									
・第 1 回主幹教諭連絡協議会の開催（5月）																																									
・組織力向上工キスパート等による支援訪問：17 校 33 回（5、6、10、11月）																																									

事業 名称	基本方針 I 対策 1- (1) マネジメント力強化事業（学校経営計画の充実）	事業 No, 担当課	3 高等学校課
概要	全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性をあわせて取り組むため、教職員が参画して学校経営計画を策定し、PDCA サイクルを回しながら「チーム学校」として組織的に学校運営を行う。この取組を支援するため、アドバイザーや指導主事等で構成する「学校支援チーム」が各学校を訪問し、学校経営や授業改善に関する具体的な指導、助言を行う活動の充実・強化を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○校長のマネジメント力が向上し、全ての学校において、チーム学校としての組織的な取組の充実が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画の年度末評価結果がB以上[※]の高等学校の割合：100% (R2 : 86.2% R3 : 94.4% R4 : 100% R5 : R6.3月集計) <p>※ A : 目標を十分に達成 B : 目標を概ね達成 C : やや不十分 D : 不十分</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□学校訪問を通して、各校の喫緊の課題や要望を吸い上げ、担当課や課内担当に情報共有していくことで、迅速な対応や施策等への反映につなげることができた。</p> <p>■カリキュラム・マネジメントに係る管理職対象の学校訪問を通して、課題の洗い出しと評価指標や数値目標などの見直し等につなげる支援をさらに強化していく必要がある。</p> <p>■授業改善及び学力向上に係る各校の取組内容の改善と精選を図り、組織的な指導体制の一層の充実に結びつくよう指導・助言の工夫を行う必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）		
学校経営計画の進捗管理 ◆学校経営計画の策定と実践：全県立学校 <ul style="list-style-type: none">・各学校で策定、県教育委員会による確認（4月）・県教育委員会の学校訪問時、昨年度の年度末評価を踏まえた本年度の学校経営計画について説明（5月）・高等学校課企画監、学校経営アドバイザーによる指導、助言：33校（5～6月）・各学校で中間検証を実施、県教育委員会へ中間報告（10月）、県教育委員会による確認・県教育委員会の学校訪問時、学校経営計画の中間評価及び今後の取組内容について説明（10～11月）・各学校で年度末検証を実施、県教育委員会へ最終報告県教育委員会による確認を実施（3月予定）	<p>■各校で目指すべき学校像、生徒像を実現するための評価指標や具体的な取組内容などの見直しを行い、管理職のマネジメント力向上を図ることが必要である。 →学校支援チームの学校訪問を通して、学校経営計画・学校評価における各校の評価指標の精選を図り、PDCA サイクルを意識した学校経営となるよう、管理職のマネジメント力の強化を促進する。</p>		
訪問指導・助言等の充実・強化 ◆学校経営アドバイザー、高等学校課企画監、課長補佐、学校支援チームによる学校訪問 <ul style="list-style-type: none">・学力向上に係る訪問：34校（4～5月）・カリキュラム・マネジメントに係る訪問：33校（5～6月）（2月予定）・学力向上に係る訪問：34校（10～11月） ◆高等学校課企画監による学校訪問 <ul style="list-style-type: none">・新任用校長配置校訪問による学校経営に関する校長への助言：10校（8、12月）	<p>■授業改善及び学力向上に係る各校の取組内容の改善と精選を図り、各校における組織的な指導体制を強化していくことが必要である。 →高等学校課企画監、課長補佐、学校経営アドバイザー、学校支援チームが学校訪問を行い、各学校から提出された学力向上プランに基づく協議を行うことで、学力向上に係る各校の組織的な指導体制の充実を促進する。</p> <p>■校長の主導のもと、全ての教職員が「自分事」として参画し、学校内外のリソースを効率的に活用した学校組織体制・経営体制が強化されるよう支援していくことが必要である。 →高等学校課企画監、課長補佐、学校経営アドバイザーが各学校を訪問し、学校経営計画に基づく組織マネジメントの充実を図る。</p>		

事業 名称	基本方針 I 対策 1- (1) 学校事務体制の強化	事業 No, 担当課	4 教職員・福利課 教育センター
概要	学校事務に関する企画・調整を一元的に行うために、共同学校事務室の充実及び設置の促進を図る。また、市町村教育委員会における公立学校事務職員の職務内容の明確化を促進し、その専門性を生かして管理職のマネジメント体制を支え、主体的・積極的に学校経営に参画できるよう、資質・能力の向上に向けた研修の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○共同学校事務室の拡充が進むことで、事務処理の質の向上や効率化が図られるとともに、事務職員の校務運営への参画などにより働き方改革に向けた取組が進んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> ・共同学校事務室を設置した教育委員会数：20 教育委員会（14 共同学校事務室） 〔R3：15 教育委員会（12 共同学校事務室） R4：17 教育委員会（14 共同学校事務室） R5：22 教育委員会 16 共同学校事務室〕 ○学校において、学校事務機能が高まり、管理職のマネジメント体制を支える仕組みが充実している。 <ul style="list-style-type: none"> ・主幹研修受講者アンケート結果の評価平均：3.8 以上（4件法） （R2：3.8 R3：3.4 R4：3.6 R5：3.6） 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □R5 年度から新たに 5 教育委員会（2 共同学校事務室）が事業を開始できるように準備を進めることができた。 ■共同学校事務室未設置市町村の学校事務体制の強化を進める必要がある。 ■共同学校事務室の設置が拡充され、地域の実情に沿った学校事務体制が運営されているが、設置された共同学校事務室間の業務の平準化を図り、共同学校事務室の機能強化を図る必要がある。 ■事務職員が主体的・積極的に校務運営に参画できるよう取組を進める必要がある。 ■「高知県公立学校事務職員育成指標」について、事務職員研修と関連させて意識させる必要がある。 		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）と A 今後の方向（→）		
業務負担の軽減につながる学校事務体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆共同学校事務室設置と拡充に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・事務長及び総括主任連絡協議会において、設置と拡充に向けた情報の共有（4月） ・市町村教育委員会への設置と拡充の要請（8月） ・進捗確認の訪問等での設置及び拡充に向けた依頼（11、12月）（2月予定） ◆効果的な人事配置 <ul style="list-style-type: none"> ・総括主任及び事務長の計画的な昇任及び配置（4月） 昇任：総括主任 6 名 ・管理主事による学校訪問を通じた情報収集（5～10月） ・ヒアリングをもとに人事配置の計画案を作成（11、12月） 		
共同学校事務室の機能強化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆事務長及び総括主任連絡協議会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・目標設定協議会（4月） ・共同学校事務室への訪問等での取組状況の確認（11、12月） ・連絡協議会や業務診断票作成において取組成果の確認（2～3月予定） 		
人事交流による人材育成に関する取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆積極的な県教育委員会事務局等への人事交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・人事交流（4月） 学校→県教育委員会 10 名、県教育委員会→学校 6 名 ・管理主事による学校訪問を通じた情報収集（5～10月） ・ヒアリングをもとに人事配置の計画案を作成（11、12月） 		
教育事務職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ステージに応じた事務職員研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> 【小・中学校】 主事 5 日（うちオンデマンド 2 日）、主査 2 日、主幹 2 日、主幹 10 年目 1 日、総括主任 2 日、事務長 1 日 【県立学校】 新規採用職員 3 日（うちオンデマンド 2 日）、主事 2 日、主査 1 日、主幹・主任 2 日、新任用事務長 4 日（うちラップ配信 2 日） 		

事業 名称	基本方針 I 対策 1- (1) 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	事業 No, 担当課	5 教職員・福利課 小中学校課
概要	<p>学校における働き方改革に向けた組織マネジメント力の向上を図るため、管理職等を対象とした研修及び若年者向けのタイムマネジメント研修の実施や、他の自治体等の好事例の周知とあわせて、市町村教育委員会や学校の取組の進捗状況の把握を行うことにより、各学校における勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日の設定等の取組をさらに促進する。また、保護者や地域等の学校における働き方改革に対する理解増進のための啓発を行う。</p> <p>さらに、個々の児童生徒への指導・支援の充実に向けた学校組織体制の改善・強化を図るため、効果的・効率的な教職員の配置を検討するとともに、引き続き、国に対して教職員定数の改善・充実の要望を行う。</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○管理職のマネジメントの実践により、在校等時間を意識したメリハリのある働き方が進んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合型校務支援システムでの勤務時間管理の徹底ができている学校の割合：100% (R4 : 100%) ・①学校閉校日、②定時退校日、③最終退校時刻を設定した学校の割合：100% (R2 : 県立 41 校 ①43.9%、②31.7%、③68.3% / 義務 292 校 ①100%、②59.2%、③31.5%) (R3 : 県立 41 校 ①58.5%、②39.0%、③70.7% / 義務 284 校 ①100%、②72.2%、③35.6%) (R4 : 県立 41 校 ①61.0%、②39.0%、③70.7% / 義務 277 校 ①100%、②75.1%、③54.9%) (R5 : R6. 2月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□勤務実績管理システムの入力状況を把握することにより、入力状況の改善につながった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■教員によっては、勤務時間の一部入力漏れや入力誤りがあるため、入力方法の徹底を図る必要がある。 ■教員の「子どものためであればどんな長時間勤務も良しとする」という強い使命感からの働き方や、中学校及び高等学校における部活動指導等が長時間勤務を生む要因となっており、教員の意識改革を図る必要がある。あわせて県民への理解促進も必要である。 ■若年教員の時間外在校等時間がが多い実態があるとともに、病気休暇や早期退職も増加傾向にあるため、特に若年層に対して対策を講ずる必要がある。 		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)		
時間外在校等時間の入力及び時間管理の徹底	<p>■時間外在校等時間の入力及び時間管理の徹底を図る必要がある。</p> <p>→在校等時間を意識したメリハリのある働き方を進めるために、教員の時間外在校等時間の入力及び時間管理の徹底を強化する。</p>		
◆勤務時間管理の取組の徹底及びフォローアップ <県立学校> ・勤務実績管理システム入力方法の周知（4月） ・入力状況の確認（1月予定） ・入力不備者に対し聞き取り及び指導（2月予定） <教員業務支援員配置校（小・中・義務教育学校 96 校）> ・時間外在校等時間の集計と分析（4~12月）（1月～予定） ・勤務実績管理システム入力方法の周知（1月予定）	<p>■教職員の意識改革を図る必要がある。</p> <p>→管理職と推進役の教職員によるオンライン研修を実施し、意識改革とマネジメント力の向上を図る。</p> <p>→若年者向けの研修を実施し、若年者のタイムマネジメント力の向上を図る。</p>		
意識改革のための研修の実施	<p>■学校における働き方改革に対する理解増進を図る必要がある。</p> <p>→業務負担の軽減につながる好事例等の、通信や SNS を活用した情報発信を実施する。</p> <p>→保護者や地域等に対する理解促進を、ホームページや SNS を活用して情報発信する。</p>		
◆管理職と推進役を対象としたマネジメント研修 ・管理職と推進役の教職員の合同研修（5月） ・推進校研修（10月）（1月予定） ◆若年者向けタイムマネジメント研修の実施（7月）	<p>■小学校教科担任制の実施状況や、適切な取組がなされているか、各校の実態を把握する必要がある。</p> <p>→教育長ヒアリングを通した情報収集、組織力向上アドバイザーによる指定校訪問を実施し、規模に応じた効果的な取組について指導・助言を行う。</p> <p>→教育長ヒアリング等を通して、少人数学級編制による効果について情報収集を行う。</p>		
他県や推進校等の好事例の紹介による取組の推進と保護者や地域等の学校における働き方改革に対する理解増進	<p>■小学校教科担任制の実施状況や、適切な取組がなされているか、各校の実態を把握する必要がある。</p> <p>→教育長ヒアリングを通した情報収集、組織力向上アドバイザーによる指定校訪問を実施し、規模に応じた効果的な取組について指導・助言を行う。</p> <p>→教育長ヒアリング等を通して、少人数学級編制による効果について情報収集を行う。</p>		
◆好事例の収集・提供 ・働き方改革通信の発行（5、7、9、12 月）	<p>■小学校教科担任制の実施状況や、適切な取組がなされているか、各校の実態を把握する必要がある。</p> <p>→教育長ヒアリングを通した情報収集、組織力向上アドバイザーによる指定校訪問を実施し、規模に応じた効果的な取組について指導・助言を行う。</p> <p>→教育長ヒアリング等を通して、少人数学級編制による効果について情報収集を行う。</p>		
学校組織体制の改善・強化	<p>■小学校教科担任制の実施状況や、適切な取組がなされているか、各校の実態を把握する必要がある。</p> <p>→教育長ヒアリングを通した情報収集、組織力向上アドバイザーによる指定校訪問を実施し、規模に応じた効果的な取組について指導・助言を行う。</p> <p>→教育長ヒアリング等を通して、少人数学級編制による効果について情報収集を行う。</p>		
◆小学校教科担任制の推進 ・加配教員の配置：小学校 50 名、中学校 5 名、中学校教員の兼務、担任間の積極的な授業交換等 ・小学校教科担任制・組織力向上アドバイザーによる訪問指導の実施 ・管理主事訪問による実態把握、指導・助言 ◆義務教育 9 年間を通した少人数学級編成の推進 ・全学年 35 人以下学級に係り、119 名の加配教員を配置（小学校 55 名、中学校 64 名） ・管理主事訪問による実態把握	<p>■小学校教科担任制の実施状況や、適切な取組がなされているか、各校の実態を把握する必要がある。</p> <p>→教育長ヒアリングを通した情報収集、組織力向上アドバイザーによる指定校訪問を実施し、規模に応じた効果的な取組について指導・助言を行う。</p> <p>→教育長ヒアリング等を通して、少人数学級編制による効果について情報収集を行う。</p>		

事業 名称	基本方針 I 対策 1 - (1) 業務の効率化・削減	事業 No. 担当課	6 教職員・福利課
概要	学校等への調査・照会、事業について削減や見直しを行うとともに、研修について精選し回数の削減等を図ることで、教員の負担軽減を図る。また、学校独自の行事について、地域や保護者の理解を得ながら、業務の明確化や適正化を図るとともに、学校徴収金の徴収・管理については、学校給食費等の公会計化や事務職員等への徴収業務の移譲に向け、好事例の周知などの支援を行う。さらに、統合型校務支援システムや自動採点システムをはじめとするデジタル技術の活用により、業務の効率化を進める。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○研修の精選等がなされたことにより、長期の休暇を取得することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・夏季の長期休業中において 10 日以上の休暇を取得した教職員（県立学校）の割合：100% (県立学校 R2 : 71.4%※ R3 : 30.9% R4 : 39.2% R5 : 58.4%) ※R2は新型コロナウイルス感染拡大により夏期休業期間を短縮したため 5 日以上の割合 ○学校徴収金の徴収・管理業務の移譲により、教員が授業改善のための時間や児童生徒に向き合う時間を増やすことができている。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校徴収金の徴収や管理業務の移譲に向けた取組を行った学校の割合：100% (R2 小中（義務教育）学校 : 68.8%、県立学校 : 82.9%) (R3 小中（義務教育）学校 : 76.4%、県立学校 : 97.6%) (R4 小中（義務教育）学校 : 92.1%、県立学校 : 100%) (R5 : R6. 2月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □研修の精選やオンライン化及び行事や事業の削減・見直し等の取組が一定進んだ。 □業務の効率化のためのシステム導入及び機能拡充が行われたので、システムの活用を促進しさらなる業務の効率化につなげる必要がある。 ■教職員一人一人がこれまでの働き方を見直し、勤務時間を意識し、限られた時間の中で、計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つ必要がある。 ■統合型校務支援システムやデジタル教材等、デジタル技術の活用により、業務や授業の効率化を図る必要がある。 		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況（4～12 月）		C 検証（■）と A 今後の方向（→）	
<p>学校等の事務負担軽減に資する取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「調査・照会に関するガイドライン」に基づき、前年度末に見直した内容（調査項目の削減、調査対象の縮小、様式の簡素化等）により、各課において各種調査・照会を実施。 ◆ICT を活用した効率的な研修 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員を対象に、遠隔研修、オンライン研修（ライブ配信・オンデマンド）の実施（4～12 月） ・研修企画委員会で次年度の研修方針を決定（7 月） 		<ul style="list-style-type: none"> ■働き方改革の観点から、学校等の事務の負担を軽減するとともに、事務局における業務の効率化をさらに進める必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →「ガイドライン」に基づき、調査・照会の実施頻度、時期、対象、調査項目、様式等について精選し、削減や簡素化を図る。 ■遠隔研修やオンライン研修は、教職員の研修への移動負担を軽減することができるため、次年度も引き続き計画する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →研修内容と効果を考慮し、遠隔研修、オンライン研修を実施する。 	
<p>デジタル技術の活用による業務効率化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市町村統合型校務支援システム文書収受機能の改修 <ul style="list-style-type: none"> ・開発事業者との契約（4 月） ・システム開発・リリース（9 月） ◆デジタル教材の整備：県立学校（5 月） <ul style="list-style-type: none"> ・すららドリル:20 校 23 課程 導入説明会（4 月） 学力診断チェック課題配信（5 月） ・ClassPad.net: 10 校 10 課程 導入説明会（5 月） ・ClassPad.net 及びすららドリル研修会の実施（5、6、8 月） ・ClassPad.net 及びすららドリル公開授業（9～12 月）、ClassPad.net 公開授業（1 月予定） ◆自動採点システムの拡充及び活用促進：県立学校 <ul style="list-style-type: none"> ・導入学校数：19 校（4 月） ・動画マニュアルの配付（4 月） ・導入校への学校訪問：5 校（6 月） ・操作研修の実施（8 月） ・使用状況アンケートの実施（9 月）（1 月予定） ◆段階的に回答を集計・分析できるアンケートシステムの活用促進 県立・市町村立学校向け説明会（5 月） 		<ul style="list-style-type: none"> ■校務支援システム文書収受機能の改修が完了した。 <ul style="list-style-type: none"> →校務の効率化の促進のため、現場で機能が使われるようサポートや情報共有を実施する。 ■デジタル教材の活用は、授業準備や業務の効率化につながるため、引き続き、各学校に活用を促すとともに効果的な利用のための支援を行う必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →デジタル技術を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。 ■自動採点システムの活用方法について、各校に担当教員を設定し、利用促進を図る必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →各校の使用状況、システム活用の効果及び課題を把握し、利用を促進する。 ■アンケートシステムの周知を実施し、現場での利用が進んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> →校務の効率化の促進のため、現場で機能が使われるようサポートや情報共有を実施する。 	
<p>学校の業務改善の取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆取組事例等の紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・「教職員の働き方改革通信」発行（5、7、9、12 月） ・市町村教育委員会との連携による学校訪問（6 月～） ・県立学校への学校訪問（6 月） 		<ul style="list-style-type: none"> ■先進的な取組の情報を収集・発信することにより各校での取組につなげる必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →「教職員の働き方改革通信」を発行（隔月）し、先進的な取組等の情報発信をする。 →市町村教育委員会との連携による学校訪問等において、各校での取組の情報収集及び発信を行う。 	

事業 名称	基本方針 I 対策 1- (2) 主幹教諭の配置による組織力強化	事業 No, 担当課	7 高等学校課
概要	高等学校、特別支援学校において、校長を中心とした組織マネジメント力のさらなる強化に向けて、主幹教諭を配置するとともに、主幹教諭を総括育成担当者として位置付け、OJT を通して組織的に人材を育成する仕組みを確立する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校において、校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進され、教員同士が学び合う組織体制が構築されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・主幹教諭の配置校数：24 校 (R2 : 18 校 19 名 R3 : 21 校 22 名 R4 : 24 校 25 名 R5 : 24 校 25 名) ・主幹教諭を中心に教員同士が学び合う仕組みが構築できている高等学校の割合：100% (R2 : 83.3% R3 : 86.0% R4 : 95.8% R5 : R6.3月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □主幹教諭が人材育成の総括育成担当として、校内研修等の計画・実施の中心的役割を担い、校内での教員同士が学び合う体制づくりが進んでいる。 ■生徒指導部や進路指導部等の担当部署、学年団、教科会等の組織間の連携が十分でなく、教育活動が個々の教員の裁量や力量に委ねられている学校がある。 ■学校の中核となるミドルリーダーの計画的な育成が十分に行えていない学校がある。 		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)		
◆主幹教諭の適切な配置 <ul style="list-style-type: none"> ・24 校 25 名 <ul style="list-style-type: none"> 高校 : 18 校 19 名 特別支援学校 : 6 校 6 名 ※教頭が複数配置でない学校や教育課題の集中的解決を図る学校に優先的に配置 	<ul style="list-style-type: none"> ■組織マネジメント力の強化のため、組織的な人材育成を意識した校内的人事配置について検討・協議する。 <ul style="list-style-type: none"> →学校運営の推進や人材育成に係る適切な指導・助言等を行い、校長を中心とした組織マネジメントを強化する。 →退職した経験豊かな管理職も活用しながら、校内でのOJT の充実を図り、人材育成の仕組みを構築する。 		
人材育成の取組の進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> ◆管理主事等による学校訪問を通じた確認・協議 <ul style="list-style-type: none"> ・全県立配置校への訪問 : 年 2 回 ・教員同士が学び合う体制づくりについて協議 ◆人材育成のための研修 <ul style="list-style-type: none"> ・新任主幹教諭を対象とした研修 : 3 日間 (4、6、11 月) ・任用 2 年次主幹教諭研修 : 2 日間選択受講 	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成のため、主幹教諭を中心とした校内での教員同士が学び合う体制づくりを強化する。 <ul style="list-style-type: none"> →各学校において、主幹教諭の明確な位置付けと活用について、学校訪問時に校長と協議する。 ■主幹教諭が職責を理解し、自校の組織マネジメントの充実に役立つ研修を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> →学校組織マネジメントや人材育成等に関する研修を通して、学校運営の充実を目指す推進者としての資質・指導力の向上を図る。 		

事業 名称	基本方針 I 対策 1- (3) コミュニティ・スクール (CS) の推進	事業 No. 担当課	8 小中学校課・高等学校課・特別支援教育課
概要	平成 29 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、これまで任意であった学校運営協議会の設置が努力義務となつたことを受け、市町村に対し所管の小・中学校や、高等・特別支援学校への学校運営協議会の設置に関する効果的な支援を行うことで、学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	○全ての市町村において、管内の小中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入される。 ・コミュニティ・スクールを導入している小・中・高等・特別支援学校の割合：100%※（ ）内は全国平均 〔R2 小・中：24.0%、高：22.9%、特支：87.5% R3 小・中：38.3%（33.3%）、高：25.7%、特支：100% R4 小・中：53.8%（42.9%）、高：51.5%、特支：100% R5：小・中：95.3%、高：66.7%、特支：100%〕 ・保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合（「よく参加している」と回答した割合） 小学校：70%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上 〔R2 小：56.3%、中：41.7% R3 小：44.9%（54.2%）、中：24.8%（30.0%） R4 小：48.9%（51.5%）、中：17.6%（24.3%） R5 小：59.2%（56.5%）、中：28.6%（26.4%）〕 ・今住んでいる地域の行事に参加しているという児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校：40%以上 中学校：40%以上 かつ全国平均以上 〔R2 小：25.0%、中：19.7% R3 小：23.1%（26.7%）、中：16.9%（16.3%） R4 小：21.2%（23.4%）、中：16.5%（14.3%） R5 小：21.6%（24.3%）、中：14.6%（12.2%）〕		
取組の 成果と 課題 (R4末)	□市町村訪問等による現状把握や啓発、支援を行ったことで、CS 未導入の市町村において、R5 年度導入に向けて取組が進んでいる。 ■学校の統合等により、導入が R5 年度末に間に合わない市町村がある。 ■導入済みであっても、持続可能な学校運営協議会となっていないことや、CS に対する、教職員の理解が十分でなく組織的な取組となっていないことなどが見受けられる。		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況（4～12 月）		C 検証（■）と A 今後の方向（→）	
CS の導入推進及び充実＜小中学校課・高等学校課＞ ◆CS 導入促進：小・中学校 ・市町村教育長会議、地区別校長会、指導事務担当者会での周知 ◆地域とともにある学校づくり研修会の実施（8 月） ・対象：小・中学校管理職及び教職員、市町村担当者 地域学校協働活動推進員 ・先進地による事例紹介 ・文科省 CS マイスターによる講話 ◆コミュニティ・スクール導入促進：高等学校 ・指導主事等の学校訪問による指導助言 ・校長会、副校長会・教頭会での周知 ・実施校の好事例紹介		■研修会に、地域学校協働活動推進員の参加を促したこと で、幅広く CS についての理解を深めることができた。 導入後の持続可能な学校運営協議会の在り方や、教職員 が参加しての組織的な CS の運営について推進する。 →CS を活用し、学校・家庭・地域が一体となって取 り組む学校の地域連携を考える会を開催し、CS と 地域学校協働活動の一層の一体的推進を図る。	
<小中学校課> ◆CS 推進事業費補助金の活用促進 ・R5 活用市町村：南国市 ・市町村への事業説明（10 月）		■未設置の学校には指導主事等が訪問し、導入促進を図 る必要がある。 →学校経営計画の進捗管理及び評価の実施や、スクー ルミッションを共有し、スクールポリシーを策定する 機関としても重要であるので、実施校での好事 例を紹介することで導入を促進する。	
市町村訪問による進捗管理＜小中学校課＞ ◆市町村の担当者へ訪問説明 ・管内設置率 100%ではない市町村へ訪問（5 月） ◆市町村訪問の実施 ・各教育事務所配置の学校地域連携推進担当指導主事 による日常的な訪問支援（5～10 月） ・CS、地域学校協働本部事業における取組状況及び次 年度実施予定等に関する聞き取り調査訪問（10 月）		■CS を推進するため、未導入市町村に対し、CS 推進事業 費補助金の活用を促進してきた。その結果、R5 年度末 には導入率が 98.5%となる予定である。 →未導入市町村も、R6 年度末には CS を導入するとともに、同補助金は活用しないことが分かっているため、事業説明は終了となる。	
特別支援学校への情報提供の実施＜特別支援教育課＞ ◆情報提供の実施：特別支援学校 ・県立特別支援学校長会において、CS マイスターの講 話を実施（11 月）		■地域学校協働本部との一体的な推進に向けた内容や、統 合の計画と学校運営協議会設置が同時に進められるよ う先進的な取組を紹介し、啓発を図る。 →小中学校課及び生涯学習課の担当主事による指導訪 問を実施する。	
		■各特別支援学校の取組内容をさらに充実させることが 必要。 →各学校の取組がさらに充実するよう推進する。	

事業 名称	基本方針 I 対策 1- (4) 放課後等における学習支援事業	事業 No, 担当課	9 小中学校課
概要	小・中学校における放課後等学習支援員の配置に対して財政的支援を行うことで、市町村や学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立等、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に対応できるよう充実・強化する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○学力面で課題を抱える児童生徒に、放課後や長期休業期間等において、学習のつまずきに早期に対応した個別指導や家庭学習の指導など、一人一人の状況に応じた学習機会が全ての学校で提供されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記①～③の学習支援のいずれか1つでも行われている実施校率：100% (R2 : 98.3% R3 : 98.9% R4 : 99.2% R5 : R6.3月集計) ①放課後等学習支援員の配置 ②放課後児童クラブや放課後子ども教室等の「学びの場」の実施 ③地域学校協働本部やコミュニティ・スクール等での学習支援 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□学習支援員が、放課後だけでなく授業にも入り、担任と連携を取りながら支援を行うことで、児童生徒の実態をより把握でき、放課後等学習支援での指導に生かすことができている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■学習支援員の配置に関して、地域外からの人材確保も見込む必要がある。 ■ICT端末の利用頻度は少なく、学習支援プラットフォームの活用ができていない学校がある。 ■組織体制の連携が不十分な学校があり、支援員の配置・活用について、精査が必要である。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）		C 検証（■）と A 今後の方向（→）	
<p>◆放課後等学習支援員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・410名配置（小学校 125校 中学校 74校） ・33市町村（学校組合） ・市町村への運営補助（4～12月） <p>◆人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会への情報提供（4～12月） 		<p>■放課後等学習支援員の配置に対して支援する必要がある。</p> <p>→放課後等における補充学習や教員の負担増に対応できるよう、引き続き学習支援員の配置に対して運営費を補助する。</p> <p>■人材確保を支援する必要がある。</p> <p>→市町村教育委員会への情報提供を行うとともに、退職予定教員の在籍校に人材募集案内チラシを送付する。</p>	
<p>◆放課後等学習指導の質的向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」に掲載している単元テスト等のデジタル教材の積極的な活用推進（4～12月） ・放課後等のICT端末活用に係る先進的な取組を行っている学校の情報収集（4～12月） ・指導主事等による学校訪問（10～11月） 　小学校：4校、中学校：4校 		<p>■放課後等学習指導の質的向上を図る必要がある。</p> <p>→各種学習状況調査結果や実績報告等を基に訪問校を選定する。</p> <p>→学習支援員の活用に関する助言・情報提供を行う。</p> <p>→学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の積極的な活用を推進する。</p> <p>→放課後等のICT端末活用に係る先進的な取組を行っている学校の情報収集を行い、県内に普及する。</p>	

事業 名称	基本方針 I 対策 1- (4) 教員業務支援員活用事業	事業 No, 担当課	10 教職員・福利課
概要	教員の業務負担の軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できる体制を整備するため、教員の専門性を必要としない業務（学習プリント等の印刷など）に従事する「教員業務支援員※」の効果的な活用を推進するとともに、配置校の拡充を図る。 ※R5 年度より、「校務支援員」から名称変更		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○配置校において、教員業務支援員の配置により働き方改革の取組が進み教員の時間外在校等時間が削減される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員一人あたりの時間外在校等時間を前年度比 3 %以上削減できた学校の割合 : 100% (R2 : 60.7% (17 校／28 校 : R2 配置校 35 校のうち新規配置 7 校を除く)) (R3 : 70.6% (24 校／34 校 : R3 配置校 66 校のうち R2 新型コロナウイルス感染症対策追加配置 25 校及び R3 新規配置 7 校は、前年度と比較できないため除く)) (R4 : 31.8% (21 校／66 校 : R4 配置校 88 校のうち新規配置 22 校を除く)) (R5 : R6. 3月集計) 		
取組の成果と課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □配置校のアンケート調査において、「多忙感の軽減につながっている」と回答した教員の割合が、90.7% (R3.10 月) から 92.1% (R4.10 月) に上昇するなど、教員の負担軽減につながっている。 □新型コロナウイルス感染症対策の業務（衛生管理等）について、教員の負担を軽減することができた。 <p>■配置効果を発揮するためには、教職員の意識改革や行事の精選・見直し等の業務改善を進めていく必要がある。</p> <p>■時間外勤務等の実状を踏まえた配置を行い、各学校における在校等時間の上限の遵守に向けた業務改善等の取組を推進するために、教員業務支援員の配置を拡充する必要がある。</p>		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)		
教員業務支援員の効果的な活用の推進	<p>◆配置校の実践の進捗管理、調査・分析、指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書による教職員の月別勤務時間の把握と時間外の状況分析 (毎月) ・市町村教育委員会との連携による学校訪問における業務内容の確認及び指導: 8 校 (6 月～) (1 月予定) ・県立学校への学校訪問における業務内容の確認及び指導: 6 校 (6 月～) (1 月予定) 		
教員業務支援員配置校の拡充	<p>■各学校における在校等時間の上限の遵守に向けた業務改善等の取組を推進するために、配置校の拡充が必要である。</p> <p>→各学校における在校等時間の上限の遵守に向けた業務改善等の取組をさらに推進していくために、校務支援員の配置を拡充する。</p>		

事業 名称	基本方針 I 対策 1- (5) 教員の人材確保に向けた取組の推進	事業 No, 担当課	11 教職員・福利課
概要	本県が求める資質や能力を有する教員を採用・確保するために、教員採用候補者選考審査の受審者及び採用者を確保し、審査の実施時期や方法について工夫を行うとともに、県内外大学において採用審査の内容や推薦制度の説明など、広報活動を積極的に行う。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○教員採用候補者選考審査において、定年退職者等を踏まえて算出した採用予定数を確実に充足するとともに、人材の質を一定担保することが可能な採用倍率を維持している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校教諭 採用充足率：100%以上 (R2 : 117% R3 : 82% R4 : 72% R5 : R6.3月集計) 採用倍率：3.0 倍以上 (R2 : 7.1 倍 R3 : 9.5 倍 R4 : 9.7 倍 R5 : R6.3月集計) ・中学校教諭 採用充足率：100%以上 (R2 : 119% R3 : 118% R4 : 104% R5 : R6.3月集計) 採用倍率：3.0 倍以上 (R2 : 9.5 倍 R3 : 8.6 倍 R4 : 7.8 倍 R5 : R6.3月集計) ・高等学校教諭 採用充足率：100%以上 (R2 : 113% R3 : 124% R4:100% R5 : R6.3月集計) 採用倍率：3.0 倍以上 (R2 : 9.6 倍 R3 : 8.8 倍 R4 : 8.4 倍 R5 : R6.3月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□小学校の採用倍率が、全国的に低下傾向 (R4 年度採用の全国平均採用倍率は過去最低の 2.5 倍) にある中、本県では 9.7 倍 (R4 実施) と、近年一定の倍率を維持することができている。</p> <p>■小学校教諭においては辞退者が多く、採用充足率が低下しており、選考方法の見直しや教員確保の方策等、早急な対応策の検討が必要である。</p> <p>■中学校や高等学校は、採用充足率や倍率において一定充足しているが、受審者が少ない教科があり、受審者及び採用者の確保に向けた取組が必要である。</p>		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)		C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)	
<p>受審者及び採用者の確保に向けた取組の充実</p> <p>◆採用説明会や広報活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外の大学等で採用説明会の実施 : 22 回 ・県広報誌への掲載、コンビニ等へのポスター掲示、テレビ・ラジオでの読み上げ、SNS 等での広報 (4 月) ・Youtube (とさまなチャンネル) での広報 (10 月~) <p>◆採用審査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受審者を確保するために、1 次審査を 6 月中旬に高知会場、大阪会場で実施 ・2 次審査を県内会場で実施 (8 月) ・小学校教諭を対象とした追加の特別採用審査を実施 (大学 3 回生の事前認定審査も併せて実施) (12 月) 		<p>■受審者の確保に向けた採用説明会の実施や広報の充実を図る。 →本県が求める資質や能力を有する教員を採用・確保するため、県内外の大学等での採用説明会や広報の充実を図る。</p> <p>■採用予定数を確保するために、採用審査及び選考を実施する。 →県外出身者や辞退者が多い校種・教科の採用者を確保する。</p> <p>■新規採用者の情報やサポート等について、人事主管課と共有を図る。 →採用者に対する住居等に関するサポートの充実を図る。</p>	
採用審査方法の工夫・改善		<p>■教員選考審査方法及び内容等について、他自治体の審査方法の調査研究を行い、教員確保に向けた方策を検討し、周知を図る。 →採用審査方法の工夫・改善を継続して行う。 →来年度の採用審査実施要項を作成し、周知する。</p>	
<p>実践力を有する教員の確保</p> <p>◆現職教員等特別選考審査の実施 (小学校教諭、中学校教諭、小中学校養護教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭)</p> <p>◆再任用制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年引き上げに係る再任用制度の周知 (5 月~) 		<p>■名簿登載者数や採用状況を踏まえ、募集する校種・教科の拡大を検討し、実施する。 →高知会場、東京会場、大阪会場で実施する。</p> <p>■再任用応募者拡大に向けて、あらゆる場面で依頼を継続し、周知を図る。 →実践力・指導力を有する再任用教員を確保するため、校長会や市町村教育委員会を通じ、応募者拡大を依頼する。</p>	
<p>任期付教員の確保</p> <p>◆任期付教員採用候補者選考審査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育休代替等の任期付教員の選考を、通常の採用選考審査とあわせて実施 (確保の状況により、年度内に特別選考を実施) 		<p>■人事主管課と育休者等の情報を共有し、任期付教員特別選考を実施する。 →任期付教員を、通常の採用審査と併せて選考するとともに、確保の状況により特別選考を実施する。</p>	
<p>臨時の任用教員の確保</p> <p>◆臨時の任用教員の応募者拡大への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集要項の配布 (教育センター、各教育事務所、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所、市町村教育委員会 等) 		<p>■臨時の任用教員の募集情報等、広報活動の充実を図る。 →大学等での臨時教員説明会の実施や、テレビ・ラジオ等で臨時教員募集の広報を行う。</p>	

事業 名称	基本方針 I 対策 1- (5) 採用候補者への啓発（採用前研修）	事業 No, 担当課	12 教育センター
概要	早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに、授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への講座を実施するとともに、臨時の任用教員等を対象とした研修を実施する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○採用候補者が、教育公務員としての自覚を持ち、教員に求められる資質や能力について理解できている。 <ul style="list-style-type: none"> ・採用前講座の受講者アンケートの肯定的評価：平均 3.5 以上（4件法） (R3 : 3.9 R4 : 3.8 R5 : R 6.3月集計) ○臨時の任用教員が教育公務員としての自覚を持ち、教員に求められる資質や能力について理解できている。 <ul style="list-style-type: none"> ・臨時の任用教員研修の受講者アンケートの肯定的評価：平均 3.5 以上（4件法） (R2 : 3.8 R3 : 3.8 R4 : 3.7 R5 : 3.9) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □採用前講座は任意の講座であるが、多くの参加があったことから、教員となることへの期待と意欲を感じられ、採用までの準備や今後の教育活動への見通しを持たせることができた。 □臨時の任用教員研修受講後のアンケート（「今後の教育活動に生かせる内容でしたか」等）評価平均は、第 1・2 回ともに 3.7 であり、受講者の満足度の高さがうかがえる。講義だけではなく、受講者同士の実践交流や課題共有の場面設定があることで、年度当初に抱く不安の解消につながったと考えられる。 ■受講者の実践状況を考慮して研修内容や研修方法をさらに工夫する必要がある。 		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況（4～12 月）		C 検証（■）と A 今後の方向（→）	
<p>採用前講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆オンデマンド研修（NITS）と教科研究センター講座の案内（10 月） ◆ライブ配信研修：1 日（R6. 3 月予定） <ul style="list-style-type: none"> ・主な内容 「教員としての心構え」「社会人として求められる力」「児童生徒理解」「先輩に学ぶ（体験発表）」等 ※研修内容については、適宜見直し 		<ul style="list-style-type: none"> ■早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに、児童生徒理解及び授業づくりの基本の理解を目指し採用候補者への講座を実施していく。初任者研修でのアンケート結果等を踏まえ、採用までの準備や採用後の教員としての仕事の見通しがもてるよう研修内容を検討していく。 →教育公務員としての意識を醸成するとともに、教員に求められる資質や指導力について理解が深まるような内容となるように講師と打ち合わせや検討を行い実施する。 	
<p>臨時の任用教員研修：年間 2 回</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆第 1 回：100 名（①4 月、②5 月） <ul style="list-style-type: none"> ・教員に求められる資質・能力 「学級経営」「児童生徒理解」「ICT の活用」 ◆第 2 回：99 名（6 月） <ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員としての心構え ・学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり ・オンデマンド研修（NITS） ・アンケートの分析及び研修内容の検討（8 月～） 		<ul style="list-style-type: none"> ■受講者アンケートにおいて、評価平均は第 1 回が 3.8、第 2 回が 3.9 と高評価で、受講者の職務に生かせる内容であったと考えられる。この結果から、講義内容が受講者のニーズに合っていた点や職務に対して不安を抱えている早い時期の開催であった点から、受講者の職務に対する不安解消につながり満足度も高かったと考える。 →6 月初旬までの早い時期に、教育公務員として服務の理解や授業、学級経営等における基礎的・基本的な実践力を育成する研修を計画・実施する。 	

事業 名称	基本方針 I 対策 1- (5) 若年教員育成プログラム	事業 No, 担当課	13 教育センター
概要	若年教員の実践的指導力及びマネジメント力を育成するために、初任者から 7 年経験者までの研修を「高知県教員育成指標」に基づき体系化した、「若年教員育成プログラム」を実施する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○全ての若年教員が、各年次に応じた実践的な指導力とマネジメント力を身につけている。 ・「高知県教員育成指標」に基づく自己評価票の達成状況（3年経験者） <自己評価> : 3.1 以上 <校長評価> : 3.1 以上 （4段階評価） (自己評価 R2 : 3.1 R3 : 3.1 R4 : 3.1 R5 : R6.2月集計 校長評価 R2 : 3.2 R3 : 3.3 R4 : 3.3 R5 : R6.2月集計)</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□各学校において若年教員に対する組織的な人材育成への理解が深まり、学校全体での取組が進められてきたことから、初任者をはじめ、若年教員のマネジメント力の向上がみられる。 □学びと実践の積み上げにより年間を通じて若年教員の成長がみられ、経験段階に応じて求められる資質・能力が育まれている。 ■受講者や学校の間で、資質・能力向上に対する意識の差が見られる場合もあり、OJT と Off-JT のさらなる連携強化が必要である。 ■県外出身者や新卒新採の初任者の増加により、ワーク・ライフ・バランス等を意識したより細やかな対応が必要となっている。</p>		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況（4～12 月）		C 検証（■）と A 今後の方向（→）	
初任者研修	・基礎研修：4 日（うちオンデマンド 1.5 日）、 ・授業基礎研修：4 日 ・チーム協働研修：1 日 ・教育事務所研修（小中）・県立学校研修（高特）：各 2 日 ・教科担当指導主事の訪問指導：1 日 ・若年教員育成アドバイザー（教育事務所）訪問：2 日	<p>■授業づくりや児童生徒理解など、教員として求められる基礎・基本を学び、教員として求められる基礎的な指導力を身に付けつつある。 →授業づくりや児童生徒理解の基礎・基本について一層の理解を促進するとともに、教員としての自覚や使命感を養い、セルフマネジメント力の向上を目指す内容の研修を実施する。</p>	
2年経験者研修	・共通課題研修・授業実践研修：3 日 (うちオンライン研修 0.5 日、オンデマンド研修 0.5 日) ・教育事務所研修（小中）・県立学校研修（高特）：各 1 日	<p>■授業における自己課題の解決に向けた研修を行うことを通して、児童生徒理解に基づいた授業実践力や学級経営力を身に付け、年次に応じた指導力を養いつつある。 →児童生徒理解に基づいた授業実践力や学級経営力を向上させるとともに、自己課題解決に向け P D C A を意識した授業改善を図る研修を実施する。</p>	
3年経験者研修	・授業実践研修：2 日	<p>■学習評価に基づいた授業改善及び学習指導力の向上を目指すとともに、確かな学力を保証するための授業実践力の向上を図る研修を実施した。 →学習評価に基づいて年間の実践を振り返り交流することで、PDCA サイクルを機能させながら指導と評価の一体化についての一層の理解を深め、学習指導力の向上を図る。</p>	
7年経験者研修	・共通課題研修・授業実践研修：3 日 (うちオンライン研修 1 日)	<p>■自己課題解決に向けた取組や、探究的な授業デザインについて学んだことで、育成を目指す資質・能力を明確にした授業設計や ICT の活用を位置付けた実践的指導力についての理解が進んだ。 →自己課題解決及び ICT 活用を位置付けた授業づくりに加え、系統性を踏まえた実践的指導力のさらなる向上を図る。また、次期ミドルリーダーとしての自覚をもつとともに、自己の役割を意識したチームマネジメント力の向上を図る。</p>	
指導教員等研修（OJT を活用した人材育成）	・初任者指導教員研修：3 日（うちライブ配信研修 2 日） ・初任者教科指導教員等研修：1 日 ・研修コーディネーター実践力向上研修：3 日 (うち 1 日はライブ配信研修)	<p>■配置校における若年教員の人材育成や教科指導を円滑かつ効果的に行うために、メンター制やチーム会を活用した指導力の向上を図る研修を実施した。 →校内でのそれぞれの役割の周知を継続して行い、若年教員の人材育成に組織的に関わりながら、協働して指導・助言を行えるような研修を継続して実施する。</p>	

事業 名称	基本方針 I 対策 1- (5) 中堅期以降の研修機会の充実	事業 No, 担当課	14 教育センター
概要	県内の公立学校（高知市立学校を除く）の 9 年間の教職経験を持つ教諭等に対して、実践的指導力を高めるとともに、ミドルリーダーとして求められるチームマネジメント力の向上を図る研修を実施する。また、中堅期以降（特に発展期）の教員の資質能力の向上を図る研修プログラムを開発する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○10 年以上の教職経験を持つ教諭等が、学年や校務分掌における自己の役割を自覚し、若年教員や同僚に対して適切な助言ができるようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中堅教諭等資質向上研修の受講者アンケート評価平均（4 件法） <p>「学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて取り組むことができる」：3.0 以上 (R2 : 3.0 R3 : 2.6 R4 : 3.0 R5 : R6.2月集計)</p> <p>「必要に応じた若年教員への指導助言ができている」：3.0 以上 (R2 : 2.8 R3 : 3.0 R4 : 2.9 R5 : R6.2月集計)</p> <p>「教科の専門を生かすとともに教科横断的な観点から授業実践や教員の授業に対する指導・助言ができる」といっている：3.0 以上 (R3 : 2.9 R4 : 2.8 R5 : R6.2月集計)</p> 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□研修後のアンケートによると、「学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて取り組むことができる」と「必要に応じた若年教員への指導助言ができている」の肯定的評価の割合が約 8 割に上昇し、ミドルリーダーとしての自覚の向上が、中堅教諭として期待される実践につながっていることがうかがえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■研修アンケートから、中堅教諭の中には、若年教員等に対する育成・指導の意識が低い者や校種によっては、教科横断的な視点からの授業実践が十分でない状況がうかがえる。 ■教員免許更新制の発展的解消に伴い、中堅期以降の教員が資質能力を向上するための研修機会を充実する必要がある。 		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況（4～12 月）	<p>C 検証 (■) と A 今後の方針 (→)</p> <p>■ミドルリーダーとしての意識の醸成と学校運営等の視点を意識させた実践的指導力の向上を目指すために、講師と打ち合わせを密に行い研修内容の充実を図る。 →ミドルリーダーとしての役割を果たせるように、より実践的・専門的な知識・技能を高めるとともに、ミドルリーダーとしての実践的指導力の向上とチームマネジメント力の確立を図る研修を実施する。</p>		
中堅教諭等資質向上研修	<p>◆共通課題研修：3 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ミドルリーダーとしての在り方」(4 月) ・オンデマンド研修 「ミドルリーダーと服務」等 ・「特別活動」「学級・ホームルーム経営」(6 月) ・「学校組織マネジメント」等 (9 月) <p>◆教科指導研修：2 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義・演習「カリキュラム・マネジメント」 ・オンデマンド研修「教科等の指導における ICT の活用」等 (5 月) ・校種別教科別研究協議「教科の特性に応じた学習指導の在り方」(5、6、7 月) <p>◆チーム協働研修：1 日 (8 月)</p> <p>◆選択研修：年間 3 日 (5 月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中堅教諭が自己課題に応じた研修を選択 		
発展期を中心とした研修プログラムの調査研究	<p>■発展期（採用 20 年目以降）の教員がキャリア向上を図る「新たな教職員の学び」の機会となる研修を開発し、令和 6 年度に研修を試行する体制を整えた。</p> <p>→研修を試行し、内容や実施時期・方法等について検証し、プロジェクト会 (3 回) において、令和 7 年度からの本格実施に向けて協議する。</p> <p>→受講者の在籍する学校にヒアリングを実施し、研修内容や実施方法等に関する意見を収集する。</p> <p>→指導主事研修会を実施し、指導主事の研修観の転換を図る。</p>		
◆研修ニーズ及び研修手法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・免許状更新講習や教員育成指標等からの状況調査 ・教職員支援機構特別研修員との情報共有 ・先進的な取組の調査 		
◆プロジェクト会 (5、7、10 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の大学教授等へのアドバイザー委嘱 ・研修プログラムの開発：原案作成等 		
◆教職員支援機構特別研修員との情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・NITS 派遣指導主事による指導主事学習会の実施 		
◆指導主事研修会の実施 (11 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「『新たな教師の学びの姿』を実現する指導主事の役割」 		

事業 名称	基本方針 I 対策 1- (5) 大学等との連携の強化（高知大学教職大学院との連携）	事業 No, 担当課	15 教育政策課
概要	教員の資質・指導力の向上を図るため、教員養成を行う県内大学との協議の機会を設け、連携した取組を推進する。また、高知大学教職大学院派遣教員の修学の充実を図るため、高知大学と連携し、派遣教員への指導・支援を行う。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○県教育委員会と高知大学教職大学院の連携が強化され、派遣教員の資質向上が図られるとともに、派遣教員の実践研究等を通して各学校の教育課題解決が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣教員の実践研究が、学校の課題解決に資するものになっていると回答した管理職の割合 ：100% (R2 : 90% R3 : 90% R4 : 100% R5 : R5.2月集計) ・大学院での研究成果を校内研修等の講師、指導助言者、発表者等として普及・活用した派遣修了者の割合 ：100% (R2 : 100% R3 : 100% R4 : 100% R5 : R5.2月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□大学院での修学を通じ、派遣教員には、専門性や中核教員としての意識の向上がみられる。また、修了後は、研究成果の普及・活用を積極的に行い、学校や県全体に研究成果の還元が図られている。</p> <p>□実習コーディネーターの配置及び各協議会議等を通じて、派遣教員の研究や修学状況について大学との情報共有が常に図られ、派遣研修が効果的に実施できている。</p> <p>■派遣候補教員がより見通しを持って修学することができるよう、事前研修のさらなる充実が必要である。</p>		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)		
高知大学教職大学院への教員派遣	<p>◆本県の教育課題に応じたコースへの計画的な派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規派遣 (4月) <ul style="list-style-type: none"> 学校マネジメントコース：3名 授業実践コース：3名 特別支援教育コース：4名 合計 10名 ・研修会等において大学院派遣研修制度を周知 <p>◆実習コーディネーターの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任の指導主事を配置：1名 ・派遣教員の研究の進捗状況への指導・助言や円滑な実習に向けた支援を大学と連携して実施 <p>◆高知大学教職大学院連携協議会・実習協議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回 高知大学教職大学院実習協議会 (4月) ・第 14 回 高知大学教職大学院連携協議会 (5月) <p>◆研修会等における大学院修了者の活用依頼 (5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修了院生の派遣 4 年目支援について、高知大学と検討する (6月) ・活用成果報告依頼 (12月) 		
高知大学教職大学院派遣候補教員事前研修	<p>◆事前研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回 指導訪問 (5月) <ul style="list-style-type: none"> 研究の方向性等について検討 ・高知大学と連携を図り、第 2・3 回の内容について検討 (6月) ・研修動画の作成 (8月) ・集合研修 (研究の進め方、派遣教員との交流) (8月) ・「土佐の皿鉢ゼミ」への参加 (8月) ・大学教授から専門的知見による指導 (12月) 		
◆教師教育コンソーシアム高知	<p>■派遣教員及び管理職との協議を通して、県及び学校の課題に応じた研究の方向性を共有することができた。また、大学教員からの事前指導や派遣教員との交流の場を設定し、修学への意欲を高めることができている。</p> <p>→研究の手法等について学ぶ集合研修を設定するなど、事前研修の内容の充実を図る。</p>		
・委員依頼・委員決定 (4月)	<p>■各大学と連携した共同的な調査・分析が行われ、結果及び今後の方向性について共有が図られたものの、事業部会の休止に伴い、共同調査の継続が難しくなっている。</p> <p>→これまでの調査結果等を踏まえ、今後の教員養成等についてさらなる連携を図るための方策を検討する。</p>		
・育成事業部会 (6月)			

事業 名称	基本方針 I 対策 1- (5) 学校の力を高める中核人材育成事業	事業 No, 担当課	16 教育政策課																
概要	教育大綱や教育振興基本計画を効果的に推進するため、学力向上、生徒指導上の諸課題の改善、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、本県の教育が抱える様々な課題の解決に向けて取組の核となる教職員の育成の充実・強化を図る。																		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○以下に関する知識・理論等を修得し、学校において組織の中核を担う人材が育成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生徒指導、学級経営、学校組織マネジメント等に関する専門的知識・理論、実践方法 ②いじめ・不登校、暴力行為等を減少させる学校体制を構築できる高い専門的知識・理論、実践方法 ③「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業方法等に関する専門的知識・理論、実践方法 ④発達障害やその対応に関する専門的知識・理論、実践方法 ⑤小学校における英語の授業方法等に関する専門的知識・理論、実践方法 ⑥デジタル化社会に対応するための情報教育に関する専門的知識・理論、実践方法 <p>・帰任先において、修得した専門的知識等を普及するための研修会を開催した教員の割合：100% (R2 : 100% R3 : 100% R4 : 100% R5:R6.2月集計)</p> <p>○先進的な取組や専門性の高い取組が実践されることで学力向上や生徒指導上の諸問題の解決等につながっている。</p>																		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□大学院での修学を通じ、派遣教員には、専門性や中核教員としての意識の向上がみられる。また、修了後は、研究成果の普及・活用を積極的に行い、学校や県全体に研究成果の還元が図られている。</p> <p>□本県の教育課題をリードする先進地での勤務により、幅広い知識・技能を身につけ、指導力が向上するとともに、研修による成果の還元が図られている。</p> <p>■派遣修了者が研究成果を普及・活用する場を効果的に設定する必要がある。</p>																		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）と A 今後の方向（→）</p> <table border="1"> <tr> <td>大学院への派遣<重点ポイント推進事業></td><td>■大学院での修学を通じ、派遣教員には、専門性や中核教員としての意識の向上が見られる。また、終了後は研究成果の普及・活用を積極的に行い、学校や県全体に研究成果の還元が図られている。 →派遣修了者が研究成果を普及・活用する場を効果的に設定し、派遣の成果を県全体に還元する。</td></tr> <tr> <td>◆高知大学教職大学院 ※R5 新規派遣者数、派遣期間 2年間 ・学校マネジメントコース：3名 ・授業実践コース：3名 ・特別支援教育コース：4名</td><td>■本県の教育課題をリードする先進地での勤務により、幅広い知識・技能を身につけ、指導力が向上するとともに、研修による成果の還元が図られている。 →派遣の成果の普及・実践を積極的に行い、学校や県全体に還元する。</td></tr> <tr> <td>◆鳴門教育大学大学院 ※R5 新規派遣者数、派遣期間 2年間 ・英語科教育コース：1名 ・生徒指導コース：1名</td><td>■教職員支援機構が実施する研修への派遣により、組織マネジメントなど学校経営に必要な知識または喫緊の教育課題に対応する専門的な知識を習得した。 →引き続き研修への派遣を行うとともに、校内研修や研修成果の活用レポート等により成果を普及する。</td></tr> <tr> <td>◆修了院生の成果の還元について検討</td><td></td></tr> <tr> <td>◆先進県への派遣 ・福井県 教科のタテ持ち実践校(福井市立藤島中学校)への派遣：1名（4月）</td><td></td></tr> <tr> <td>◆文部科学省への派遣：1名</td><td></td></tr> <tr> <td>◆教職員支援機構が実施する研修への派遣 ・管理職等：8名 ・中堅職員等ステージに応じた研修：11名 ・学校事務職員研修：4名 ・教育課題に対応する指導者養成研修：2名 ・コア研修：1名</td><td></td></tr> <tr> <td>◆研修成果の活用レポート等による成果普及</td><td></td></tr> </table>			大学院への派遣<重点ポイント推進事業>	■大学院での修学を通じ、派遣教員には、専門性や中核教員としての意識の向上が見られる。また、終了後は研究成果の普及・活用を積極的に行い、学校や県全体に研究成果の還元が図られている。 →派遣修了者が研究成果を普及・活用する場を効果的に設定し、派遣の成果を県全体に還元する。	◆高知大学教職大学院 ※R5 新規派遣者数、派遣期間 2年間 ・学校マネジメントコース：3名 ・授業実践コース：3名 ・特別支援教育コース：4名	■本県の教育課題をリードする先進地での勤務により、幅広い知識・技能を身につけ、指導力が向上するとともに、研修による成果の還元が図られている。 →派遣の成果の普及・実践を積極的に行い、学校や県全体に還元する。	◆鳴門教育大学大学院 ※R5 新規派遣者数、派遣期間 2年間 ・英語科教育コース：1名 ・生徒指導コース：1名	■教職員支援機構が実施する研修への派遣により、組織マネジメントなど学校経営に必要な知識または喫緊の教育課題に対応する専門的な知識を習得した。 →引き続き研修への派遣を行うとともに、校内研修や研修成果の活用レポート等により成果を普及する。	◆修了院生の成果の還元について検討		◆先進県への派遣 ・福井県 教科のタテ持ち実践校(福井市立藤島中学校)への派遣：1名（4月）		◆文部科学省への派遣：1名		◆教職員支援機構が実施する研修への派遣 ・管理職等：8名 ・中堅職員等ステージに応じた研修：11名 ・学校事務職員研修：4名 ・教育課題に対応する指導者養成研修：2名 ・コア研修：1名		◆研修成果の活用レポート等による成果普及	
大学院への派遣<重点ポイント推進事業>	■大学院での修学を通じ、派遣教員には、専門性や中核教員としての意識の向上が見られる。また、終了後は研究成果の普及・活用を積極的に行い、学校や県全体に研究成果の還元が図られている。 →派遣修了者が研究成果を普及・活用する場を効果的に設定し、派遣の成果を県全体に還元する。																		
◆高知大学教職大学院 ※R5 新規派遣者数、派遣期間 2年間 ・学校マネジメントコース：3名 ・授業実践コース：3名 ・特別支援教育コース：4名	■本県の教育課題をリードする先進地での勤務により、幅広い知識・技能を身につけ、指導力が向上するとともに、研修による成果の還元が図られている。 →派遣の成果の普及・実践を積極的に行い、学校や県全体に還元する。																		
◆鳴門教育大学大学院 ※R5 新規派遣者数、派遣期間 2年間 ・英語科教育コース：1名 ・生徒指導コース：1名	■教職員支援機構が実施する研修への派遣により、組織マネジメントなど学校経営に必要な知識または喫緊の教育課題に対応する専門的な知識を習得した。 →引き続き研修への派遣を行うとともに、校内研修や研修成果の活用レポート等により成果を普及する。																		
◆修了院生の成果の還元について検討																			
◆先進県への派遣 ・福井県 教科のタテ持ち実践校(福井市立藤島中学校)への派遣：1名（4月）																			
◆文部科学省への派遣：1名																			
◆教職員支援機構が実施する研修への派遣 ・管理職等：8名 ・中堅職員等ステージに応じた研修：11名 ・学校事務職員研修：4名 ・教育課題に対応する指導者養成研修：2名 ・コア研修：1名																			
◆研修成果の活用レポート等による成果普及																			

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (1) 「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト	事業 No,	17
		担当課	小中学校課
概要	これから時代に求められる資質・能力を育成する観点により、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習・指導方法の改善や、カリキュラム・マネジメントの推進を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○義務教育 9 年間における教育課程の一層の充実が図られている。</p> <p>①習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした学校の割合（「よく行った」と回答した割合） 小学校：50%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上 〔R2 小：36.8%、中：42.6% R3 小：17.6%、中：25.7% R4 小：19.6% (21.2%)、中：19.6% (20.7%) R5 小：19.6% (20.9%)、中 24.5% (19.6%)〕</p> <p>②授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思うと回答した児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校：50%以上、中学校：50%以上かつ全国平均以上 〔R2 小：33.9%、中：38.2% R3 小：34.6%、中：38.1% R4 小：32.9% (30.5%)、中：36.0% (31.2%) R5：小 30.3% (30.5%)、中 34.8% (30.4%)〕</p> <p>③話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思うと回答した児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校：50%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上 〔R2 小：36.7%、中：43.2% R3 小：35.4%、中：37.7% R4 小：37.0% (37.7%)、中：38.1% (34.1%) R5：小 36.6% (38.6%)、中 38.0% (34.3%)〕</p> <p style="text-align: right;">※（ ）内は全国平均</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□協働校や拠点校において、自立的に研究会を運営し、授業改善の PDCA を回す体制ができつつある。</p> <p>□資質・能力の育成に向けた授業改善の参考となる動画やレポート等を作成し、複数の教科について目指す授業イメージを発信することができた。</p> <p>■県内の学校の持続可能な授業改善体制の構築を図る必要がある。</p> <p>■拠点校の授業改善に留まらず、参加者が学んだことを自校の授業改善に生かすことができるよう講座の充実を図る必要がある。</p>		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)		
実践研究協働校事業	<p>◆協働校（6 校）における実践研究</p> <p>協働校：中村中、中村小、香長中、大篠小 清水ヶ丘中、潮江東小</p> <ul style="list-style-type: none"> 教材研究会の実施：12 回 授業研究会の実施：11 回 年間計画書の作成・提出（4 月） 連絡協議会の実施（8 月） 連絡協議会兼フォーラムの実施（12 月） 授業解説動画及びガイドラインの掲載：4 本 		
◆授業づくり講座	<p>■県内の学校の持続可能な授業改善体制の構築を図る必要がある。</p> <p>→個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、児童生徒が主体的かつ探究的に学ぶ問題解決型学習を推進する人材育成や学校組織体制の充実を図る。</p>		
◆授業づくり講座担当者会の実施	<p>■拠点校の授業改善に留まらず、参加者が学んだことを自校の授業改善に生かすことができるよう講座の充実を図る必要がある。</p> <p>■個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることができるような授業づくりを学べるよう、講座の充実を図る必要がある。</p> <p>→各教科等の拠点校における教材研究会及び授業研究会を実施する。</p> <p>→各事業等の指定校等における教材研究会及び授業研究会を実施する。</p> <p>→講座の学びをレポート等でまとめ各教育事務所・高知市教育委員会の HP 等で発信する。</p>		

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (1) 中学校の授業改善サイクルの強化・充実	事業 No, 担当課	18 小中学校課
概要	各種学力調査結果から明らかとなった中学校 5 教科の課題の改善に向けて、学力向上のための中学校の授業改善サイクルの強化・充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○中学生の学力が向上している。 ・高知県学力定着状況調査において、中学校の各学年・各教科の正答率が目標値と同等もしくは上回る。 R4 高知県学力定着状況調査 中 1 : 国語 59.1% (55.8%) 社会 56.4% (60.3%) 数学 52.6% (53.4%) 理科 53.2% (56.0%) 英語 50.3% (54.0%) 中 2 : 国語 66.2% (64.3%) 社会 42.8% (50.2%) 数学 48.6% (53.3%) 理科 47.4% (48.5%) 英語 48.2% (54.2%) ※ () 内は目標値 R5 : R6.2月公表</p> <p>○学校の授業以外に平日 1 時間以上勉強をしていると回答した生徒の割合を前年度の 5 ポイント以上、上回る。 ・R4 高知県学力定着状況調査 中 1 : 60.6%、中 2 : 57.6% R5 : R6.2月公表</p>		
目標 達成 に 向けた 課題 (R4末)	<p>■改善傾向にあった中学校の学力は、国語・数学ともに全国との差が広がる結果となった。特に、数学は全国平均を 5 ポイント下回る結果となった。</p> <p>■全国学力・学習状況調査の結果を、同一集団の経年比較でみた場合、小学校 6 年時と比べ、中学校 3 年時の低学力層の割合が大幅に増加しており、つまずきを早期発見・解決し、基礎学力の定着を図ることが課題となっている。</p>		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)	<p>C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)</p> <p>◆中学校ブラッシュアップ研究協議会 ・対象教科：国語・社会・数学・理科・英語 ・社会科の開催（5月）、理科の開催（6月）、 数学・英語の開催（9月）、国語の開催（10月）</p> <p>■授業づくりや学力向上に向けた取組について協議を行い、授業改善の具体的な方策について共有するとともに、今後の学力向上に向けて、授業改善の検証サイクルにつなげる必要がある。 →授業改善プランにかかる学校訪問と連動し、組織的な授業改善サイクルを充実・強化する。</p> <p>授業改善プラン・学校訪問指導</p> <p>◆授業改善プランの進捗管理：全公立中学校対象 ・授業改善プランの作成（5月）、中間検証（9月）</p> <p>◆授業改善プランに係る訪問指導：年間 2 回以上 ・対象教科：国語・社会・数学・理科・英語</p> <p>■学力調査等の結果等から明らかになった課題を解決するため、教科会等を中心とした組織的、計画的な授業改善の一層の充実が求められる。 →授業改善プランに係る訪問指導を実施する。 →ブラッシュアップ研究協議会での研修を踏まえた授業改善の取組及び授業改善プランの実践・検証を行う。</p> <p>デジタルドリル活用実証研究事業 <小中学校課></p> <p>◆指定中学校区（指定校）の連絡協議会の実施（5、12 月） ・有識者による学習会、実践交流</p> <p>◆指定中学校区（指定校）への訪問指導（10~12 月） 指定校：土佐町小・中、伊野南小・中、吾北小・中、越知小・中、佐賀小・中、拳ノ川小 協力校：野市小・中、野市東小、佐古小、大津小・中</p> <p>◆活用に関するアンケートの実施（6、10 月） ・対象：指定校の児童生徒 1,507 名、教員 129 名</p> <p>◆デジタル技術を活用した学力補完の方策の研究（通年）</p> <p>◆1 人 1 台タブレット端末の持ち帰りによる授業と家庭学習のサイクル化の取組推進（通年）</p> <p>■基礎学力や家庭学習習慣の定着につなげるため、組織的・計画的にデジタルドリルを活用し、取組や成果の普及・促進を図る必要がある。</p> <p>■授業と授業外学習のシームレス化を推進するとともに、デジタルドリル等のスタディログを活用した取組を進める必要がある。 →指定中学校区（指定校）の取組事例を教職員ポータルサイト等で配信し、県内に普及する。</p>		

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (1) 英語教育強化プロジェクト	事業 No. 担当課	19 小中学校課 教育センター	
概要	小・中・高等学校における一貫した英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、拠点となる学校を設け、言語活動を中心とした授業モデルを発信する。あわせて、児童生徒が授業で身につけた英語力を活用して地域の魅力を発信する場を設けるなど、英語による発信力の強化につなげる取組を推進する。また、教員の英語力を高める研修の実施や1人1台タブレット端末による英語教育用教材の活用等により、授業の改善を推進する。さらに、ICTを活用した授業と家庭学習のサイクル化を通じて、英語教育の強化を図る。			
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○各小・中学校において、自校で授業研究を深め、言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成する授業を行うことで、生徒の英語力、教員の指導力・英語力が向上する。</p> <p>①CEFR A1（英検3級相当）以上の英語力を有する中学校3年生の割合 中学校：50%以上 (R1: 36.6% R3: 41.4% R4: 37.9% R5: R6.2月集計)</p> <p>②CEFR A2（英検準2級相当）以上の英語力を有する小学校教員及びCEFR B2（英検準1級相当）以上の英語力を有する中学校英語教員の割合 小学校：25%以上、中学校：50%以上 (R1 小: 3%、中: 30.7% R3 小: 8.6%、中: 38.1% R4 小: 8.6%、中: 41.8% R5: R6.2月集計)</p>			
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□目標・指導・評価の一体化を意識した授業づくりについて、理解が進んできている。</p> <p>■学校種間の接続が十分とは言えず、「言語活動を通した」授業の工夫改善及び小中のつながりを意識したCAN-DOリストの活用等、普及を図る必要がある。</p> <p>■中学校では4技能（聞く・話す・読む・書く）を統合した言語活動が十分でなく、生徒の英語力向上に結びついていないため、プラッシュアップ研究協議会や授業づくり講座において、「言語活動を通して資質・能力を育成する授業づくり」について具体的に学ぶ必要がある。</p> <p>■学習支援プラットフォーム内の県作成英語教材を活用し、1人1台タブレット端末の持ち帰りによる授業と家庭学習のサイクル化を図る必要がある。</p>			
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）と A 今後の方向（→）</p> <p>中学校学力向上対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆授業改善プランに係る学校訪問：182回 ◆英検IBA・ESGの受検促進 <ul style="list-style-type: none"> 中学3年生（6～7月） 中学1・2年生（10～11月末） ◆中学校英語プラッシュアップ研究協議会の実施（9月） ◆英語教育実施状況調査の実施：全小中学校（12月） <p>高知の魅力発信グローバル人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定地域：香美市・南国市・土佐清水市・高知市 ◆英語科授業づくり講座 <ul style="list-style-type: none"> 拠点校：大宮小、日章小、清水小、義務教育学校土佐山学舎（前期課程） 香北中、香南中、清水中、義務教育学校土佐山学舎（後期課程） 教材研究会 小学校：4回 中学校：4回 授業研究会 小学校：4回 中学校：4回 ◆小・中・高合同授業研究会：4地域各1回（11月） ◆「Discover Kochi Project」の開催（12月） ◆「高知県英語教育推進のためのガイドライン」の改訂のための検討委員会（8、10月） <p>先導的なオンライン研修実証研究事業<文部科学省></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆外国語スキルアップ研修 <ul style="list-style-type: none"> 地教委及び県立学校長からの受講者の推薦（5月） 受講者による受講登録（5月末） 各校種における集合研修I（7月） 計画書提出（7月） ポートフォリオ提出：中高（9月） 集合研修：小学校II（12月） ポートフォリオ提出：中高（12月） <p>英語教育用教材活用推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆県作成デジタル教材の活用促進 <ul style="list-style-type: none"> 1人1台タブレット端末の持ち帰りによる授業と家庭学習のサイクル化を促進 	<p>■CAN-DOリスト形式による学習到達目標を活用したパフォーマンステストの充実を図る必要がある。 →英語教育実施状況調査を分析し、各教育事務所及び高知市と課題を共有して支援する。 →授業改善プランによる学校訪問を実施する。 →パフォーマンステスト（書くこと）の実践事例の提出を求める。</p> <p>■地域で一体となった英語教育を通して、児童生徒がグローバル社会の中で活躍するために必要な資質・能力を育成する必要がある。 →各指定地域において、本年度の課題の把握・次年度に向けた取組の方向性を協議する会を実施し、小・中・高等学校の円滑な接続を図る。 →「高知県英語教育推進のためのガイドライン」改訂版に基づく英語教育の実践・普及を進める。</p> <p>■オンライン研修開始期の集合研修、計画書（全校種）とポートフォリオ（中高）の作成、指導主事による進捗の支援、終了期の集合研修、報告書（全校種）とポートフォリオ（中高）の作成により、受講者は研修の学びを授業実践に生かし、指導力向上のPDCAを機能させた。 →集合研修を年間3回とし、受講者の授業実践を系統的に促進させる。また、校内への普及、教科会の充実につながるよう支援する。先導的なオンライン研修実証研究事業によるオンライン研修受講者も、外国語スキルアップ研修の中に位置付ける。</p> <p>■学習支援プラットフォームに掲載された県作成の英語教育用教材を活用し、授業と家庭学習のサイクル化を図る必要がある。 →各種教材の効果的な活用について検討し、県内への普及を図る。</p>		

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (1) 理科教育推進プロジェクト	事業 No, 担当課	20 小中学校課
概要	児童生徒の理科の知識・技能の習得を図り、思考力・判断力・表現力及び主体的に学習に取り組む態度を育成するためには、理科の中核教員を養成・育成し活用することで、授業の改善・充実を図る。また、生徒の科学への興味・関心等を高めるために、科学の甲子園ジュニア高知県大会を開催する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○小学校では児童が問題を科学的に解決する授業を、中学校では生徒が科学的に探究する授業を充実させることにより、児童生徒の理科に対する興味・関心や学習意欲を高めるとともに、思考力・判断力・表現力等が向上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査（R4年度）における、理科の知識・技能及び思考・判断・表現の観点での正答率 小・中ともに全国平均以上 ※R5はなし 〔R4 知識・技能 小：62.0% (62.5%) 中：42.9% (46.1%) 思考・判断・表現 小：63.5% (63.7%) 中：48.3% (51.0%)〕 ・全国学力・学習状況調査（R4年度）における児童生徒質問紙での「理科の授業の内容がよくわかる」と感じる児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した児童生徒の割合） 小学校：60%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上 ※R5はなし 〔H30 小：56.8% (55.9%) 中：24.4% (26.6%) R4 小：53.4% (54.9%) 中：28.2% (30.9%)〕 ・授業づくり講座（理科）参加者アンケートにおいて、以下の質問に「よく当てはまる」と回答した教員の割合 <ul style="list-style-type: none"> ①自ら考えた仮説をもとに観察、実験の計画を立てさせる 小学校：50%以上、中学校：50%以上 (R2 小：21.5%、中：11.1% R3 小：18.6%、中：22.9% R4 小：11.3%、中：27.7% R5.12月集計 小：20.0% 中：22.8%) ②観察や実験の結果を整理し考察させる 小学校：50%以上、中学校：50%以上 (R2 小：26.8%、中：26.5% R3 小：16.3%、中：42.7% R4 小：16.3%、中：38.5% R5.12月集計 小：25.0% 中：33.9%) ③観察や実験の進め方や考え方方が間違っていないかを振り返って考えさせる 小学校：50%以上、中学校：50%以上 (R2 小：10.5%、中：6.0% R3 小：11.6%、中：11.9% R4 小：6.2%、中：14.7% R5.12月集計 小：5.0% 中：10.2%) <p>※理科の全国学力・学習状況調査は3年に1度程度実施。R3に実施予定であったが、R4に延期となった。</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□中学校では、学力調査結果を踏まえ、授業づくり講座等において、学習指導の重点について指導助言を行ってきたことにより、教員の科学的探究の過程を踏まえた授業改善の意識が向上してきている。</p> <p>■中学校では、観察・実験の計画を立てる活動を重視した授業づくりが進みつつあるが、その計画や方法が適切かどうか検討することにはまだ弱さがみられる。</p> <p>■小学校では、理科が学校の研究教科になっているところが少なく、それにより指導主事による支援訪問の機会も少ない。そのため、問題解決の過程を踏まえた授業改善があまり進んでいないことがみられる。CSTを中心とした授業づくり講座を多く開催することにより、学び場を確保していく必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）		C 検証（■）と A 今後の方向（→）	
中学校学力向上対策 ◆授業改善プランに係る学校訪問：年2回以上 ◆中学校理科ブラッシュアップ研究協議会の実施（6月）		<p>■各中学校が、自校の課題に加え、小学校での課題なども確認することや、方向性を共有して改善を進め、適宜進捗を図るような体制づくりを支援する必要がある。 →ブラッシュアップ研究協議会と授業改善プラン訪問の連動を図る。</p>	
理科中核教員（CST）養成・育成事業 ◆CSTの養成 ・小・中学校各2名 ◆認定CSTの活動・実践の普及 ・年間計画の提出（5月） ◆授業づくり講座（CST）の実施 ・10回実施：参加者19名		<p>■認定CSTが、実践を普及することで理科の授業の質的向上につなげるとともにCSTの自主的で自律的な活動の在り方を普及していく必要がある。 →教職員ポータルサイト「CSTの部屋」を充実する。 →CSTが個人やグループで企画・立案する授業研究会や実験・観察講習会を開催する。 →CSTの公開授業等を「授業づくり講座」に位置付け、優れた実践の普及を図る。</p>	
科学の甲子園ジュニア高知県大会 ◆科学の甲子園ジュニア高知県大会の開催 ・参加募集（4～5月） 参加対象、参加単位：中学1・2年生 1チーム6人 R5年度は、同一校から複数チームの参加可能 ・広報用チラシ・ポスターの配付（4月） ・CST在籍校への働きかけ（5月） ・予選：県内5会場で実施（7月） ・本選：予選通過上位8チームが参加（8月） ・授業改善プラン等の学校訪問において参加の働きかけ（6～12月）		<p>■生徒が科学を楽しんで参加できるよう運営を工夫する必要がある。 →SSH（スーパー・サイエンス・ハイスクール）による体験プログラムや前年度全国大会に参加したチームの大会報告を本選で設定する。</p> <p>■参加チーム数は、一定確保できているが、学校が固定化されつつあるため、未参加の学校に対して積極的に働きかけを行う必要がある。 →理科に関する学校訪問において参加を働きかける。 →県大会や全国大会に参加した生徒のインタビュー動画を広報用に作成し配信する。 →各教育事務所の指導事務担当者会等を通して、市町村教育委員会と連携し、学校へ周知する。</p>	

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (1) 学力向上に向けた高知市との連携	事業 No, 担当課	21 小中学校課
概要	<p>県内の児童生徒の約半数が在籍する高知市の小・中学校の学力向上の取組を推進するため、高知市が平成 30 年度に設立した「学力向上推進室」に県から指導主事を派遣し、高知市のスーパーバイザー等とチームを編成して学校訪問を行うなど、県教育委員会と高知市教育委員会が連携した取組を進める。</p> <p>小学校教科担任制及び中学校の「教科のタテ持ち」による授業改善の取組を一体的に捉え、小中連携による義務教育 9 年間を見通した指導の充実を図るため、継続的な訪問指導体制を強化する。また、県教育委員会と高知市教育委員会との情報共有・協議の場として、学力向上推進室運営委員会を定期的に設けることで、学力向上推進室の取組について進捗状況を確認し、充実を図る。</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○高知市の各小・中学校において、教員の教科等指導力の向上が図られ、児童生徒の学力が向上している。 • 全国学力・学習状況調査の結果（国語、算数・数学）において、自校の正答率と全国平均正答率との比較を行い、その結果が上昇している、あるいは、維持している学校の割合が増えている。 高知市立小学校 6 年及び中学校 3 年の国語、算数・数学を R3 年度より上回る。または、同水準とする。（R3 と R5 の全国平均正答率と高知市平均正答率との差の伸縮） （R4 小学校：国語 -1.2、算数 +2.5 中学校：国語 -1.2、数学 -2.2） （R5 小学校：国語 +1.6、算数 -0.6 中学校：国語 +0.3、数学 +3.0）</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□学力向上推進室の指導主事による重点的な訪問指導により、学校としての授業改善に対する意識改革につながった学校が多くなっている。</p> <p>■組織的な授業改善の取組が、学校や教科によって偏りがみられるため、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた、各学校・教科の課題に応じた効果的な訪問指導を行う必要がある。</p> <p>■中学校において、教科会や教科主任会は定着してきたものの、協議内容の質に課題がある。</p>		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況（4～12 月）	C 検証（■）と A 今後の方向（→）		
高知市学力向上推進室による学校支援 ◆高知市学力向上推進室に指導主事等の配置 • 派遣 10 名、兼務 3 名 国語、算数・数学、英語、理科、社会科の指導主事を派遣 学校支援の PDCA を確実に回す体制づくり 各学校の主体的な学力向上の取組を支援 義務教育 9 年間を見通した指導の充実を図る小中連携の促進 • 中学校授業改善プラン及び学力調査結果を踏まえた訪問指導（6～12 月） • 小学校教科担任制の研究指定校への訪問指導（6～12 月）	<p>■各学校の課題に応じた効果的な訪問指導を行う必要がある。</p> <p>■中学校の学力の底上げと組織的な授業改善の体制を構築する必要がある。 →中学校 5 教科の指導主事による訪問指導を行う。特に英語に課題がみられるため、重点的に訪問指導を行う。</p> <p>■小学校教科担任の専門性の向上と組織的な授業力の向上を図る必要がある。 →小学校教科担任制の研究指定校への訪問指導を行う。</p>		
中学校組織力向上のための実践研究事業 ◆「教科のタテ持ち」中学校 16 校：主幹教諭配置 • 組織力向上エキスパートの学校訪問（6、10、11 月） ◆主幹教諭連絡協議会の開催（5 月）	<p>■「教科のタテ持ち」中学校における組織的な授業改善を進めるため、効果的な訪問指導を行う必要がある。 →組織力向上エキスパートの学校訪問を実施し、指導・助言を行う。</p> <p>■他校の取組から自校の組織体制の在り方を見直し、取組の一層の充実・強化につなげていく必要がある。 →組織力向上エキスパートの訪問日に教科会等を公開し、内容の充実を図る。</p> <p>■課題解決に向けた取組を進めるための主幹教諭としての役割を確認し、徹底していく必要がある。 →年間 2 回開催する主幹教諭連絡協議会の第 1 回目に、校長を悉皆参加とし、「教科のタテ持ち」の意義や主幹教諭の役割などの理解を促進する。</p>		
高知市学力向上推進室運営委員会による進捗管理 ◆高知市学力向上推進室運営委員会の実施（5 月[2 回]、7、8、10 月） ◆県教育次長及び小中学校課長、高知市教育次長及び学力向上推進室との合同学校訪問の実施：小学校（7 月）	<p>■学力向上推進室の取組を定期的に検証し、成果・課題を明らかにしながら改善策を協議し、方針を示すことで、学力向上策の効果を高めていく必要がある。 →高知市学力向上推進室運営委員会を実施する。 →県教育次長及び小中学校課長、高知市教育次長及び学力向上推進室との合同学校訪問を実施する。</p>		

事業 名称	基本方針 I 対策 2 - (2) 学力向上推進事業	事業 No. 担当課	22 高等学校課
概要	各校において、全国的に導入されている「高校生のための学びの基礎診断」を活用して生徒の基礎学力の定着度合いを測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進する。 あわせて、「学校支援チーム」の定期的な学校訪問により、各校における授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの強化を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○各校において、「高校生のための学びの基礎診断」を活用した PDCA サイクルを構築し授業改善が図られ、生徒の学習習慣が身につき、基礎学力が定着している。 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎力診断テストにおける D3 層の割合(高校 2 年 1 月、3 教科総合) : 10% 以下 (R2 : 17.9% R3 : 19.1% R4 : 21.7% R5 : R6.3 月集計) ・学校経営計画における、授業改善が図られている教員の割合:100%以上 (R2 : 83.8% R3 : 91.5% R4 : 96.8% R5 : R6.3 月集計) ・生徒対象の県オリジナルアンケート(高校 2 年 1 月) の下記項目における肯定的回数の割合 : 90%以上 <ul style="list-style-type: none"> ①「学校の授業では、学習のねらいが示されている」 (R2 : 74.7% R3 : 76.3% R4 : 74.7% R5 : R6.2 月集計) ②「学校の授業では、学んだ知識をもとに自ら考え、まとめたり発表したりする機会がある」 (R2 : 72.6% R3 : 73.7% R4 : 76.3% R5 : R6.2 月集計) ③「学校の授業では、学習活動を自ら振り返る場面が設定されている」 (R2 : 64.5% R3 : 67.2% R4 : 68.7% R5 : R6.2 月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □各学校において、生徒の現状分析に基づく基礎学力の定着・学力向上への取組が行われている。 □学校支援チームの訪問により、各校の教員の授業改善・学習評価の改善への意識が高まっている。 ■学習指導要領で求められている思考・判断・表現分野の学力伸長について課題がある。 ■各教科の授業改善と適切な学習評価の実施に向けての取組が校内で共有されるよう、PDCA サイクルを意識した組織的な指導体制を支援することが必要である。 ■ICT を効果的に活用した授業実践を推進するとともに、学習指導要領に係る「指導と評価の一体化」の実現に結びつける。 		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)	<p>C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)</p> <p>◆ 「高校生のための学びの基礎診断」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎力診断テスト : 1 年 (4、11 月)、2 年 (6 月) ・スタディーサポート : 1 年 (R5.3 月、9 月)、 2 年 (4、8 月) ・ベネッセ総合学力テスト : 1 年 (7 月)、2 年 (7 月) ・県全体の結果集計、分析 (6、8、10 月) ・各校、結果に基づく学力向上プランの作成、提出 (6、8、10 月) ・学力向上研究協議会で結果の共有 (8 月) ・基礎力診断テスト (1 月予定) ・GTEC (12~1 月実施予定) ・県全体の結果集計 (1、3 月予定) ・学力向上プランへの追記 (1、3 月予定) ・学力向上研究協議会における結果の共有 (2 月予定) <p>◆ 学校支援チームによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善に係る学校訪問 : 34 校 延べ 391 回 ・国語・数学・英語・地歴公民・理科 (5 月~) ・学力向上プラン等を協議する学校支援チームによる学校訪問 : 34 校 (4~5 月、10~11 月) ・カリキュラム・マネジメントに係る学校訪問 : 33 校 ・高等学校課企画監と学校経営アドバイザーによる学校訪問 (5~6 月) ・学力向上研究協議会における先進的な授業改善の取組等の共有 (8 月) ・授業改善に係る学校訪問 (~2 月予定) 学習指導要領の実施状況や 1 人 1 台タブレット端末の活用状況の確認 ・学力向上研究協議会における先進的な授業改善の取組等の共有 (2 月予定) 		

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (2) 学習支援員事業	事業 No, 担当課	23 高等学校課
概要	生徒の学力の状況等に応じたきめ細かな指導・支援を充実させるため、地域の人材や大学生等による「学習支援員」を配置し、放課後補習や授業支援の充実・強化を図る。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒に学習習慣が身につき、基礎学力が定着している。 ○学習支援員が必要とされる学校に適切に配置されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・配置率：100%（配置を希望する県立中学校・高等学校） 〔R3：100% R4：100% R5：100%（R5.12月）（県立34校が希望） ※夜間学級は1校にカウント〕 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □配置を希望する学校すべてに学習支援員を配置することができ、各校において放課後学習や授業支援など、地域や生徒の実態等に応じた取組を行うことができた。 ■1校当たりの上限である単位時間数以上の実施を希望する学校があるので、追加募集による予算の再配分や調整を行う必要がある。 ■各校の学習支援員の確保と学習支援員の指導力向上の仕組みづくりが必要である。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）と A 今後の方向（→）		
学習支援員による基礎学力の定着に向けての支援 (放課後等の補力補習等) ◆学習支援員事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・対象校：県立中学校3校・夜間学級 　　県立高等学校33校 ・実施要項等の送付及び申請の受付（4月～） ・各校からの申請内容の承認（4月～） ・追加募集に係る各校のニーズ調査（5月） ・追加募集及び追加申請の承認（6月～） ・県教育委員会が作成したつなぎ教材等を活用 	<p>■1校あたりの上限を超える配置を希望する学校も多く、生徒の実態等を踏まえた対応が必要である。 →学校のニーズ調査を行い、課題や各校の要望等の整理を行ったうえで学習支援員を配置することで、生徒の状況等に応じたきめ細かな指導・支援の充実を図る。</p>		
◆学習支援員の確保に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・大学担当者（県立大学）との打ち合わせ（4月） ・大学での募集を円滑に行うための「学習支援員情報シート」（県立大学）の作成（4月） 	<p>■学習支援員確保の仕組みづくりと学習支援員の指導力向上の仕組みづくりが必要である。 →大学生の人材確保に向け、継続して大学と協議を実施する。</p>		

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (3) 21 ハイスクールプラン	事業 No, 担当課	24 高等学校課
概要	地域の実情や生徒の実態に即した魅力ある学校づくりを推進するため、各校において、探究的な学習活動の充実を図るために地域と連携・協働した活動や、専門的な技能・豊かな人間性を身につけさせ、将来の進路実現の可能性を広げる取組を支援する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○全ての県立高等学校において、魅力ある学校づくりに向けて、地域と連携して充実した取組が実践されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会の校長裁量予算「21 ハイスクールプラン」を活用している学校の割合：100% (R2 : 100% (35 校) R3 : 100% (36 校) R4 : 100% (36 校) R5 : 100% (33 校) ・学校経営計画 学校の振興についての評価 B 以上の学校：100% (R2 : 79.6% R3 : 96.0% R4 : 94.4% R5 : R 6.3月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□魅力ある学校づくりに向けた地域と連携した取組などを各校が工夫して推進することができた。</p> <p>□既存の事業では実施が困難な取組も、学校の特色を生かした取組を行うことで、学校の魅力化や生徒の自己実現につなげることができた。</p> <p>■学校経営計画に沿った教科横断や各学年で系統的、継続的に行うことができるよう進捗管理を行う必要がある。</p>		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)		
地域や大学等と連携した学習活動の推進 ◆各学校における地域や大学等と連携した取組の推進 <ul style="list-style-type: none">・地域課題解決学習（探究活動）・地域協働学習（商品開発等）・地域環境保全活動・防災教育	■各校における地域や大学等と連携した取組は、学校の魅力化・特色化につながっている。 →探究的な学習活動の充実を図るために、地域や企業・大学等と連携した特色ある取組をより一層推進する。		
資格取得の推進 ◆受験対策講座の推進 <ul style="list-style-type: none">・各校における資格取得や受験対策講座への講師派遣等を支援（4 月～） ◆資格取得状況の調査 <ul style="list-style-type: none">・産業系専門高校における資格試験受検者数及び合格者数の調査（6 月）・産業教育審議会（2 月予定）	■各校の特色を生かした専門性の高い資格の取得や受験対策講座の開講は、生徒の進路実現につなげることができている。 →各校における資格取得や受験対策講座への講師派遣等を継続して支援する。 →産業系専門高校における資格試験受検者数及び合格者数の調査結果から分析し、改善を図る。		
各校の特色を生かした取組の推進 ◆各校における国際交流活動や各種コンテストへの参加等の推進 <ul style="list-style-type: none">・コンテスト、展覧会への出場・出展・海外高校との交流などの国際交流活動	■各校の特色ある取組を各種コンテストや展覧会の出場・出展につなげることができた。 →各校の特色ある取組を発信する機会を、引き続き確保する。		
21 ハイスクールプランの進捗管理 ◆21 ハイスクールプランの検証 <ul style="list-style-type: none">・企画監・学校経営アドバイザーの学校訪問等取組状況の確認（5～6 月）・取組状況と次年度計画に関するヒアリング（7～8 月）	■各校における取組が、学校経営計画を基にした学校訪問を通じて計画通りに実践できているか定期的に確認し、より効果的なものとすることことができた。 →学校の魅力化や生徒の自己実現のために、各校の特色ある取組が、より効果的なものとなるよう推進する。		

事業 名称	基本方針 I 対策 2 - (3) 授業改善と指導力向上事業	事業 No. 担当課	25 高等学校課												
概要	学習指導要領に基づく「指導と評価の一体化」に係る研究を進め、授業や学習評価のポイント等を示した県版参考資料を作成・活用するなど、高等学校における「新たな学び」に向けた授業改善に取り組む。また、生徒の多様な学力や進路希望に応じた効果的な指導を各校で行うことができるよう、各研修等を通して教員の指導力向上を図る。さらに、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図るために、1人1台タブレット端末やデジタルドリルを効果的に活用した授業づくりを推進する。														
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の学習改善、教員の指導改善につながる学習評価と授業実践が行われている。 ○教員の指導力が向上し、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実が図られている。 <ul style="list-style-type: none"> ・「指導と評価の一体化」の実現が図られている。 <ul style="list-style-type: none"> 学校経営計画「授業改善」の項目B評価以上の学校：100% (R2:91.8% R3:94.0% R4:100% R5:R6.3月集計) ・公立高等学校卒業生に占める国公立大学現役進学者の割合：15%以上 (R1年度卒業生：12.1% R2年度卒業生：13.5% R3年度卒業生：14.2% R4年度卒業生：15.6%（速報値） R5:R6.3月集計) ・英語の授業における生徒の言語活動時間が50%以上の割合：75%以上 (R2:56.0% R3:54.5% R4:47.9%（確定値） R5:R6.5月公表) 														
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □各教科の学習評価研究委員の協力により、「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する県版参考資料を作成・公表することができた。 ■生徒の多様な学力や進路希望に応じた効果的な指導を各校で行うことができるよう、研究授業の内容や研究協議の実施方法等を改善していく必要がある。 ■個別最適な学びの推進を図るために、ICTを活用した授業・学習方法についての活用事例を周知する必要がある。 														
D 令和5年度 これまでの取組状況 (4~12月)	<p>C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)</p> <table border="1"> <tr> <td>学習指導要領に基づく「指導と評価の一体化」に係る研究推進</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ◆「指導と評価の一体化」実践研究校：3校 <ul style="list-style-type: none"> ・教務主任会におけるR4研究校による成果等の普及及び県版参考資料の周知（4月） ・R5研究校（室戸高、蓬川高、中村高）の指定・研究計画の作成（5~8月）、学校訪問（6月~） ◆各教科等研究協議会：各教科1~2回 <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事等による打合せ会の実施（5月） ・各教科等研究協議会の実施（9月~） ◆県版参考資料のプラッシュアップ <ul style="list-style-type: none"> ・学習評価研究委員の任命・委嘱：12名（7月） </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ■研究校において、教科を中心とした学習評価研究や、評価結果を活用した授業改善等を進めることができた。 ■各教科の学習評価研究委員の協力により、県版参考資料を作成・公表し、周知できた。 ■研究協議会を教科別に開催し、県内外における好事例の共有や、外部講師による講演及び指導助言等を通して、「指導と評価の一体化」の推進を図ることができた。 →各教科の協議会等を通して継続的に県全体で情報共有を行うことにより、各校の「指導と評価の一体化」を一層促進する。 </td></tr> <tr> <td>多様な学力や進路希望に応じた効果的な指導の充実</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ◆進学指導実践研修 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の実施：49名参加（7月） ◆進学学力定着のための指導力向上研修 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の実施：25名参加（8月） </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ■各校の進学指導に関わる教員を対象に、外部講師による講演や情報交換等を通して、本県の高等学校における進路指導の推進を図ることができた。 ■外部講師を招聘した授業参観・研究協議を通して、各教員の指導力の向上を図ることができた。 →各校において生徒の多様な学力や進路希望に応じた指導ができるよう、各研修のさらなる充実を図る。 </td></tr> <tr> <td>◆英語指導力向上事業 <ul style="list-style-type: none"> ・学習到達目標を「CAN-DOリスト」の形式で設定・公表及び活用（4月~） ・授業改善シートの提出（7月） </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ■各校において学習到達目標を「CAN-DOリスト」の形式で設定・公表及び活用（年間）できている。 ■評価の観点を意識した継続的な指導に加え、統合的な言語活動を充実させる必要がある。 →学校の現状に応じた到達目標の設定・公表・活用や、指導主事等による学校訪問における指導助言等を通して、統合的な言語活動の充実を一層推進する。 </td></tr> <tr> <td>◆授業づくり講座への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> ・各校への案内（4月） ・授業づくり講座への参加（4~9月） </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ■授業と授業外学習のシームレス化を推進するとともに、デジタルドリル等のスタディログを活用した取組を進める必要がある。 →各校において、AIデジタルドリル（英・国・数等）及びオンライン辞書機能などを活用した個別最適化学習の事例を活用した授業実践の普及と活用促進を図る。 </td></tr> <tr> <td>ICTを活用した「個別最適な学び」の実践の推進</td><td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ◆「個別最適な学び」の実践・検証 <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業のAIデジタルドリル（英・国・数等）を活用した個別最適な学びの実践：20校 ・民間企業のオンライン辞書機能などを活用した個別最適な学びの実践：10校 ・研修会を開催し、研究成果を全ての学校に共有 ・実践校情報交換会（8、9月） ・大学教授等による研修会（8月） ・AIデジタルドリル等を活用した公開授業実施（9~12月） </td></tr> </table>		学習指導要領に基づく「指導と評価の一体化」に係る研究推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆「指導と評価の一体化」実践研究校：3校 <ul style="list-style-type: none"> ・教務主任会におけるR4研究校による成果等の普及及び県版参考資料の周知（4月） ・R5研究校（室戸高、蓬川高、中村高）の指定・研究計画の作成（5~8月）、学校訪問（6月~） ◆各教科等研究協議会：各教科1~2回 <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事等による打合せ会の実施（5月） ・各教科等研究協議会の実施（9月~） ◆県版参考資料のプラッシュアップ <ul style="list-style-type: none"> ・学習評価研究委員の任命・委嘱：12名（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■研究校において、教科を中心とした学習評価研究や、評価結果を活用した授業改善等を進めることができた。 ■各教科の学習評価研究委員の協力により、県版参考資料を作成・公表し、周知できた。 ■研究協議会を教科別に開催し、県内外における好事例の共有や、外部講師による講演及び指導助言等を通して、「指導と評価の一体化」の推進を図ることができた。 →各教科の協議会等を通して継続的に県全体で情報共有を行うことにより、各校の「指導と評価の一体化」を一層促進する。 	多様な学力や進路希望に応じた効果的な指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆進学指導実践研修 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の実施：49名参加（7月） ◆進学学力定着のための指導力向上研修 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の実施：25名参加（8月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■各校の進学指導に関わる教員を対象に、外部講師による講演や情報交換等を通して、本県の高等学校における進路指導の推進を図ることができた。 ■外部講師を招聘した授業参観・研究協議を通して、各教員の指導力の向上を図ることができた。 →各校において生徒の多様な学力や進路希望に応じた指導ができるよう、各研修のさらなる充実を図る。 	◆英語指導力向上事業 <ul style="list-style-type: none"> ・学習到達目標を「CAN-DOリスト」の形式で設定・公表及び活用（4月~） ・授業改善シートの提出（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■各校において学習到達目標を「CAN-DOリスト」の形式で設定・公表及び活用（年間）できている。 ■評価の観点を意識した継続的な指導に加え、統合的な言語活動を充実させる必要がある。 →学校の現状に応じた到達目標の設定・公表・活用や、指導主事等による学校訪問における指導助言等を通して、統合的な言語活動の充実を一層推進する。 	◆授業づくり講座への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> ・各校への案内（4月） ・授業づくり講座への参加（4~9月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■授業と授業外学習のシームレス化を推進するとともに、デジタルドリル等のスタディログを活用した取組を進める必要がある。 →各校において、AIデジタルドリル（英・国・数等）及びオンライン辞書機能などを活用した個別最適化学習の事例を活用した授業実践の普及と活用促進を図る。 	ICTを活用した「個別最適な学び」の実践の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆「個別最適な学び」の実践・検証 <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業のAIデジタルドリル（英・国・数等）を活用した個別最適な学びの実践：20校 ・民間企業のオンライン辞書機能などを活用した個別最適な学びの実践：10校 ・研修会を開催し、研究成果を全ての学校に共有 ・実践校情報交換会（8、9月） ・大学教授等による研修会（8月） ・AIデジタルドリル等を活用した公開授業実施（9~12月） 	
学習指導要領に基づく「指導と評価の一体化」に係る研究推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆「指導と評価の一体化」実践研究校：3校 <ul style="list-style-type: none"> ・教務主任会におけるR4研究校による成果等の普及及び県版参考資料の周知（4月） ・R5研究校（室戸高、蓬川高、中村高）の指定・研究計画の作成（5~8月）、学校訪問（6月~） ◆各教科等研究協議会：各教科1~2回 <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事等による打合せ会の実施（5月） ・各教科等研究協議会の実施（9月~） ◆県版参考資料のプラッシュアップ <ul style="list-style-type: none"> ・学習評価研究委員の任命・委嘱：12名（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■研究校において、教科を中心とした学習評価研究や、評価結果を活用した授業改善等を進めることができた。 ■各教科の学習評価研究委員の協力により、県版参考資料を作成・公表し、周知できた。 ■研究協議会を教科別に開催し、県内外における好事例の共有や、外部講師による講演及び指導助言等を通して、「指導と評価の一体化」の推進を図ることができた。 →各教科の協議会等を通して継続的に県全体で情報共有を行うことにより、各校の「指導と評価の一体化」を一層促進する。 													
多様な学力や進路希望に応じた効果的な指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆進学指導実践研修 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の実施：49名参加（7月） ◆進学学力定着のための指導力向上研修 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の実施：25名参加（8月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■各校の進学指導に関わる教員を対象に、外部講師による講演や情報交換等を通して、本県の高等学校における進路指導の推進を図ることができた。 ■外部講師を招聘した授業参観・研究協議を通して、各教員の指導力の向上を図ることができた。 →各校において生徒の多様な学力や進路希望に応じた指導ができるよう、各研修のさらなる充実を図る。 													
◆英語指導力向上事業 <ul style="list-style-type: none"> ・学習到達目標を「CAN-DOリスト」の形式で設定・公表及び活用（4月~） ・授業改善シートの提出（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■各校において学習到達目標を「CAN-DOリスト」の形式で設定・公表及び活用（年間）できている。 ■評価の観点を意識した継続的な指導に加え、統合的な言語活動を充実させる必要がある。 →学校の現状に応じた到達目標の設定・公表・活用や、指導主事等による学校訪問における指導助言等を通して、統合的な言語活動の充実を一層推進する。 														
◆授業づくり講座への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> ・各校への案内（4月） ・授業づくり講座への参加（4~9月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■授業と授業外学習のシームレス化を推進するとともに、デジタルドリル等のスタディログを活用した取組を進める必要がある。 →各校において、AIデジタルドリル（英・国・数等）及びオンライン辞書機能などを活用した個別最適化学習の事例を活用した授業実践の普及と活用促進を図る。 														
ICTを活用した「個別最適な学び」の実践の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆「個別最適な学び」の実践・検証 <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業のAIデジタルドリル（英・国・数等）を活用した個別最適な学びの実践：20校 ・民間企業のオンライン辞書機能などを活用した個別最適な学びの実践：10校 ・研修会を開催し、研究成果を全ての学校に共有 ・実践校情報交換会（8、9月） ・大学教授等による研修会（8月） ・AIデジタルドリル等を活用した公開授業実施（9~12月） 														

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (3) 就職支援対策事業	事業 No, 担当課	26 高等学校課
概要	生徒の就職支援のために、就職対策連絡協議会を運営し、就職状況の情報収集や分析を行い、よりよい支援策を検討する。また、就職アドバイザーを配置し、事業所訪問による求人開拓や生徒への個別指導による就職受験先のマッチングを図るとともに、離職率の改善に向けて、就職者の定着指導もあわせて行う。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○進路未内定者に対するきめ細かな就職支援が全ての学校で行われている。 <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校卒業後、就職した生徒の就職後 1 年目の離職率：10%以下 (H30 年度卒業生 : 11.3% → R1 年度卒業生 : 12.2% → R2 年度卒業生 : 12.2%) ・就職アドバイザー配置校の就職内定率：99%以上 (R2 : 98.9%→R3 : 99.4%→R5.2 月末 : 95.6%) ・県内就職者の割合 (R2 : 70.9%→R3 : 72.5%→R5.2 月末 : 72.2%) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □就職アドバイザーの活動や関連機関との連携、就職関連事業等の実施により、県内就職者の割合は 70% を超え、全体の就職内定率は 99% 以上を維持している。 ■離職率は目標値に達していないため、今後も離職状況の分析や、ミスマッチを防ぐための支援体制のさらなる充実を図る必要がある。 ■各学校と就職アドバイザーがハローワークなど関係機関との連携を密にし、支援体制をつくる必要がある。 ■就職定着状況調査結果をもとに、離職の原因等を分析し、定着のための施策につなげる必要がある。 		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)	<p>C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高知県高等学校就職対策連絡協議会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・委員の選定 (4 月) ・第 1 回協議会の開催 (6 月) ・第 2 回協議会の開催 (2 月予定) 本年度の就職に関する課題や支援策について ■就職内定率や離職防止など高校生の就職問題やその対策について、各関係機関と連携を図り、課題解決に向けた協議を行う必要がある。 →引き続き、高校生の就職対策について、各関係機関との連携を図り、一体となって協議・支援を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ◆就職アドバイザーの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・16 校に 8 名配置 (4 月～) 就職希望者への面接対策や求人情報の提供など マッチングのための個別支援 ・就職アドバイザー情報交換会の開催 (4、7、12 月) 高知労働局、就職支援ナビゲータとの連携 ■就職アドバイザーによる企業への求人開拓、就職希望者への個別指導支援、就職者の定着指導を継続する必要がある。 →就職希望者への面接対策や求人情報の提供などマッチングのための個別支援を実施する →収集した情報は、他のアドバイザーとの共有を図り、就職希望生徒への企業情報の提供を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ◆教員・就職アドバイザーの事業所訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・教員・アドバイザー事業所訪問計画 (4 月) ・各校から提出された事業所訪問計画書をもとに旅費の令達 (5 月) ・教員・アドバイザー事業所訪問 (5 月～) ・事業所訪問報告書による進捗管理 (5 月～) ■就職アドバイザーによる事業所訪問等を通じて、生徒のミスマッチ防止に向けた就職支援を行う必要がある。 →教員及びアドバイザーによる事業所訪問を計画的に実施し、求人要請、卒業生の職場定着指導を継続的に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ◆就職定着状況調査の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・調査依頼 (5 月) ・調査集計・分析 (6 月) ・調査結果のヒアリング (～12 月) ・第 2 回就職対策連絡協議会の開催 (2 月予定) ■離職率を減少させるよう、離職状況や原因等の分析をする必要がある。 →分析結果を基に各学校と就職アドバイザーがハローワークなど関係機関と連携を密にし、マッチングに向けた支援体制の構築を図る。 		

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (3) グローバル教育推進事業	事業 No,	27
		担当課	高等学校振興課

概要	郷土を愛し、その発展に貢献できる人材や、高い志を持ち高知から世界へチャレンジするグローバル人材の育成を図るため、指定校※1を中心に探究型学習と英語教育を組み合わせたグローバル教育を推進する。特に高知国際中・高等学校においては、「国際バカロレア」の取組を実践する。また、これらの手法や取組成果を普及させるとともに、国際交流を含む多様な価値観に触れる活動を推進すること等を通して、広くグローバル教育の推進を図る。 ※ 1 室戸高等学校、山田高等学校、高知国際中・高等学校、清水高等学校のグローバル教育推進校を指す。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○生徒の論理的思考力や判断力、表現力を育成し、英語運用能力を高めることで、将来、本県の地域振興や産業振興を担うグローバル人材を育成する。 ○高知南中・高等学校と高知西高等学校を統合した高知国際中・高等学校において、国際バカロレアの MYP（中学校段階のプログラム）認定を R2 年度に、DP（高等学校段階のプログラム）認定を R3 年度に受けれる。（R2 : MYP、DP 認定） ○高知県版グローバル教育推進校である山田高等学校（グローバル探究科）及び高知国際中・高等学校の入学志願者（A 日程）を増加させる。 山田高 : 1.0 倍 (R2:0.20 倍、R3:0.20 倍、R4:0.09 倍、R5 : R 6.3 月集計)、高知国際中 : 2.40 倍 (R2:2.40 倍、R3:2.35 倍、R4:2.34 倍、R5 : R 6.3 月集計)、高知国際高 : 普通科 1.1 倍 (R2:1.06 倍、R3:1.03 倍、R4:1.22 倍、R5 : R 6.3 月集計)、グローバル科 1.0 倍 (R2:0.94 倍、R3:0.89 倍、R4:0.86 倍、R5 : R 6.3 月集計) ○留学に対する気運を高めるため、海外派遣プログラムへの参加者を増加させる。: 113 名 (R2~4:0 名)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R4末)	□高知国際高等学校普通科については、開校以降の 2 年間と比べ、入学志願者を大幅に増加させることができた。 ■高知国際中・高等学校は、学校全体で探究的な取組を推進するとともに、高知国際高等学校 DP コースの生徒全員が IB 資格を取得できるよう、教員の国際バカロレア機構主催の公式ワークショップへの参加や、校内での研修を充実するなど指導力向上に取り組む必要がある。 ■高知県版グローバル教育の取組について、広く県民への周知と、その成果やノウハウを県内の県立高等学校へ普及することが課題となっている。 ■新型コロナウィルス感染症の影響のため、全ての海外派遣プログラムを中止せざるを得なかった。また、渡航費用が高額になっているため、渡航先の検討と、誰もが参加しやすい県内のプログラムの実施の検討も必要である。
---------------------------	--

D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)
◆グローバル教育推進校の取組等の進捗管理 ・グローバル教育推進委員 6 名の委嘱 (6 月) ・グローバル教育理解推進講演会を開催 (8 月) ・第 1 回グローバル教育推進委員会の開催 (11 月) ・公開授業研究会 (12 月)	■委員の指導や助言を踏まえ、県全体のグローバル教育の取組をより一層充実させる必要がある。 →各推進校の取組を充実させるため、有識者の指導・助言に基づき、各校の取組のバージョンアップを図る。また、県のグローバル教育推進の取組についても、グローバル教育推進委員会で進捗状況や取組内容を協議し、PDCA を回していく。
国際バカロレア教育の推進 ◆教員研修等の実施 ・国際バカロレア機構主催の公式ワークショップへの教員派遣 : 10 名 (4~11 月) ・大学院の国際バカロレア教員養成特別プログラムへの派遣 : 1 名 (4 月~) ・先進校から講師を招へいした校内研修の実施 : 5 名 (7 月~) ・高知国際中オープンスクール : 566 組参加 (7、8 月) ・高知国際高オープンスクール : 567 人参加 (10 月)	■国際バカロレア教育のさらなる充実を図るため、教員研修等を実施し、指導力を向上させる必要がある。 →生徒の学力及び進路実現を保障するために、教員の指導力の向上に資する研修及び国際バカロレアワークショップ等への参加を推進する。 ■探究的な取組を行う国際バカロレア教育を県民に周知するため、広報活動を推進する必要がある。 →高知国際中・高等学校において公開授業研究会を実施し、国際バカロレア教育の手法や取組について他校教員等に周知を図る。
海外留学や異文化等の理解促進 ◆海外派遣プログラムの実施 ・県教育委員会主催プログラム説明会の実施 (4 月) ・県教育委員会主催プログラムの実施 (7~8 月) ・英語キャンプの実施 (8、11、12 月) ・留学フェアの開催 (10 月)	■渡航費用の高騰により、高校生の留学意欲の低下を招かないよう、対策を講ずる必要がある。 →渡航費用の高騰に対応するための財政的支援を検討する。

事業 名称	基本方針 I 対策 2 - (3) 産業教育指導力向上事業	事業 No. 担当課	28 高等学校課
概要	本県の産業教育の充実を図るため、高知県産業教育審議会との連携のもと、今後の産業教育の方向性や目標を明示し、各校における取組の充実につなげるとともに、産業教育に携わる教職員の資質・指導力の向上を図るため、新技術について教科の枠を超えて研修を実施するなど、研修内容の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○情報化やグローバル化の進展に伴う急速な時代の変化に対応した、産業教育担当教員の専門力・指導力を高めるための研修を実施し、派遣・受講した教員の資質向上とともに、産業教育の魅力向上に資するものとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時代の変化に対応した産業教育研修が実施されている。研修実施率：100% (R3:100% R4:100% R5 : R5.3月集計予定) ・全県立高等学校（全・定）の入学者数のうち、産業系専門学科への入学者数の割合：30%以上 (R2 : 28.2% R3 : 29.5% R4 : 28.4% R5 : 28.9% R5.4月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □内地留学に3名、産業教育短期現場研修に教員を派遣（R3 : 3名、R4 : 6名）したことで、教員個々の指導力及び専門力の向上とともに、教科全体への波及効果が期待される。 □高知県産業教育課題対応合同研修に教員 16 名（産業教育 5 教科）が参加し、本県産業教育の意義や役割、課題について協議し、各校の教育活動の在り方について捉え直すとともに、産業系専門高校の魅力化のための戦略について検討することができた。 □R4.11月には産業系専門高校の PR イベントを開催し、広く県民に魅力を発信した。 ■各専門教科におけるデジタル化に関する研究や、ICT を活用した指導方法に関する研究を行い、教科全体に広める必要がある。 ■「高知県産業教育審議会答申」を反映し、時代に即した各産業専門分野の研修や教科の枠を超えた本県の全体的な産業教育を発展・充実させる取組を実施することを通じて、産業系専門高校の入学志願者数を確保する必要がある。 		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)</p> <p>◆「産業教育審議会答申」を受けての取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画による進捗管理の実施（4月～） ・産業系高校の魅力発信のための PR 動画を「高知家まなびばこ」や YouTube 「とさまなチャンネル」で公開（5月～） ・高知県産業教育 PR イベントを開催（7、12月） ・令和 5 年度高知県産業教育審議会の開催（2月予定） <p>■学校経営計画に生徒の資質能力の育成、教員の指導力向上、関係機関との連携、魅力化を図るために目標や取組内容が記載されているか確認が必要である。 →学校経営計画の「産業教育の充実」項目について、記載内容（PDCA）を確認し、各校の進捗管理を行う。</p> <p>◆産業教育内地留学の実施：3 教科 3 名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内地留学の開始（4月～） ・農業：高知大学 IoP 共創センター ・工業：高知職業能力開発短期大学校 ・商業：高知工科大学経済・マネジメント学群 ・R6 内地留学の募集、応募者の確定（9～12月） ・高知県产学連携研究発表会で研究報告を実施（2月予定） <p>■月例報告書や担当指導主事による研修先訪問により、研究の進捗状況について確認が必要である。 →月例報告書の記載事項の確認と、研修先の訪問による進捗確認を行う。 →次年度の研修先への打ち合わせを実施する。</p> <p>◆産業教育短期現場研修の実施案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、民間企業等における研修についての案内（5月） ・商業：起業教育研究会・起業家教育講習（8月） ・農業：農場管理、指導方法に関する研修（7～11月） ・工業：ものづくりコンテスト全国大会視察（11月） <p>■答申に基づいた研修先の開拓や、教育プログラムについて検討する。 →高度熟練技術者からの知識や技術の継承を図る。 (農業、工業、商業、水産、家庭 各 1 名) →次世代産業に対応した教育プログラムを実施する。</p> <p>◆高知県産業教育課題対応合同研修「高知の産業教育の未来検討会」の実施検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期、会場、内容についての検討（10月） ・高知県産業教育課題対応合同研修（1月予定） 各産業教育担当者（20名程度）を対象に、起業家教育プログラム見学、ワークショップ、高知県産業振興計画についての講話等を実施 <p>■令和 14 年度全国産業教育フェアを想定し、産業教育担当教員による協働的な取組を仕掛けていく必要がある。 →産業教育課題対応合同研修を実施し、全体で課題に取り組む体制を構築する。</p>		

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (4) 道徳教育協働推進プラン	事業 No. 担当課	29 小中学校課
概要	学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え方、議論する道徳」の授業を開発するとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進することで、児童生徒の道徳性を高める。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○各学校で児童生徒の道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」の授業を工夫している。</p> <p>①「特別の教科 道徳」において、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校：60%以上、中学校：60%以上 かつ全国平均以上 [R1 小：43.9%、中：51.5% R3 小：52.0% (45.6%)、中：55.1% (48.8%) R4 小：48.3% (42.5%)、中：52.0% (43.0%) R5：小：48.4% (44.3%) 中：52.6% (43.8%)]</p> <p>②人が困っているときは、進んで助けている児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校：60%以上、中学校：60%以上 かつ全国平均以上 [R1 小：44.6% (40.4%)、中：36.2% (34.6%) R3 小：46.5% (43.6%)、中：43.8% (41.6%) R4 小：45.1% (44.9%)、中：42.8% (40.6%) R5：小：44.8% (45.6%) 中：36.9% (38.4%)]</p> <p>③人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校：85%以上、中学校：85%以上 かつ全国平均以上 [R1 小：77.5% (74.7%)、中：74.5% (71.1%) R3 小：77.4% (75.4%)、中：76.8% (74.3%) R4 小：76.1% (75.1%)、中：76.5% (73.5%) R5：小：72.9% (75.3%) 中：70.8% (71.7%)]</p> <p>※ () 内は全国平均</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□授業づくり講座において、「指導上の工夫」の重要性について発信・普及できることにより、授業改善が進んできている。</p> <p>□「地域ぐるみの道徳教育」について理解を深めることや、地域連携の具体的な取組について普及できた。</p> <p>■全国学力・学習状況調査において、児童生徒の道徳性に関する質問の肯定的回答の割合が減少し、全国よりも低い項目もあった。児童生徒の道徳性を向上させるために、「地域ぐるみの道徳教育」のさらなる推進とともに、道徳性を養う基盤となる「考え方、議論する道徳」の授業の充実についてもブラッシュアップする必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況 (4~12月)		C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)	
<p>「考え方、議論する道徳」の授業の充実</p> <p>◆授業づくり講座（道徳）への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点校：北川小、甲浦中、浦ノ内小、伊野中、 小筑紫小、佐賀中、介良中 教材研究会 7回、授業研究会 7回（6~12月） ・指定校：香南中 授業研究会（10月） <p>◆道徳推進リーダーによる実践の普及（通年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業づくり講座への参加促進 ・市町村教育委員会主催の研修会での授業公開等 		<p>■参加者主体の講座内容としてことで、参加者が主体的に道徳科の授業づくりについて学ぶことができた。近年、若年の道徳教育推進教師が増えってきたことから、今後、授業研究会等において、児童生徒がより深い学びに向かえる手立てや指導の工夫について学ぶ機会を設ける必要がある。</p> <p>→道徳科の教材研究及び授業研究に関する研修会を開催する。</p> <p>→道徳教育推進教師への支援を行う。</p> <p>→道徳科授業推進ティーチャーを養成する。</p>	
<p>地域ぐるみの道徳教育の推進</p> <p>◆「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学1年生への配付（4月） ・内容の改訂作業（4~12月） <p>◆道徳教育パワーアップ研究協議会（7月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ「学校の地域連携」について ・対象：小中学校の道徳教育推進教師 <p>◆市町村指導事務担当者会で周知及び取組の進捗確認（6月）</p>		<p>■「高知の道徳」の教材を使った教材分析・授業づくりを行ったことで、地域連携を担う役割の道徳教育推進教師への支援ができた。しかし、学校の地域連携を担うのは道徳教育の担当教員だけではないため、学校全体で取り組む仕組みづくりへの支援が必要である。</p> <p>→道徳教育・特別活動・総合的な学習の時間・キャリア教育・コミュニティ・スクールなどの担当者が参加する学校の地域連携を考える会を開催する。</p>	

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (4) 人権教育推進事業	事業 No, 30
担当課	人権教育・児童生徒課	
概要	「高知県人権教育推進プラン（改定版）」に基づき、就学前教育・学校教育・社会教育の各分野において、人権に関する知的理... 解や人権感覚の向上を図るとともに、一人一人の人権が尊重される学校・地域づくりに向けた人権教育を充実・発展させる。	
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○人権教育主任が中心となり、組織的・計画的に個別の人権課題に関する校内研修や授業研究等を実施することにより、人権学習の充実を図り、児童生徒の人権意識が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 ：100% (R2小:55.8%、中:69.4%、高:59.2% R3小:60.4%、中:62.1%、高:62.0% R4小:62.0%、中:60.2%、高:66.0% R5 : R6.3月集計) ・「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合：70% (R2小:57.0%、中:53.0%、高:60.4% R3小:54.7%、中:50.3%、高:62.3% R4小:52.6%、中:45.1%、高:59.8% R5 : R6.3月集計) ・人権教育主任が管理職と連携し、PDCA サイクルによる取組・評価を行っている学校の割合 ：小：100%、中：95%以上、高：95%以上 (R2 小:97.4%、中:91.7%、高:97.9% R3 小:96.3%、中:89.3%、高:90.0% R4 小:98.4%、中:95.9%、高:98.0% R5 : R6.3 月集計) 	
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□ほとんどの学校において人権教育主任が管理職と連携し、PDCA サイクルによる取組・評価が行われている。</p> <p>□個別の人権課題に関する校内研修の取組が定着してきている。(小：100%、中：100%、高：100%)</p> <p>■人権課題に関する授業研究の取組の定着には課題がみられる。(小：62.0%、中：60.2%、高：66.0%)</p> <p>■指導資料集等の活用を促すとともに具体的な取組例を示し、授業研究の必要性と実施について働きかけていく必要がある。</p>	
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)	C 検証 (■) と A 今後の方針 (→)	
組織的・計画的な人権教育の推進	<p>■授業研究の必要性と実施について、具体例を示しながら働きかけていく必要がある。</p> <p>→教職員研修及び授業研究への講師を派遣し支援することで、人権教育の充実を図る。</p>	
<p>◆人権教育主任連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合研修（高等学校・特別支援学校）を実施（5月） ・地区別集合研修（小・中学校、義務教育学校）を実施（5、6月） ・人権教育主任連絡協議会と連動した人権教育主任研修（オンデマンド研修）を実施（11月～） <p>◆人権学習学校支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や市町村主催の研究会等における教職員研修や授業研究への支援依頼の募集（5月） ・教職員研修及び授業研究への講師の派遣：20回（6～12月） 		
人権教育研究推進事業	<p>■校内推進組織を中心とした組織的・計画的な研究を支援し、実践例を県内に普及していく必要がある。</p> <p>→アドバイザーや指導主事等による学校支援訪問を行い、研究の推進を図る。</p> <p>→校内推進組織を中心とした研究推進（検証・評価、取組、改善、まとめ等）の支援を行う。</p> <p>→研究発表会等の開催により取組の普及を図る。</p>	
<p>◆研究推進と普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定校：東中、高知東工業高（2年目） ・学校支援訪問 アドバイザー：計3回（6、9、11月） 指導主事等：計12回（4～12月） ・校内推進組織を中心とした研究の推進 校内研修や授業研究等の計画、検証・評価、取組、改善等 ・研究推進校合同推進会議の実施（5、8月） ・研究発表会による取組の普及（11月）（2月予定） 		
指導資料の活用促進	<p>■指導資料集等の活用を促すとともに具体的な取組例を示し、授業研究の必要性と実施について働きかけていく必要がある。</p> <p>→研修講師派遣等において、資料の周知及び資料を活用した研修を実施する。</p>	
<p>◆普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育主任連絡協議会、市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会において、資料の周知及び資料を活用した研修の実施（5、6月） ・研修講師派遣等において、資料の周知及び資料を活用した研修の実施：3回（6～12月）（1～2月予定） 		

事業 名称	基本方針 I 対策 2 - (4) 保幼小中連携モデル地域実践研究事業	事業 No. 担当課	31 人権教育・児童生徒課 幼保支援課																																													
概要	モデル地域の市教育委員会を中心として、保幼小中の 15 年間を見通した連携・接続の取組や、学校と児童福祉部署の連携による取組を総合的に推進することで、地域全体の子どもたちの自尊感情や自己有用感を育むとともに、人権感覚や社会性、規範意識を醸成し、不登校等の諸課題の未然防止に資する実践研究を行う。																																															
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>①不登校等の未然防止につながる取組が推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。 ・モデル地域の在籍児童生徒数に対する新規不登校数の割合や、不登校数の割合が全国平均を下回る。 新規不登校数の割合：R4：1.16% (R4 全国公立新規不登校児童生徒出現率：1.65%)、R5：0.86% (R5.7 月集計) 不登校数の割合：R4：2.74% (R4 全国公立不登校児童生徒出現率：3.21%)、R5：2.62% (R5.7 月集計)</p> <p>②幼児期の遊びの中の学びを互いに理解し、スタートカリキュラム等に生かされている。 ・小・中学校と管内の保育所・幼稚園等が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（以下「10 の姿」）」を踏まえながら、互いの教育・保育を理解する機会を持つ。「10 の姿」を活用したカリキュラムの見直しや作成を行った回数：小学校と校区内の園と 1 回以上 (R4：100% R5：R6.3 月集計)</p> <p>③研究指定校のうち、「児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む、発達支持的生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等に位置付けて組織的に実施している」に「十分できている」と回答した学校の割合：100% (R4：54.5% R5：R6.3 月集計)</p> <p>④接続期の小中連携を行い、情報共有や効果的な取組の共有化を行っているモデル地域の学校の割合：100% (4 / 4 中学校区) (R4：100% R5：R6.3 月集計)</p> <p>⑤モデル地域の保育所・幼稚園等における特別な配慮が必要な子ども（家庭）の支援リスト、家庭支援の計画と記録の作成：100% (R4：98.8% R5：100%)</p>																																															
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□小・中学校の意識調査だけでなく、保幼の子どもたちの様子を把握する手立てとして保護者向けのアンケート調査を作成し実施することにより具体的な分析を行うことができた。</p> <p>■各中学校区で意識調査の分析をもとにした子どもに寄り添った実践を計画推進することが必要である。</p> <p>■中学校区ごとに 15 年間で育てる力を明確にした組織的な取組や、保幼小中の円滑な接続のため、各校種間で接続期の子どもへの理解を深める必要がある。</p>																																															
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)	<p>C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)</p> <table border="1"> <tr> <td>地域全体の不登校など未然防止の取組の検証・改善</td><td>■各中学校区でのりしろ会議を行い、調査研究委員会の「意識調査」の結果分析を踏まえた、子どもに寄り添った実践を計画推進する必要がある。 →調査研究委員会(のりしろ会議)を定期的に実施する。</td></tr> <tr> <td>◆市教育委員会と統括推進リーダーによる研究推進</td><td>■調査研究委員会(のりしろ会議)で構築した研究の流れが管内の学校に理解され、実践される必要がある。 →校長会、担当者会での定期的なベクトル合わせを実施する。</td></tr> <tr> <td>・各中学校区の不登校についての課題分析 (4 月～)</td><td></td></tr> <tr> <td>・保幼小中連携に係る取組の推進及び進捗管理</td><td></td></tr> <tr> <td>・子どもの意識調査（小 1 及び中 1）の意識調査の分析</td><td></td></tr> <tr> <td>◆市教育委員会による調査研究の推進</td><td></td></tr> <tr> <td>・推進市校長会における取組のベクトル合わせ (4 月～)</td><td>■中学校区ごとに 15 年間で育てる力を明確にし、取組をそろえ、組織的に実践を積み重ねる仕組みを構築する必要がある。</td></tr> <tr> <td>・調査研究委員会及びのりしろ会議：1 回 (7 月～)</td><td>→校区研修・合同 3 部会を定期的に実施する。 →教育支援センター等の関係機関や SC・SSW との連携による児童生徒の居場所づくりの充実を図る。 →市の福祉部署との連携による接続期における情報共有の充実を図る。</td></tr> <tr> <td>・SSW の重点配置等による福祉部局との連携推進</td><td>■各校で PDCA サイクルに基づく発達支持的生徒指導の推進及び学校組織の強化を推進する必要がある。 →教職員アンケート調査の実施及び結果の分析・検証を行い、組織の課題を見い出し、改善を図る。</td></tr> <tr> <td>各中学校区における地域の特色ある、保幼小中を通じた人権教育・積極的な生徒指導の取組</td><td>■保幼小中の円滑な接続のため、各校種間でかけ橋期 (5 歳～1 年生) の子どもへの理解を深め、接続における互いのカリキュラムをもとにした話し合いの充実が図られる必要がある。 →市町村における園と小学校が話し合える体制づくりの促進を促す。 →保幼小連携・接続アドバイザー等による訪問支援等により、校種間で互いの教育内容への理解を深める取組を充実させる。</td></tr> <tr> <td>◆15 年間を見通した一貫性のある教育の実施支援</td><td>■各校種間で特別な配慮を必要とする子どもも含む接続期の子どもへの理解を深める必要がある。 →親育ち・特別支援保育コーディネーターや親育ち支援担当者が中心となり、支援の必要な児童へのかけ橋期における個別支援の強化を図る。</td></tr> <tr> <td>・校区研修・合同 3 部会等による研究推進：1 回</td><td></td></tr> <tr> <td>・接続期における、新入生（小 1・中 1）を対象とした合同支援会での保幼・小・中の担当者による情報共有や効果的な取組の共有化：2 回</td><td></td></tr> <tr> <td>◆各校におけるいじめや不登校の未然防止に向けた取組の推進</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>子ども一人一人の人権が尊重された保育実践に向けた支援</td><td></td></tr> <tr> <td>◆幼保支援アドバイザー等による訪問支援</td><td></td></tr> <tr> <td>・幼保支援アドバイザー等による公開保育・園内研修：30 回</td><td></td></tr> <tr> <td>・保幼小連携・接続に関する講話：1 回</td><td></td></tr> <tr> <td>◆親育ち・特別支援保育コーディネーター・親育ち支援担当者との連携による児童の個別支援の充実</td><td></td></tr> <tr> <td>・各園における児童の支援リスト、家庭支援の計画・記録の作成：100%</td><td></td></tr> <tr> <td>・親育ち支援リーダー等による事例研修の実施：1 回</td><td></td></tr> </table>	地域全体の不登校など未然防止の取組の検証・改善	■各中学校区でのりしろ会議を行い、調査研究委員会の「意識調査」の結果分析を踏まえた、子どもに寄り添った実践を計画推進する必要がある。 →調査研究委員会(のりしろ会議)を定期的に実施する。	◆市教育委員会と統括推進リーダーによる研究推進	■調査研究委員会(のりしろ会議)で構築した研究の流れが管内の学校に理解され、実践される必要がある。 →校長会、担当者会での定期的なベクトル合わせを実施する。	・各中学校区の不登校についての課題分析 (4 月～)		・保幼小中連携に係る取組の推進及び進捗管理		・子どもの意識調査（小 1 及び中 1）の意識調査の分析		◆市教育委員会による調査研究の推進		・推進市校長会における取組のベクトル合わせ (4 月～)	■中学校区ごとに 15 年間で育てる力を明確にし、取組をそろえ、組織的に実践を積み重ねる仕組みを構築する必要がある。	・調査研究委員会及びのりしろ会議：1 回 (7 月～)	→校区研修・合同 3 部会を定期的に実施する。 →教育支援センター等の関係機関や SC・SSW との連携による児童生徒の居場所づくりの充実を図る。 →市の福祉部署との連携による接続期における情報共有の充実を図る。	・SSW の重点配置等による福祉部局との連携推進	■各校で PDCA サイクルに基づく発達支持的生徒指導の推進及び学校組織の強化を推進する必要がある。 →教職員アンケート調査の実施及び結果の分析・検証を行い、組織の課題を見い出し、改善を図る。	各中学校区における地域の特色ある、保幼小中を通じた人権教育・積極的な生徒指導の取組	■保幼小中の円滑な接続のため、各校種間でかけ橋期 (5 歳～1 年生) の子どもへの理解を深め、接続における互いのカリキュラムをもとにした話し合いの充実が図られる必要がある。 →市町村における園と小学校が話し合える体制づくりの促進を促す。 →保幼小連携・接続アドバイザー等による訪問支援等により、校種間で互いの教育内容への理解を深める取組を充実させる。	◆15 年間を見通した一貫性のある教育の実施支援	■各校種間で特別な配慮を必要とする子どもも含む接続期の子どもへの理解を深める必要がある。 →親育ち・特別支援保育コーディネーターや親育ち支援担当者が中心となり、支援の必要な児童へのかけ橋期における個別支援の強化を図る。	・校区研修・合同 3 部会等による研究推進：1 回		・接続期における、新入生（小 1・中 1）を対象とした合同支援会での保幼・小・中の担当者による情報共有や効果的な取組の共有化：2 回		◆各校におけるいじめや不登校の未然防止に向けた取組の推進				子ども一人一人の人権が尊重された保育実践に向けた支援		◆幼保支援アドバイザー等による訪問支援		・幼保支援アドバイザー等による公開保育・園内研修：30 回		・保幼小連携・接続に関する講話：1 回		◆親育ち・特別支援保育コーディネーター・親育ち支援担当者との連携による児童の個別支援の充実		・各園における児童の支援リスト、家庭支援の計画・記録の作成：100%		・親育ち支援リーダー等による事例研修の実施：1 回				
地域全体の不登校など未然防止の取組の検証・改善	■各中学校区でのりしろ会議を行い、調査研究委員会の「意識調査」の結果分析を踏まえた、子どもに寄り添った実践を計画推進する必要がある。 →調査研究委員会(のりしろ会議)を定期的に実施する。																																															
◆市教育委員会と統括推進リーダーによる研究推進	■調査研究委員会(のりしろ会議)で構築した研究の流れが管内の学校に理解され、実践される必要がある。 →校長会、担当者会での定期的なベクトル合わせを実施する。																																															
・各中学校区の不登校についての課題分析 (4 月～)																																																
・保幼小中連携に係る取組の推進及び進捗管理																																																
・子どもの意識調査（小 1 及び中 1）の意識調査の分析																																																
◆市教育委員会による調査研究の推進																																																
・推進市校長会における取組のベクトル合わせ (4 月～)	■中学校区ごとに 15 年間で育てる力を明確にし、取組をそろえ、組織的に実践を積み重ねる仕組みを構築する必要がある。																																															
・調査研究委員会及びのりしろ会議：1 回 (7 月～)	→校区研修・合同 3 部会を定期的に実施する。 →教育支援センター等の関係機関や SC・SSW との連携による児童生徒の居場所づくりの充実を図る。 →市の福祉部署との連携による接続期における情報共有の充実を図る。																																															
・SSW の重点配置等による福祉部局との連携推進	■各校で PDCA サイクルに基づく発達支持的生徒指導の推進及び学校組織の強化を推進する必要がある。 →教職員アンケート調査の実施及び結果の分析・検証を行い、組織の課題を見い出し、改善を図る。																																															
各中学校区における地域の特色ある、保幼小中を通じた人権教育・積極的な生徒指導の取組	■保幼小中の円滑な接続のため、各校種間でかけ橋期 (5 歳～1 年生) の子どもへの理解を深め、接続における互いのカリキュラムをもとにした話し合いの充実が図られる必要がある。 →市町村における園と小学校が話し合える体制づくりの促進を促す。 →保幼小連携・接続アドバイザー等による訪問支援等により、校種間で互いの教育内容への理解を深める取組を充実させる。																																															
◆15 年間を見通した一貫性のある教育の実施支援	■各校種間で特別な配慮を必要とする子どもも含む接続期の子どもへの理解を深める必要がある。 →親育ち・特別支援保育コーディネーターや親育ち支援担当者が中心となり、支援の必要な児童へのかけ橋期における個別支援の強化を図る。																																															
・校区研修・合同 3 部会等による研究推進：1 回																																																
・接続期における、新入生（小 1・中 1）を対象とした合同支援会での保幼・小・中の担当者による情報共有や効果的な取組の共有化：2 回																																																
◆各校におけるいじめや不登校の未然防止に向けた取組の推進																																																
子ども一人一人の人権が尊重された保育実践に向けた支援																																																
◆幼保支援アドバイザー等による訪問支援																																																
・幼保支援アドバイザー等による公開保育・園内研修：30 回																																																
・保幼小連携・接続に関する講話：1 回																																																
◆親育ち・特別支援保育コーディネーター・親育ち支援担当者との連携による児童の個別支援の充実																																																
・各園における児童の支援リスト、家庭支援の計画・記録の作成：100%																																																
・親育ち支援リーダー等による事例研修の実施：1 回																																																

事業 名称	基本方針1 対策2- (5) キャリア教育強化プラン	事業 No,	32
		担当課	小中学校課 高等学校課
概要	社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力を育むキャリア教育のさらなる充実を図るために、小・中・高等学校を通じて、児童生徒が自身の学びや活動について記録し、教員等との対話的な関わりを通して、自己の成長などを実感しながら自己実現につなげる「キャリア・パスポート」の活用を推進するとともに、副読本の活用や研修会の実施により、教員の指導力の向上を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○教員のキャリア教育指導力の向上を目指した校内の研究体制が整備されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育に係る校内研修を実施している学校の割合 小学校：100% 中学校：100% (R2 小：94.2%、中：96.3% R3 小：87.7%、中：89.3% R4 小：91.9%、中：94.8% R5：2月集計) ○児童生徒のキャリア発達を促すため、キャリア・パスポート（キャリアシート）を活用している。 • キャリア・パスポート（キャリアシート）を活用している学校の割合 小学校：100% 中学校：100% 高等学校：100% (R2 小・中・高：100%、R3 小・中・高：100%、R4 小・中・高：100% R5：2月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □小学校及び中高教員を対象とした研修会において、キャリア・パスポートの意義や活用の重要性についての周知とともに、好事例についての共有を行ったことにより、全ての学校種でキャリア・パスポートの作成・活用が行われるようになった。 ■キャリア・パスポートの趣旨を踏まえた効果的な活用については、まだ学校間に差がある。小学校においては、キャリア・パスポートの効果的な活用・確実な引き継ぎ等を行うとともに、組織的なキャリア教育を進めていく必要がある。また、中学校及び高等学校においては、キャリア・パスポートの効果的な活用及び円滑な校種間の引き継ぎに向けて、継続して趣旨の周知徹底や好事例の共有を行う必要がある。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）		C 検証（■）とA 今後の方向（→）	
<p>小学校教員のキャリア教育の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆教科等担当指導主事会（特別活動部会）における情報交換 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校キャリア教育と特別活動の現状についての情報共有（4月） ◆各事務所から情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の現状を把握するとともに、現状に応じた協議会での内容検討・準備（4～5月） ◆小学校キャリア教育地区別協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・東部地区（7月）・中部地区（6月） ・西部地区（6月） ・校内研修後に提出のあった事後研修報告書を管轄の市町村教育委員会及び教育事務所と情報共有（10～12月） 		<ul style="list-style-type: none"> ■キャリア・カウンセリングを用いたキャリア・パスポートの効果的な活用について周知できた。今後、確実な引き継ぎ等を行うと共に、組織的なキャリア教育を進めていく必要がある。キャリア・カウンセリングを活用したキャリア・パスポートの作成を、中学校区において同じ視点で行い、小・中が連携したキャリア教育を推進する。 →小・中学校キャリア教育担当者地区別協議会を開催する。 →子どもたちに、自尊感情を高め、夢や志を育み、郷土に対する愛着を育成するため、ふるさとを支える教育を推進する。 	
<p>中・高等学校教員のキャリア・パスポートの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会に向けた調整（4月～） ・キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会実施要項等の作成、各市町村教育委員会及び各校へ通知（9月） ・キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会の開催（10月） 		<ul style="list-style-type: none"> ■キャリア・パスポートについては、協議会や文書等を通じた周知徹底により、中高間の引き継ぎについては円滑に行われているが、各校種における効果的な活用については、学校間で取組に差がある。 →キャリア・パスポートの中高間の引き継ぎや各校種における効果的な活用に向けて、趣旨の周知徹底や好事例の共有等を推進することにより、キャリア教育のさらなる充実を図る。 	

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (5) キャリアアップ事業	事業 No, 33
		担当課 高等学校課 教育センター
概要	高等学校において、生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学や企業と連携・協働し、職場体験や大学・企業見学等の機会の充実を図る。	
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○全ての県立学校において、生徒にキャリアデザイン力を身につけさせるための取組が組織的・体系的に進められている。</p> <p>・県オリジナルアンケート集計結果 「将来の夢や目標を持っている」肯定的な回答 3年：95% 2年：90% 1年：80%以上 (R2 3年：87.0%、2年：75.6%、1年：73.8%) (R3 3年：87.5%、2年：75.5%、1年：74.5%) (R4 3年：87.0%、2年：74.2%、1年：72.6%) (R5 : R6.2月集計)</p>	
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□オンライン会議システムを活用し、企業と双向の対話を通して、企業情報を生徒に提供した。 (R4 企業学校見学：24校、インターンシップ：14校 548人、ものメッセ：2,041人)</p> <p>□県内大学との連携は、生徒の大学での学びへの関心を高めるとともに進学意欲の向上につながるものとなった。</p> <p>□遠隔教育システムを活用したキャリア教育講演会の配信を全ての高等学校等に拡大することができ、生徒の進路意欲醸成につながった。</p> <p>■自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力を育成するため、各校における体験的な学習が効果的なものとなるよう、体系的・系統的な取組にする必要がある。</p> <p>■地域や企業、大学等と連携して取組のさらなる充実を図る必要がある。</p>	
D 令和5年度 これまでの取組状況 (4~12月)		C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)
<p>企業学校見学や就業体験等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆企業学校見学、インターンシップの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・企業学校見学、インターンシップの実施計画・予算令達（4月） ・企業学校見学、インターンシップの実施（4月～） ・報告書による進捗管理（4月～） ◆ものメッセ（ものづくり総合技術展）への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・参加（見学・展示）校の募集（6月） ・参加（9月）：23校 2,400名参加、10校展示 		<ul style="list-style-type: none"> ■高知県内の企業や学校見学を通して、その特徴や魅力を知ることで、生徒自身に高知県内で進路を実現する具体的なイメージを持たせる必要がある。 →各校における企業・学校見学やインターンシップの報告書の提出により、次年度の事業の充実・改善を図る。
<p>大学の学び体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆大学の講義「国際協力入門」の受講 <ul style="list-style-type: none"> ・3回 14校のべ 99名参加 ◆大学教員による講座「自然科学概論」「高校生のためのおもしろ科学講座」の受講 <ul style="list-style-type: none"> ・「自然科学概論」：2講座開催 2校 4名参加 ・「高校生のためのおもしろ科学講座」：3講座開催 8校のべ 39名参加 ◆西部地区高大連携交流事業「自律創造学習」の受講 <ul style="list-style-type: none"> ・3日間開催 4校 20名参加 ◆高大連携教育実行委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・大学担当者との事業内容検討協議（5、11、12月） 		<ul style="list-style-type: none"> ■県内大学との連携は、生徒の大学での学びへの関心を高めるとともに進学意欲の向上につながるものとなった。 →大学側との協議を通じて、各講座内容の充実を図るとともに、特に理数系人材育成の強化につなげられるよう、理数系講座への参加を促進する。
<p>◆遠隔オンラインによるキャリア教育講演会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県青年国際交流機構理事（5月）：12校 254名 ・映像作家（7月）：7校 55名 ・南極観測隊研究同行者（11月）：6校 38名 		<ul style="list-style-type: none"> ■オンデマンドでもキャリア教育講演会を視聴できるようにしたことで、講演会の参加生徒数が増えた。 →生徒の視聴機会を増やすため、オンデマンド用講演テーマの一覧を作成し、進路意識のさらなる向上を図る。

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (5) 生徒の社会的自立・社会参画のための支援の充実 (地域協働学習、主権者教育・消費者教育、起業家教育等)	事業 No, 担当課	34 高等学校課
概要	選挙権年齢や成年年齢の引下げに伴い、政治や社会が一層身近になる中で、地域と学校とが協働して地域の課題解決を探究的に行う「地域協働学習」や、関係機関等との連携による主権者教育・消費者教育、起業家教育等を推進することにより、生徒の社会的自立、主体的に社会に参画する意識や態度等の育成の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○各校において生徒の社会的自立・社会参画につながる地域協働学習や主権者教育等の取組が効果的に推進されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画（補助シート）地域協働学習の取組に記載された評価（自校評価） <ul style="list-style-type: none"> ：総合評価 B 以上の学校 100% (R2 : 91.4% R3 : 91.4% R4 : 97.1% R5 : R6.3月集計) ・県オリジナルアンケート「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」肯定的回答 3 年 : 65% 以上 (R2 : 60.4% R3 : 62.3% R4 : 59.8% R5 : 6 月集計は 64%、R6.2 月集計) ・副教材「社会への扉」を効果的に活用した学校の割合 : 100% <ul style="list-style-type: none"> (R3 : 77.1% R4 : 54.2% R5 : R6.3 月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大の懸念に対しては、家庭科・公民科の授業を中心に、契約の重要性や消費者保護の仕組みについて理解を深める授業が各校において実施されている。 ■各校における地域協働学習のさらなる充実に向け、各校の取組の成果と課題を県内全体で共有する機会を拡充する必要がある。 ■主権者教育や消費者教育、起業家教育等のさらなる充実に向け、教科・科目間連携や関係機関との効果的な連携の在り方を各校で検討する必要がある。 		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)		C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)	
地域協働学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆各校における地域協働学習の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な探究の時間等における授業実践 (4 月～) <ul style="list-style-type: none"> 地域活性化に向けた活動、防災活動、商品開発等 ◆各教科等研究協議会（総合的な探究の時間）の開催 <ul style="list-style-type: none"> ：参加者 51 名 (11 月) 		<ul style="list-style-type: none"> ■各校における地域協働学習のさらなる充実に向け、各校の取組の成果と課題を県内全体で共有する機会を拡充する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →各教科等研究協議会（総合的な探究の時間）の開催や地域課題研究成果発表会等を通じて、各校の取組に関する情報共有を行うことで、地域協働学習のさらなる充実を図る。 	
主権者教育・消費者教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ◆研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・各教科等研究協議会（地歴公民部会）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ：参加者 51 名 (9 月) ・産業教育研究会：家庭部会の実施 (4 月) ◆「社会的自立・社会参画に向けた授業実践研究」 <ul style="list-style-type: none"> ・研究校の指定 (5 月) 及び学校訪問 (6、8 月) ・研究指定校への情報提供 ◆副教材「社会への扉」の活用促進の呼びかけ (4 月) 		<ul style="list-style-type: none"> ■成年年齢の引下げを踏まえ、生徒の社会的自立・主体的に社会に参画する意識や態度等を育成するため、主権者教育・消費者教育等の取組の充実を図る必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →学習指導要領の適切な実施に加え、教科間連携や専門機関等との連携による主権者教育・消費者教育、男女共同参画に向けた教育等の推進により、生徒の社会的自立・社会参画に必要な資質・能力の育成の充実を図る。 	
起業家教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ◆起業家プログラムの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託業者との契約、学習計画 (5 月) ・研究指定校 (R5～7) : 伊野商業高、山田高 ・指定校でのプログラムの実施 (6 月～) ・起業教育研究会（大阪商業大）への参加 (8 月) ・実践校からの中間報告 (10 月) 		<ul style="list-style-type: none"> ■起業家教育プログラムを通じて育成する資質・能力を明確にし、起業家教育を計画的に実施する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →実践校からの報告で成果を検証し、他産業（農業、水産、工業）への活用を促進する。 	

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (5) ソーシャルスキルアップ事業	事業 No, 担当課	35 高等学校課
概要	より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動の推進や、生徒が計画を立てたり日々の学習や活動を記録したりすることにより自己管理能力等を育成する「学習記録ノート」を活用した取組などを通じて、社会で人と人とが関わりながら生きていくための欠かせないスキルを生徒が身につけることができる指導・支援の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○全ての県立学校において、より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県オリジナルアンケート集計結果 「クラスでは安心して過ごすことができる」肯定的な回答：95%以上 (R2 3年：92.3% 2年：85.1% 1年：87.7%) (R3 3年：91.6% 2年：85.0% 1年：87.5%) (R4 3年：90.4% 2年：85.4% 1年：86.8%) (R5 : R6. 2月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □「学習記録ノート」については、定期的に教員が確認することで、生徒とのコミュニケーションツールともなっており、生徒の変化の早期発見や生徒理解につながっている。 □「仲間づくり活動」については、新型コロナウイルス感染症対策として、各校が内容を変更しながらも目的を達成することができた。 ■「学習記録ノート」の活用には個人差があり、より効果的な活用に向けて、引き続き好事例等を県全体で共有する必要がある。 ■生徒が学習や生活の見通しを立てたり、将来の生き方を考えたりする際に活用する「キャリア・パスポート」と学習記録ノートを組み合わせたより効果的な活用方法を検討する必要がある。 		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)		
◆仲間づくり活動 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊合宿、体験活動の実施：19 校 (4、5 月) ・仲間づくり活動に係る計画書、報告書提出(4、5 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■各校の実情に合わせ、活動内容を精選しながら効果的な活動につなげていく必要がある。 →報告書から成果と課題等について検証することなどを通して、取組のさらなる充実を図る。 		
◆「学習記録ノート」の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・22 校 23 課程で活用 	<ul style="list-style-type: none"> ■生徒が日々の学習や行動を記録し、振り返ることで、自己管理能力の育成や自己理解を深める資料として、また、教員と生徒とのコミュニケーションツールの一つとして活用できた。 →生徒の実態に応じて一人一台端末を活用するなど、各校において生徒一人一人が自己理解を深めるとともに、自己管理能力を育む取組を実施する。 		
学校経営計画による目標の共有、進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> ◆学校経営計画（補助シート）の提出・確認 ・学校経営計画の提出（4月） ・各学校の取組については、学校経営アドバイザー及び企画監の学校訪問等で指導・助言 ・学校経営計画の確認（～6月） ・学校経営計画の中間評価及び今後の取組内容について説明（10～11月） ・県オリジナルアンケートの実施・確認（6、12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校経営計画（補助シート）に記載された各学校の目標等を教職員が共有し、各取組の成果や課題等について検証する必要がある。 →各学校内で目標を確認し、アンケート結果等を踏まえ、各取組を検証し改善する PDCA サイクルの確立及び各取組のさらなる充実を図る。 		

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (5) 学びをつなげる環境教育の推進	事業 No,	36
		担当課	幼保支援課・小中学校課・高等学校課 特別支援教育課・生涯学習課・教育センター
概要	持続可能な社会の創り手となる子どもたちの資質・能力を育成するため、「県脱炭素社会推進アクションプラン」も踏まえ、本県の特色を生かした体系的な環境教育を就学前・小・中・高等学校等において推進するとともに、環境教育に係る教員の指導力の向上や学習機会の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○学校等において、本県の自然資源や外部専門人材等を効果的に活用した体系的な環境教育が実践できている。</p> <p>①山の学習支援事業を活用して森林環境学習に取り組む小中学校数：年 73 校 (R2 : 年 67 校 → R4 : 年 81 校)</p> <p>②環境学習講師派遣・紹介による地球温暖化を含む環境学習受講者数 ：2,500 人／年以上 (R2 : 1,777 人／年→R4 : 2,942 人／年) ※①②の目標は、県脱炭素社会推進アクションプランにおける県林業環境・振興部の KPI</p> <p>③本県の特色を生かした環境教育に関する取組を実践している学校等の割合：100% (R3～5 : 100%)</p> <p>④GAP 認証に向けた取組を実践している農業高校の割合：100% (R3、R4 : 100%) (R5:R6.3 月集計)</p> <p>⑤環境保全をテーマとした探究学習を行っている高等学校：30%以上 (R4 : 47%、R5 : 63.6%)</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□各園や各校において、本県の特色を生かした環境教育や、SDGs、カーボンニュートラル等に関する取組を実践することができている。</p> <p>■脱炭素社会の実現等、地球環境問題に関する指導充実の必要性が増しており、環境教育に係る教員の指導力の向上が必要である。</p> <p>■各校の特色ある取組や指定校における探究の成果等を共有し、県内の学校や県民の意識高揚につなげる必要がある。</p>		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4～12 月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)		
本県の特徴を生かした学習活動の充実 就学前・小中学校・高等学校等における体系的な環境教育を推進＜幼保・小中・高等・特支＞ ◆各園の実情に応じた環境教育の充実に向けた園内研修支援等＜幼保＞ ・各園、それぞれの特色を生かした季節ならではの遊びなど自然との関わりを深める教育・保育の実施 ◆環境教育の充実・推進に関する周知＜小中＞ ・環境教育に係る各種コンクール等への参加を呼びかけ 全国花のまちづくりコンクール わたしの自然観察路コンクール スチール缶集団回収活動 世界のエネルギー事情と日本のエネルギー教育 全国小中学校環境教育研究大会 ・環境美化教育優良校の推薦 高知市立高知特別支援学校（優秀賞 協会会长賞） ・環境教育に関する事例の紹介 教職員ポータルサイトに事例を掲載 ◆「キャリア教育副読本『みらいスイッチ』」(環境保全に関わる様々な仕事を含む) の活用促進＜小中＞	<p>■それぞれの特色を生かした季節ならではの教育・保育が行われてはいるが、環境構成等のさらなる充実が図られる必要がある。 →引き続き、園内研修への支援を通じて、各園の実情に応じた環境教育の充実を図る。</p> <p>■各学校の環境教育の充実に向けた情報提供及び周知の場や機会を設ける必要がある。 →環境教育の充実・推進に関連する文書を通知とともに、事例を収集して普及するなどし、環境教育に対する意識の向上を図る。</p> <p>■学習指導要領等に基づく環境教育の実施により、児童生徒の環境意識の醸成が図られている。</p> <p>■各校の環境教育に係る特色ある取組の発信や学習機会の充実を図り、児童生徒の環境意識の向上につなげる必要がある。 →各校における学習指導要領等に基づく環境教育の実施に加え、研究指定校での実践や、各校の環境教育に係る取組事例の収集、ユネスコスクールなどの優良事例の普及・共有を行うことにより、児童生徒の環境意識のさらなる醸成を図る。</p>		

D 令和 5 年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）と A 今後の方向（→）
<p>◆指定校（嶺北高、高知農業高、高知小津高、大方高）における実践研究＜高等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマに基づく実践研究：各校 ・実践研究の取組成果の発信 <p>◆自然環境保全に関する取組の推進＜高等＞</p> <p>GAP 認証に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業高校における農業活動等の支援 	<p>■高等学校では、指定校において環境に関する内容をテーマにした研究に取り組むことにより、生徒の環境に対する意識の向上が図られている。</p> <p>→実践的な環境教育に取り組む学校をさらに広げていくために、高等学校において指定校を新規に指定するとともに、県内高校生を対象として各校の取組を共有する機会を新たに設ける。</p>
<p>◆学校経営計画の確認及び情報提供＜特支＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育に係る取組内容等の記載確認 ・校長会での資料提供 等 	<p>■各農業高校では GAP 認証に向け農場や圃場、作業工程や環境面など、各項目における農場管理について、生徒主導で工夫改善を行うなど、今後も環境保全に関する取組を推進する必要がある。</p> <p>→GAP 認証の一部である環境面に配慮した栽培管理を確立し、環境保全に対する意識を高めていくためにも、GAP 認証更新・維持審査の費用を支援し、取組の充実を図る。</p>
<p>◆環境教育や自然体験活動の情報提供＜生涯＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育に関する情報の収集 ・活動内容等を教職員ポータルサイトに掲載及び周知 	<p>■各学校では、学校経営計画に位置付け、障害に応じた環境教育を実施できている。</p> <p>→引き続き、各学校に情報提供等を行い、各学校の障害の実態に応じた環境教育の推進を図る。</p>
<p>◆家庭生活での環境教育の実践促進＜生涯＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA・教育行政研修会で環境チェックシートの活用等による家庭生活での環境教育の実践を促進 安芸地区（5月） 香美・香南地区、土長南国地区、吾川地区、 高岡地区、幡多地区（7月） 	<p>■自然体験等に関わる青少年教育施設等の新たな情報を発信している。</p> <p>→青少年教育施設等の活動内容を教職員ポータルサイトに随時掲載し、活動内容がわかる情報発信を実施する。</p> <p>■家庭における環境教育の実践を促進している。</p> <p>→引き続き、各地区 PTA 研修会や PTA 教育行政研修会において、環境チェックシートの活用等を紹介し、家庭生活での環境教育の実践を促進する。</p>
<p>教員の指導力向上</p> <p>教員研修の内容充実＜教セ＞</p> <p>◆年次研修における教科研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育に係る学習指導要領の趣旨及び指導内容の理解についての講義を実施（4～6月） ・受講者の希望に応じて、環境教育に関わる題材を設定した学習指導案の検討（6～12月） <p>「授業で使える環境学習プログラム」の活用促進＜生涯＞</p> <p>◆「授業で使える環境学習プログラム」の周知</p>	<p>■環境教育に関する題材を実施するには、日常生活との関連を重視した授業デザインを意識し、単元のまとめや年間を通した授業計画に環境教育を位置付ける必要がある。</p> <p>→年次研修において、各教科の特性を踏まえた環境教育の指導の充実について周知する。</p> <p>■自然体験型学習を実施している学校や団体等の中で、一定活用はできている。学習指導要領が新たになったことで、学校は活用できない内容が多くなっているが、民間団体等においては活用できる内容が多い。</p> <p>→環境学習として、民間団体等で活用する。</p>

業名 称	基本方針 I 対策 2- (5) グローバルな視点での教育の推進 (学習指導要領に基づく国際理解・国際親善教育の推進)	事業 No, 37
概要	グローバル社会の中で、児童生徒が郷土への愛着と誇りを持ち、さまざまな課題の解決を目指し、文化や言語の異なる人々と協働できるコミュニケーション能力を身につけられるよう、全ての小・中・高等学校等において探究的な学びや国際理解・国際親善教育を推進する。	
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○児童生徒が外国の文化や言語に興味・関心をもち、その国の人々の生活や考え方を理解するために、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業における、児童生徒の英語による言語活動の割合が「半分以上」と肯定的に回答した学校の割合 　　小学校〔R3 : 87.6% (92.0%) R4 : 86.9% (91.9%) R5 : R6.2月公表〕 　　中学校〔R3 : 67.6% (71.3%) R4 : 76.4% (74.5%) R5 : R6.2月公表〕 ・CEFR A2（英検準2級相当）レベル相当以上の英語力を有する高校生の割合：50% 〔R3 : 40.3% R4 : 40.6% R5 : R6.5月公表〕 	
		※参考 () 内は全国平均
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□全ての学校において、学習指導要領に基づく国際理解・国際親善の取組が推進されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■教育課程外・学校外で英語に触れる機会が少ない。英語に触れる機会を確保し、グローバルな視野を持ち、英語で自分の意見を発信することができる人材育成を進めていく必要がある。 ■ALTの計画的な配置、各校の教育活動等での効果的な活用を推進する必要がある。 	
D 令和5年度 これまでの取組状況 (4~12月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)	
学校内外における自主的・自発的な学習意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■外国語活動・外国語科や社会科、道徳科の授業における国際理解、国際親善教育の計画的な実施 	
高知の魅力発信グローバル人材育成事業 指定地域：香美市・南国市・土佐清水市・高知市	<ul style="list-style-type: none"> ■英語科授業づくり講座 拠点校：大宮小、日章小、清水小、義務教育学校土佐山学舎（前期課程） 香北中、香南中、清水中、義務教育学校土佐山学舎（後期課程） ◆小・中・高合同授業研究会の実施：各地域1回（11月） ◆「Discover Kochi Project」の開催（12月） ◆「高知県英語教育推進のためのガイドライン」の改訂検討委員会の実施（8、10月） 	
JETプログラムを通した外国青年の招致	<ul style="list-style-type: none"> ■JETプログラムによる外国語指導助手（ALT）の配置及び効果的な活用：26名 <ul style="list-style-type: none"> ・ALT担当者会（5月） ・他県での運用状況の情報収集（9月） ・ALTの資質向上のための取組を継続及び充実 ・新規来日者の配置（4、7、8、11、12月） 	
デジタル技術を活用した国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■教職員ポータルサイトを活用し、国際交流実践事例等の情報を発信する。 →地域の魅力を英語で発信するなど、12年間の学びのつながりを意識した教科経営を推進する。 →「Discover Kochi Project」の開催及び取組の動画配信による情報発信を行う。 	

事業 名称	基本方針1 対策2- (5) 外国人児童生徒等に対する日本語教育の推進	事業 No,	38
		担当課	小中学校課 高等学校課・教育センター
概要	昨今の在留外国人の増加に対応するため定めた「高知県日本語教育基本方針」に基づき、日本語指導を必要とする外国人等の児童生徒が生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるよう、公立学校における受入体制の整備や日本語指導教員等の資質能力の向上の取組など、外国人児童生徒等の適切な教育の機会確保に向けた取組を促進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○外国人等の子どもたちが、生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるようにするための適切な教育機会の確保ができている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要な児童生徒の学校への受入：100% (R4：100% R5：公表月未定) ※年により異なるため 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □日本語が必要な児童生徒への対応について、市町村教育委員会からの個別相談を行い、受入体制の充実を図っている。 ■日本語指導教員等の研修による体系的な人材育成は十分でない。外国人児童生徒を取り巻く環境や日本語指導等に関する県内の現状について、学ぶ機会が必要である。 ■就学機会の確保に向けた情報収集を行い、情報提供するなどの支援が必要である。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）		C 検証（■）と A 今後の方向（→）	
<ul style="list-style-type: none"> ◆受入体制の整備及び支援 <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等における日本語指導教員の配置：3人 ・市町村教育委員会に対する情報提供や個別事例の相談等への対応（随時） ◆「外国人の子供の就学状況等調査」の実施（10月） ◆「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の実施（10月） ◆市町村教育委員会の要望聴取（10月） 		<ul style="list-style-type: none"> ■日本語指導が必要な児童生徒においては、基礎定数の算定を用いて日本語指導教員を配置する。 →国の配置基準に沿った日本語指導教員の配置や国に対する日本語指導教員の加配を要望する。 →「外国人の子供の就学状況等調査」及び「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況調査」に基づき、実態を把握する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ◆日本語指導教員等の資質・能力の向上に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育セミナーのチラシや校務支援システムのグループウェア「ニュース・お知らせ」による周知（4～7月） ・人権教育セミナー「高知県国際交流協会の機能と役割～つながるひろがる高知の多文化共生社会～」の実施：受講者41名（7月） ・国の日本語指導者養成研修への参加：3名（10月） 		<ul style="list-style-type: none"> ■外国人児童生徒のおかれている現状や今後必要な支援や学校教育に求められるものについて教職員の学ぶ機会が必要である。 →外国人児童生徒の現状について理解するとともに、学校教育に求められる支援等について理解を深めるためのセミナーを実施する。 	
就学機会の確保に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆日本語指導が必要な生徒に対する入試における扱い <ul style="list-style-type: none"> ・入試関連の情報を届ける手段、周知方法について、他県の事例や取組に関する情報の収集等：随時 ・日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況の把握（4月） ・県立中学校・県立高校の募集に関する情報をホームページで公開（7月～） ・地区別中高校長会において情報の共有（8～9月） ・県立中学校及び公立高等学校入試事務周知説明会（11月） 		<ul style="list-style-type: none"> ■外国人を含む子どもの就学機会が確保されるよう、情報提供を行ったり、他県の取組の情報収集等を行ったりする必要がある。 →対象児童生徒の就学機会が確保されるよう、日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況のより詳細な把握に努めるとともに、保護者等へ入試関連の情報が届けられるよう、様々な手段、場面での情報提供を推進する。また、他県の事例や取組に関する情報を収集し、関係者と情報共有を図る。 	

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (6) 高知夢いつぱいプロジェクト推進事業	事業 No. 39
担当課	人権教育・児童生徒課	
概要	小・中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、教育活動の中に生徒指導の視点を位置付け、発達支持的生徒指導（子どもが自ら発達していくとする力を支える生徒指導）に組織的に取り組めるよう学校等を指定し、未然防止の観点（不登校等の未然防止につながる市町主体の取組、課題改善に向けて組織的な学校の取組、よりよい集団、支持的風土をつくる学級活動、学級経営の充実）に基づく実践研究を推進するとともに、その成果を県内小・中・高等学校に普及を図る。	
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○開発的な生徒指導（R5年度より「発達支持的生徒指導」）が組織的に推進され、児童生徒の自尊感情や自己有用感が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合：40% (R4 : 38.5% R5.7月 : 39.8%) ・「自分はまわりの人の役に立っている」と回答した児童生徒の割合：30% (R4 : 48.0% R5.7月 : 21.9%) <p>※「夢・志を育む学級運営のための実践研究事業」「社会に開かれた生徒指導実践研究事業」指定2年目の児童生徒意識調査で「そう思う」と回答した割合</p> <p>○不登校等の未然防止につながる取組が推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在籍児童生徒数に対する新規不登校児童生徒数の割合が前年より減少 (R3 : 1.39% R4 : 1.15% R5.7月 : 0.79%) (R4 全国公立新規不登校児童生徒出現率 1.65%) <p>※「子どもの発達を支える生徒指導に関する調査研究事業」3指定地域全体の新規不登校の割合</p>	
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□教職員の協働性が高まった学校では、生徒指導上の視点を踏まえた組織的な授業改善や特別活動の充実が図られ、児童生徒の主体的な取組が推進され、児童生徒の自己有用感の向上がみられた。</p> <p>■PDCA サイクルに基づく施策展開と点検システムが定着しつつあるが、学校によっては依然として教師主導の実践をしている場合があり、児童生徒に任せきれないところに課題がみられる。また、系統的な取組となるように、中学校区で揃えた実践を行う必要がある。</p> <p>■教育活動の大半を占める授業の改善と、基盤となる学級経営の充実は重要な課題であり、推進リーダーと研究主任等が連携し、生徒指導の留意点を位置付けた授業・学級経営の改善を組織的に進める必要がある。</p>	
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）		C 検証（■）と A 今後の方向（→）
<p>子どもの発達を支える生徒指導に関する調査研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆指定地域、拠点校の指定＜1年目＞3市町、3校 ◆市町教育委員会による調査研究の推進体制構築 <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究委員会：9回、担当者会：9回 ・講師招聘による研究推進：9回 ◆拠点校の校内支援会に対する支援訪問：16回 ◆「意識調査」の活用方法の共通理解：5回 <p>夢・志を育む学級運営のための実践研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆推進校の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・<1年目>2校、<2年目>1地域・1校 ◆学級運営アドバイザーの支援訪問：9回 <ul style="list-style-type: none"> ・研究授業、研究指針等に対する指導・助言 ◆校内支援会に対する支援訪問：5回 ◆公開授業研修会による成果普及：指定2年目 <p>社会に開かれた生徒指導実践研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆推進地域、推進校の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・<1年目>1地域、1校 ◆学校運営アドバイザーの支援訪問：4回 <ul style="list-style-type: none"> ・研究授業、自治活動、研究推進等に対する指導・助言 ◆推進校の校内支援会に対する支援訪問：4回 <p>生徒指導主事会（担当者会）における周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆生徒指導主事会（担当者会） <ul style="list-style-type: none"> ・集合研修：小、中、高・特：各1回 ・オンライン研修：地区別小中合同、高：5回 <p>推進リーダーのマネジメント力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆推進リーダー会議：3回 	<p>■指定地域（指定区）の小中学校で実施する「意識調査」を軸としたPDCAサイクルシステムの構築が必要である。</p> <p>→「調査研究委員会」・「担当者会」での不登校状況の分析、方向性の共通理解、中学校区での計画を構築する。</p> <p>→校内支援会での各校の課題解決への指導助言を実施する。</p> <p>■発達支持的生徒指導に基づく、学級活動の意義を正しく理解したうえで授業実践を行う必要がある。</p> <p>→学級運営アドバイザーの助言による取組の焦点化、授業改善への組織的な手立てを具体化する。</p> <p>→校内研修等の機会に子どもがよさを発揮できる授業の共通理解と積極的な生徒指導の推進の普及を図る。</p> <p>■推進校以外の学校の実践にも資する必要がある。</p> <p>→公開授業研修会による成果普及を図る。</p> <p>■発達支持的生徒指導に基づく、特別活動の意義を正しく理解し、小中連携による自発的・自動的な活動等の充実を図る必要がある。</p> <p>→学校運営アドバイザーの助言による取組の焦点化、生徒会活動等への組織的な手立ての具現化を図る。</p> <p>→校内研修等の機会に子ども主体の授業づくりと発達支持的生徒指導への共通理解を推進する。</p> <p>■発達支持的生徒指導に基づく、子ども主体の授業実践を行えるように先進校の実践を周知する必要がある。</p> <p>→生徒指導担当者・主事会で夢プロ推進校・推進地域の効果的な取組の周知・普及を図る。</p> <p>■教職員の組織化により子どもの内面に働きかける取組をPDCAサイクルで実践・検証できるようにする発用がある。</p> <p>→これまでの推進校や2年目推進校の実践等を参考にして、各校の取組改善に向けたグループ協議を実施する。</p>	

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (6) 校内支援会サポート事業	事業 No, 担当課	40 人権教育・児童生徒課 心の教育センター
概要	生徒指導上の諸課題の早期解決を図るために、各学校において定期的に実施している校内支援会が、組織的かつ計画的な支援の場として充実するよう支援する。また、PDCA サイクルによる支援策の検討を行うとともに、統合型校務支援システムや支援シート等を活用した手立ての共有により、組織的な対応の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○校内支援会において、スクールカウンセラー（以下、SC）等からの助言を取り入れた見立てに基づいた支援方法が決定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点支援校での支援会において、SC 等の見立てに基づいた支援の方向性が決定された割合：80% (R2 : 79.7% R3 : 82.2% R4 : 83.1% R5 : 84.2% 確定値 R6.2 月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□重点支援校への継続した支援訪問を通して、専門家と連携した組織的な支援、未然防止や早期対応を視野に入れた協議が定着してきている。</p> <p>□校内支援体制等に係る研修や支援会等の要請に対し、現状やニーズに応じた内容を提供できた。</p> <p>■支援方法等が進級・進学時に円滑に引き継がれるようにする必要がある。</p>		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)		C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)	
<p>◆重点支援校への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点支援校の指定：6 校 室戸小、元小、土居小、夜須小、高石小、室戸中 ・事業推進に係るオンライン説明会の実施（4、5 月） 対象：管理職、校内支援会コーディネーター、市町村教育委員会担当者等 ・指導主事、SC 等による支援訪問 校内支援会：20 回、校内研修：7 回 		<p>■SC・SSW と連携した支援や、組織的な支援体制づくりについて学校単位での取組は進んできている。今後、校種間において支援が円滑に接続されるよう、市町村が主体となった取組の充実を図る必要がある。</p> <p>→訪問や研修等の機会を生かし、市町村教育委員会による取組が進むよう取組支援の充実を図る。</p> <p>→校内支援体制の充実に資する支援のポイントを整理し、市町村教育委員会へ提供できるよう集約を行う。</p>	
<p>◆取組成果等の提供及び学校等からの依頼による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員ポータルサイトへの資料等の掲載（個別支援シート様式、支援者のための災害後のこころのケアハンドブック、学校における大切な人を亡くした子どもへの対応ハンドブック） ・研修要請：33 件（学校：27 件、市町村：2 件、教育センター：2 件、その他：2 件） ・校内支援会：39 件 		<p>■県内の現状に応じた研修内容を提供することで、体制充実に向けた学校の取組を一定推進することができたが、担当者等を中心とした主体的な学校の取組については課題が見られる。</p> <p>→校内支援会担当者等の資質向上とあわせて、担当者が中心となって各校の取組が進むよう、資料提供や取組支援の充実を図る。</p>	
<p>◆学校配置 SC の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用 3 年次までの SC、希望する SC へのスーパーバイズ 来所：63 回、訪問：57 回 		<p>■配置校、配置教育支援センターでの研修や支援会等への訪問を通して、支援力向上を図る必要がある。</p> <p>→校内支援会等への参加を通して、学校等における SC の活用が進むよう、アセスメントの共有や学校での勤務に係る助言を行うようにする。</p>	
<p>◆Web 会議システムを活用した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業推進に係るオンライン説明会の実施（4、5 月） 対象：管理職、校内支援会コーディネーター、市町村教育委員会担当者等） 		<p>■年度当初の事業説明等、共通理解を効率よく図る上で、オンラインの活用は効果的であった。ケース検討など、高い守秘を要する場合の利用方法について、さらに検討する必要がある。</p> <p>→オンライン支援の活用事例を増やし、より多くの学校への支援充実を図る。</p>	

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (6) 生徒指導主事会（担当者会）	事業 No. 担当課	41 人権教育・児童生徒課																														
概要	生徒指導上の諸課題等の未然防止の視点に立った発達支持的生徒指導や課題予防的生徒指導、解決に向けた困難課題対応的生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業（「夢ブロ」）の成果及び先進的理論・実践を普及する。																																
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有され、組織的な取組が機能している。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む開発的な生徒指導（R5 年度からは発達支持的生徒指導）の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置付けて組織的に実施している学校の割合 : 小・中・高 100% (R2 小 : 99.5%、中 : 99.1%、高 : 95.9% R3 小・中 : 100%、高 : 94.0% R4 小・中 : 100%、高 : 96.0% R5 : R6.3 月集計) ・問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合 : 小・中・高 55%以上 (R2 小 : 50.5%、中 : 52.8%、高 : 54.2% R3 小 : 53.5%、中 : 54.4%、高 : 52.0% R4 小 : 61.5%、中 : 66.3%、高 : 54.0% R5 : R6.3 月集計) ・生徒指導の改善につなげるために、PDCA サイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合 : 小・中・高 35%以上 (R2 小 : 34.7%、中 : 37.0%、高 : 31.3% R3 小 : 28.3%、中 : 34.0%、高 : 30.0% R4 小 : 35.3%、中 : 39.8%、高 : 48.0% R5 : R6.3 月集計) 																																
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □地区別生徒指導主事担当者会を小・中・義・高の合同開催とし、小・中・高の 12 年間を見通した視点での開発的・予防的な生徒指導についての研修を実施し、一定の生徒指導実践力の向上を図ることができた。 ■不登校等の未然防止につながる生徒指導の観点での集団指導の引継ぎがまだ不十分な中学校区が多い。今後も中学校区における生徒指導の観点での校種間連携の充実を図ることが必要である。 ■生徒指導上の課題が厳しい現代の学校においては、組織的な PDCA サイクルに基づく検証・改善の仕組みを学校に構築することが未然防止には不可欠であることの理解を図る必要がある。 																																
D 令和 5 年度 これまでの取組状況（4～12 月）	<p>C 検証（■）と A 今後の方向（→）</p> <table border="1"> <tr> <td>組織的な生徒指導の推進</td><td>■PDCA サイクルに基づく検証・改善の必要性について理解を深め、各校で実践できるようにする必要がある。 →管理職を対象としたオンライン研修を実施する。 →計画した組織的な取組計画の実施状況についての分析・検証を行い、取組の課題を見い出し改善を図る。</td></tr> <tr> <td>◆生徒指導主事（担当者）会</td><td>■すべての教育活動で行う発達支持的生徒指導についての理解を深める必要がある。 →生徒指導提要改訂を踏まえたハンドブックの作成、及び活用を図る。</td></tr> <tr> <td>・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業推進校による PDCA サイクルに基づいた組織的な取組の実践発表（5 月）</td><td></td></tr> <tr> <td>・グループ協議を通して、各校での組織的な取組の計画案を作成（5 月）</td><td></td></tr> <tr> <td>生徒指導提要改訂を踏まえた生徒指導の推進</td><td>■小中 9 年間を貫く継続した指導支援の重要性の理解を深め、実践計画を立てる必要がある。 →中学校区ごとで目指す子ども像を明確にし、校区内で揃えた取組実践を実施する。</td></tr> <tr> <td>◆生徒指導提要改訂の周知</td><td>■生徒指導提要改訂を踏まえた取組（校則等）の充実へ向けた理解が必要である。 →「発達支持的生徒指導」の考え方に基づく、校則等の具体的な実践について啓発及び周知を図る。</td></tr> <tr> <td>・講師の講話及び助言による発達支持的生徒指導の理解、具体的な取組の焦点化（5 月）</td><td></td></tr> <tr> <td>校種間で連携した生徒指導の推進</td><td></td></tr> <tr> <td>◆地区別生徒指導主事・担当者会：小・中学校・義務教育学校</td><td>■発達支持的生徒指導に基づく、子ども主体の授業実践を行えるように先進校の実践を周知する必要がある。 →生徒指導担当者・主事会で夢ブロ推進校・推進地域の効果的な取組の周知・普及を図る。</td></tr> <tr> <td>・地区別（4 地区）オンライン研修で、中学校区ごとに生徒指導上の課題の洗い出し、その対応策について協議・計画立案（10 月）</td><td></td></tr> <tr> <td>◆地区別生徒指導主事会：高等学校</td><td></td></tr> <tr> <td>・地区別（4 地区）オンライン研修で、校則等の各校の取組について協議（11 月）</td><td></td></tr> <tr> <td>発達支持的生徒指導の充実</td><td></td></tr> <tr> <td>◆推進校の実践発表</td><td></td></tr> <tr> <td>・生徒指導主事（担当者）会等における発達支持的生徒指導の考え方に基づく推進校の実践発表（5、10 月）</td><td></td></tr> </table>			組織的な生徒指導の推進	■PDCA サイクルに基づく検証・改善の必要性について理解を深め、各校で実践できるようにする必要がある。 →管理職を対象としたオンライン研修を実施する。 →計画した組織的な取組計画の実施状況についての分析・検証を行い、取組の課題を見い出し改善を図る。	◆生徒指導主事（担当者）会	■すべての教育活動で行う発達支持的生徒指導についての理解を深める必要がある。 →生徒指導提要改訂を踏まえたハンドブックの作成、及び活用を図る。	・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業推進校による PDCA サイクルに基づいた組織的な取組の実践発表（5 月）		・グループ協議を通して、各校での組織的な取組の計画案を作成（5 月）		生徒指導提要改訂を踏まえた生徒指導の推進	■小中 9 年間を貫く継続した指導支援の重要性の理解を深め、実践計画を立てる必要がある。 →中学校区ごとで目指す子ども像を明確にし、校区内で揃えた取組実践を実施する。	◆生徒指導提要改訂の周知	■生徒指導提要改訂を踏まえた取組（校則等）の充実へ向けた理解が必要である。 →「発達支持的生徒指導」の考え方に基づく、校則等の具体的な実践について啓発及び周知を図る。	・講師の講話及び助言による発達支持的生徒指導の理解、具体的な取組の焦点化（5 月）		校種間で連携した生徒指導の推進		◆地区別生徒指導主事・担当者会：小・中学校・義務教育学校	■発達支持的生徒指導に基づく、子ども主体の授業実践を行えるように先進校の実践を周知する必要がある。 →生徒指導担当者・主事会で夢ブロ推進校・推進地域の効果的な取組の周知・普及を図る。	・地区別（4 地区）オンライン研修で、中学校区ごとに生徒指導上の課題の洗い出し、その対応策について協議・計画立案（10 月）		◆地区別生徒指導主事会：高等学校		・地区別（4 地区）オンライン研修で、校則等の各校の取組について協議（11 月）		発達支持的生徒指導の充実		◆推進校の実践発表		・生徒指導主事（担当者）会等における発達支持的生徒指導の考え方に基づく推進校の実践発表（5、10 月）	
組織的な生徒指導の推進	■PDCA サイクルに基づく検証・改善の必要性について理解を深め、各校で実践できるようにする必要がある。 →管理職を対象としたオンライン研修を実施する。 →計画した組織的な取組計画の実施状況についての分析・検証を行い、取組の課題を見い出し改善を図る。																																
◆生徒指導主事（担当者）会	■すべての教育活動で行う発達支持的生徒指導についての理解を深める必要がある。 →生徒指導提要改訂を踏まえたハンドブックの作成、及び活用を図る。																																
・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業推進校による PDCA サイクルに基づいた組織的な取組の実践発表（5 月）																																	
・グループ協議を通して、各校での組織的な取組の計画案を作成（5 月）																																	
生徒指導提要改訂を踏まえた生徒指導の推進	■小中 9 年間を貫く継続した指導支援の重要性の理解を深め、実践計画を立てる必要がある。 →中学校区ごとで目指す子ども像を明確にし、校区内で揃えた取組実践を実施する。																																
◆生徒指導提要改訂の周知	■生徒指導提要改訂を踏まえた取組（校則等）の充実へ向けた理解が必要である。 →「発達支持的生徒指導」の考え方に基づく、校則等の具体的な実践について啓発及び周知を図る。																																
・講師の講話及び助言による発達支持的生徒指導の理解、具体的な取組の焦点化（5 月）																																	
校種間で連携した生徒指導の推進																																	
◆地区別生徒指導主事・担当者会：小・中学校・義務教育学校	■発達支持的生徒指導に基づく、子ども主体の授業実践を行えるように先進校の実践を周知する必要がある。 →生徒指導担当者・主事会で夢ブロ推進校・推進地域の効果的な取組の周知・普及を図る。																																
・地区別（4 地区）オンライン研修で、中学校区ごとに生徒指導上の課題の洗い出し、その対応策について協議・計画立案（10 月）																																	
◆地区別生徒指導主事会：高等学校																																	
・地区別（4 地区）オンライン研修で、校則等の各校の取組について協議（11 月）																																	
発達支持的生徒指導の充実																																	
◆推進校の実践発表																																	
・生徒指導主事（担当者）会等における発達支持的生徒指導の考え方に基づく推進校の実践発表（5、10 月）																																	

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (6) 個別最適な支援をつなぐ校区内連携事業	事業 No, 42
担当課		人権教育・児童生徒課
概要	「校内サポートルーム」を配置した中学校区の小学校へ個別最適な支援担当教員を配置することで校区内の連携を強化し、支援が必要な児童生徒の状況に応じた個別最適な支援が小学校から中学校へ円滑につながるための効果的なモデルの在り方について実践研究を行う。	
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○モデル校区の小・中学校において、不登校支援に関する取組が強化され、個別最適な支援が小学校から中学校へ円滑につながり、支援が必要な児童生徒の状況に応じた支援が継続して実施されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル校で前年度不登校だった児童生徒のうち、欠席日数が減少した人数が前年度より増加した学校の割合 : 50% R5 : R6.6月集計 ・モデル校において、90 日以上欠席している不登校児童のうち、学校内外の関係機関等の相談や支援を受けている児童の割合 : 100% R5 : R6.6月集計 	
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □不登校担当教員配置校サポート事業において、不登校担当教員配置校では、組織的な校内支援体制が構築され、「早期対応・早期支援」の取組が強化された。 ■不登校担当教員配置校の取組から、小中連携による不登校の未然防止、初期対応の取組など系統立った支援体制を強化する必要がある。 ■統合型校務支援システムや学習支援プラットフォーム「きもちメーター」等のさらなる活用を促進し、早期発見・早期対応の組織的な体制を強化する必要がある。 	
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)	
<ul style="list-style-type: none"> ◆個別最適な支援担当教員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・「校内サポートルーム」を配置した中学校区の小学校 11 校 (4 月) <ul style="list-style-type: none"> 11 校 : 野市小・山田小・大篠小・伊野小・高岡第一小・入野小・東山小・昭和小・長浜小・横浜新町小・鴨田小 ◆評価訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の取組状況の把握・指導 (5、10 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■各学校の取組が推進されるよう、取組状況を正確に把握できるようにする必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →不登校児童生徒等について、個別最適な支援が継続して行われるよう小学校から中学校へ支援内容の統一・引き継ぎ内容の充実を図るなど連携強化を推進する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 「不登校対策チーム」による支援 ◆「不登校対策チーム」の定期的な訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・児童生徒課、心の教育センター指導主事の支援・助言 (4、5、10 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■取組状況に応じ、適切な助言を行う必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →配置校の効果検証を踏まえ、小中連携の観点から、引き続き適切な助言を行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> 不登校への支援力の向上 ◆スキルアップ研修の実施 (7 月) <ul style="list-style-type: none"> ・個別最適な支援担当教員配置校 <ul style="list-style-type: none"> 対象 : 管理職・個別最適な支援担当教員・モデル校所管教育委員会担当者 	<ul style="list-style-type: none"> ■教員の不登校に対する認識や対応力の向上を目的とした研修内容にする。 <ul style="list-style-type: none"> →各校が支援を要する児童生徒に適切な対応がとれるよう、配置校の効果的な取組を研修会等で周知し、支援力の向上を図る。 	
<ul style="list-style-type: none"> 学校間の連携体制強化 ◆各校内支援会へ相互乗り入れによる連携体制強化を依頼 (4、5、10 月) <ul style="list-style-type: none"> ・SC や SSW を活用した専門的なアセスメントに基づく組織対応について依頼 (4、10 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校間の連携体制が構築されているか留意する。 <ul style="list-style-type: none"> →校内支援会等で支援の必要な児童生徒の情報共有の際、支援に係る情報の引き継ぎ方法や内容等が統一され、効果的な支援が実施できるよう推進する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ◆研究成果の普及 ◆効果的な初期対応、支援体制モデルの周知 <ul style="list-style-type: none"> ・校長会等を通した県内への取組の周知 (4 月) ・研究成果をまとめ、「不登校の予防・対応のために」の教職員ポータルサイトへの掲載 (7 月) ・各種研修会等を通した県内への取組の周知 (7 月) ◆統合型校務支援システムや学習支援プラットフォーム <ul style="list-style-type: none"> ・「きもちメーター」を活用した組織的な対応促進について依頼 (5 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■各種研修会等を通し、研究成果や好事例を周知する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →各校が支援を要する児童生徒に適切な対応がとれるよう、研修を通して配置校の効果的な取組の周知を図る。 	

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (6) いじめ防止対策等総合推進事業	事業 No, 担当課	43 人権教育・児童生徒課
概要	高知県いじめ防止基本方針に基づき、各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を、組織的・計画的に実施する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCA サイクルにより検証、改善が進められている。 <ul style="list-style-type: none"> ・「『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した学校の割合 教職員：100%、保護者・地域：90%以上 (R2 教職員：96.4%、保護者・地域：89.8% R3 教職員：94.4%、保護者・地域：87.9% R4 教職員：94.3%、保護者・地域：90.0% R5：R 6.3月集計) ・「学校いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止等の取組を PDCA サイクルで検証し改善した学校の割合 小・中・高等・特別支援学校：100% (R2 小：98.9%、中・高・特支：100% R3 小・中：100% 高：98.0% 特支：100% R4 小・中：100% 高：98.0% 特支：93.3% R5：R 6.3月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □ 「『高知家』いじめ予防等プログラム」の活用状況が教職員、保護者・地域において9割以上となっている。 今後も追補版の内容も含め、一層の活用に向け周知する。 ■多様化する問題に対し、学校が組織的に対応できる力をつける必要がある。 ■高知県いじめ問題防止基本方針を踏まえ、関係機関のさらなる連携が必要である。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した取組支援 <ul style="list-style-type: none"> ・学校やPTA、関係機関においてプログラムを活用した研修等を実施（7月～） ・プログラムの活用状況の把握（3月予定） ◆ いじめの重大事態への早期対応 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの重大事態の速やかな報告について校長会にて周知（4月） ◆ 早期対応、再発防止に向けた学校の取組を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・早期対応、再発防止に向けた指導・助言等の実施（随時） ・未然防止やいじめの早期認知・早期対応及び組織的な対応の在り方等についての校内研修資料集を「高知家まなびばこ」教職員ポータルサイトへ掲載（7月） スクールロイヤー活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ◆スクールロイヤーの活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・活用促進に向け校長会等で周知（5月） ・申請手続きに係る実施要領の見直し検討（4月～） ◆学校における法的相談の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・学校からの相談に対する法的助言の実施 ：4件（12月現在） ◆法令に基づく対応の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等の校内研修講師や校内支援会の助言者としてスクールロイヤーを学校等に派遣 ：9件（12月現在） ◆いじめ予防教育 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールロイヤーによる児童生徒へのいじめ予防教育 ：8件（12月現在） ◆高知県いじめ問題対策連絡協議会：年2回 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめをはじめとする子どもを取り巻く問題について協議し、関係機関・団体等の連携を推進 ・いじめ問題対策連絡協議会（7月）（2月予定） 「高知県いじめ防止基本方針の改定について」 ◆高知県いじめ問題調査委員会：適宜 <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会の諮問に応じた調査審議の実施 ・いじめ防止等のための対策実施に向けた協議 		

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (7) こうちの子ども健康・体力向上支援事業	事業 No, 担当課	44 保健体育課
概要	運動好きな子どもを育てるため、体力課題の解決に向けた外部人材の派遣や、指導主事等による学校訪問での助言、「体力・運動能力向上プログラム」の取組を推進するとともに、こうちの子ども健康・体力支援委員会において子どもの運動機会の充実や体力向上に向けた効果的な対策等を健康対策も含めて総合的に検討し、学校での実践につなげる。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○県内全ての小・中学校の「体力・運動能力向上プログラム」活用により、体力・運動能力が向上する。 ○全ての小学校で「こうちの子ども体力アップチャレンジランキング」が実施されて、子どもの運動する機会が増える。(R2 : 11 校 (5.8%) R3 : 16 校 (8.6%) R4 : 21 校 (11.4%)) ○全国体力・運動能力、運動習慣等調査（以下「全国調査」）において 50m 走の記録が全国平均を上回る。 R1: 小男 9.56 (全 9.42)、小女 9.72 (全 9.64)、中男 8.09 (全 8.02)、中女 8.96 (全 8.81) R3: 小男 9.56 (全 9.45)、小女 9.68 (全 9.64)、中男 8.07 (全 8.01)、中女 8.99 (全 8.88) R4: 小男 9.58 (全 9.53)、小女 9.78 (全 9.70)、中男 8.10 (全 8.06)、中女 9.01 (全 8.96) R5: 小男 9.54 (全 9.48)、小女 9.76 (全 9.71)、中男 8.06 (全 8.01)、中女 9.00 (全 8.95) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □課題校への訪問により、各学校で課題に対する意識付けができ、解決に向けて組織的に取り組めた。 □研修や学校訪問において「体力・運動能力向上プログラム」の内容の周知を行い、各学校で活用が進んだ。 □前年度に続き、小・中学校の男女とともに体力合計点が全国平均を上回った。また、1週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合も、小学校男女・中学校女子において改善がみられた。 ■小・中学校の体力総合評価のうち、下位の DE 群の割合が小学校男子以外は若干増加している。 ■小・中学校 9 年間を見通した取組を行うため、「体力・運動能力向上プログラム」の活用を各学校で計画的に行う必要がある。 		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況（4～12 月）	<p>児童生徒の体力・運動能力の向上や運動習慣の定着に向けた取組の充実</p> <p>◆体育主任研修会等における「体力・運動能力向上プログラム」活用方法に関する内容の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部、西部（5月）、中部地区（6月）各1回 ・プログラム活用が学校経営計画「体」の取組に位置付けられているか確認（6月～） <p>◆小学校へ「かけっこ先生」「なわとび先生」の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集開始（5月）、派遣開始（9月～） <p>◆「こうちの子ども体力アップチャレンジランキング」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高知家まなびばこ」と連携し、児童生徒が1人1台端末を活用して記録を送信できるよう準備（5月） 		
C 検証（■）と A 今後の方向（→）	<p>■「体力・運動能力向上プログラム」の活用が学校経営計画に位置付けられ、計画的・系統的な体力向上に向けて取り組まれている。</p> <p>→体育主任研修会</p> <p>受講者が自校の他教員に提案できるよう、プログラムの具体的な活用方法に関する研修を実施する。</p> <p>→「かけっこ先生」「なわとび先生」</p> <p>新たな学校を主な対象に、引き続き事業を実施することで、運動の苦手な児童や運動に意欲的でない児童に対する指導の周知を図る。</p> <p>→チャレンジランキング</p> <p>「体力・運動能力向上プログラム」及び「かけっこ先生」、「なわとび先生」と運動させて活用を促進することにより、運動習慣の定着を図る。</p>		
学校における体力・健康課題解決の取組への支援	<p>◆体力・運動能力調査結果等に基づく学校訪問：小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力・運動能力向上推進指定校（R4・5 の 2 年指定）：6 校、年 3 回訪問 ・学校訪問実施校：10 校、年 2 回訪問 <p>教職員研修の実施</p> <p>各校の実態把握や体育の授業づくり等の取組</p>		
	<p>■体力・運動能力向上推進指定校及び学校訪問実施校において、「体」の取組充実に向けた組織的な取組に対する助言や教職員対象の校内研修を繰り返すことにより、体育の授業づくりや体力向上に関する取組の改善を図ることができた。</p> <p>→新たな学校を指定し、学校における体力課題の解決に向けた支援を実施する。</p>		

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (7) 体育授業の質的向上対策	事業 No, 45
担当課		保健体育課
概要	体育・保健体育授業の質的な向上に向けて、各学校における教科会の充実、校内研修や年次研修の工夫・改善を図るとともに、先進的な取組を推進する。	
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○小・中学校において、これまでの体育・保健体育の授業で「できなかったことができるようになったことがない」児童生徒の割合が全国平均を下回っている。(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)</p> <p>R1 小：男 5.4% (全国 3.9%) 女 2.9% (全国 2.0%) 中：男 7.0% (全国 5.3%) 女 4.1% (全国 3.3%) R3 小：男 4.6% (全国 4.7%) 女 2.8% (全国 3.1%) 中：男 6.2% (全国 5.8%) 女 4.0% (全国 4.3%) R4 小：男 4.4% (全国 4.0%) 女 2.6% (全国 2.8%) 中：男 5.2% (全国 4.9%) 女 4.2% (全国 3.9%) R5 (※国調査項目見直しに伴い、本設問が廃止)</p> <p>○高等学校において、これまでの保健体育の授業で「運動の仕方がわかるようになつたりできるようになつたりしたことがない」生徒の割合が前年度の県平均より低い。(高知県体力・運動能力、生活実態等調査)</p> <p>R4：男 7.0% (R3：7.0%) 女 6.0% (R3：6.0%) R5：R6.2月公表</p>	
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□体育・保健体育の授業づくりに関する解説動画の公開や要請訪問、協力校への訪問を行うことによって、授業改善に向けて教員の理解を深めることができた。</p> <p>■小・中学校において、これまでの体育・保健体育の授業で「できなかったことができるようになったことがない」児童生徒の割合が、小学校男子・中学校男女は全国平均より高い。</p> <p>■児童生徒が、自己の課題に気付き、その解決に向けて試行錯誤しながら運動に取り組むような学習経験が少ない。(自分で工夫して練習する、先生や友達のまねをする、友達に教えてもらう等)</p>	
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)		C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)
<p>小学校での授業改善に向けた取組の充実</p> <p>◆小学校体育推進委員(小学校体育科で中核を担うことを目的に育成してきた教員)を軸とした指導力向上の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校体育推進委員の決定：6名 ・実技研修会の実施：年3回（6、10、11月） 対象：委員及び参加希望教員 ・校内伝達研修会：年3回（6月～）対象：委員 <p>◆学校や市町村研修会等への要請訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集開始（4月） ・要請訪問の実施（6月～） 		<p>■小学校体育推進委員による校内伝達研修会、授業づくりに関する解説動画の周知等により、資質・能力の育成や体力・運動能力の向上に向けた授業改善について、教員の理解を深めることができた。</p> <p>→小学校体育推進委員</p> <p>中核教員や体育専科教員を中心とした、指導力向上のための研修会を通じて、運動の苦手な児童や意欲的でない児童に対する指導の充実を図る。</p> <p>→要請訪問</p> <p>公開授業や研究協議に対する助言、依頼テーマに沿った講話や実技研修等を通して、各学校の課題解決が進むよう、内容の充実を図る。</p>
<p>中学校での授業改善に向けた取組の充実</p> <p>◆学校や市町村研修会等への要請訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集開始（4月） ・要請訪問の実施（6月～） <p>◆外部協力者を活用した授業改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校の武道授業に外部協力者を派遣（10月～） 		<p>■要請訪問による指導助言の実施、外部協力者の派遣により、各学校の研究テーマに基づく授業改善や保健体育教員の資質・能力向上の支援を行うことができた。</p> <p>→公開授業や研究協議に対する助言、依頼テーマに沿った講話や実技研修等を通して、各学校の課題解決が進むよう、内容の充実を図る。</p>
<p>高等学校での授業改善に向けた取組の充実</p> <p>◆高等学校における学習指導要領に基づく授業改善に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力校の決定：2校（5月） ・指導主事による協力校への訪問：年3回（7月～） 		<p>■協力校の2校において、学習指導要領に基づく授業改善の取組を推進することができた。</p> <p>→新たな協力校への訪問を通じて、資質・能力の育成に向けた取組における課題解決や指導力の向上を図る。</p>
<p>研修の充実</p> <p>◆体育主任研修会：小・中・高等学校（5～6月）</p> <p>◆体育・保健体育指導力向上伝達講習会（7月）</p> <p>◆体育・保健体育課題解決研修会（8月）</p>		<p>■直接的に体力・運動能力を高める運動領域の指導や領域における系統的な指導について周知することができた。</p> <p>→教員が授業を行う上で感じている課題を解決できるよう、研修内容のさらなる充実を図る。</p>

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (7) 健康教育充実事業	事業 No, 担当課	46 保健体育課
概要	健康教育の中核となる教員の資質向上のための研修を行うとともに、子どもが主体的に健康的な生活を送るために、健康教育副読本や外部講師を効果的に活用し、性教育やがん教育、食育など、家庭や地域と連携した健康教育の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○健康教育の中核となる教員の資質の向上と、外部講師による効果的な指導等を実施することにより、望ましい生活習慣を身につけた児童生徒が育成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会のアンケートにおいて、「実践に十分生かせる」又は「実践に生かせる」と回答した教員の割合の合計：80%以上 (R2 : 96.1% R3 : 99.3% R4 : 98.8% R5 : 99.0%) ・外部講師を活用したがん教育の実践により、「健康に良い生活習慣が大切だと思う」と回答した児童生徒の割合：80%以上 (R2 : 92.2% R3 : 93.5% R4 : 94.4% R5 : R6.3月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□性に関する指導について、R3年度に作成した外部講師用指導教材を活用し、外部講師と連携した指導を行うことができた (48校 (56回))。また、各学校での「性に関する指導の手引き」の活用率は、92.8%で昨年度 (R3 : 86.9%) より増加していたことから、教諭等による指導も広がりをみせている。</p> <p>□外部講師を活用したがん教育の実施状況について、令和4年9月に公表された令和3年度文部科学省調査の結果において、全国で4番目に高い実施率 (19.1% (全国8.4%)) であった。外部講師派遣事業についても、より効果的な外部講師による指導について指導助言しながら実施できた (62校 (62回))。また、外部講師と連携した効果的ながん教育の実施方法等について研修会を開催し周知することができた。</p> <p>■高知県体力・運動能力、生活実態等調査の結果、朝食を毎日食べる児童生徒の割合は、ほぼ横ばい傾向となり、小5男子及び高2女子では微増となった。より効果的な取組を継続していく必要がある。 (R3→R4 : 小5男 82→84%、小5女 85→83%、中2男 78→78%、中2女 75→74%、高2男 75→75%、高2女 74→76%)</p> <p>■健康教育の取組は広がってきたが、今後も児童生徒の現代的健康課題に対応しながら児童生徒の実践につながる指導を推進していくために、ICTの効果的な活用や外部講師との連携等、継続的に教員の資質向上を図る必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況 (4~12月)		C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)	
<p>健康教育の中核となる教員の資質向上</p> <p>◆研修等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健推進委員会：委員 13名 (5、11月) ・若年養護教諭を対象とした要請訪問：2校 10回 ・健康教育推進研修会 (7月) ・保健教育研修会（性に関する指導）(7月) ・食育・学校給食推進研修会 (9月) ・学校保健推進研修会 (11月) 		<p>■協議や実践交流の時間を設け、各学校での具体的な健康教育の取組につながるよう実施することができた。</p> <p>→参加者の事後アンケートの結果などを踏まえ、資質向上のための効果的な研修方法や現代的健康課題に応じた内容の充実を図る。</p>	
<p>児童生徒の主体的な実践につながる健康教育の推進</p> <p>◆性に関する指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手引きを活用した効果的な指導の周知 (4月~) ・外部講師派遣校の決定：69校 84回 ・外部講師や関係機関と連携した指導の実施 (6月~) ・性教育推進協議会の開催 (8月、2月予定) ・指導力向上を目的とした研修会の開催 (7月) ・活用状況調査 (1月予定) ・アンケート結果等を踏まえた取組の検証 (2月予定) <p>◆がん教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師派遣校の決定：69校 70回 ・外部講師との連携による指導の実施 (6月~) ・がん教育推進協議会の開催 (1月予定) <p>◆食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した食育の推進について周知 (5、9月) <p>◆ICTの適切な利用方法の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康に留意したICT機器の利用方法等に関する研修資料や指導用教材の普及啓発 (5月) <p>◆健康教育副読本の活用による健康教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育副読本の配布 (5月) ・事例集等を活用した効果的な指導方法の普及啓発 ・活用状況調査の実施 (9月、2月予定) 		<p>■県が作成した手引き・副読本・教材等の活用や外部講師と連携した指導を実施する等、正しい知識の普及と主体的な学習となるよう工夫しながら取り組むことができた。</p> <p>→性に関する指導</p> <p>自他の体や命を大切にできる知識を持ち、適切な行動選択ができる児童生徒を育成するため、各学校において年間指導計画に基づき、計画的・組織的に性に関する指導を実施する。</p> <p>→がん教育</p> <p>引き続き、がん診療連携拠点病院の医師等から助言を得ながら、がん教育の推進を図る。</p> <p>→食育の推進</p> <p>作成したICT教材の活用の推進等による食育の充実を図る。</p> <p>→ICTの適切な利用方法の普及啓発</p> <p>ICT機器活用時の健康への留意点について、引き続き学校に周知する。</p> <p>→健康教育副読本の活用による健康教育の推進</p> <p>各学校での効果的な活用方法について、研修会等で周知する。</p>	

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (8) 県立学校運動部活動活性化事業	事業 No, 担当課	47 保健体育課
概要	<p>本県の県立学校の運動部活動を学校運営や地域づくりの核とし、運動部活動の充実及び競技力の向上を図るために、県立学校に運動部活動活性化推進部及び強化推進部を指定し活動費の支援を行う。(R2、3 年度)</p> <p>スポーツにおける競技成績の向上や、顧問及び運動部活動指導員の指導力向上を図ることを目的として、県立学校へレベルの高い専門的な知識を持つ指導者(競技団体に協力要請)やスポーツ医科学の専門家(スポーツトレーナー等)を派遣する。(R4 年度～)さらに、全国大会で上位入賞した部に対して、講師派遣や練習用具の補助を行う。(R5 年度～)</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○専門的な知識を持つ指導者等の派遣が、生徒の知識や技能の向上につながった割合 (4 件法) : 90%以上 (R4 : 100% R5 : R6.4 月集計)</p> <p>○専門的な知識を持つ指導者等の派遣が、顧問及び運動部活動指導員の指導力向上につながった割合 (4 件法) : 90%以上 (R4 : 100% R5 : R6.4 月集計)</p>		
取組の 成果と 課題 (R4 末)	<p>□専門の指導者の派遣により、よりレベルの高い専門的な知識をもとにした効率的・効果的な運動部活動の指導を行うことができた。</p> <p>■顧問及び運動部活動指導員に対して、今後も指導力向上等といったソフト面の支援が必要である。</p> <p>■全国大会上位入賞部の競技力維持・向上に向け、ソフト面に加えて練習環境の整備といったハード面の支援が必要である。</p>		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4～12 月)	<p>C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)</p> <p>専門的な知識を持った指導者等の派遣 (R4 年度～)</p> <p>◆専門の指導者及びスポーツ医科学の専門家の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集 (4 月) ・指導者の派遣開始 (6 月) <p>※4 校 6 部にて実施</p> <p> 指導者 A : 3 校 3 部</p> <p> 岡豊高 ソフトボール部</p> <p> 高知工業高 卓球部</p> <p> 佐川高 男子バスケットボール部</p> <p> 指導者 B : 1 校 1 部</p> <p> 佐川高 女子バレー部</p> <p> 指導者 C : 2 校 2 部</p> <p> 山田高 女子陸上競技部</p> <p> 高知工業高 空手道部</p> <p>全国レベルの競技力の維持向上を目的とした環境整備 (R5 年度～)</p> <p>◆講師派遣及び練習環境の整備(競技用具等の購入支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集開始 (4 月) ・事業実施対象部の決定 (5 月) ・事業実施 (6 月～) <p>※4 校 4 部にて実施</p> <p> 高知工業高校 陸上競技部</p> <p> 高知東高校 水泳部(水球)</p> <p> 高岡高校 弓道部 (8 月～)</p> <p> 高知国際高校 レスリング部 (11 月～)</p>		

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (8) 運動部活動の運営の適正化	事業 No, 担当課	48 保健体育課
概要	<p>「高知県運動部活動ガイドライン」、「高知県立学校に係る運動部活動の方針」及び各市町村の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に基づく運動部活動の適正な運営を図る。また、スポーツ庁及び文化庁が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、地域・学校の実情に応じた学校部活動の地域連携・地域移行の在り方等を検討し、それを踏まえた地域のスポーツ環境の整備等のための支援を実施する。</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○運動部に加入している公立中学校、県立学校の全ての生徒が、成長期に必要とされる適切な休養をとりながら部活動を行い、バランスのとれた生活を送っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高知県立学校に係る運動部活動の方針」及び各市町村の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に明記した休養日及び活動時間を遵守している部活動の割合：100% (R3 市町村立中学校:休養日 97.4%・活動時間 92.3% 県立中学校：休養日 100%・活動時間 92.7% 県立高等学校：休養日 94.3%・活動時間 97.3%) (R4 市町村立中学校:休養日 100%・活動時間 97.0% 県立中学校：休養日 100%・活動時間 79.6% 県立高等学校：休養日 98.2%・活動時間 93.4%) (R5 R6 年 5 月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□上半期は大会数が多く、活動時間が多くなりがちであり、年間を通してみると、休養日や活動時間が適正に近づく傾向がある。各学校の実施状況から、適正な運営に向けて改善が進んでいることが分かった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■全ての部活動が休養日及び練習時間を遵守するまでには至っていない。 ■1週間の運動部活動が占める総運動時間が全国平均を上回っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・中学男子：714.9 分（全国 704.3 分）中学女子：708.2 分（全国 682.4 分） ※「高知県運動部活動ガイドライン」に沿った1週間の活動時間：11 時間（660 分）以内 ■部活動の地域移行等に向けて、実証事業に取り組み、地域クラブと学校との連携や地域クラブの持続的な運営などについて、検証を重ねていく必要がある。 		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況（4～12 月）	C 検証（■）と A 今後の方向（→）		
部活動の適正化に関する調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度末報告の集約（4～5 月） ・実施の依頼（5 月） ・活動状況の中間確認（10 月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■上半期は大会数が多く、活動時間が多くなりがちであるので、年間を通じて運動部活動ガイドラインの遵守が図られるよう働きかける。 <p>→引き続き県立学校における調査や市町村教育委員会からの情報提供を通じて活動状況の把握を行い、活動時間や休養日の設定等が適正に行われるよう取組を進める。</p>		
部活動の地域連携等の在り方に関する検討 部活動の地域連携・地域移行に関する実証事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◆高知県における部活動地域連携・地域移行検討会議 第 1 回（7 月）（2 月予定） <ul style="list-style-type: none"> 【部会】 地域移行検討部会（8、10 月）（1 月予定） 地域連携検討部会（9 月）（1 月予定） 部活動ガイドライン改訂部会（11 月）（1 月予定） ◆各市町村における協議会等の取組支援 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会設置 14 市町 ・地域移行実証事業 4 市町 ◆県中学校体育連盟等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・大会運営の在り方の検討や大会数の精選等 	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向け、各市町村や県文化生活スポーツ部等と連携し、検討を進めていく必要がある。 <p>→国の動向を注視しつつ、各市町村の実情を把握し、関係機関と連携しながら、部会等での協議をとおして、今後の部活動の在り方等の取組を推進していく。</p>		

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (8) 運動部活動指導員配置事業	事業 No, 49		
担当課		保健体育課		
概要	各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動に係る負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、単独での指導や学校外での活動の引率が可能な運動部活動指導員の配置を進める。			
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○運動部活動指導員を配置することにより、配置がされた部活動の顧問教員にゆとりが生まれ、生徒に向き合う時間が確保できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動指導員を配置した部において、指導員が任用時間において単独で指導を行った時間の割合 ：中学校 100%、高等学校 80%以上 (R2 中学校 : 37.0% 高等学校 : 43.2% R3 中学校 : 34.6% 高等学校 : 49.3% R4 中学校 : 78.6% 高等学校 : 79.6% R5 R6 年 6 月集計) 			
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □高等学校においては、運動部活動指導員の中間時点での従事時間を精査し、学校のニーズに応じ追加配置を行った。また、前年度と同条件（同一校・同一部活動）の顧問の中には、在校等時間の大幅な削減がみられた者がいた。 □研修を通じて、運動部活動におけるスポーツ事故発生時の緊急時の対応計画や重篤スポーツ事故に対する救急措置について理解を深めることができた。 ■活動中の安全管理上等の理由から、運動部活動指導員による単独指導の割合が目標値を下回っている部があった。 ■運動部活動指導員の配置拡大のための人材確保が難しい。 			
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)			
<p>◆運動部活動指導員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高校 : 22 校 58 名 ・県立中学校 : 3 校 7 名 <p>◆市町村立中学校に運動部活動指導員を配置するための補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立中学校 : 16 市町村 36 校 67 名 <p>◆配置に関わる研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業趣旨、服務等について <p>◆指導力向上に関わる研修 (11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジュニアアスリートに必要なスポーツ栄養学 <p>◆報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高校 ：中間報告 (10 月)、実績報告 (R6. 4 月予定) ・県立中学校 ：月例報告 (5~12 月)、月例報告 (1~2 月予定) 実績報告 (3 月予定) ・市町村立中学校 ：中間報告 (7、10 月)、中間報告 (1 月予定) 実績報告 (3 月予定) 				
<p>■教員の運動部活動に係る負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、指導員による単独での指導時間が充実するよう、学校及び市町村と定期的な確認が必要である。</p> <p><県立学校 (高等学校)> →より顧問の負担軽減に繋がる配置を実施する。</p> <p><県立中学校、市町村立中学校> →より教員の負担軽減となるよう、各校の実情に応じた単独指導率の向上について、市町村と連携強化を図る。</p>				

事業 名称	基本方針 I 対策 2- (8) 文化部活動指導員・支援員の活用	事業 No, 担当課	50 高等学校課 小中学校課
概要	文化部活動の運営の適正化のため、「高知県文化部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る文化部活動の方針」に基づく体制を整備し、望ましい文化部活動の推進を図る。また、文化部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の負担を軽減するために、文化部活動支援員の派遣や文化部活動指導員の配置を行ふ。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○希望する学校に支援員・指導員が適切に配置され、生徒への効果的な指導に生かされている。 ○文化部活動における生徒の専門的な技術が改善されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・文化部活動支援員：合計 400 回以上の派遣 (R2 : 232 回 R3 : 387 回 R4 : 408 回 R5 : 531 回 R5.12月集計) ・文化部活動指導員の配置：県立中 4 部 4 名、4 市町 7 部 8 名 (R4 : 県立中 2 部 2 名、2 町 2 部 2 名 R5 : R6.4月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □指導員・支援員の配置校では、より専門的な技術指導や支援が行われている。 ■専門的指導者を必要とする学校が多いが、年間を通じた指導ができていない場合がある。 ■より多くの学校に文化部活動指導員を配置し、教員の負担軽減を図る必要がある。 ■指導できる人材がみつからず、指導員を配置できない状況がある。 		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)		C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)	
文化部活動支援員の派遣：高等学校 <ul style="list-style-type: none"> ◆文化部活動支援員の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・派遣回数：531 回程度 20 校 38 部 ◆実施要項の精査 <ul style="list-style-type: none"> ・実施状況を踏まえ、各部あたりの派遣回数を増やすなど、実施要項の精査 		<ul style="list-style-type: none"> ■学校の希望に添った支援員の配置を行うことにより教員の負担軽減を図る必要がある。 →支援員派遣の成果と課題を整理するとともに、学校と連携し、情報収集を行うこと等を通して、実施要項の見直しを行うなど、制度の一層の充実を図る。 	
<ul style="list-style-type: none"> ◆文化部活動指導員の配置：中学校 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への運営補助 ・県立中（高知国際中学校）2 部：2 名 		<ul style="list-style-type: none"> ■より多くの学校に文化部活動指導員を配置し、教員の負担軽減を図る必要がある。 →申請が行われ次第、配置を行っていく。 →市町村教育委員会や関係団体と連携して、事業の周知・人材確保に取り組む。 	
<ul style="list-style-type: none"> ◆地域人材の確保・掘り起こし <ul style="list-style-type: none"> ・中学校の意向把握 ・市町村教育委員会との検討 　　地域人材の掘り起こし等 ・退職予定教員の在籍校に人材募集チラシを送付 (3 月予定) 		<ul style="list-style-type: none"> ■地域人材の確保・掘り起こしを行い、指導できる人材を増やしていく必要がある。 →市町村教育委員会を通して全中学校に人材募集チラシを送付することで、事業の周知・人材確保に取り組む。 	

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1-(2) 多機能型保育支援事業	事業No. 担当課	51 幼保支援課
概要	就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備し、園庭の開放や子育て相談、未就園児の園行事への誘導などに積極的に取り組む保育所等を支援する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○保育所等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援体制の拡充に取り組む園の数・割合 園庭開放又は子育て相談の実施率： 100% (R2：96.6% R3：96.2% R4：98.6% R5：94.7%) 多機能型保育支援事業の実施箇所数： 40 箇所以上 (R2：20 箇所 R3：17 箇所 R4：15 箇所 R5：17 箇所) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□地域の子育て支援として、多くの保育所において園庭開放や子育て相談の場が提供されている。</p> <p>■事業の必要性の理解はあるものの、施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから、多機能型保育支援事業の実施につながりにくい。また、新型コロナウイルス感染症の影響で事業がしづらい状況が続いた。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況 (4~12月)	<p>C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)</p> <p>保育所等が行う子育てサービスの充実</p> <p>◆保育所等が行う子育てサービスの充実に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育長会議、市町村担当者会での補助金の周知 (4月) ・市町村、保育所等個別訪問 (4月~) 実施例や補助金の紹介、事業実施の働きかけ等 ・関係団体との協議 (保育者等人材確保事業連絡会) (6月) ・多機能型保育支援事業実施園等との交流会 多機能型保育所と地域の連携した取組事例の紹介と情報交換 (9月) ・未就園児を招いた5園合同イベントの開催 (11月) <p>多機能型保育支援事業の推進</p> <p>◆多機能型保育支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育長会議、市町村担当者会での補助金の周知 (4月) ・市町村、保育所等個別訪問 実施例や補助金の紹介、事業実施の働きかけ等 (4月~) ・保育所等が行う子育て支援情報のホームページでの紹介 (4月~) ・関係団体との協議 (保育者等人材確保事業連絡会) (6月) ・多機能型保育支援事業実施園等との交流会 多機能型保育所と地域の連携した取組事例の紹介と情報交換 (9月) 未就園児を招いた5園合同イベントの開催(11月) ・補助金交付決定：13事業者 17箇所 		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1- (2) 保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）	事業 No, 担当課	52 幼保支援課
概要	家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援や保護者の子育て力の向上を図るために、家庭訪問や地域連携等を通じて日常生活の基本的な習慣や態度のかん養等を行う「家庭支援推進保育士」の配置を支援する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○家庭支援推進保育士による個別の支援を充実させることにより、配慮が必要な子どもの処遇及び保護者の子育て力が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等における配慮が必要な子どもに関する家庭支援の計画と記録の作成率：100% (R2：93.9% R3：91.5% R4：92.0% R5：89.8%) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□家庭支援推進保育士等に対して研修の場で指導・助言をしたことにより、家庭支援の計画と記録の作成率が継続して90%を超えている。</p> <p>■厳しい環境にある家庭の状況に合わせた手厚い支援の充実に向け、引き続き、家庭支援推進保育士の質や実践力向上のため、実態に合わせ研修の工夫を行うとともに、人材確保に向けた取組を進める必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）		C 検証（■）とA 今後の方向（→）	
<p>保育所等への家庭支援推進保育士の配置支援</p> <p>◆保育サービス等推進総合補助金による配置支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助先：市町村 ・家庭支援推進保育士配置市町村 ：12市町村 30箇所 31人 高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、 四万十市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、 中土佐町、黒潮町 <p>◆厳しい環境にある家庭の状況に合わせた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への要望調査の実施（9月） 		<p>■厳しい環境にある家庭の状況に合わせた手厚い支援を充実させる必要がある。</p> <p>→家庭環境等に特別な配慮が必要な子どもへの支援や保護者の子育て力の向上を図るために、家庭訪問や地域連携を通じて日常生活の基本的な習慣や態度のかん養などを行う保育士の加配を継続して支援する。</p>	
<p>家庭支援推進保育士の資質向上のための取組</p> <p>◆教育センターと連携した家庭支援推進保育講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援推進保育講座Ⅰ期：213人参加(6月) ・家庭支援の計画と記録を作成するにあたっての課題や厳しい環境にある家庭への対応事例などを基にした演習の実施 ・家庭支援推進保育講座Ⅱ期：79人参加（12月） <p>◆親育ち支援取組状況調査の実施（7月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各園・各市町村の取組状況についての情報提供と調査結果を踏まえた個別支援の実施（10月～） 		<p>■家庭支援推進保育士の質や実践力向上のため、実態に合わせた研修を工夫する必要がある。</p> <p>→各園において、支援が必要な家庭ごとに家庭支援の計画と記録が作成されるなど、厳しい環境にある家庭の状況に合わせた適切な支援が行われるよう、研修等の充実により保育士のスキルアップを図る。</p>	

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1- (2) 親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置	事業 No, 担当課	53 幼保支援課
概要	特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育等の質を高めるため、小学校との円滑な接続や子ども一人一人の支援計画の作成への支援、進捗状況の把握等を行う「親育ち・特別支援保育コーディネーター」の市町村への配置を支援する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○厳しい環境にある子どもに対して、親育ち・特別支援保育コーディネーターを中心として、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等における親育ち・特別支援保育コーディネーターの市町村への配置：11市13人 (R2：10市11人 R3：10市12人 R4：11市13人 R5：11市13人) ・保育所等における配慮が必要な子どもに関する家庭支援の計画と記録の作成率：100% (R2：93.9% R3：91.5% R4：92.0% R5：89.8%) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□市町村が配置した親育ち・特別支援保育コーディネーターが、保育所等に対して個別指導等を実施したことにより、家庭支援の計画と記録の作成率が継続して90%を超えている。</p> <p>■親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置について、人材確保が困難な状況にある。</p> <p>■厳しい環境にある家庭の状況に合わせた支援の充実や各園の現状に応じた支援につなげるために、親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための取組を行う必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）と A 今後の方向（→）</p> <p>■親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置</p> <p>◆特別支援保育・教育推進事業費補助金による配置支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11市13人 <p>◆厳しい環境にある家庭の状況に合わせた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への要望調査の実施（9月） 		
親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施	<p>■各園の現状に応じた支援につなげるため、親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための取組を引き続き行う必要がある。</p> <p>→コーディネーター対象の研修や、コーディネーターの役割・園との関わり方や支援の進め方等についての情報交換、SSWとの合同研修等を行うことにより、各市町村における支援の質の向上を図る。</p>		
◆第1回研修会の実施	<p>13人参加（うちコーディネーター12人）（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち・特別支援保育コーディネーターの役割 ・各園・各市町村の取組状況をコーディネーターへ情報提供等 		
◆特別支援教育現状調査における実態調査の実施（7月）			
◆親育ち支援取組状況調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各園・各市町村の取組状況についての情報提供と調査結果を踏まえた個別支援の実施（10月～） 		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1- (2) スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>	事業 No, 担当課	54 幼保支援課				
概要	厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を、保育者とスクールソーシャルワーカー（以下SSW）が連携して行う仕組みを構築する。						
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童や保護者への支援を担うSSWの配置市町村数：34市町村1学校組合 (R2：18市町村1学校組合 R3：19市町村1学校組合 R4：18市町村1学校組合 R5：18市町村1学校組合) 						
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□SSWの就学前児童を対象とした活動の拡大により、子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながりつつある。また、園と学校との間で支援を要する児童の情報共有が行われる市町村が増えてきた。</p> <p>■学校におけるSSWの活動が多忙で、就学前まで活動を広げることが困難な市町村もある。引き続き、小学校への円滑な入学につなげるため、就学前におけるSSWの役割への理解を促す必要がある。</p> <p>■SSWの専門性や求められる役割について、十分な周知ができていない。</p>						
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）とA 今後の方向（→）</p> <table border="1"> <tr> <td>就学前児童を担当するSSWの活動促進</td><td>■小学校への円滑な入学につなげるため、就学前におけるSSWの役割への理解を引き続き促す必要がある。 →SSW及び親育ち・特別支援保育コーディネーター等、家庭支援に携わる専門人材との情報交換等を実施し、就学前児童への活動の拡大の必要性を共有し、連携を図る。</td></tr> <tr> <td>学校におけるSSWの活動充実の促進</td><td>■厳しい環境にある家庭の状況に合わせた支援を充実させる必要がある。 →SSWの活動範囲を就学前児童にも広げ、支援の充実を図るため、就学前児童を担当するSSWの配置への支援を継続するとともに、コーディネーターとの合同研修等を実施し、連携の強化を図る。</td></tr> </table>			就学前児童を担当するSSWの活動促進	■小学校への円滑な入学につなげるため、就学前におけるSSWの役割への理解を引き続き促す必要がある。 →SSW及び親育ち・特別支援保育コーディネーター等、家庭支援に携わる専門人材との情報交換等を実施し、就学前児童への活動の拡大の必要性を共有し、連携を図る。	学校におけるSSWの活動充実の促進	■厳しい環境にある家庭の状況に合わせた支援を充実させる必要がある。 →SSWの活動範囲を就学前児童にも広げ、支援の充実を図るため、就学前児童を担当するSSWの配置への支援を継続するとともに、コーディネーターとの合同研修等を実施し、連携の強化を図る。
就学前児童を担当するSSWの活動促進	■小学校への円滑な入学につなげるため、就学前におけるSSWの役割への理解を引き続き促す必要がある。 →SSW及び親育ち・特別支援保育コーディネーター等、家庭支援に携わる専門人材との情報交換等を実施し、就学前児童への活動の拡大の必要性を共有し、連携を図る。						
学校におけるSSWの活動充実の促進	■厳しい環境にある家庭の状況に合わせた支援を充実させる必要がある。 →SSWの活動範囲を就学前児童にも広げ、支援の充実を図るため、就学前児童を担当するSSWの配置への支援を継続するとともに、コーディネーターとの合同研修等を実施し、連携の強化を図る。						
◆SSWの活動の充実促進	<ul style="list-style-type: none"> ・SSW初任者研修会：参加者15名（5月） 修学前の取組についての講話と情報交換 ・SSW研修会（就学前）：参加者15名（5月） 						
◆SSW活用事業による配置の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・18市町村1学校組合 安芸市、奈半利町、安田町、芸西村、香南市、香美市、南国市、大豊町、土佐町、いの町、仁淀川町、須崎市、越知町、中土佐町、四万十町、土佐清水市、宿毛市、三原村、日高佐川学校組合 						
◆SSWによる訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> ・園等からの要請による訪問（4月～） 						
◆厳しい環境にある家庭の状況に合わせた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への要望調査の実施（9月） 						

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1- (4) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	事業 No, 担当課	55 人権教育・児童生徒課
概要	児童生徒の生徒指導上の諸課題等の改善のために、全ての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関する高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（以下「SC」という）や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）を配置して、相談支援体制の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒や保護者に対する支援の充実や児童生徒への的確な見立てが進み、教職員の不安や悩みが解消されて、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・90日以上欠席している不登校児童生徒がSCやSSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小・中・高等学校：100% (R2小：95.3%、中：96.3%、高：91.8%) (R3小：95.1% (全国：72.3%)、中：96.8% (全国：63.1%)、高：81.8% (全国：62.3%)) (R4小：97.8% (全国：71.3%)、中：95.6% (全国：61.5%)、高：94.4% (全国：61.8%)) ※県は公立校の結果、全国は国公私立校の結果 ・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合 小学校：90%以上、中学校：95%以上、高等学校：100% (R2小：68.4%、中：78.7%、高：69.4%) (R3小：70.6%、中：77.7%、高：81.1%) (R4小：70.6%、中：87.8%、高：73.0%) (R5：R6.3月集計) ・支援が必要な子どもについての情報共有に向け、SSWのカウンターパートとして福祉部署を位置付けている市町村の割合：100% (R3：91.4% R4：94.3% R5：R6.3月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □校内支援会でのSCやSSWの活用が定着し、不登校児童生徒等へのSCやSSWによる支援が進んできている。 ■市町村福祉部署との連携は進んでいるなか、さらに各学校、SC及びSSWの支援力向上の充実が必要である。また、把握したSC及びSSWの活動状況をもとに、今後も効果的な配置を行う必要がある。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）		C 検証（■）とA 今後の方向（→）	
<ul style="list-style-type: none"> ◆全ての公立学校へのSC及びSSWの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・SC 全公立学校に配置（4月） アウトリーチ型SCを11市に配置（4月） ・SSW 全市町村・学校組合に配置（4、5月） 全県立学校に配置（4月） ・SC及びSSWの拡充等に向けた予算措置について国へ提言（5月） ◆SC及びSSWの活動状況の把握（7、12月） 		<ul style="list-style-type: none"> ■効果的な配置に関する情報収集を行う必要がある。 →学校や地域の課題等を踏まえたSCやSSWの配置を行うとともにその効果検証を行い、さらなる充実を図る。 	
<ul style="list-style-type: none"> 各学校、SC及びSSWの支援力の向上 ◆SC及びSSWを対象とする研修 <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修：27名（4、5、8月） ・SC等研修講座：247名（6、7、10、11、12月） ◆SC及びSSWの役割の周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・事業説明会（4月） ・相談支援体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会：177名（8月） ・SC・SSWへのヒアリング（11月） ◆校内支援会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・SCやSSWを活用した校内支援会（年10回以上を目標）を各学校で実施するよう依頼（4月） ◆SSWと市町村福祉部署との定期的な情報交換等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会及び県立学校へ依頼（4月） ・実施状況把握（7、12月） ◆児童生徒が自らの状況を正確に理解する取組支援 <ul style="list-style-type: none"> ・厳しい環境にある子どもへの理解を高めるための校内研修の実施を依頼（4月） ・関係機関、県福祉部署作成の資料等を活用した啓発（7月） 		<ul style="list-style-type: none"> ■各学校、SC・SSWの支援力向上の充実が必要である。 →SC及びSSWの専門性の向上を図るとともに、各学校のコーディネーター等がSC及びSSWを効果的に活用できるよう研修等を実施する。 また、学校と市町村福祉部署との定期的な情報共有（情報連携）や一体的な対応（行動連携）のさらなる充実を図る。 →各校で専門性に基づいた支援が適切に実施されるよう、引き続きSC・SSWを活用した校内支援会を推進する。 	

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1- (4) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	事業 No, 担当課	56 人権教育・児童生徒課 心の教育センター
概要	スクールカウンセラー（以下 SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）の支援力の向上を図るために、より効果的な研修を実施する。心の教育センターに配置されている特に高い専門性を有する SC 及び SSW が各学校、教育支援センターに配置されている SC 及び SSW の指導や助言に当たる。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○経験の浅い SC 及び SSW がスーパーバイズや研修を受けて、各学校、教育支援センターで相談対応することによって、アセスメント力が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 採用 3 年目までの SC 及び SSW がスーパーバイザーから年間 2 回以上スーパーバイズを受ける割合 : 100% (R2 : 100% R3 : 100% R4 : 100% R5 : R6.3 月集計) SC 及び SSW を対象とする研修への採用 1 年目の SC 及び SSW の参加率 : 100% (R4 : 100% R5 : R6.3 月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□経験の浅い SC 及び SSW が自身の専門性の向上のため、積極的にスーパーバイズを活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が抱える課題は複雑・多様化しており、SC 及び SSW の専門性向上のための研修の充実、心の教育センターによる SC 及び SSW への支援強化が必要である。 		
D 令和 5 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)		C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)	
<ul style="list-style-type: none"> ◆心の教育センター等において、SC スーパーバイザーによる個別面接 <ul style="list-style-type: none"> 採用 3 年目までの SC のスーパーバイズ : 48 回 		<ul style="list-style-type: none"> ■SC の活用状況を把握し、定期的にスーパーバイズ活用を働きかける必要がある。 →定期的なスーパーバイズ活用を呼びかけ、活用を促進する。(随時) 	
<ul style="list-style-type: none"> ◆SC 及び SSW 勤務校でのスーパーバイズの実施 ◆市町村教育支援センターへの訪問支援 <ul style="list-style-type: none"> 心の教育センターの指導主事・SC・SSW が、教育支援センターを訪問し、ケースに対するアセスメントや、学校等との連携についての支援を実施 : 48 回 (6~12 月) 		<ul style="list-style-type: none"> ■勤務校、配置教育支援センターでのスーパーバイズ等を促進する必要がある。 →SC 及び SSW の勤務校にスーパーバイザーや心の教育センター SC が訪問し、校内支援会等に参加しアセスメントを実施する。(随時) →心の教育センターの指導主事・SC・SSW が教育支援センターを訪問し、ケースへのアセスメントや、学校との連携等についての支援を推進する。(随時) 	
<ul style="list-style-type: none"> ◆心の教育センターによる支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> 校内支援会サポート事業を 6 校指定（室戸小、元小、土居小、夜須小、高石小、室戸中）し、SC・SSW との連携のもと校内支援会が効果的に運営されるよう訪問支援を実施 : 20 回 (5 月~) 来所等による SSW への支援 : 来所 5 回、電話 4 回 SSW 学習会の実施 : 5 回 (5、7、9、11、12 月) 		<ul style="list-style-type: none"> ■心の教育センターを拠点とする相談支援や、配置校への訪問等による支援が必要である。 →校内支援会サポート事業重点支援校に 1 校あたり年 5 回程度の支援訪問を実施し、専門家を活用した組織的な支援体制の充実を図る。(小 5 校、中 1 校、計 6 校、校内支援会への参加等) →SSW が相談しやすいプラットホーム運営の充実を図るとともに、学習会等を通して利用を促進する。(常時) →SSW 学習会を企画運営し、支援力の向上を図る。(年 6 回、講話・事例検討等) 	
<ul style="list-style-type: none"> ◆SC 及び SSW を対象とする研修 <ul style="list-style-type: none"> 初任者研修 : 27 名 (4、5、8 月) SC 等研修講座 : 247 名 (6、7、10、11、12 月) 		<ul style="list-style-type: none"> ■各学校、SC・SSW の支援力向上の充実が必要である。 →初任者研修、SC 等研修講座、SSW 研修講座を実施する。 	

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1-(4) 心の教育センター相談支援事業	事業 No. 担当課	57 心の教育センター																												
概要	<p>心の教育センターに、高い専門性を有するスクールカウンセラー（以下 SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）を配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理する。</p> <p>県東部・西部地域で相談活動を定期的に行うとともに、心の教育センターを土曜日・日曜日に開所し、児童生徒や家庭、教職員が抱える課題への支援の充実を図る。また、市町村の教育支援センターを訪問し、支援会等を開催するなど、教育支援センターの相談支援体制の強化を図る。</p>																														
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○心の教育センター等の相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の教育センター東部・西部地域相談活動、土曜日（第1・第3）・日曜日開所相談対応率：100%（R3：100% R4：100% R5：100% 確定値 R6.4月集計） ・土曜日・日曜日開所における相談対応件数：1日あたり4件（R3:3.8件 R4:3.6件 R5：3.6件 確定値 R6.4月集計） ・教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率:100%（R2:95.5% R3:95.7% R4:100% R5：100% R6.1月集計） 																														
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□所内におけるケース検討会を実施するとともに、心の教育センターに在籍する SC 及び相談支援員がスクールカウンセラースーパーバイザー (SCSV) によるスーパーバイズを定期的に受けることで、支援力の向上を図ることができた。</p> <p>□訪問や協議会の開催を通して、教育支援センター等と効果的に連携するための関係づくりを進めることができた。また、SC 等の見立てを生かした支援策の検討について定着が進み、教育支援センターにおける支援会等の実施率の向上につながった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■広報活動等を充実させ、相談機関の役割や利用方法について、継続的に周知や啓発を行う必要がある。 ■学校等において組織的な支援が実施されるよう、支援力向上に向けた対応が必要である。 																														
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）と A 今後の方向（→）</p> <table border="1"> <tr> <td>◆相談活動の実施 ※11月末現在 <ul style="list-style-type: none"> ・来所相談：受理 143 件、延べ 815 件 ・メール相談：38 件 ・出張教育相談：受理 80 件、延べ：140 件 ・東部西部相談活動：52 日開所、延べ件数：10 件 ・土・日開所：45 日開所、延べ件数 163 件 ・こうち高校生 L I N E 相談：312 件 </td><td>■教育・心理・福祉の専門性を生かした教育相談について、学校や関係機関と連携を密に、切れ目のない相談支援を実施するとともに、多様な相談ニーズに対応できるよう支援力の向上を継続的に図る必要がある。 →高知県の現状や課題についての情報収集に努めるとともに、多様な相談内容に対応できるよう、支援力の向上を図る。</td></tr> <tr> <td>◆多様な相談ニーズに対応できる支援力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・SC 等へのスーパーバイズ（5、7、9、10、12月） </td><td>■教育相談を必要とされる方に十分届くような広報活動の充実を促進する必要がある。 →多様な媒体や関係機関との連携による広報活動を促進する。</td></tr> <tr> <td>◆広報活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「心の教育センター」チラシ等の配付 ・「こうち高校生 L I N E 相談」チラシ等の配付 ・テレビ・ラジオの読み上げ（4、5、6、7、10月） ・とさまなチャンネルへ YouTube 掲載（こうち高校生 LINE 相談、保護者交流「ほつと garden」） ・さんSUN高知：5月号「子育て講演会」 ・高知新聞：心の教育センター相談窓口紹介（10月） ・広報誌「夢のかけ橋」：88 号、90 号、91 号 ・オーテピア高知図書館 連携展示（5月1ヶ月間） </td><td></td></tr> <tr> <td>学校等の支援体制充実に向けた支援</td><td>■支援体制充実に向けた学校の取組を一定推進することはできたが、担当者等を中心とした主体的な学校の取組については課題が見られる。 →校内支援会担当者等の資質向上とあわせて、担当者が中心となって各校の取組が進むよう、資料提供や取組支援、当センターが所管する研修会等との連動について充実を図る。</td></tr> <tr> <td>◆訪問支援 <ul style="list-style-type: none"> ・研修要請：33 件（学校：27 件、市町村：2 件、教育センター：2 件、その他：2 件） ・校内支援会：39 件 </td><td>■訪問や協議会等の開催を通して、不登校等の取組の成果と課題を共有し、各教育支援センターにおける多様な居場所づくりを推進する必要がある。 →各地域の現状やニーズに応じた支援を行えるよう、実践の集約及び提供の充実を図る。</td></tr> <tr> <td>◆取組成果等の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員ポータルサイトへの資料掲載（個別支援シート様式、災害後のこころのケアハンドブック、大切な人を亡くした子どもへの対応ハンドブック） </td><td>■実効性のある連携が図れるよう、日常的な連携を推進させる必要がある。 →実務担当者の連携を推進する。</td></tr> <tr> <td>教育支援センターの相談支援体制の強化</td><td></td></tr> <tr> <td>◆第1回連絡協議会：5月、集合・web併用開催</td><td></td></tr> <tr> <td>◆訪問：24カ所、年2回（①6～7月、②11～12月）</td><td></td></tr> <tr> <td>◆教育支援センターブロック別研修会：4地区（10月）</td><td></td></tr> <tr> <td>関係機関との連携強化</td><td></td></tr> <tr> <td>◆教育相談関係機関連絡協議会（7月）</td><td></td></tr> <tr> <td>中央児童相談所など関係機関の参加：全9機関</td><td></td></tr> <tr> <td>実効性のある連携の在り方について情報共有・協議</td><td></td></tr> </table>			◆相談活動の実施 ※11月末現在 <ul style="list-style-type: none"> ・来所相談：受理 143 件、延べ 815 件 ・メール相談：38 件 ・出張教育相談：受理 80 件、延べ：140 件 ・東部西部相談活動：52 日開所、延べ件数：10 件 ・土・日開所：45 日開所、延べ件数 163 件 ・こうち高校生 L I N E 相談：312 件 	■教育・心理・福祉の専門性を生かした教育相談について、学校や関係機関と連携を密に、切れ目のない相談支援を実施するとともに、多様な相談ニーズに対応できるよう支援力の向上を継続的に図る必要がある。 →高知県の現状や課題についての情報収集に努めるとともに、多様な相談内容に対応できるよう、支援力の向上を図る。	◆多様な相談ニーズに対応できる支援力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・SC 等へのスーパーバイズ（5、7、9、10、12月） 	■教育相談を必要とされる方に十分届くような広報活動の充実を促進する必要がある。 →多様な媒体や関係機関との連携による広報活動を促進する。	◆広報活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「心の教育センター」チラシ等の配付 ・「こうち高校生 L I N E 相談」チラシ等の配付 ・テレビ・ラジオの読み上げ（4、5、6、7、10月） ・とさまなチャンネルへ YouTube 掲載（こうち高校生 LINE 相談、保護者交流「ほつと garden」） ・さんSUN高知：5月号「子育て講演会」 ・高知新聞：心の教育センター相談窓口紹介（10月） ・広報誌「夢のかけ橋」：88 号、90 号、91 号 ・オーテピア高知図書館 連携展示（5月1ヶ月間） 		学校等の支援体制充実に向けた支援	■支援体制充実に向けた学校の取組を一定推進することはできたが、担当者等を中心とした主体的な学校の取組については課題が見られる。 →校内支援会担当者等の資質向上とあわせて、担当者が中心となって各校の取組が進むよう、資料提供や取組支援、当センターが所管する研修会等との連動について充実を図る。	◆訪問支援 <ul style="list-style-type: none"> ・研修要請：33 件（学校：27 件、市町村：2 件、教育センター：2 件、その他：2 件） ・校内支援会：39 件 	■訪問や協議会等の開催を通して、不登校等の取組の成果と課題を共有し、各教育支援センターにおける多様な居場所づくりを推進する必要がある。 →各地域の現状やニーズに応じた支援を行えるよう、実践の集約及び提供の充実を図る。	◆取組成果等の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員ポータルサイトへの資料掲載（個別支援シート様式、災害後のこころのケアハンドブック、大切な人を亡くした子どもへの対応ハンドブック） 	■実効性のある連携が図れるよう、日常的な連携を推進させる必要がある。 →実務担当者の連携を推進する。	教育支援センターの相談支援体制の強化		◆第1回連絡協議会：5月、集合・web併用開催		◆訪問：24カ所、年2回（①6～7月、②11～12月）		◆教育支援センターブロック別研修会：4地区（10月）		関係機関との連携強化		◆教育相談関係機関連絡協議会（7月）		中央児童相談所など関係機関の参加：全9機関		実効性のある連携の在り方について情報共有・協議	
◆相談活動の実施 ※11月末現在 <ul style="list-style-type: none"> ・来所相談：受理 143 件、延べ 815 件 ・メール相談：38 件 ・出張教育相談：受理 80 件、延べ：140 件 ・東部西部相談活動：52 日開所、延べ件数：10 件 ・土・日開所：45 日開所、延べ件数 163 件 ・こうち高校生 L I N E 相談：312 件 	■教育・心理・福祉の専門性を生かした教育相談について、学校や関係機関と連携を密に、切れ目のない相談支援を実施するとともに、多様な相談ニーズに対応できるよう支援力の向上を継続的に図る必要がある。 →高知県の現状や課題についての情報収集に努めるとともに、多様な相談内容に対応できるよう、支援力の向上を図る。																														
◆多様な相談ニーズに対応できる支援力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・SC 等へのスーパーバイズ（5、7、9、10、12月） 	■教育相談を必要とされる方に十分届くような広報活動の充実を促進する必要がある。 →多様な媒体や関係機関との連携による広報活動を促進する。																														
◆広報活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「心の教育センター」チラシ等の配付 ・「こうち高校生 L I N E 相談」チラシ等の配付 ・テレビ・ラジオの読み上げ（4、5、6、7、10月） ・とさまなチャンネルへ YouTube 掲載（こうち高校生 LINE 相談、保護者交流「ほつと garden」） ・さんSUN高知：5月号「子育て講演会」 ・高知新聞：心の教育センター相談窓口紹介（10月） ・広報誌「夢のかけ橋」：88 号、90 号、91 号 ・オーテピア高知図書館 連携展示（5月1ヶ月間） 																															
学校等の支援体制充実に向けた支援	■支援体制充実に向けた学校の取組を一定推進することはできたが、担当者等を中心とした主体的な学校の取組については課題が見られる。 →校内支援会担当者等の資質向上とあわせて、担当者が中心となって各校の取組が進むよう、資料提供や取組支援、当センターが所管する研修会等との連動について充実を図る。																														
◆訪問支援 <ul style="list-style-type: none"> ・研修要請：33 件（学校：27 件、市町村：2 件、教育センター：2 件、その他：2 件） ・校内支援会：39 件 	■訪問や協議会等の開催を通して、不登校等の取組の成果と課題を共有し、各教育支援センターにおける多様な居場所づくりを推進する必要がある。 →各地域の現状やニーズに応じた支援を行えるよう、実践の集約及び提供の充実を図る。																														
◆取組成果等の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員ポータルサイトへの資料掲載（個別支援シート様式、災害後のこころのケアハンドブック、大切な人を亡くした子どもへの対応ハンドブック） 	■実効性のある連携が図れるよう、日常的な連携を推進させる必要がある。 →実務担当者の連携を推進する。																														
教育支援センターの相談支援体制の強化																															
◆第1回連絡協議会：5月、集合・web併用開催																															
◆訪問：24カ所、年2回（①6～7月、②11～12月）																															
◆教育支援センターブロック別研修会：4地区（10月）																															
関係機関との連携強化																															
◆教育相談関係機関連絡協議会（7月）																															
中央児童相談所など関係機関の参加：全9機関																															
実効性のある連携の在り方について情報共有・協議																															

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1- (4) 不登校支援推進プロジェクト事業	事業No. 担当課	58 人権教育・児童生徒課
概要	不登校、不登校傾向及び特別な支援が必要と考えられる児童生徒への支援について、校内サポートルームを設置し、学習支援等による不登校の未然防止及び不登校等児童生徒の社会的自立に向けた支援の強化・充実を図る。また、市町村教育支援センターを拠点としたICTを活用した自主学習について研究し、不登校児童生徒の自立支援に向けた重層的な支援体制を強化する。さらに、児童生徒の主体性を尊重した多様な教育機会の確保のため、不登校特例校の設置などの検討や、教育支援センターのさらなる機能強化、フリースクール等との連携、1人1台タブレット端末を活用した取組などを促進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校において、不登校児童生徒等が安心して過ごせる居場所として、校内サポートルームが確保されている。また、個に応じた学習支援の充実のために、学習支援プラットフォーム等を積極的に活用するなどして、ICTを活用した自主学習の仕組みが充実している。(モデル地域 R3:4地域 R4:6地域 R5:8地域) ○90日以上欠席している不登校児童生徒がSCやSSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小・中・高等学校: 100% (R2小: 95.3%、中: 96.3%、高: 91.8%) (R3小: 95.1% (全国: 72.3%)、中: 96.8% (全国: 63.1%)、高: 81.8% (全国: 62.3%)) (R4小: 97.8% (全国: 71.3%)、中: 95.6% (全国: 61.5%)、高: 94.4% (全国: 61.8%)) ※県は公立校の結果、全国は国公私立校の結果 ○1,000人あたりの新規不登校児童生徒数: 全国平均以下 [R2 小: 6.4人 (5.6人)、中: 23.0人 (18.4人)、高: 9.7人 (10.1人)] [R3 小: 7.8人 (7.2人)、中: 26.5人 (24.5人)、高: 10.4人 (12.8人)] [R4 小: 7.5人 (9.2人)、中: 24.0人 (28.1人)、高: 9.5人 (15.2人)] [R5: R6.10月集計] ※()は全国平均 ○校内サポートルームコーディネーター配置校の中で新規不登校生徒の出現率が前年度より減少した学校の割合: 70% (年度内は新規不登校傾向出現率で進歩を把握) 以上 (R3: 25% R4: 71.4% R5: R6.4月集計) ○推進モデル地域の教育支援センターにおいて、通所児童生徒のうち、ICTを活用した支援を実施した割合: 50%以上 (R3: 85.6% R4: 79.1% R5: R6.4月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □配置校において、通室生徒一人一人に応じた学習環境が整備され、欠席数の減少等につながった。 □モデル地域の教育支援センターに通室している児童生徒に対し、所属校の授業をオンライン配信するなど、ICT等を活用した学習支援を実施することができた。 ■不登校児童生徒の社会的自立に向け、モデル校やモデル地域の取組等の効果検証を踏まえた不登校対策強化や、多様な教育機会の確保などの新たな観点による取組の検討が必要である。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況 (4~12月)		C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)	
<p>校内サポートルームにおける支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆校内サポートルームモデル校の指定: 11校 (4月) 野市中、鏡野中、香長中、伊野中、高岡中、大方中、中村中、城東中、南海中、横浜中、西部中 <ul style="list-style-type: none"> ・校内サポートルームコーディネーターの配置: 11名 (4月) ・モデル校と所管の教育委員会への助言実施 (5、10月) ◆スキルアップ研修 ①モデル校実践交流及び研究協議 (7月) ◆県外先進校視察 ①先進校の視察・情報収集 (4、5、7月) 		<ul style="list-style-type: none"> ■各学校のコーディネーターが、校内サポートルームを機能的にマネジメントできるよう留意する。 →校内サポートルームを必要とする市町村や学校へ、モデル校の運営方法のノウハウ等について、周知し、横展開を図る。 	
<p>ICTを活用した自主学習の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆教育支援センターにおける研究 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域の指定: 8地域 (4月) <ul style="list-style-type: none"> 8地域: 香南市、香美市、南国市、いの町、土佐市、黒潮町、四万十市、高知市 ・訪問による取組状況の確認 (5、6、7月) ・教育支援センター連絡協議会 (5月) 実践交流及び研究協議 ◆1人1台タブレット端末を活用した学習機会確保に向けた取組支援 <ul style="list-style-type: none"> ・端末の家庭への持ち帰り、オンライン授業配信等の取組促進について依頼 (5月) 		<ul style="list-style-type: none"> ■各教育支援センターの取組状況に差があることを踏まえ、研究成果と課題を基に、取組を推進させる必要がある。 →今後も、ICT (1人1台タブレット端末等) の活用による不登校児童生徒等への多様な支援の充実を図り、学習機会の確保を促進する。 	
<p>研究成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆モデル校、モデル地域の研究成果をまとめた研修資料等の作成 (4月) ・モデル校の先進的取組を校長会等で周知 (5月) ・研究成果をまとめ、「不登校の予防・対応のために」の教職員ポータルサイトへの掲載 (7月) 		<ul style="list-style-type: none"> ■モデル校、モデル地域の取組や成果を把握し、研修会等で周知する必要がある。 →校内サポートルーム設置校及び学習プラットフォーム活用モデル地域指定における研究成果を、研修会や校長会等を通じて県内に普及する。 	
<p>多様な教育機会の確保策についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆有識者会議 ①多様な教育機会の確保策等について協議 (6、8、10、12月) ◆県外先進校視察 ①先進校の視察・情報収集 (4、5、7月) ◆フリースクール等の民間団体との連携促進 		<ul style="list-style-type: none"> ■多様な教育機会や保護者が気軽に相談できる環境について議論を重ねる必要がある。 →有識者会議での協議を継続し、多様な教育機会確保策について検討していく。 	

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1-（5） 食育推進支援事業	事業 No, 担当課	59 保健体育課
概要	朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣に関する意識を高め、子どもたちが朝食の重要性を理解し、自分で食事を選択したり調理したりできる力を育成するなどの実践力をつけるために、地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援し、県内の食育を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○家庭や地域と連携した取組を行うことにより、朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣を身につけた児童生徒が育成される。 ・新規に事業を実施するボランティア団体及び実施校の増加（前年度比較） 　(R2新規: 1団体・2校 R3新規: 0団体・0校 R4新規: 0団体・0校 R5新規: 0団体・0校) 　※R5:実施団体2・実施校3</p> <p>○栄養教諭による朝食に関する指導の調査・研究をとおして、児童生徒の朝食摂取に関する意識の向上や望ましい生活習慣を実践する力が育成される。 ・R4年度に作成した朝食に関する教材を使用した指導により、「朝食を取ることの大切さがわかった」と回答した児童生徒の割合：90%以上 R5: R6年2月公表</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□食事提供活動を実施した学校では、厳しい環境にある児童生徒への食事を提供することができた。また、児童生徒がボランティア団体とともに朝食の準備をしたり、朝食の大切さや伝統食等についての食育を受けたりすることで、朝食に対する意識や態度の変化がみられた。</p> <p>□朝食摂取に対する意識の向上や望ましい生活習慣を実践する力を育成するため、栄養教諭が児童生徒の朝食に関する調査・分析を行い、実態に応じた効果的な指導方法に関する研修や教材研究を行うことができた。</p> <p>■高知県体力・運動能力、生活実態等調査の結果、朝食を毎日食べる児童生徒の割合は、ほぼ横ばい傾向となり、小5男子及び高2女子では微増となった。より効果的な取組を継続していく必要がある。 　(R3→R4: 小5男 82→84%、小5女 85→83%、中2男 78→78%、中2女 75→74%、高2男 75→75%、高2女 74→76%)</p> <p>■新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、取組を行うボランティア団体が少ない。</p> <p>■早朝からの取組となるため、学校の協力体制や家庭・地域（ボランティア団体）との連携が不可欠である。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）と A 今後の方向（→）</p> <p>■食事提供活動を実施する学校では、児童生徒がボランティア団体とともに朝食の準備をしたり食育を受けたりすることで、朝食に対する意識の変容が見られた。また、厳しい環境にある児童生徒へ食事を提供できた。 　→感染症拡大防止やボランティア団体の高齢化等により、令和3年度から新規実施団体がなく、食事提供が同一校に限られてきた。今後は、食事提供ではなく、重点校における食育の中で調理実習等の体験的活動を取り入れながら効果的に実践力を育成する指導方法を研究し、各学校に周知していく。</p>		
栄養教諭等による朝食に関する食育の推進と充実	<p>■朝食に対する意識の向上や望ましい生活習慣を実践する力を育成するため、特に重点校において、児童生徒の実態に応じて指導内容等を工夫しながら、学校教育全体を通した食育を推進できた。 　→朝食摂取の推進、栄養教諭等による食に関する指導への支援、効果的な食に関する指導を行うための実践研究等、学校教育全体で実施する食育のさらなる充実を図る。</p>		
◆食事提供活動の実施支援	<ul style="list-style-type: none"> 実施団体及び実施校：2団体3校 物部地域学校協働本部：大柄小、大柄中 潮江南地域連合会：潮江南小 食育資料の提供：年2回 学校訪問による指導・助言（12～1月実施予定） 		
◆新規に事業を実施するボランティア団体及び実施校の増加に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 県保健政策課と連携し、新たなボランティア団体を学校に紹介（4月） 		
◆朝食摂取に関する食育の実施支援	<ul style="list-style-type: none"> 高知県学校栄養士会との食育推進に向けた協議（4月） 食育推進重点校の決定（3校） いの町立伊野小学校、四万十町立窪川小学校、高知市立大津小学校 各重点校の実情に応じた支援及び学校訪問による指導・助言（6～2月） 高知県学校栄養士会との連携による食育（朝食摂取）の実施支援（6月～） 高知県学校栄養士会に委託し作成した朝食に関する教材の活用促進（6月～） 		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1- (6) 高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等	事業No. 担当課	60 高等学校課
概要	公立高等学校に就学する生徒の保護者等の教育に係る経済的負担を軽減するため、世帯の所得に応じて、授業料相当額の支給や低所得世帯への授業料以外の支援のための定額支給や奨学金の貸与などにより、実質的な教育の機会均等を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象生徒等全員に制度が周知されている。 (R5: 対象生徒等全員に制度を周知) ○要件を満たす対象生徒等全員に支給や貸与等が実施されている。 (R5: 対象生徒等全員に支給や貸与等を実施) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □要件を満たす希望者全員に支給や貸与等が実施されている。 ■制度について、リーフレットを配付するなど対象者への周知徹底を継続していく必要がある。 ■受給資格がありながら申請していない保護者等が多いよう、個別に申請書の提出を促す必要がある。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）		
高等学校等就学支援金の支給	<p>◆要件を満たす希望者への支給</p> <p>◆制度の周知・徹底</p> <p>各学校に対して、対象者への周知・徹底を図るよう指導 <対象者への周知方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへ掲載 ・学校へ案内文書配付（6、3月） ・対象の生徒全員に受給の意思確認実施 		
高校生等奨学給付金の支給	<p>■引き続き対象生徒への周知・徹底を図る。</p> <p>→機会ある毎にリーフレットを配付するなどして、制度の周知徹底を行う。</p> <p>→来年度の新入生への周知のため、各学校へ案内文書を配付する。</p>		
高知県高等学校等奨学金の貸与	<p>◆要件を満たす希望者への支給（4月～）</p> <p>◆制度の周知・徹底</p> <p>各学校に対して、対象者への周知・徹底を図るよう指導 <対象者への周知方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへ掲載 ・学校等へ案内文書配付（6月） ・受給資格のある保護者への周知 <p>◆要件を満たす希望者へ支給（10、12月）</p>		
高知県高等学校等奨学金の貸与	<p>■手続きに係る案内文書を各学校へ計画通りに配付できていることから、貸与希望者から各学校を通じ申請書が提出され、要件を満たす希望者への貸与を実施できている。</p> <p>→引き続き機会ある毎にリーフレットを配付するなどして、制度の周知徹底を行う。</p>		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1-（6） 多子世帯保育料軽減事業	事業 No, 担当課	61 幼保支援課
概要	子どもを産み育てやすい環境の実現に向けて、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、3人以上の子どもがいる家庭に対し、第3子以降3歳未満児の保育料軽減又は無料化を実施する市町村（中核市除く）への助成を行う。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	○全ての市町村で、多子世帯の保育料の負担軽減が行われている。 (R2：33市町村 R3：33市町村 R4：33市町村（中核市除く） R5：33市町村（中核市除く）)		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□ 3人以上の子どもがいる家庭に対し、第3子以降3歳未満児の保育料軽減又は無料化を実施する市町村へ助成を行うことにより、多子世帯の経済的負担を軽減した。</p> <p>■子どもを産み育てやすい環境の整備に向けて、引き続き、多子世帯の保育料の負担軽減を図っていく必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>多子世帯の保育料軽減又は無料化を行う市町村への支援</p> <p>◆多子世帯保育料軽減事業費補助金による財政支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の第3子以降3歳未満児の保育料の軽減（無料化）への支援 ・29市町村 ※上記以外の4町村 (東洋町、馬路村、梼原町、北川村) ※高知市は中核市そのため対象外 <p>◆市町村への要望調査の実施（9月）</p>		
C 検証（■）とA 今後の方向（→）	<p>■子どもを産み育てやすい環境の整備に向けて、引き続き多子世帯の保育料の負担軽減を図っていく必要がある。 →18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済負担を軽減するため、市町村が行う保育料の軽減への財政支援を継続し、子どもを産み育てやすい環境の実現を目指す。</p>		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策2-（1） 特別な支援を要する子どもへの対応力の向上	事業 No, 担当課	62 幼保支援課 教育センター
概要	保育所・幼稚園等における特別な支援を必要とする子どもへの対応力の向上を図るため、県内の保育所・幼稚園等の保育者を対象に、特別な支援を必要とする子どもの理解を深めることをねらいとした研修を実施する。また、特別な支援を必要とする子どもの個別の指導計画の作成を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○特別な支援を必要とする子どもに対して、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする子どもの個別の指導計画の作成率：100% (R2 : 61.9% R3 : 63.6% R4 : 77.2% R5 : 64.4%) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□発達障害に関する理解を深めることをねらいとした研修の実施や個別の指導計画の作成方法についてのDVD（R2、R3作成・配付）の活用促進を図ったことなどにより、特別な支援を必要とする子どもへの理解が深まるとともに、個別の指導計画の作成率が増加した。</p> <p>■特別な支援を必要とする子どもやその保護者を組織的に支援するためには、個別の指導計画の作成が必要である。</p> <p>■多くの園で組織的な支援の必要性は認識されているものの、通常の保育業務の多忙さや書類作成に不慣れなこと等から、日々の記録に留まり、指導計画の作成にまで至らない園がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）と A 今後の方向（→）</p> <p>◆発達障害に関する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画の作成方法についてのDVDの活用促進（5月～） ・集合研修 ※遠隔システム活用含む 保育技術専門講座I：参加者155名（7月） 基本研修 基礎III：参加者47名（7月） 主任・教頭等ステージI ：参加者38名（10月） 所長・園長ステージI ：参加者24名（11月） <p>◆各園への訪問指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家（言語聴覚士・作業療法士など）の派遣 ：71回（～12月）※特別支援教育課との連携 ・親育ち・特別支援保育コーディネーター等による各園への訪問指導（4月～） 指導計画作成の目的や効率的な記載の仕方等に関する助言 		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策2-（1） 小・中学校等における切れ目ない支援体制の構築推進	事業 No, 担当課	63 特別支援教育課
概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒が将来の自立と社会参加に向けて必要な力を確実に身につけることができるよう、小・中学校等の通常の学級における特別支援教育を推進し、各学校の組織的な取組の定着、充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○小・中学校等において、学校内外のリソースを活用した組織的な取組が確立され、発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒に対し、必要な指導や支援が切れ目なく実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数の他に特別支援教育に関する取組を記載している学校の割合：小・中学校 100% (R2 小：94.7%、中：89.8% R3 小：90.4%、中：90.3% R4 小：90.9%、中：87.8% R5 小：93.0%、中：86.6% ※速報値) ・通常の学級に在籍する児童生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる児童生徒について、個別の教育支援計画を作成している学校の割合：小・中学校 100% (R2 小：74.7%、中：57.1% R3 小：82.4%、中：67.4% R4 小：80.9%、中：65.3% R5 小：87.2%、中：80.0% ※速報値) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□連絡協議会の実施や外部専門家等の活用によって、校内支援体制や児童生徒の特性に応じた適切な指導・支援の実施につながった。</p> <p>■通常の学級に在籍する個別の教育支援計画の作成が必要と考える児童生徒に対して、作成に至っていない児童生徒がいることから、引き続き切れ目ない支援の意義等を働きかけていく必要がある。 (個別の教育支援計画作成済児童生徒の割合 R3 小:89.4% 中:71.7% R4 小:89.0% 中:70.0%)</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）と A 今後の方向（→）</p> <p>通常の学級における特別支援教育の推進のための校内支援体制の充実</p> <p>◆通常の学級における特別支援教育の推進のための校内支援体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育地域コーディネーターの学校訪問による指導・助言：252回（4～12月） ※各教育事務所に配置された特別支援教育専任の指導主事 ・市町村主催の特別支援教育学校コーディネーター研修の支援：3回（6～12月） ・言語聴覚士、作業療法士、大学教員等外部専門家の派遣による巡回相談：90回（6～12月） <p>通級による指導担当教員間におけるOJT機能の推進</p> <p>◆通級による指導担当教員の専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事、大学教員等の訪問支援：1回（5月～） ・通級による指導担当教員連絡協議会実施 ライブ配信：49名受講（8月） <p>切れ目のない支援体制の構築</p> <p>◆校種間の切れ目ない支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学等事務担当者の連絡会において個別の教育支援計画リーフレットを配付、啓発（4、9月） ・保護者向け引き継ぎリーフレットの送付（11月） <p>◆地域における医療、福祉、教育の関係機関の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援連携協議会の実施：96名参加（7月） <p>◆特別支援教育に関する理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知家まなびばこ教職員ポータルサイトにおける研修動画ライブラリーの視聴：353回 		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策2-（1） 小・中学校の特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化	事業 No, 担当課	64 特別支援教育課
概要	小・中学校等と教育事務所・特別支援学校が連携し、障害のある児童生徒に対する指導方法・内容の工夫改善及び担当教員等の専門性向上を図る。特に、近年増加している自閉症・情緒障害特別支援学級において、地域の小・中学校の教員がともに学び合うことで、特別支援学級の教育の質の向上を図る。また、特別支援学校のセンター的機能により、特別支援学級へのサポートを強化する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○自閉症・情緒障害特別支援学級の担任同士で学び合うネットワークの構築により、特別支援学級担任の専門性の向上が図られ、特別支援学級の教育内容が充実する。 <ul style="list-style-type: none"> ・自閉症・情緒障害特別支援学級の授業づくり支援事業の公開授業研究会の参加者に対する事後アンケートにおいて「実践に十分生かせる」又は「実践に生かせる」と回答した教員の割合：85%以上 (R4：97% R5：95.1%) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □拠点校を中心とした地域の小・中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級担任が学び合い、教育内容の充実を図ることができた。 ■自閉症・情緒障害特別支援学級数の増加に伴い経験の浅い学級担任への支援が急務であり、県内のすべての自閉症・情緒障害特別支援学級担任への取組の周知が必要である。 ■各障害種の特別支援学級担任の専門性の向上が必要である。 ■交流学級である通常の学級との連携により、さらにインクルーシブ教育を推進する必要がある。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>自閉症・情緒障害特別支援学級担任の専門性の向上及び指導・支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自閉症・情緒障害特別支援学級研究協議会の実施 <ul style="list-style-type: none"> 第1回：研修動画のオンデマンド配信（7月～） 第2回：公開授業研究会の実施※ <p>※自閉症・情緒障害特別支援学級授業づくり支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆各教育事務所指導主事及び外部専門家（大学教員）による拠点校への学校訪問等の支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・各教育事務所指導主事による授業づくり支援：16回 ・外部専門家（大学教員）の支援：10回 <p>知的障害特別支援学級担任の専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆知的障害特別支援学級研究協議会 <ul style="list-style-type: none"> 第1回：研修動画のオンデマンド配信（6月） 第2回：ライブ配信（8月） <p>◆知的障害特別支援学校と小・中学校の校種間人事交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山田、日高、中村の各知的障害特別支援学校教員と小・中学校教員との人事交流：1校1人 計3名 ・実施状況についてのヒアリングの実施：各校2回 <p>特別支援学級の教育実践の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援学級への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の教員や特別支援教育地域コーディネーター※が特別支援学級を訪問し、自立活動や交流学級での支援等に関する助言（4～12月） <p>※各教育事務所に配置された特別支援教育専任の指導主事</p> <p>特別支援学校：34件（4～8月）※12月まで集計中 特別支援教育地域コーディネーター：99件</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆各障害種の特別支援学校教育課程研究集会の参加促進 <ul style="list-style-type: none"> ・各事業、研修会等を一覧で紹介したリーフレットを市町村に配付（4月） ・小中学校教員の参加：13名（7～12月） 		
C 検証（■）とA 今後の方向（→）	<p>■公開授業研究会の事後アンケートでは、今後の実践に生かすことができると回答した参加者が95.1%であったことから、教員が必要としていた学びを提供でき、専門性の向上につながったと考える。また、自立活動の授業づくりについて学び合う場の設定により、自閉症・情緒障害特別支援学級担任が、障害理解を深めるとともに専門性を養い、交流学級との連携によりインクルーシブ教育の推進を図ることができた。 →自閉症・情緒障害特別支援学級担任の専門性の向上及び担保のため研究協議会を課題別に実施する。</p> <p>■知的障害特別支援学級担任が、知的障害のある児童生徒の各教科の指導・支援について理解を深め、授業づくりにつながる情報を得ることができた。 →知的障害特別支援学級の教育課程の充実に向け、研究協議会を実施する。</p> <p>■知的障害特別支援学校との校種間人事交流により、校内OJT機能を生かして、知的障害のある児童生徒に対する指導・支援方法、指導体制等の充実を各校が実感しており、人事交流への期待は大きい。 →知的障害特別支援学級の適切な教育課程の実施及び指導・支援の充実のため、校種間人事交流を継続する。</p> <p>■特別支援学級の指導・支援、授業づくり等について助言を行うことで改善が図られている。しかし、校種別に見ると中学校の活用が低く、特別支援学級における指導の充実を図る必要がある。 →すべての障害種において活用を働きかけるとともに、中学校での活用を促進する。</p> <p>■学習指導の改善充実を図ることを目的とした特別支援学校教育課程研究集会への小中学校教員の参加を促進することができた。 →特別支援学校教育課程研究集会の実施を周知するリーフレットを配付するとともに、研修会等において参加を呼びかけ、学びの機会拡大を図る。</p>		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策2-（1） 高等学校における特別支援教育の推進	事業 No, 担当課	65 特別支援教育課
概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保障と社会参加に必要な力を確実に身につけることができるよう、通級による指導の充実を軸に高等学校における特別支援教育の推進を支援し、各学校における取組の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導・支援が充実し、各学校の特色を生かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数の他に特別支援教育に関する取組を記載している学校の割合：100% (R2 : 78.0% R3 : 86.5% R4 : 94.2% R5 : 83.7% ※R5速報値) ・通常の学級に在籍する生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる生徒について、個別の教育支援計画を作成している学校の割合：100% <ul style="list-style-type: none"> (R2 : 42.1% 8／19校 必要な生徒が在籍している高等学校 R2 : 19校) (R3 : 66.7% 10／15校 必要な生徒が在籍している高等学校 R3 : 15校) (R4 : 65.0% 13／20校 必要な生徒が在籍している高等学校 R4 : 20校) (R5 : 63.2% 12／19校 必要な生徒が在籍している高等学校 R5 : 19校 ※速報値) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□学校経営計画へ特別支援教育の推進に向けた取組を位置付けている学校が増加していることから、高等学校における特別支援教育の必要性が理解されてきた。</p> <p>■小・中学校で特別支援学級在籍の児童生徒が増加している一方、高等学校において通級による指導実施校が少ないため、特別な支援を必要とする生徒の特性に応じた指導・支援ができる体制が弱い。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）		C 検証（■）とA 今後の方向（→）	
<p>高等学校における特別支援教育の推進</p> <p>◆校内支援体制の充実に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に関するニーズ調査を実施し、学校のニーズを把握（5月） ・高等学校課の学校支援チーム訪問に同行：18校（5～12月） <p>◆特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会：42名（7月）</p> <p>◆外部専門家を活用した支援体制充実事業による巡回相談活用：3件</p>		<p>■高等学校課と連携し、学校訪問を行い、教科主任にユニバーサルデザインの授業づくりの理解、特別な支援を必要とする生徒へのICTの活用について情報提供できることは意義があった。</p> <p>→取組を継続し、通常の学級の授業づくりの中で合理的配慮の提供を行うことを啓発する。</p> <p>■特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会において、高等学校の特別支援教育推進のための校内支援体制の充実に向けた取組や、授業改善と一体である特別支援教育の視点を伝えたことで、より身近に感じることができた。</p> <p>→各高等学校が、拠点校に校内支援体制づくりや個々の特性に応じた指導・支援などについて相談できる体制を構築し、拠点校によるサポート訪問を実施する。拠点校：城山高、高知北高</p>	
<p>高等学校における通級による指導内容の充実</p> <p>◆教職大学院と連携した実践研究計画</p> <p>◆高等学校における通級による指導担当教員連絡協議会の開催：2回（第3回は2月予定）</p> <p>◆遠隔教育システムを活用した教職大学院教員の相談室の活用：1回（6月～）</p> <p>◆通級による指導担当教員専門性充実事業の活用：1件</p>		<p>■教職大学院と連携した研究に取り組むとともに、高等学校における通級による指導担当教員の連絡協議会を実施し、情報交流を進めたことで、特性に応じた指導支援の工夫につなげることができた。</p> <p>→通級による指導担当教員の更なる専門性の向上及び担保のため、教職大学院との連携及び連絡協議会を継続し、研鑽を深める。</p>	
<p>通級による指導や合理的配慮等についての理解啓発</p> <p>◆県立学校長会等での説明（4、8月）</p> <p>◆特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会において、高等学校における通級による指導リーフレットの内容説明及び活用促進（7月）</p> <p>◆理解啓発のためのリーフレット等の配付（7月）</p> <p>◆高等学校における通級による指導スタートアップガイド作成（3月予定）</p>		<p>■県立学校長会等において合理的配慮について説明し、インクルーシブ教育について周知は図れたが、特別な支援を必要とする生徒に対して通級による指導を実施するまでには至っていない。</p> <p>→高等学校における通級による指導リーフレットやスタートアップガイドを活用し、特別支援教育学校コーディネーターを始めすべての教職員に通級による指導や合理的配慮等についての理解を促進する。</p>	

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策2-（1） 特別支援教育セミナー	事業 No, 担当課	66 教育センター
概要	「インクルーシブ教育システム」の構築を目指して、発達障害等のある児童生徒に対し、障害特性等を理解して実践的指導力につながる指導・支援ができるよう、教職員の専門性の向上を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○保育者及び教職員として、発達障害等のある児童生徒の実態を見取り、特性に応じた効果的な指導・支援ができている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害等のある児童生徒の指導・支援に関するアンケート評価平均（4件法） 「研修内容を所属校で具体的な支援に生かすことができる」：3.0以上 (R2 : 3.6 R3 : 3.6 R4 : 3.5 R5 : 3.6) ・「追跡調査」在籍校で実践に生かした項目：80%以上 (R2 : 73.0% R3 : 87.5% R4 : 87.7% R5 : 76.2%) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □「所属校で具体的な支援に生かすことができる」の項目が3.5と高評価であった。受講者のニーズを踏まえて、具体的な支援方法などについての研修内容があつたことがその要因であると考えられる。 ■研修におけるアンケート結果からは、連続性のある学びの場において、児童生徒一人一人の学びを十分に確保できる取組や指導支援が十分でないと考えられる。 ■インクルーシブ教育を推進していくうえで、特別支援教育の充実に向けた取組及び障害のある子どもへのICTの活用に向けた取組を行う必要がある。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）		
特別支援教育セミナーⅠ ◆年間1日（7月） ・小中義務教育学校：65名、高等学校：11名 特別支援学校：51名、委員会等：5名 ・テーマ：「ICTを活用した特別支援教育の在り方」 ・追跡調査及び分析	<ul style="list-style-type: none"> ■ICTを活用した特別支援教育の事例等を提示して、日々の実践に生かすことができるようとする必要がある。 →特別な支援を必要とする子どもの指導・支援におけるICTの活用の促進を図ることができる研修を実施する。 		
特別支援教育セミナーⅡ ◆年間1日（8月） ・保育所等：5名、小中義務教育学校：39名 高等学校：5名、特別支援学校：38名 委員会等：11名 ・テーマ：「検査結果からみる支援のあり方～WISC-IVからWISC-Vへ」 ・追跡調査及び分析	<ul style="list-style-type: none"> ■発達検査を含む実態把握を行い、その結果を日々の実践に生かせる力を養うことができる研修を実施する必要がある。 →検査結果などから子どもの指導・支援を具体的に考察し、指導できる研修を実施する。 		
特別支援教育セミナーⅢ ◆年間1日（8月） ・小中義務教育学校：77名、高等学校：13名 特別支援学校：23名、委員会等：7名 ・テーマ：「特性に応じた支援と学級でのユニバーサルな支援」 ・追跡調査及び分析	<ul style="list-style-type: none"> ■特性に応じたユニバーサルな学習支援の実際を知り、現場での活用に生かすことができる力を養う必要がある。 →全ての学級におけるユニバーサルな学習支援の充実を図ることができる研修を実施する。 		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策2-（2） 学習指導要領の理念に基づいた教育の実践力向上事業	事業 No, 担当課	67 特別支援教育課	
概要	学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の理念を踏まえ、各特別支援学校が、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」「ICT を活用した教育の実践力向上」「キャリア教育の視点を踏まえた文化・芸術・スポーツ活動の推進」の3つの柱に沿った取組を重点化し、組織的・計画的な取組を進める。			
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校において、子どもたちの実態に応じた育成すべき資質・能力を明確にした「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業実践が行われている。 ○児童生徒の学習意欲の向上や、「分かる」「できる」授業づくりのために、障害の特性に応じたICT機器の日常的な活用と環境の整備ができている。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の個別の指導計画へのICTの活用の明記 全学部：100% (R2：36.3% R3：83.1% R4：86.6% R5：R6.3月集計) ・授業等において、毎日1回以上ICTを活用している児童生徒の割合：100% (全学部 R2：20.2% R3：33.9% R4：56.4% R5：R6.3月集計) ○全ての特別支援学校において、2020オリンピック・パラリンピックや全国高等学校総合文化祭を踏まえ、授業やクラブ活動等で積極的に障害者スポーツや文化的な取組が実施されている。 			
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □遠隔会議システムを活用することで、円滑に研修等を実施することができ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につながった。 □指定校においてICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の研究により、地域の小・中学校等への支援の取組等が充実し、インクルーシブ教育の推進につながった。 ■すべての特別支援学校がICT機器を活用し、個々の状態に応じた新たな授業スタイルに変換できるよう、各学校の情報共有等の取組を進める必要がある。 ■ICTを活用した文化・芸術・スポーツ活動への参加が進む一方、直接体験の機会が減少しており、間接体験と直接体験をベストミックスさせた取組への移行を進める必要がある。 			
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）と A 今後の方向（→）</p> <p>障害特性を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆校内研修会等を各学校で共有するための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・研究主任会等において研修情報の共有（5月） ・zoomアカウントの貸出（4月～） ◆指導と評価の一体化に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・統合型校務支援システムを活用した指導と評価の一体化に向けた取組支援（4月～） <p>ICTを活用した教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ICTを活用した授業支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ICTに関する情報共有会の実施（5、9月） ・GIGAスクールサポーターによる学校支援 ：14校130回（4～12月） <p>特別支援学校児童生徒の文化・芸術・スポーツ活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆障害者スポーツ大会への参加と練習の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツ大会（5月） ◆直接体験とICTによる間接体験をベストミックスさせた、文化・芸術・スポーツ活動への取組促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ボッチャ講習会、フロアバレーボール審判講習、合同作品交流会、スピリットアート展への参加（4～12月） 	<p>■教育課程研究集会等、各学校が遠隔会議システムを活用して発信できるようになり、情報共有が進んだ。 →自立活動の指導など、複数校で共通した課題について、重点的に学べる機会を設定し、専門性の向上を図る必要がある。</p> <p>■各学校が指導と評価の一体化に向けて、シラバスの改訂を行った。 →年次進行で行われている学習指導要領の改訂にあわせて、すべての学年でシラバスの改訂の徹底を図る。</p> <p>■情報共有会を行うことによって、各学校で取り組んできたICT活用の実績を、学校間で共有することができた。 →各学校で蓄積された、教材等を学校間でも活用できるよう支援する。</p> <p>■GIGAスクールサポーターによる支援により、ICTの活用方法が広がり、ICTを活用した授業が増えている。 →情報担当者の業務軽減やトラブル対応への迅速な支援が必要であるため、支援を継続する。</p> <p>■ICTを活用した間接体験に加え、地域の文化行事やスポーツ大会への参加など、体験活動を再開できた。 →卒業後の社会参加につながることを目指して、キャリア教育の視点で文化・芸術・スポーツ活動を捉え直し、地域と協働した取組に発展させてることで、早期からのキャリア教育の充実を図る。</p>		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策2-(2) 特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業	事業No. 担当課	68 特別支援教育課
概要	児童生徒の障害の重度・重複化や教育的ニーズの多様化に対応するため、特別支援学校の免許保有率の向上とともに、より専門的な知識や技能を有する外部の専門家と連携・協力し、特別支援学校における専門性の向上及びセンター的機能の向上を図る。あわせて、障害特性を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」を各校において具体化し、教育課程の編成、授業改善等の取組を活性化する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5領域全ての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校の教員の割合（採用3年未満と人事交流3年未満を除く）：90%（R2：59.8% R3：67.2% R4：68.9% R5：70.2%） ○ 特別支援学校における外部専門家等の活用が進み、教職員の専門性が向上することにより、自立活動等の授業が充実している。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の学校評価結果における保護者の教育内容（授業等）に関する満足群の割合：100%（R2：90.9% R3：88.1% R4：92.3% R5：R6.3月集計） 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □各学校において組織的に免許取得に向けた取組を行うことで、5領域の免許保有率（採用3年未満と人事交流3年未満を除く）が徐々に増えてきている。 ■コロナ禍による県認定講習の受講制限等により、計画通りの単位取得が難しい場合がある。国立特別支援教育総合研究所の通信認定講習等を活用し、計画的な免許取得を促す必要がある。 ■外部専門家を活用することで、自立活動の指導の充実につなげ、教員の専門性の向上を図る必要がある。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）とA 今後の方向（→）</p> <p>■組織的・計画的に免許保有率向上に向けた取組を実施することで、特別支援学校の当該免許保有率が一定向上した。しかし、交流3年以降の教員を中心に、当該免許保有率が低く、対応が必要である。 →特別支援教育の専門性を担保するため、免許保有の重要性を周知する。また、各学校において、免許取得予定者に対し面談等を実施し、取組の進捗を管理する。</p> <p>■各学校で授業実践から教育課程に関する諸問題について研究協議し、学校間や学校全体で教育課程について検討をすることができた。 →特に、各教科等と自立活動を関連させた教育課程についての研究を推進する必要があるため、次期テーマとして実施する。</p> <p>■自立活動の内容を意識し、各児童生徒の障害の状態に合わせた外部専門家の助言や指導を受けることにより、教員の専門性の向上につながっている。 →児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応するため、外部専門家との連携を強化し、教職員の専門性をさらに向上させる。</p> <p>■リーフレットを活用し、特に、高知しんほんまち分校中学校部について、本人、保護者に必要な情報を提供できた。 →引き続き高知市教育委員会と連携し、本人、保護者に分かりやすい情報を提供し、適切な就学につなげる。</p> <p>■現在、県立知的障害特別支援学校の児童生徒数は、目安人数におさまっている。 →今後も、知的障害特別支援学校の児童生徒数を注視しながら、必要に応じ、施設狭小化の課題に対応する必要がある。</p>		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策2- (2) 特別支援学校の児童生徒の居住地校交流実践充実事業	事業 No, 担当課	69 特別支援教育課
概要	特別支援学校在籍の児童生徒が、居住地の小・中学校において、地域で共に生活する児童生徒として、交流及び共同学習を行うことにより、地域社会の障害に対する理解を促進し、卒業後の居住地域での生活や活動等へのスムーズな移行につなげる。また、居住地校交流を活性化するために、副次的な籍（副籍）に関わる仕組みの定着を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○居住地校交流を活性化及び充実させることにより児童生徒の社会参加に向けた意欲が醸成されるとともに、社会性が育まれている。 ○副次的な籍（副籍）の仕組みが定着し、市町村教育委員会と連携した居住地校交流がスムーズに実施できている。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校小学部の児童の居住地校交流の実施率：90%以上 (R2 : 52.9% R3 : 63.6% R4 : 63.0% R5 : R6.3月集計) ・特別支援学校小学部1年生の居住地校交流の実施率：100% (R2 : 63.2% R3 : 62.5% R4 : 76.9% R5 : R6.3月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □リーフレットや実践ガイドの活用により市町村教育委員会担当者への周知が進み、新規入学生の居住地校交流の実施率が向上している。 ■市町村教育委員会の就学事務担当者が変わることで副籍の取組が途切れる場合がある。特に新しい担当者へは、訪問して事業説明する等、丁寧に周知する必要がある。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況 (4~12月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)		
居住地校交流の推進	<p>◆リーフレットや実践ガイドを活用した説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学等事務及び教育支援に関する高知県連絡協議会で説明（4月） ・指導主事等による市町村訪問支援（5月～） ・市町村事務担当者会で説明（9月） <p>■特別支援学校、市町村教育委員会就学担当者にリーフレットや実践ガイドの活用について周知することができた。 →引き続き、広く居住地校交流の取組を周知し、インクルーシブ教育の推進につなげる。</p>		
居住地校の副次的な籍（副籍）の定着	<p>◆居住地校交流（副籍）の周知等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知市立学校長連絡協議会での説明（4月） ・指導主事等が市町村を訪問し、副籍の実施に関する意見聴取（5～6月） <p>■副次的な籍（副籍）の定着に向けては、新たに就学担当になった担当者に対し、実施、計画状況の確認を行い、副籍の定着に向け、丁寧な説明をすることができた。 →継続した取組になるよう、引き続き、新たな担当者の説明等を行い、副次的な籍の定着を図る。</p>		
継続率の向上	<p>◆校長会等で居住地校交流の充実について依頼及び説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学運営協議会での説明（5月） <p>◆特別支援学校教員に対しての実践ガイドを活用した説明（12月）</p> <p>■継続率を向上させるためにも、居住地校交流の充実した取組を進める必要がある。 →引き続き、各学校に対して好事例を共有するなど、充実した取組を促進する。</p>		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策2-（2） キャリア教育・就労支援推進事業	事業No. 担当課	70 特別支援教育課
概要	学習指導要領の趣旨を踏まえ、特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じ、地域や関係機関等と連携・協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じた自立と社会参加が実現できている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害特別支援学校就職率（A型事業所を含めた一般就労）：全国平均以上 〔R2：41.7%（全国33.7%） R3：35.6% R5：R6.4月集計〕 ・国公立特別支援学校就職希望者の就職率：100% （R2.4月：92.7% R3.4月：100% R4.4月：95.2% R5：R6.4月集計） 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□技能検定、企業見学会等の実施や、労働局が行っている企業への説明会で、技能検定を含む特別支援学校の取組を周知することで、障害者の理解啓発につながった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「特別支援学校就職サポート隊こうち」への登録企業96社（R5.2月）と増加しているが、登録企業の活用方法について検討が必要である。 ■進路決定時に職業とのマッチングに課題が生じ、離職となるケースがみられるので、早期から進路に関するガイダンスや就労体験等をし、就労の定着を図る必要がある。 ■一般就労を希望する生徒全員が希望する進路に進めるよう、企業側に特別支援学校の生徒について理解啓発を図る必要がある。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）と A 今後の方向（→）		
職業教育の充実	<p>◆特別支援学校就職サポート隊こうちの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体、就職アドバイザーと連携し、登録企業の開拓及び活用、障害者合同面接会への参加（9月） ・登録企業2社が企業見学会に参加（8月） <p>◆キャリア教育戦略会議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2校3回実施（農業事業者・作業所）（7、9、12月） <p>◆キャリア教育スーパーバイザーの派遣支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2校に派遣（7月） <p>◆職業教育、卒業後の支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労、施設等体験、早期からのキャリアガイダンス、就労定着支援の推進（4月） ・進路指導主事会の開催（4月） 各学校の好事例の周知 ・卒業生が働く様子を撮影した動画を就労支援で活用 		
高知県特別支援学校技能検定の実施	<p>◆技能検定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会の実施（6、7月） ・実施委員会の実施（8月） ・技能検定の実施 高知大会（8月）幡多大会（7月） ・企業見学会の実施（8月） ・労働局が行った認定講習での周知（7月） 		
就職支援体制の強化と進路保障の充実	<p>◆就職アドバイザーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校2校に2名配置（4月～） ・学校の進路担当と連携し、現場実習を実施 		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策Ⅱ- (2) 医療的ケア児に対する支援の充実	事業 No, 担当課	71 特別支援教育課 幼保支援課
概要	医療的ケア児の教育の充実に向けて、看護職員の専門性向上のための研修の実施や巡回看護師の配置により、学校サポート体制を構築する。また、小・中学校等における医療的ケア児の円滑な受け入れが進むよう理解啓発を図る。さらに、医療的ケアの必要な乳幼児を受け入れる保育所等への看護師等の配置を支援する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○医療的ケア看護職員を対象とした研修の実施により、看護の質の担保及び専門性の向上が図られ、医療的ケア児が安全・安心に学べる環境が整っている。また、小学校等において医療的ケア児の円滑な受け入れが進んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等における医療的ケア看護職員研修により「専門性が向上した」と自己評価した看護職員の割合 ：肯定的な回答 90%以上（4件法）(R4 : 75.8% R5 : R 6.2月集計予定) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □学校で勤務する医療的ケア看護職員に対して研修を実施し、他職種との協働や、高度な医療的ケアへの対応等について学ぶことができたことで、医療的ケア児に対する支援の充実につながった。 □福祉部局等と連携し、医療的ケア運営協議会やワーキンググループを行ったことで、総括的な管理体制の構築に向けた取組が進んだ。 ■市町村教育委員会や小学校等に対して、医療的ケア児の受け入れ体制整備に向けての相談等、必要なサポートを実施する必要がある。 ■保育所等における医療的ケア児の受け入れを拡充するには、看護師等の配置が必要である。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）		C 検証（■）と A 今後の方向（→）	
<p>医療的ケア看護職員の専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・集合研修の実施：39名（7月） ◆高度な医療的ケアに対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア指導医の派遣（4月～） ・医師や指導的立場の看護師の派遣（5月～） ◆巡回看護師による学校等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な学校訪問（4月～） ・収集したヒヤリハットの情報の活用方法検討（11月） 		<ul style="list-style-type: none"> ■研修の実施や巡回看護師による巡回支援等により、ガイドラインが浸透し、医療的ケア看護職員が安心して業務に当たることができるようになってきた。 →研修や巡回看護師の巡回支援等により、医療的ケア看護職員の専門性を向上させ、安心・安全な医療的ケアの体制整備の充実を図る。 	
<p>総括的な管理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆県立学校における医療的ケア運営協議会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回ワーキンググループ実施（8月） ・第1回医療的ケア運営協議会実施（9月） 第2回（1、2月実施予定） 		<ul style="list-style-type: none"> ■県立学校における医療的ケア運営協議会の実施により、医療的ケアの現状と課題の整理ができた。 →医療的ケアの総括的な管理体制の充実のため、継続して運営協議会を実施し、福祉部局とも連携し、課題解決の方策の検討を進める。 	
<p>医療的ケア児の受け入れ推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市町村教育委員会等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・就学事務担当者会での情報提供（4月） ◆保護者や支援機関等への理解啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットの配付（4月） ・医療的ケア児等支援センターと情報共有（6月） ◆小学校等へ教育・看護の両面からサポート <ul style="list-style-type: none"> ・新規に受け入れを始めた小学校への支援（5、7、10月） 		<ul style="list-style-type: none"> ■新規に受け入れを始めた小学校へ早期から支援を行ったことでスムーズな受け入れにつながった。 →市町村教育委員会に対する情報提供や支援を行うことで、小学校等における医療的ケア児の円滑な受け入れを推進する。 	
<p>医療的ケア児の通学に係る保護者支援の実証</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆通学支援のモデル実施 <ul style="list-style-type: none"> ・実施要項の作成、事業所と利用契約（4～5月） ・通学支援実施：（5～12月）24回予定 ◆高知県の実情に応じた支援の検討 		<ul style="list-style-type: none"> ■モデル事業の実施により、訪問看護ステーションや介護タクシー事業所と連携をとり、実施可能な方法を検討することができた。 →福祉部局と連携を図り、高知県の実情に応じた医療的ケア児の通学に係る支援を検討し、充実を図る。 	
<p>保育所における医療的ケアの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆医療的ケア児保育支援事業（特別支援保育・教育推進事業費補助金）による財政支援：6市町村 		<ul style="list-style-type: none"> ■市町村が行う就学前段階からの取組の充実を支援する必要がある。 →医療的ケア児の受け入れのための市町村への財政支援を行い、保育所等における医療的ケア時の受け入れを拡充する。 	

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策1- (1) 遠隔教育推進事業	事業 No, 担当課	72 教育センター
概要	<p>地域間格差を解消し多様な進路希望を実現するために、中山間地域の高等学校等において、難関大学への進学などを希望する生徒のニーズに応じた遠隔授業や補習を教育センターから配信する。</p> <p>また、幡多地域等の高等学校に遠隔教育ネットワークを構築し（構成校9校）、教育センターからの授業配信とともに、構成校の強みを生かした学校相互型の遠隔授業に取り組むことで、市町村や経済団体とも連携して教育水準の維持・向上を目指す。</p> <p>さらに、免許外の教員が指導を行わざるを得ない小規模中学校に対して、遠隔教育システムを活用した免許外指導担当教員への支援に取り組むとともに、児童の協働的な学びを充実させるため、小学校複式学級における遠隔授業に関する研究を進める。</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○難関大学への進学等を希望する生徒に対応できる難易度の高い授業や補習を配信し、生徒が希望する進路が実現できている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔授業・補習受講生徒の国公立大学合格実績（現役）：70%以上 (R2 : 68.8% R3 : 73.3% R4 : 55.0% R5 : R6.3月集計) ・遠隔補習受講生徒の希望する資格取得・公務員試験合格実績：50%以上 (R2 : 38% R3 : 25% R4 : 61% R5 : R6.3月集計) ・学校のニーズに応じた遠隔授業の講座数：16校のべ44講座 週126時間 (R2 : 10校のべ14講座で週40時間 R3 : 11校のべ20講座で週53時間 R4 : 14校のべ23講座で週74時間 R5 : 学校相互型遠隔授業を含め、16校のべ36講座で週106時間開講) <p>○中学校における免許外指導担当教員の専門力が向上するとともに、担当教員及び生徒の授業満足度の向上が図られている。</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□学校相互型の試行により、R5年度から単位認定を伴う学校相互型遠隔授業を開講する準備ができた。</p> <p>□小規模中学校への支援では、「美術」「技術」において、遠隔による定期的・継続的な支援を通して、免許外指導担当教員の指導力が向上するとともに、生徒作品の完成度も高まった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生徒や学校のニーズを把握し、実施校や科目を拡充することで、生徒の多様な進路希望を実現できる環境づくりをさらに進めていく必要がある。 ■実習を伴う科目における学校相互型の遠隔授業の指導方法については、次年度も継続して研究する。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)</p> <p>■生徒の端末画面が共有できる授業支援システムを使って、生徒の状況を遠隔で見取り、指導や評価に活かすことができた。 →上記システムを使って演習の状況を確認するなど、ICT機器を使った見取りを個別の学習支援につなげ、遠隔授業のさらなる質の向上を図る。キャリア教育講演会では、生徒の視聴機会を増やすため、オンデマンド用講演テーマの一覧を作成し、進路意識のさらなる向上を図る。</p> <p>■現行の内規「遠隔授業配信に係る運用について」を土台として、学校相互型遠隔授業にも対応しているので、本年度の実証研究成果を内規に反映させる。 →内規を見直し、配信拠点型及び学校相互型、両方の遠隔授業に対応できる運用改訂となっているか検証する。高知版 CORE 遠隔教育ネットワーク構想の成果を生かして、遠隔教育推進事業に取り組む。</p> <p>■免許外支援講座アンケートの評価は3.8（4件法）と非常に高く、免許外指導担当教員の指導力向上に貢献することができた。また、教育事務所との連携及び支援講座の実施により、支援指定校を2校増やすことができた。 →免許外教科専門支援員の増員及び支援指定校等の拡大による、県内全域を対象とした支援の展開に向けて、さらに内容の充実を図る。</p> <p>■対面での交流授業後に遠隔オンラインでも交流授業を行う場合と、対面での交流授業を行わずにオンラインのみの場合における児童の学びや交流姿勢について比較検証する支援を行った。 →3年間の高知大学と連携した遠隔授業に関する研究は、令和5年度で満了。研究結果を紹介する。</p>		
配信拠点型遠隔授業・補習等の実施	<p>◆単位認定を伴う遠隔授業の講座数・教科の拡充 ・16校のべ34講座で週102時間、「情報I」の新設</p> <p>◆補習・キャリア教育講演会 ・大学進学対策12校のべ127名、公務員試験対策19校92名、英検2次対策6校のべ28名、危険物試験対策5校のべ23名 ・遠隔オンラインによるキャリア教育講演会 県青年国際交流機構理事（5月）、映像作家（7月）、南極観測隊研究同行者（11月）19校のべ347名</p>		
高知版 CORE 遠隔教育ネットワーク構想	<p>◆学校相互型遠隔授業の実施 ・宿毛高校から西土佐分校へ「書道I」（単位認定） ・中村高校から西土佐分校へ「数学II」（単位認定） ・幡多農業高校から窪川高校・四万十高校へ「農業と環境」のうち次世代農業分野の配信：8時間 ・宿毛工業高校から清水高校へ「情報I」のうちプログラミング分野を配信：8時間</p>		
小規模中学校の免許外指導担当教員への支援	<p>◆遠隔教育システムを活用した定期的・継続的な支援 ・奈半利中、北川中、田野中、葉山中、東津野中、沖の島中、野根中（9月～）、吉良川中（9月～） ・美術：のべ110回、技術：のべ35回 ・遠隔フォローアップ支援の一環として「免許外支援講座」を開設 参加者数のべ12名（7、10月）</p>		
小学校複式学級における遠隔授業に関する研究	<p>◆複式学級における遠隔授業の実施 ・遠隔教育システム研究支援専門部会（5月） ・附属小学校、新居小学校間の遠隔授業（11月） ・附属小学校、黒岩小学校間の対面、遠隔授業（12月）</p>		

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策1- (1) 学習支援プラットフォームの活用促進	事業 No, 担当課	73 教育政策課
概要	1人1台タブレット端末を活用しながら個々の理解に合わせて段階的に学習を進められるデジタルドリルや、一人一人の学習定着度を把握し学習指導に活用できるスタディログ等を組み合わせた「学習支援プラットフォーム」により、個々の強みを伸ばし、つまずきをサポートする個別指導を実践する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○県教育委員会が作成した良質な学習教材を組み合わせ、基礎から応用まで体系的に学べるデジタルドリルや学校現場で多く活用されているテスト問題集、学習支援動画などをプラットフォームに掲載し、全教員の共通利用が図られている。</p> <p>○子どもたちのデジタル教材による学習履歴から、一人一人の学力の伸びやつまずきなど学習理解の状況を各教科の単元ごとに可視化できる分析シートを作成し、教員がポイントを押さえた個別指導や授業改善等に活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1台タブレット端末を活用し、児童生徒が日常的に学習支援プラットフォームでの学習に取り組んでいる割合：100% (R3 : 64.0% R4 : 78.0% R5 : R6.3月集計) ※R4年度から、統計値にWebアクセスが含まれるよう手法を改善 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」のスタディログ機能について、県立高校1校で教師用及び生徒用のダッシュボードの提供・実証を開始した。また、市町村教育委員会と民間のデジタルドリル事業者との調整が進み、小・中学校でもダッシュボードの実証に向けての準備が整ってきた。</p> <p>□「きもちメーター」の登録校数が196校 (R3 : 80校)となり前年度より倍増した。</p> <p>■県立高校での実証結果を他の高校に展開するほか、義務教育段階で採用されるデジタルドリル事業者とも連携を進め、小・中学校でも実証を行う必要がある。</p> <p>■「きもちメーター」を効果的に活用するために、活用方法等の周知や研修などを企画する必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）		
学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の機能拡充 ◆各種デジタルツールとの連携 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立学校のダッシュボード表示に向けた、市町村教育委員会及び民間デジタルドリル事業者との手続き整理（4月～） ・県立学校におけるダッシュボード提供準備（4月～） ・民間デジタルドリル事業者とデータ連携の協定を締結（7月） 	<p>■民間デジタルドリル事業者とのデータ連携に向けて協定を締結し、具体的な連携方法の調整を進めている。 →高知家まなびばこ上で様々な情報が閲覧でき、教員の指導改善や児童生徒の主体的・自主的な学習につながるよう機能を充実させる。</p>		
教育データを活用した個別指導 ◆デジタルドリル・きもちメーターを用いた実証研究 <ul style="list-style-type: none"> ・研究協力自治体及び県立学校との調整（4月～） 四万十市教育委員会 中村南小、中村中 高知市教育委員会 大津小、大津中 安芸市教育委員会 安芸中、清水ヶ丘中 県立学校 高知丸の内高、春野高、清水高、山田高、高知追手前高吾北分校 ・県立学校に向けた事前アンケートの実施（10月） ・研究協力自治体と手続きや配布物の確認（～10月） ◆きもちメーターの効果的な活用の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・きもちメーターの活用研修の実施（4月） ・きもちメーター活用状況のヒアリング（10月） 	<p>■スタディログダッシュボード提供の準備が進み、提供目前となった。引き続き提供開始及び活用方法の検証を実施する必要がある。また、きもちメーターの導入校は203校となり、一定活用が進んでいる。 →教員が、高知家まなびばこのスタディログダッシュボードやきもちメーター等の機能を用いて、児童生徒の状況を把握した上で指導に活かせるよう、取組を進めよう。 →きもちメーターの導入校の拡大に取り組む。</p>		

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策1- (1) デジタル教科書の活用推進	事業 No,	74
		担当課	小中学校課

概要	「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげるため、デジタル教科書の効果的な活用を推進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○国の普及促進事業を活用し、学習者用デジタル教科書を導入した学校の割合 100% ※R6年度当初 〔R3 : 17.3% R4 : 98.2%（英語を除く）※英語のデジタル教科書は全小中学校に導入〕</p> <p>○紙の教科書とデジタル教科書を効果的に組み合わせることにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う児童生徒の割合（「役に立つと思う」と回答した割合）小学校：80%以上、中学校：80%以上かつ全国平均以上 <ul style="list-style-type: none"> 〔R3 小学校 : 68.9% (66.1%)、中学校 : 65.8% (60.4%)〕 〔R4 小学校 : 67.5% (65.5%)、中学校 : 62.8% (56.7%)〕 〔R5 小学校 : 69.1% (67.5%)、中学校 : 65.5% (58.7%)〕 ・前年度に、教員が大型提示装置などのICT機器を活用した授業を、日常的に行っている学校の割合（1クラス当たり「ほぼ毎日行った」と回答した割合） <ul style="list-style-type: none"> 小学校 : 70%以上、中学校 : 70%以上かつ全国平均以上 <ul style="list-style-type: none"> 〔R3 小学校 : 49.7% (53.8%)、中学校 : 58.1% (58.3%)〕 〔R4 小学校 : 62.5% (67.2%)、中学校 : 65.7% (68.4%)〕 〔R5 小学校 : 72.3% (72.7%)、中学校 : 76.5% (71.8%)〕
---------------------------	--

※（ ）内は全国平均

取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□全国学力・学習状況調査結果等説明会において活用を周知するとともに、協働校事業における授業研究会においてデジタル教科書の実践事例集や研修動画について周知を行ったことで、参加者に対してデジタル教科書の活用を促すことができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■デジタル教科書の活用に関しての取組事例が少なく、授業における活用イメージの普及が必要である。 ■県の指導主事が、授業改善に向けて、デジタル教科書の活用場面について具体的な指導・助言を行う必要がある。
---------------------------	--

D 令和5年度 これまでの取組状況(4~12月)	C 検証(■)とA 今後の方向(→)
デジタル教科書の活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ◆デジタル教科書を効果的に活用した授業支援 <ul style="list-style-type: none"> ・教育事務所及び小中学校課指導主事が、授業改善に向けた指導・助言（通年） ・訪問指導の際に、効果的な活用場面や方法について指導・助言（通年） ◆デジタル教科書の活用に関する好事例の収集（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> ■デジタル教材等を活用した研修を通して、ICTを活用した授業づくりを普及させる必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →ICTスキルアップ研修会において、デジタル教科書の活用の具体を周知する。 →教育事務所及び小中学校課指導主事による授業改善に向けた指導・助言を行う。 →訪問指導の際に、効果的な活用場面や方法についての指導・助言を行う。 →デジタル教科書の活用に関する好事例を収集・発信する。（教職員ポータルサイトに掲載）
◆小学校ICTスキルアップ研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・地区別・レベル別で実施（オンライン） ：各回各校1名悉皆 <ul style="list-style-type: none"> 第1回 ベーシック編：4回（5月） 第2回 レベルアップ編：4回（7～8月） 第3回 チャレンジ編：4回（10～11月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■1人1台端末やデジタル教材等の日常的かつ効果的な活用を推進するとともに、多様な学習場面でICTを活用した授業づくりを普及させる必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →ICTスキルアップ研修において、参加対象者を全小・中学校教員に拡大することで、ICTを効果的に活用した授業イメージの共有とICTのさらなる活用促進を図る。

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策1 - (1) デジタル技術を活用した個別最適学習等の充実	事業 No, 担当課	75 高等学校課・小中学校課
概要	児童生徒一人一人のつまずきや強みなど、個々の学習状況と理解度に対応した最適な個別指導の実現に向けて、1人1台タブレット端末やデジタル教材を効果的に活用した授業改善を推進する。また、デジタル技術を活用した効果的な学力補完の方策について県内への普及を図るとともに、1人1台タブレット端末の持ち帰りによる授業と家庭学習のサイクル化の推進を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○全ての県立高等学校において、個々の学習状況や理解度に応じて、ICTを活用した個別最適な学習が実践されている。<高等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業でICTを効果的に活用している教員の割合:100% (R2:66.7% R3:76.4% R4:86.3% R5:R6.3月集計) <p>○小学校及び中学校において、各教科の知識・技能の観点での正答率が目標値と同等、もしくは上回る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県学力定着状況調査<小中> <p>○小学校及び中学校において、学校の授業以外に平日1時間以上勉強をしていると回答した児童生徒の割合を前年度の5ポイント以上、上回る。<小中></p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4 高知県学力定着状況調査 小4:44.4%、小5:60.6%、中1:60.6%、中2:57.6% R5 : R6.2月公表 <p>○1人1台タブレット端末の持ち帰りによる授業と家庭学習のサイクル化が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭学習等に活用するため1人1台タブレット端末を持ち帰ることができる学校の割合: 100% <高等> ・児童生徒一人一人に配備されたタブレット端末を、毎日家庭で利用できるようにする: 全国平均<小中> 「毎日持ち帰って、毎日利用、時々利用」 R5 : 小 13.5% (32.5%) 、中 24.5% (40.9%) ※()は全国平均 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□実践校を中心に、授業や家庭学習でのICTを活用した個別学習プログラムの研究が進み、報告会では多くの学校、教員に研究成果等を共有することができた。<高等></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ICT機器やAIデジタルドリル等の効果的な活用のための教員の指導力に差があるため、教員のスキルに応じた研修等が必要である。また、効果的なICT活用の知識、技能を持つ各校のICT教育を推進する核となる人材を増やす必要がある。<高等> ■全国学力・学習状況調査の結果を、同一集団の経年比較でみた場合、C・D層の割合が大幅に増加しており、小学校段階からのつまずきへの手立てなど、基礎学力の定着・向上を図る取組が必要である。 ■高知県学力定着状況調査の結果から、授業時間以外に、平日勉強を「まったくしない」と回答した児童生徒の割合が増加しており、学習習慣の定着を図る取組が必要である。 <p>R4 小4:12.6% (11.3%)、小5:13.1% (11.5%)、中1:15.2% (14.0%)、中2:18.5% (15.4%) ※()内はR3</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況 (4~12月)		C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)	
教職員の指導力強化<高等学校課>		<p>■ICTの活用や教材作成及び効果的なICTを活用するため、ICT支援員のサポートや外部講師による研修が必要である。</p> <p>→ICTの活用や教材作成等の支援やオンラインや電話による相談・技術的サポートを図る。</p> <p>→情報科教員研修等で指導力の向上を図る。</p>	
<p>◆ICT支援員の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用や教材作成等の支援:学校訪問(4、5月) ・ICTを活用した指導力強化に向けた校内研修・個別指導によるフォローアップ:学校訪問(4、5月) ・オンラインや電話による相談・技術的サポート <p>◆外部講師による研修の実施(教員のスキルに応じた研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的なICT活用の知識、技能の習得に向けた研修の実施:月2回 		<p>■個別最適な学びの実践をするために、ICTを活用していく必要がある。</p> <p>■授業と授業外学習のシームレス化を推進するとともに、デジタルドリル等のスタディログを活用した取組を進める必要がある。</p> <p>→各校において、AIデジタルドリル(英・国・数等)及びオンライン辞書機能などを活用した個別最適化学習の事例を活用した授業実践の普及と活用促進を図る。</p>	
ICTを活用した個別最適な学びの実践・検証<高等学校課>		<p>■教職員ポータルサイトやGoogleアプリケーションなどの活用を促していく必要がある。</p> <p>→教職員ポータルサイトのコンテンツ充実と周知を図る。</p>	
<p>◆個別最適な学びの実践・検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業のAIデジタルドリル(英・国・数等)を活用した個別最適化学習の実践:20校 ・民間企業のオンライン辞書機能などを活用した個別最適化学習の実践:10校 ・実践校情報交換会の開催(8月) ・AIデジタルドリル等を活用した公開授業実施(9~12月) 		<p>■基礎学力や家庭学習習慣の定着につなげるため、組織的・計画的にデジタルドリルを活用し、取組や成果の普及・促進を図る必要がある。</p> <p>■授業と授業外学習のシームレス化を推進するとともに、デジタルドリル等のスタディログを活用した取組を進める必要がある。</p> <p>→指定中学校区(指定校)の取組事例を教職員ポータルサイト等で配信し、県内に普及する。</p>	
教育システムの整備・活用<高等学校課>		<p>■指定中学校区(指定校)の連絡協議会の実施(5、12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者による学習会、実践交流 <p>■指定中学校区(指定校)への訪問指導(10~12月)</p> <p>指定校:土佐町小・中、伊野南小・中、吾北小・中、越知小・中、佐賀小・中、拳ノ川小 協力校:野市小・中、野市東小、佐古小、大津小・中</p> <p>◆活用に関するアンケートの実施(6、10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象:指定校の児童生徒1,507名、教員129名 <p>◆デジタル技術を活用した学力補完の方策の研究(通年)</p> <p>◆1人1台タブレット端末の持ち帰りによる授業と家庭学習のサイクル化の取組推進(通年)</p>	

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策1- (1) 教員のICT活用指導力の向上	事業No,	76
		担当課	教育センター・小中学校課 高等学校課・特別支援教育課・教育政策課
概要	ICTを活用した学習指導の充実を図るため、幅広い教員を対象とした指定研修の実施、情報教育の中核的な役割を担うリーダー教員の計画的養成、教員同士の学び合いや校内研修等の取組を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○教員が、児童生徒の情報活用能力を育むために、ICTを効果的に活用した授業実践ができるようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員のICT活用指導力の状況 項目A～Dにおいて、肯定的回答（4件法）をした公立学校の教員の割合（平均）：90%以上 R4速報値：83.9%（全国83.3%）（R3：82.8%（全国：81.5%）） ※学校における教育の情報化の実態等に関する調査（文部科学省） <ul style="list-style-type: none"> A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力 B 授業にICTを活用して指導する能力 C 児童生徒のICT活用を指導する能力 D 情報活用の基礎となる知識や態度について指導する能力 ・教員のICT活用指導力の状況 国調査の項目A～Dにおいて、肯定的回答をした公立学校の教員の割合（平均）：全国平均+5%以上 R4調査速報値 A:89.4% (88.5%)、B:79.0% (78.1%) C:80.3% (79.6%)、D:86.7% (86.9%) ※（ ）は全国平均 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □研修等で受講者がICTの活用について意識が高まり、授業実践への動機付けとなった。 ■日常的、効果的に1人1台タブレット端末を活用した授業実践ができるよう研修プログラム等を改善する必要がある。 ■プログラミング教育への理解を深め、授業実践につなげる具体的な指導や助言が必要である。また、情報教育推進リーダー（小学校）等の活用促進の場を設ける必要がある。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）		C検証（■）とA今後の方向（→）	
<p>「ICT活用指導力向上研修プログラム」を中心とした研修の充実<教育センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆研修プログラムに基づいた研修 <ul style="list-style-type: none"> ・若年受講者へのオンデマンド研修、中堅教諭を含む全ての年次研修の教科研修において実施（通年）、7年経験者におけるICTを活用した探究的な授業デザインについてのライブ配信研修（6月） ◆「新しい時代のICTを活用した学びフォーラム」実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ベーシック（8月）、アドバンス（10月） 		<ul style="list-style-type: none"> ■7年経験者の多くがICTの活用について意識が高まり、授業実践への動機付けとなった。 →年次研修でICTの効果的な活用についての研修を継続し、3年経験者までを対象としたオンデマンド研修の受講を徹底する。 ■ベーシック・アドバンスフォーラム受講者の評価は4.8・4.7（5件法）と実践に活かせる研修が実施できた。 →日程を検討した結果、受講者が参加しやすい8月と10月に次年度も開催する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ◆小学校ICTスキルアップ研修会の実施<小中学校課> <ul style="list-style-type: none"> ・地区別・レベル別で実施（オンライン） ：各回各校1名しつ皆 <ul style="list-style-type: none"> 第1回 ベーシック編：4回（5月） 第2回 レベルアップ編：4回（7～8月） 第3回 チャレンジ編：4回（10～11月） 文部科学省GIGAStuDX推進チームによる情報提供やGoogle合同会社講師による協働学習支援ツールの活用研修等の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ■1人1台端末やデジタル教材等の日常的かつ効果的な活用を推進するとともに、多様な学習場面でICTを活用した授業づくりを普及させる必要がある。 →ICTスキルアップ研修において、参加対象者を全小・中学校教員に拡大することで、ICTを効果的に活用した授業イメージの共有とICTのさらなる活用促進を図る。 	
<p>ICT活用研修<高等学校課></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆民間教育事業者等と連携した研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師による研修の実施 効果的なICT活用の知識、技能の習得に向け、教員のスキルに合わせた研修：基礎・応用（6、10、11月） ◆ICT活用実践事例や教材の共有化 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員ポータルサイトの活用（10月～） 		<ul style="list-style-type: none"> ■効果的なICT活用の知識、技能を持つ教員を育成する必要がある。 →引き続き、Google認定教育者取得研修を開催し、教員のICT活用指導力の向上を図る。 ■ICT活用実践事例や教材を学校全体に広げる必要がある。 →高大連携事業による講座の動画及び教材、情報科教育研修の教材、県外先進校の事例など、教職員ポータルサイトの教材の充実を図る。 	
<p>特別支援学校間の組織的な連携強化<特別支援教育課></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ICT推進リーダーの指名（4月） ◆情報共有会の開催（5、9月） 		<ul style="list-style-type: none"> ■個々の障害の特性に応じたICT活用について、各校の取組状況や好事例の共有ができた。 →情報共有会を継続し、各学校の教材を共有する仕組み作りなど、さらなる連携強化を図る。 	
<ul style="list-style-type: none"> ◆授業づくり講座の実施 拠点校39校における受講者参加型の教材研究会及び授業研究会実施：74回（4～12月） <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを日常的・効果的に活用した授業の公開及び実践事例を教職員ポータルサイトに掲載 		<ul style="list-style-type: none"> ■授業づくり講座でICTを効果的に活用した授業を提案し、県内に普及する必要がある。 →授業づくり講座等でICTを日常的・効果的に活用した授業を提案し、研究会や教職員ポータルサイト等で紹介し、県内に普及する。 	
<p>各学校の校内研修等の充実<教育政策課></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆各学校の校内研修等の充実に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・「きもちメーター」説明会（4月） ・ICT活用指導力アンケート調査（8月） 		<ul style="list-style-type: none"> ■各学校での校内研修立案に向けた基礎データを収集・情報展開する必要がある。 →ICT活用指導力アンケート調査の実施および結果の情報共有を継続する。 	

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策1- (2) 学校のICT環境整備 (GIGAスクール構想の実現)	事業 No, 担当課	77 教育政策課 高等学校課・特別支援教育課
概要	ICT を活用した効果的な授業実践や、AI 等の先端技術を活用した個別最適化学習の推進など、次世代型の ICT 教育に対応するため、県立学校における PC 端末の整備を進めるとともに、普通教室及び特別教室において高速かつ大容量のネットワーク通信が可能な学習環境を整備する。また、1人1台タブレット端末を活用した ICT 教育を推進するため、県立学校に「情報通信技術支援員」(ICT 支援員) を配置するとともに、教員の取組をサポートする「ICT 授業アドバイザー」や「GIGA スクールサポーター (県立特別支援学校)」を県教育委員会事務局内に配置する。さらに、市町村立学校における ICT 支援員の人材確保を支援する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○文部科学省の「GIGA スクール構想の実現」に沿って、県立学校において 1人1台タブレット端末が整備され、学習支援プラットフォーム等で提供するデジタル教材をどの教室でも日常的に活用できる通信ネットワーク環境が整っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校における 1人1台タブレット端末の整備 R3 : 全県立高等学校（高等部）に1人1台タブレット端末導入完了 ・県立中学校及び県立特別支援学校（小・中学部）における 1人1台タブレット端末の整備（R2 完了） ・普通教室及び特別教室の無線 LAN 整備（R2 完了：移転校及び統合校を除く） ・教育ネットワーク及び県立学校 LAN の再構築の設計（R5.3 設計完了） ・GIGA スクール運営支援センターの整備（R4.4 整備完了） ・アンケートシステムの整備（R5.3 整備完了） ・支援員の配置目標水準（4校に1人配置）を達成している市町村の割合：71%（25／35 市町村等） (R2 : 40% R3 : 51% R4 : 54% (19／35 市町村等) (R5.3月末) R5 : R6.1月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □県立学校 LAN システム及び校務支援ネット（旧教育ネット）の契約が完了し、再構築の準備が整った。 □GIGA スクール運営支援センターを安定的に運用することができた。 ■市町村に対する教育ネットサービス廃止について、スムーズに代替できているか注視する必要がある。 ■市町村によっては、ICT 支援員の人材確保が困難な状況が継続しており、人材確保しやすい仕組みを整備する必要がある。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）と A 今後の方向（→）		
◆効果的な情報通信基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校 LAN の要件定義（～5月） ・校務支援ネット（旧教育ネット）の更新契約（4月） ・関係機関との調整（4月～） 	<p>■県立学校 LAN 及び校務支援ネットの更新が遅滞なく進行している。 →学校現場での円滑な端末利用のため、ネットワーク基盤を安定的に運用し、適切に更新していく。</p>		
GIGA スクール運営支援センターの運用 ◆GIGA スクール運営支援センターの安定的な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・契約・センターの開設（4月） ・次年度以降の方向性の決定・予算化（10月） 	<p>■GIGA スクール運営支援センターの安定的に運用している。また、次年度以降の方向性を決定し、予算化が完了した。 →GIGA スクール運営支援センターを整備し、市町村及び受託者と調整しながら運用していく。</p>		
◆ICT 支援員の配置：県立学校 8名（高等6名、特支2名） ◆「ICT 授業アドバイザー」「GIGA スクールサポーター（県立特別支援学校）」を県教委内に配置（4月） ◆高知工科大学・シルバーパートナーシップセンター・生涯学習センター・UI ターンサポートセンターとの連携、市町村へ情報共有（12月）	<p>■ICT 支援員確保に向け、再任用希望調査への希望先の記載や県の移住政策との連携などを実施している。 →現状の取組を継続しながら、県及び市町村の状況に合わせて、必要な対応を行っていく。</p>		
◆アンケートシステムの活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局操作説明会（4月） ・県立学校操作説明会（5月） ・市町村立学校操作説明会（6月） 	<p>■アンケートシステムの周知・サポートを実施し、活用が進んでいる。 →引き続き周知・サポートし、必要に応じて業務効率化につながる機能改修を検討する。</p>		

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策1- (2) 統合型校務支援システムの活用促進	事業 No, 担当課	78 教育政策課
概要	全ての公立小・中・高等・特別支援学校に共通の統合型校務支援システムを導入（R3年度完了）し、教職員の出欠管理・成績管理・保健情報管理等の事務的業務に伴う負担軽減と効率化を図り、児童生徒と向き合う時間を創出する。また、児童生徒情報の確実な共有と円滑な引継ぎなど、教育の質の向上に向けたシステムの活用を促進することにより、各学校における学習指導や生徒指導の一層の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○システムの導入により全公立学校の教職員の業務負担の軽減が図られるとともに、校内での学習指導や生徒指導への有効な活用に加え、校種間及び学校間での児童生徒情報の確実な共有が行われている。 <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校及び市町村立学校における共通の統合型校務支援システムの整備率：100%（統廃合校を除く） (R2：94.5% R3：100%完了) ・統合型校務支援システムを日常的に活用している教員の割合 システムへのアクセス権限を持つ教員のログイン率 管理職・学校事務：85%以上、教員：80%以上 (R3：市町村 管理職・学校事務 82.6%、教員 63.3% 県立 管理職・学校 81.2%、教員 85.8%) (R4：市町村 管理職・学校事務 82.7%、教員 72.6% 県立 管理職・学校事務 80.0%、教員 83.6%) (R5：R6. 2月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □県立学校では中高連携機能により、指導要録・保健調査票の電子での受け渡しが可能となった。 □個人カルテ機能により、小・中・高の児童生徒の情報が教員間及び校種間で共有できるようになった。 ■業務のさらなる効率化に向けて機能拡充について検討していく必要がある。 ■特別支援学校での運用が開始され教職員の負担軽減となつたが、学校に応じたシステムに整備をしていく必要がある。 ■市町村立学校・特別支援学校の新機能の追加による統合型校務支援システムの設定・操作に対し、不慣れな教員や新採用教員に対し、継続して習熟のための研修を実施し、システムの活用を促進する必要がある。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）とA 今後の方向（→）</p> <p>■観点別評価機能の利用方法周知・サポートや、特別支援学校における学校に応じた帳票作成等のシステム整備が進んでいる。 →校務支援システムがより活用されるよう、周知・サポートや要望に応じた機能改善などを進める。</p>		
県立学校統合型校務支援システムのさらなる活用と機能拡充についての検討	<p>◆統合型校務支援システムの活用促進及び機能拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入初年度の観点別評価機能の利用方法周知・サポート（4月～） ・特別支援学校における学校に応じた帳票作成等のシステム整備（4月～） ・操作研修（11月） 		
市町村立学校における日常的な統合型校務支援システムの活用	<p>■文書収受機能の機能改修が完了した。また研修や利用状況の情報提供など、活用促進のための周知・サポートを実施している。 →校務支援システムがより活用されるよう、周知・サポートや要望に応じた機能改善などを進める。</p>		
◆システム運用に伴う操作研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校新任管理職研修（4月） ・操作研修（11月） 		
◆文書収受システムの機能改善の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・契約（4月）開発（4月～）運用開始（9月） 		
◆活用状況の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的なシステムへのログイン率を市町村教育委員会に通知（8、12月） 		

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策2- (1) プログラミング教育における授業力向上	事業 No,	79
		担当課	小中学校課・教育センター 高等学校課
概要	小学校における情報教育の推進を担う中核教員の育成により、効果的なプログラミング教育の質の向上を図る。また、中学校技術分野担当教員や高等学校情報科担当教員への研修等を通して、プログラミングに係る指導力を強化し、系統的なプログラミング教育の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○プログラミングに対する教員の理解が促進され、全ての学校においてプログラミング教育の授業づくりが進み、各学校での効果的な実践が普及する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高知県ICT活用ハンドブック」に掲げた発達段階の目標を踏まえ、プログラミング教育を実践した小学校の割合：100%（R2：60.6% R3：100% R4：100% R5：R6.2月集計） ・効果的にプログラミング教育を実践した情報科担当教員の割合：100%（R4：86.7% R5：R6.3月集計） 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □情報教育推進リーダーの授業におけるICT活用能力が向上した。 (4月：2.9/5ポイント→2月：3.5/5ポイント) ※教員のICT活用指導力チェックリスト(文部科学省) □「高知県ICT活用ハンドブック」の実践事例を増強した。(R3：27事例 R4：47事例) ■プログラミング教育への理解を深め、授業実践につなげる具体的な指導や助言が必要である。 ■情報教育推進リーダーについては、活動指針に基づき、リーダー活用促進の場を設ける必要がある。 ■技術分野におけるプログラミングの位置付け等の理解は十分ではなく、実践に至っていない者もみられる。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況 (4~12月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)		
<p>◆小学校ICTスキルアップ研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区別・レベル別で実施（オンライン） ：各回各校1名しつ皆 <ul style="list-style-type: none"> 第1回 ベーシック編：4回（5月） 第2回 レベルアップ編：4回（7～8月） 第3回 チャレンジ編：4回（10～11月） 文部科学省GIGAStuDX推進チームによる情報提供やGoogle合同会社講師による協働学習支援ツールの活用研修等の実施 ・情報教育推進リーダー活動指針に基づく、ICT活用及びプログラミング教育の普及 	<p>■小学校における系統的なプログラミング教育を充実させるとともに、プログラミング教育の組織的・計画的な取組を促進する必要がある。</p> <p>→小学校プログラミング教育研修において、年間指導計画に基づいたプログラミング教育の授業実践交流を実施する。また、情報教育推進リーダーによる実践発表の場を設け、ICT活用及びプログラミング教育の推進及び充実を図る。</p>		
<p>教科研修及び免許教科外の教科教授担任講習会 (技術分野)：中学校＜教育センター＞</p> <p>◆学習指導要領の趣旨及び指導内容に関する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次研修における教科研修 各年次（4～12月） ・免許教科外の教科教授担任講習会（6月） 	<p>■年次研修や免許教科外の教科教授担任講習会において技術分野におけるプログラミングの位置付けや実践方法について周知したが、受講者の理解度には依然差が見られる。</p> <p>→技術分野におけるプログラミングの位置付けを正しく理解できるよう、題材計画等と関連させた研修を実施したり、実践事例等を情報発信したりすることで、技術分野担当教員の指導力向上を図る。</p>		
<p>教科「情報」における指導力向上：高等学校 <高等学校課></p> <p>◆情報科教育研修の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科「情報」を指導する教員を対象としたしつ悉研修（8月）と選択研修（初級（9月）・中級（10月）・上級（11月））実施 	<p>■プログラミングの内容を正しく指導できるよう、実技を含めた研修を実施する必要がある。</p> <p>→習熟度別研修を実施することやデジタル教材を用いることでプログラミングの指導力向上を図る。</p>		
<p>高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実 <高等学校課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指定校（高知追手前高）と高知工科大による連携事業（講座I～V） ・1年対象：①デジタル社会について、②情報デザイン（9月） ・2年対象：④データベース（10月）実施 ・情報担当教員の授業見学および授業動画の公開 	<p>■高大連携事業の講座を開講し、資料及び動画を共有することで、成果を横展開し情報教員の指導力向上を図る必要がある。</p> <p>→情報担当教員の授業見学の充実および授業動画の公開による指導力の向上を図る。</p>		

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策2-（2） 高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実	事業 No, 担当課	80 高等学校課
概要	高度なデジタル技術を活用し、AI やデータサイエンス分野で活躍できる人材の育成に向け、モデルとなる高等学校と大学とが連携し、デジタル分野の専門的な知識や理論、技術等を系統的に学習できる環境を整備する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○生徒が、次世代に対応した資質や能力を身につけ、AI やデータサイエンス分野で活躍できるよう高大連携した教育システムが構築されている。</p> <p>R2：大学との協議、目標の設定 R3：具体的な学習内容を協議、教育課程（高等学校）の編成 R4：新教育課程での実践 ・研究指定校（高知追手前高等学校）を設置（4月） ・新教科「情報」について、高知工科大学と連携した教育プログラムを実践：10 時間 R5：全ての県立高校の教科「情報」等担当の教員が教育プログラムを活用：100%（R5：3月集計）</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□データサイエンス分野など、次世代に対応した資質や能力について、大学と連携した教育システムを検討し、具体的な連携内容、教育プログラムを策定し、実践できた。</p> <p>■指導と評価の一体化のための学習評価の在り方について、教育システムを検証する必要がある。 ■デジタル分野の専門的な知識や理論、技術等を系統的に学習する内容について、他の学校へ拡げる必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）		C 検証（■）とA 今後の方向（→）	
<p>◆大学と連携した教育システムの研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報Ⅰ」の指導内容等に関する研究（4月） 情報セキュリティ・モラル講演内容について 学校・大学での協議 		<p>■大学と連携した教育システムの研究及び検証をする。 →「情報Ⅰ」の指導と評価の一体化のための学習評価の在り方について、教育システムの検証を図る。 →授業後の生徒アンケート、研究協議等を通して、身につけさせたい力、学習評価の在り方についての検証を図る。</p>	
<p>◆高等学校、大学との連携・実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指定校で講座を実施（4月） 演題：「情報Ⅰ」情報セキュリティ・モラルについて 講師：高知工科大学教授・准教授2名 対象：高知追手前高校1年生 234名 ・外部講師を招聘した研修会（8月） ・1年対象：①デジタル社会について、②情報デザイン（9月） ・2年対象：④データベース（10月）実施 ・1年対象：③シミュレーション+大学見学（3月予定） ・2年対象：⑤データの分析（3月予定） 		<p>■高大連携による具体的な学習内容や、大学入学共通テスト対策の充実を図る必要がある。 →来年度実施予定の3年生用カリキュラムの準備を進める。</p>	
<p>◆デジタル社会に対応した教育内容の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報Ⅰ」情報セキュリティ・モラル講演（4月）の講義動画を「教職員ポータルサイト」に公開 ・教材の共有化を行うことで、県全体への広がりを図る ・教育課程の編成検証に向けての準備 		<p>■デジタル社会に対応した教育課程の編成が必要である。 →デジタル分野の専門的な知識や理論、技術等を系統的に学習する内容について、妥当性の検証を図る。 →身につけさせたい力、学習評価の在り方についての検証を図る。</p>	
<p>◆高知工科大学による教育システムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報Ⅰ」情報セキュリティ・モラル講演（4月）の講義動画を「教職員ポータルサイト」に公開し、教材研究に活用に向けての準備 		<p>■高大連携事業の講座を開講し、資料及び動画を共有することで、情報教員の指導力向上を図る。 →高大連携教育プログラムの参観による研修を通じた教員指導力向上を図る。 →高大連携教育プログラム実施計画を「教職員ポータルサイト」に公開し、各教員の教材研究への活用を促進する。</p>	

事業 名称	基本方針IV 対策1- (1) 中山間地域における特色ある学校づくり推進事業	事業 No, 担当課	81 小中学校課		
概要	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用し、義務教育学校等、次世代の特色ある学校づくりを目指す市町村教育委員会に対して支援を行うことで、学校と地域との連携・協働により「チーム学校」として教育活動を充実させるとともに、社会に開かれた教育課程の実現を目指す。				
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○中山間地域における多様な教育機会の確保に向けて、次世代の特色ある学校づくりや、魅力と特色ある学校づくりを推進している。</p> <p>①保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営等の活動に参加している学校の割合（肯定的な回答をした割合）指定校：100% [R2 小：100% 中：100% R3 小：85.7% (95.7%)、中：83.3% (85.3%) R4 小：100% (94.6%)、中：83.3% (77.5%) R5 小：100% (95.9%)、中 100% (82.1%)]</p> <p>②地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるという児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 指定校：40%以上 かつ全国平均以上 [R2 小：46.5% 中：34.5% R3 小：27.3% (17.8%)、中 22.8% (12.6%) R4 小：35.6% (17.6%)、中：24.6% (11.1%) R5 小：46.2% (33.2%)、中：20.6% (19.6%)]</p>				
	※（ ）内は全国平均				
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営等の活動に参加している指定校が昨年度より増えた。各校が、コロナ禍においても可能な地域との連携を工夫して、子どもたちを育てる取組や地域を活性化させる活動が実践できている。</p> <p>■コミュニティ・スクールを活用し、地域との連携による総合的な学習の時間の推進を図るとともに、指定校における総合的な学習の時間の授業の質の向上を図り、県内全体への普及を図る必要がある。</p>				
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）と A 今後の方向（→）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> 指定地域及び指定校への支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆特色ある学校づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・指定期間：2年 ・指定地域及び指定校：3地域 6校 R4～R5：芸西村 芸西小・芸西中 津野町 中央小・東津野中 大月町 大月小・大月中 ・指定校における生活科・総合的な学習の時間の授業の質の向上 ・R4年度の取組、成果を県ホームページ等で発信（5月） ◆専任アドバイザー（1名）による学校支援訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・指定地域：6回（6～12月） ◆連絡協議会の開催（5月） <ul style="list-style-type: none"> ・参加対象：指定校管理職、推進担当教員等 ・生活科・総合的な学習の時間を柱とした9年間のカリキュラムの改善及び単元の計画 ◆授業づくり講座として公開 <ul style="list-style-type: none"> ・生活科・総合的な学習の時間の取組発信：7回（6～12月） </td><td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ■地域の材（人・もの・こと）に触れ、自ら課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決していく児童生徒の姿を目指すとともに、組織的な取組を充実させ、教職員の探究学習の理解と実践力を高める必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →生活科・総合的な学習の時間における、探究的な学びを通した資質・能力の育成を図る。 →指定校において学びに向かう力にせまる研究仮説の設定を行い、評価手法の開発を行う。 →生活科・総合的な学習の時間を進める人材育成のため、生活科・総合的な学習の時間担当者会を実施する。 →生活科・総合的な学習の時間の公開を実施する。 </td></tr> </table>			指定地域及び指定校への支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆特色ある学校づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・指定期間：2年 ・指定地域及び指定校：3地域 6校 R4～R5：芸西村 芸西小・芸西中 津野町 中央小・東津野中 大月町 大月小・大月中 ・指定校における生活科・総合的な学習の時間の授業の質の向上 ・R4年度の取組、成果を県ホームページ等で発信（5月） ◆専任アドバイザー（1名）による学校支援訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・指定地域：6回（6～12月） ◆連絡協議会の開催（5月） <ul style="list-style-type: none"> ・参加対象：指定校管理職、推進担当教員等 ・生活科・総合的な学習の時間を柱とした9年間のカリキュラムの改善及び単元の計画 ◆授業づくり講座として公開 <ul style="list-style-type: none"> ・生活科・総合的な学習の時間の取組発信：7回（6～12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の材（人・もの・こと）に触れ、自ら課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決していく児童生徒の姿を目指すとともに、組織的な取組を充実させ、教職員の探究学習の理解と実践力を高める必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →生活科・総合的な学習の時間における、探究的な学びを通した資質・能力の育成を図る。 →指定校において学びに向かう力にせまる研究仮説の設定を行い、評価手法の開発を行う。 →生活科・総合的な学習の時間を進める人材育成のため、生活科・総合的な学習の時間担当者会を実施する。 →生活科・総合的な学習の時間の公開を実施する。
指定地域及び指定校への支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆特色ある学校づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・指定期間：2年 ・指定地域及び指定校：3地域 6校 R4～R5：芸西村 芸西小・芸西中 津野町 中央小・東津野中 大月町 大月小・大月中 ・指定校における生活科・総合的な学習の時間の授業の質の向上 ・R4年度の取組、成果を県ホームページ等で発信（5月） ◆専任アドバイザー（1名）による学校支援訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・指定地域：6回（6～12月） ◆連絡協議会の開催（5月） <ul style="list-style-type: none"> ・参加対象：指定校管理職、推進担当教員等 ・生活科・総合的な学習の時間を柱とした9年間のカリキュラムの改善及び単元の計画 ◆授業づくり講座として公開 <ul style="list-style-type: none"> ・生活科・総合的な学習の時間の取組発信：7回（6～12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の材（人・もの・こと）に触れ、自ら課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決していく児童生徒の姿を目指すとともに、組織的な取組を充実させ、教職員の探究学習の理解と実践力を高める必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →生活科・総合的な学習の時間における、探究的な学びを通した資質・能力の育成を図る。 →指定校において学びに向かう力にせまる研究仮説の設定を行い、評価手法の開発を行う。 →生活科・総合的な学習の時間を進める人材育成のため、生活科・総合的な学習の時間担当者会を実施する。 →生活科・総合的な学習の時間の公開を実施する。 				

事業 名称	基本方針IV 対策1- (2) 施設整備事業（県立高等学校再編振興計画等）	事業No. 担当課	82 高等学校振興課								
概要	<p>安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の統合および清水高等学校の高台移転に伴う施設整備を推進する。また、山田高等学校の学科改編に伴う教室改修等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校を統合する学校の施設について、現在の安芸桜ヶ丘高等学校の敷地に整備する。(本校舎・体育館新築・実習棟改修) ・清水高等学校を土佐清水市内の高台に移転し、新たな校舎を整備する。 ・県立中村中学校の教育環境の改善及び学校給食の実施のため、新教室棟を整備する。 ・中村高等学校西土佐分校の生徒の住環境の改善及び通学路の安全の確保を図るため、西土佐分校のグラウンド内に寄宿舎を移転整備する。 										
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校とを統合した学校をR5年4月に開校するとともに、R5年度末までに新校舎を整備する。(R4年5月実習棟等改修工事完了) ○清水高等学校の新校舎等を整備し、R6年度に移転する。 (R4年11月実施設計完了、R5年3月工事着手) ○山田高等学校では、R2年4月の学科改編に伴い、教室改修等の教育環境の充実を図る。(R2完了) ○県立中村中学校の新教室棟を整備する。(R5年1月実施設計完了、R5年3月工事着手) ○中村高等学校西土佐分校の寄宿舎を移転整備する。(R5年2月実施設計完了、R5年5月工事着手) 										
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □ (新) 安芸中学校・高等学校の実習棟改修工事を5月に完了した。 □ 清水高等学校の新校舎等実施設計を11月に完了した。 □ 県立中村中学校の新教室棟実施設計を1月に完了した。 □ 中村高等学校西土佐分校の寄宿舎実施設計を2月に完了した。 ■ (新) 安芸中学校・高等学校については、R5年度末の完成に向け各工事の進捗管理を徹底するとともに、工事内容の変更等に迅速に対応する必要がある。 ■ 清水高等学校の高台移転については、R6年度の完成に向け各工事の進捗管理を徹底するとともに、工事内容の変更等に迅速に対応する必要がある。 ■ 県立中村中学校については、R5年度の完成に向け各工事の進捗管理を徹底するとともに、工事内容の変更等に迅速に対応する必要がある。 ■ 中村高等学校西土佐分校の寄宿舎移転については、R5年度の完成に向け各工事の進捗管理を徹底するとともに、工事内容の変更等に迅速に対応する必要がある。 										
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)</p> <table border="1"> <tr> <td>(新) 安芸中学校・高等学校の施設整備 ◆校舎等新築工事の着実な推進 ・安芸中学校・高等学校、建築課、工事請負業者との定例会を実施し、進捗状況等を把握：16回 ・新校舎等工事（目標：R6.3月完了） (R5.4月)(新) 安芸中学校・高等学校の開校)</td><td>■校舎等新築工事を着実に推進する必要がある。 →引き続き工事関係者、学校との工程会などを通した進捗管理を行うとともに、令和6年3月の工事完了に向け、整備を進める。</td></tr> <tr> <td>清水高等学校の高台移転 ◆校舎等新築工事の着実な推進 ・清水高等学校、建築課、工事請負業者との定例会を実施し、進捗状況等を把握：17回 ・新校舎等工事（目標：R6.9月完了）</td><td>■校舎等新築工事を着実に推進する必要がある。 →引き続き工事関係者、学校との工程会などを通した進捗管理を行うとともに、学校の高台移転に向け、新校舎等の整備を進める。</td></tr> <tr> <td>県立中村中学校の施設整備 ◆新教室棟工事の着実な推進 ・県立中村中学校、建築課、工事請負業者との定例会を実施し、進捗状況等を把握：16回 ・新教室棟工事（目標：R6.3月完了）</td><td>■地中埋設物の処分等の検討に時間を要したため、新教室棟工事の完成時期が遅れた。 →引き続き工事関係者、学校との工程会などを通した進捗管理を行うとともに、令和6年3月の工事完了に向け、整備を進める。</td></tr> <tr> <td>中村高等学校西土佐分校の施設整備 ・中村高等学校西土佐分校、建築課、工事請負業者との定例会を実施し、進捗状況等を把握：6回 ・新寄宿舎工事（目標：R6.2月完了）</td><td>■機械設備工事の入札不調が生じたため、寄宿舎移転工事の完成時期が遅れた。 →引き続き工事関係者、学校との工程会などを通した進捗管理を行うとともに、令和6年2月の工事完了に向け、整備を進める。</td></tr> </table>			(新) 安芸中学校・高等学校の施設整備 ◆校舎等新築工事の着実な推進 ・安芸中学校・高等学校、建築課、工事請負業者との定例会を実施し、進捗状況等を把握：16回 ・新校舎等工事（目標：R6.3月完了） (R5.4月)(新) 安芸中学校・高等学校の開校)	■校舎等新築工事を着実に推進する必要がある。 →引き続き工事関係者、学校との工程会などを通した進捗管理を行うとともに、令和6年3月の工事完了に向け、整備を進める。	清水高等学校の高台移転 ◆校舎等新築工事の着実な推進 ・清水高等学校、建築課、工事請負業者との定例会を実施し、進捗状況等を把握：17回 ・新校舎等工事（目標：R6.9月完了）	■校舎等新築工事を着実に推進する必要がある。 →引き続き工事関係者、学校との工程会などを通した進捗管理を行うとともに、学校の高台移転に向け、新校舎等の整備を進める。	県立中村中学校の施設整備 ◆新教室棟工事の着実な推進 ・県立中村中学校、建築課、工事請負業者との定例会を実施し、進捗状況等を把握：16回 ・新教室棟工事（目標：R6.3月完了）	■地中埋設物の処分等の検討に時間を要したため、新教室棟工事の完成時期が遅れた。 →引き続き工事関係者、学校との工程会などを通した進捗管理を行うとともに、令和6年3月の工事完了に向け、整備を進める。	中村高等学校西土佐分校の施設整備 ・中村高等学校西土佐分校、建築課、工事請負業者との定例会を実施し、進捗状況等を把握：6回 ・新寄宿舎工事（目標：R6.2月完了）	■機械設備工事の入札不調が生じたため、寄宿舎移転工事の完成時期が遅れた。 →引き続き工事関係者、学校との工程会などを通した進捗管理を行うとともに、令和6年2月の工事完了に向け、整備を進める。
(新) 安芸中学校・高等学校の施設整備 ◆校舎等新築工事の着実な推進 ・安芸中学校・高等学校、建築課、工事請負業者との定例会を実施し、進捗状況等を把握：16回 ・新校舎等工事（目標：R6.3月完了） (R5.4月)(新) 安芸中学校・高等学校の開校)	■校舎等新築工事を着実に推進する必要がある。 →引き続き工事関係者、学校との工程会などを通した進捗管理を行うとともに、令和6年3月の工事完了に向け、整備を進める。										
清水高等学校の高台移転 ◆校舎等新築工事の着実な推進 ・清水高等学校、建築課、工事請負業者との定例会を実施し、進捗状況等を把握：17回 ・新校舎等工事（目標：R6.9月完了）	■校舎等新築工事を着実に推進する必要がある。 →引き続き工事関係者、学校との工程会などを通した進捗管理を行うとともに、学校の高台移転に向け、新校舎等の整備を進める。										
県立中村中学校の施設整備 ◆新教室棟工事の着実な推進 ・県立中村中学校、建築課、工事請負業者との定例会を実施し、進捗状況等を把握：16回 ・新教室棟工事（目標：R6.3月完了）	■地中埋設物の処分等の検討に時間を要したため、新教室棟工事の完成時期が遅れた。 →引き続き工事関係者、学校との工程会などを通した進捗管理を行うとともに、令和6年3月の工事完了に向け、整備を進める。										
中村高等学校西土佐分校の施設整備 ・中村高等学校西土佐分校、建築課、工事請負業者との定例会を実施し、進捗状況等を把握：6回 ・新寄宿舎工事（目標：R6.2月完了）	■機械設備工事の入札不調が生じたため、寄宿舎移転工事の完成時期が遅れた。 →引き続き工事関係者、学校との工程会などを通した進捗管理を行うとともに、令和6年2月の工事完了に向け、整備を進める。										

事業 名称	基本方針IV 対策1-(2) 高等学校の魅力化・情報発信の推進	事業No.	83
		担当課	高等学校振興課

概要	中山間地域の高等学校の魅力化に向け、地元市町村等と連携した探究型学習や優秀な指導者の招へいによる部活動の充実・強化を図るとともに、ICTの活用による学習環境の整備を進める。また、学校の特色や取組を地域内外に知つてもらうための情報発信に取り組む。あわせて、市町村が行う中山間地域等の高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取組を支援する。 ※中山間地域の高等学校：県立高等学校再編振興計画において定めた以下の10校（本校8校、分校2校） 室戸高等学校、中芸高等学校、嶺北高等学校、高知追手前高等学校吾北分校、佐川高等学校、窪川高等学校、橋原高等学校、四万十高等学校、中村高等学校西土佐分校、清水高等学校
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○中山間地域の高等学校が、ICTの活用等による学習環境の充実、地元市町村や地元中学校とのさらなる連携向上などにより魅力化が図られ、地域内外から入学を希望される学校となっている。 ・中山間地域の高等学校のうち、R1年度と比較して入学者数が増加した学校数：10校中10校（R2：10校中0校 R3：10校中2校 R4：10校中5校 R5：10校中2校） ・中山間地域の高等学校のうち、地元中学校からの入学者数の割合がR1年度と比較して増加した学校数：10校中10校（R2：10校中4校 R3：10校中3校 R4：10校中7校 R5：10校中4校） ・地域みらい留学を活用し、県外から県立高等学校へ入学した生徒数：30名（R2：10名 R3：21名 R4：16名 R5：20名）
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R4末)	□学校の魅力を全国に発信することにより、県外からの入学者を確保できている。 (地域みらい留学による入学者数：R2 10名→R3 21名→R4 16名) ■中山間地域の高等学校の振興に向けた具体的な計画の策定等に向け、地域コンソーシアムの構築を加速化する必要がある。 ■県外からのさらなる入学者の確保に向け、情報発信を強化する必要がある。
---------------------------	---

D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）
<p>◆中山間地域の情報収集および情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の進路に関する意識や取組状況、進学者数などの調査実施：10校（5月） ・中山間地域の高等学校訪問による情報交換（7月） ・中山間地域の既存会議での情報共有（8月） <p>◆魅力化アドバイザーの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力化アドバイザー委託業務に関する公募型プロポーザルの公示（4月） ・地域コンソーシアム担当者会開催（6月～） ・コーディネーター育成研修の開催（11月～） ・高校魅力化評価システムの活用研修の開催（12月） 	<p>■中山間地域の高等学校の振興に向けた具体的な計画の策定を進めていく必要がある。</p> <p>→学校、市町村、産業界など地域が一体となって高等学校の魅力化や地域の人材育成等の取組を推進する協議体（地域コンソーシアム）の構築や、協議の円滑な実施に向けた支援を行う。</p> <p>■市町村が配置する高校と地域とを「つなぐ人材」であるコーディネーターの育成に向けた支援が必要である。</p> <p>→継続してコーディネーターの育成に対する支援を行うとともに、県においてもコーディネーターの配置を検討する。</p>
<p>◆小規模校の魅力を全国に発信する事業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域みらい留学への参加校：6校（4月～） ・高知暮らしフェアにおける県立高等学校の紹介（6、12月） ・オンライン合同学校説明会への参加（6～8月） ・学校見学バスツアーの開催（7～8月） ・インスタグラムを活用した情報発信（8月～） ・東京で開催された学校説明会への参加（9月） ・YouTubeを活用した学校紹介動画の配信（11月～） 	<p>■全国生徒募集に取り組む高等学校数の拡大と取組に対する支援体制の構築が必要である。</p> <p>→身元引受人、地域みらい留学を導入する高等学校数の拡大を進める。また、生徒の居住施設の確保に向け、市町村との協議を行う。</p> <p>■小規模校の魅力について地域みらい留学等を活用した情報発信の機会を充実させる必要がある。</p> <p>→SNS等を活用した情報発信を強化する。</p> <p>→地域みらい留学参加校のPR動画を制作し、とさまなチャンネルなどで発信することで、中山間地域等の高等学校のPRを一層充実させる。</p>
高等学校の魅力化に向けた取組の推進（普通科改革）	<p>■新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援）において、学科改編に向け、カリキュラム開発を進めるとともに、新学科に対する地域の理解をよりいっそう深めていく必要がある。</p> <p>→「学際領域学科」における学びを充実させ、生徒が地域の課題や魅力に気付き、その課題の解決や魅力の向上に向けた探究的な学びを実現できるよう、専門家の助言を踏まえ、カリキュラムづくりを行う。</p>

事業 名称	基本方針IV 対策1- (2) 県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づく取組	事業 No, 担当課	84 高等学校振興課
概要	県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づき、高知南中・高等学校と高知西高等学校との統合完了に向けた取組（R5.4 統合完了）や、須崎総合高等学校の施設整備等を推進する。また、高知国際中・高等学校の国際バカロレア認定に向けた取組（R2 年度認定）や、R3 年度の高知国際高等学校開校（R3.4 月開校）に向けた取組を推進するとともに、国際バカロレア教育や学校への理解を促すため、積極的な広報に取り組む。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	○R5 年度における高知国際中・高等学校の円滑な運営による統合完了：R5.4 月 ○須崎総合高等学校における施設整備工事等（構内舗装等工事）の完了：R4.9 月（R4.10 月完了）		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□高知南中・高等学校及び高知西高等学校について、高知国際中・高等学校への統合に向けて継承式を開催した。</p> <p>■高知国際高等学校における DP（高等学校段階のプログラム）の最終試験において、生徒が国際バカロレア資格を取得できるよう、教員の指導力のさらなる向上に向けた支援が必要である。</p> <p>■関係者、関係機関等と連携し、須崎総合高等学校の施設整備等（関連市道整備含む）を円滑に進める必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）と A 今後の方向（→）</p> <p>国際バカロレア教育の推進</p> <p>◆教育内容の充実等に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際バカロレア機構が主催する公式ワークショップへの教員派遣：10名（4～12月） ・大学院の国際バカロレア教員養成特別プログラムへの派遣：1名（4月～） ・先進校から講師を招へいした校内研修の実施：5名（7月～） <p>■DP（高等学校段階のプログラム）の最終試験において、生徒が国際バカロレア資格を取得できるよう、教員の指導力のさらなる向上に向けた支援を行う必要がある。 →高知国際中・高等学校における国際バカロレア教育の充実に向けて、管理職の国際バカロレア先進校への短期研修や教員の指導力向上を図るための研修等を実施する。</p> <p>須崎総合高等学校における施設整備工事等の推進</p> <p>◆須崎市との連携による関連市道の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・須崎市との定期的な協議による進捗管理：1回 <p>■須崎市との連携による関連市道の整備等を着実に推進する必要がある。 →引き続き須崎市と市道整備に向けた定期的な協議による進捗管理を行う。</p>		

事業 名称	基本方針IV 対策1-(3) 市町村教育委員会との連携・協働	事業No. 担当課	85 教育政策課
概要	県教育委員会と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、各市町村教育委員会や高知県市町村教育委員会連合会等との情報共有・協議のための機会を設ける。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○本県の教育の振興、様々な教育課題の解決に向けて、県と市町村の教育行政が目標や課題を共有し、方向性を合わせた取組を実施している。 • 県と市町村が方向性を合わせた情報共有を実施している。 (R4:連合会との情報共有3回 R5:連合会との情報共有3回予定)</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□必要に応じた情報共有を行うことができている。 □R4年度より新たに設けた高知市との意見交換会において、県市双方の教育課題の現状を把握するとともに、その対策等について具体的に議論を行い、より一層、連携した取組を推進することができた。 ■本県の教育課題や県・市町村の施策の実施状況等について、県教育委員会と市町村教育委員会との定期的な情報共有の機会を引き続き確保するとともに、課題に対し適時に連携・協働して対応するための協議等の機会を積極的に設ける必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況 (4~12月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)		
市町村教育委員会連合会等との連携 ◆市町村教育長会議及び合同研修会等の開催 ・年間8回 市町村教育長会議：2回 都市教育長協議会意見交換会：1回 町村教育長会研修会：2回	<p>■市町村教育委員会連合会の会議等を通じて、情報共有を行うことができた。 →市町村教育委員会連合会の会議等、情報共有の機会を引き続き活用し、教育課題や施策等について情報共有を図っていく。</p>		
教育課題に応じた連携・協働 ◆高知県・高知市 知事・市長及び教育長連携会議（8月） ◆高知県・高知市教育長意見交換会 ・第1回意見交換会（5月） メンタルヘルス対策（学校における働き方改革）、特別支援教育 ・第2回意見交換会（8月） 学力向上、不登校対策、保幼小連携・接続 ◆GIGAスクール運営支援センターの運用 ・契約・センターの開設（4月） ・次年度以降の方向性の決定・予算化（10月） ◆市町村統合型校務支援システムの運用 ・小・中学校新任管理職研修（4月） ・文書収受システム機能改善（9月）	<p>■教育版県市連携会議や教育長同士の意見交換会等を通じて、県市双方の教育課題の現状を把握するとともに、その対策等について具体的に議論を行うことができた。 →本県の教育振興を図るうえでは、県内の児童生徒の約半数が在籍する高知市の教育振興が図られることが不可欠であるため、引き続き、教育版県市連携会議や教育長同士の意見交換会等を開催し、より一層連携を深めていく。</p> <p>■GIGAスクール運営支援センターを安定的に運用している。また、次年度以降の方向性を決定し、予算化が完了した。 →GIGAスクール運営支援センターを整備し、市町村及び受託者と調整しながら運用していく。</p> <p>■文書収受機能の機能改修が完了した。また研修や利用状況の情報提供など、活用促進のための周知・サポートを実施している。 →校務支援システムがより活用されるよう、周知・サポートや要望に応じた機能改善などを進める。</p>		

事業 名称	基本方針IV 対策1- (3) 教育版「地域アクションプラン」推進事業	事業 No, 担当課	86 教育政策課
概要	県の第2期教育大綱や第3期高知県教育振興基本計画に掲げる知・徳・体の向上をはじめとする基本目標や施策の基本方針などを踏まえ、教育課題の解決に向けて推進される各市町村の自主的・主体的な取組を、県と市町村教育委員会が協議したうえで、教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行う。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○県と市町村が教育施策に関する方針や課題等を共有し、両輪となって事業を実施することで、地域の子どもたちの実情に応じた取組が行われている。 ○市町村の施策マネジメント力がより一層向上し、実効性の高い事業が展開されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村が実施する事業検証において目標を達成できた割合 : 100% <p>(R2 : 100% R3 : 100% R4 : 100% R5 : R6. 4月集計)</p> 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □市町村等の各事業におけるPDCAサイクルの確立や、事業計画に当たって、県の基本目標や各対策に定める指標の達成に向けた関連付けができた。 ■市町村において、事業の目的や取組の指標を明確にし、より効果的な取組が行えるよう、適切な指導・助言を行う必要がある。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況 (4~12月)	<p>C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)</p> <p>■県の施策に沿った、各市町村等の課題解決に向けた取組を支援することができた。 →各市町村に対し、効果的な事業推進及び適正な補助金の活用を促す。 →次期教育大綱・基本計画の見直しにあわせて、補助金の制度について見直しを図る。 →学期ごとに進捗管理を実施し、事業の取組状況について、適宜調査等を行いながら把握し、必要な指導・助言を行う。</p>		
高知県地域教育振興支援事業費補助金 ◆市町村の自主的・主体的な取組の推進 ・事業を活用する市町村等 : 34市町村、1学校組合、1団体 <事業要件> I チーム学校の推進 II 厳しい環境にある子どもへの支援や 子どもの多様性に応じた教育の充実 III デジタル社会に向けた教育の推進			
市町村の進捗管理及び施策マネジメント力の向上のための支援 ◆市町村等の各事業の進捗管理 ・事業計画策定時に事業目的、目標値 (KPI) の確認 (4月) ・目標値 (KPI) の到達状況の検証 (7月) ・進捗管理表による学期ごとの自己検証の実施 (7、11月) ・進捗管理表に基づいたヒアリングにおける指導・ 助言 (8月) (1月予定) ・目標値 (KPI) の到達検証や、進捗管理表による自己 検証 (3月末予定)	<p>■市町村等の各事業の目的、指標の設定及び進捗管理についてヒアリングを実施することでPDCAサイクルの確立や、事業計画に当たって、県の基本目標や各対策に定める指標の達成に向けた関連付けができた。 →市町村において、事業の目的や取組の指標を明確にし、効果的な取組が行えるよう、適切な指導・助言を行う。</p>		

事業 名称	基本方針IV 対策2-（1） 地域学校協働活動推進事業	事業No. 担当課	87 生涯学習課
概要	学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組むとともに、民生委員・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○学校や地域の実情に応じ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部の設置率（小・中学校）：R4までに100% (R4: 96.4% 小学校172校、中学校89校、義務教育学校4校) (R5: 100% 小学校181校、中学校89校、義務教育学校4校) ・「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを構築した小・中学校の割合：100% (R4: 91.6% R5: R6.3月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□地域学校協働本部の設置率はR3:95.7%からR4:96.4%に、「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを構築した割合はR3:80.1%からR4:91.6%と順調に進んでいる。</p> <p>□民生委員・児童委員の活動への参画状況は98.8%と高い率で推移しており、地域での厳しい環境にある子どもの見守り等は一定充実している。</p> <p>■市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの確保・育成及びコーディネート機能の強化などが求められる。</p> <p>■各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）とA 今後の方向（→）</p> <p>■設置率は100%となったが、市町村や学校によって活動内容に差があり、引き続き内容の充実と質の向上を図る必要がある。 →学校地域連携推進担当指導主事を中心とした訪問活動等による市町村や学校への助言を継続する。</p> <p>■地域学校協働本部の取組推進に向けた人材確保、育成が課題となっており、コミュニティ・スクールとの一体的な推進に向けた内容を含め、事業の必要性等の理解を深めるとともに、身近な地域での実践事例、人材確保に関する好事例等の共有を図る必要がある。 →コミュニティ・スクールとの一体的な推進に向けた内容を含む研修会を継続して実施する。</p> <p>■令和4年度の「民生委員・児童委員の活動への参画状況」調査は98.8%と高い率で推移している。今後も地域における厳しい環境にある子どもの見守りを継続する必要がある。 →民生委員・児童委員の参画要請と学校訪問等による参画状況の確認を実施する。</p> <p>■学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援を継続する必要がある。 →高知県版地域学校協働本部の当該年度実施校や未設置校に重点を置いた学校地域連携推進担当指導主事による訪問活動等による個別支援を継続する。</p>		
<県版の3要件> ①充実した地域学校協働活動の実施 ②学校と地域との定期的な協議の場の確保 ③民生委員・児童委員の参画による見守り体制の強化			

事業 名称	基本方針IV 対策2-（1） 新・放課後子ども総合プラン推進事業	事業No. 担当課	88 生涯学習課																						
概要	放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学び場の充実を図るために、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域住民の参画を得て、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につなげるさまざまな活動を支援する。また、家庭生活の困窮等で厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行う。																								
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後に子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所が確保されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率（小学校）：100% (R4：97.3% R5：97.3% (180/185校)) ○「放課後学びの場」において子どもたちが学ぶ力を身につけることができている。 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における学習支援の実施率（小学校）：100% (R4：97.2% R5：R6.1月集計) 																								
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率は横ばい、R4 の学習支援の実施率は前年度から 1.9%低下したが、90%超を維持している。 ■市町村が待機児童や国の施設基準等への対応ができるよう、運営補助や施設整備の活用の促進や助言が必要である。 ■各放課後児童クラブや放課後子ども教室によって活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う専門知識・技能の向上などが引き続き求められる。 ■放課後児童支援員の数は増えているが、人材不足や離職率が高い傾向にある。また、放課後児童支援員認定資格研修の受講者数が減少傾向にある。 																								
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）と A 今後の方向（→）</p> <table border="1"> <tr> <td>放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置及び活動内容の充実</td><td>■全小学校区の 97.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置されているが、市町村によっては待機児童の発生や、活動内容の差が見られる。 →市町村に対し運営費等の財政的支援を継続、放課後等における宿題を中心とした学習・体験活動、学び場の充実を図る。 →取組状況調査や市町村ヒアリングなどを踏まえ、市町村との情報共有や助言等支援を継続する。</td></tr> <tr> <td>◆設置促進と活動内容の充実</td><td>■オンドマンド配信など研修方法の工夫等により、これまで参加のない市町村からの参加もあったことから、人材育成・人材確保のために、効果的な研修方法を継続する必要がある。 →集合研修のよさを大事にするとともに、オンドマンド配信も継続する。</td></tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への運営補助 　設置数 R5 見込（うち高知市） 　児童クラブ：186 (90)、子ども教室：144 (41) ・放課後児童クラブ施設整備への助成 　R5 見込：2 市町 4 箇所 ・放課後補充学習（学校管理下）の取組と連携した一体的な実施 ・取組状況調査の実施（6～7月） ・全市町村ヒアリング（9～10月） </td><td>■放課後児童支援員認定資格研修の修了者は増えているが、現場の人材確保が難しいケースも見られる。 →児童クラブの円滑な運営のため、今後も研修の開催による有資格者の確保をはじめ、市町村における人材確保のための支援を継続する。</td></tr> <tr> <td>人材育成、人材確保に向けた研修の実施</td><td>■県単独補助事業の実施により、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備につながる取組の徹底を図る必要がある。 →県単独補助事業による財政支援を継続し、児童クラブの利用要件を満たす対象者への声かけや、補助事業の活用を市町村に周知徹底を継続する。</td></tr> <tr> <td>◆放課後児童クラブ県単独補助事業の実施：交付決定</td><td>■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室によって活動内容に差があることから、学び場人材バンクによる支援の利用促進を図り、放課後等における体験活動の充実を図る必要がある。 →地域人材の発掘による出前講座の充実を図る。</td></tr> <tr> <td>厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備</td><td></td></tr> <tr> <td>◆利用料減免：10 市町村 63 箇所</td><td></td></tr> <tr> <td>◆開設時間延長：2 市 18 箇所</td><td></td></tr> <tr> <td>学び場人材バンクによる支援</td><td></td></tr> <tr> <td>・人材のマッチング件数：155 件（10月末）</td><td></td></tr> <tr> <td>・出前講座実施回数：130 回（10月末）</td><td></td></tr> </table>			放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置及び活動内容の充実	■全小学校区の 97.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置されているが、市町村によっては待機児童の発生や、活動内容の差が見られる。 →市町村に対し運営費等の財政的支援を継続、放課後等における宿題を中心とした学習・体験活動、学び場の充実を図る。 →取組状況調査や市町村ヒアリングなどを踏まえ、市町村との情報共有や助言等支援を継続する。	◆設置促進と活動内容の充実	■オンドマンド配信など研修方法の工夫等により、これまで参加のない市町村からの参加もあったことから、人材育成・人材確保のために、効果的な研修方法を継続する必要がある。 →集合研修のよさを大事にするとともに、オンドマンド配信も継続する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への運営補助 　設置数 R5 見込（うち高知市） 　児童クラブ：186 (90)、子ども教室：144 (41) ・放課後児童クラブ施設整備への助成 　R5 見込：2 市町 4 箇所 ・放課後補充学習（学校管理下）の取組と連携した一体的な実施 ・取組状況調査の実施（6～7月） ・全市町村ヒアリング（9～10月） 	■放課後児童支援員認定資格研修の修了者は増えているが、現場の人材確保が難しいケースも見られる。 →児童クラブの円滑な運営のため、今後も研修の開催による有資格者の確保をはじめ、市町村における人材確保のための支援を継続する。	人材育成、人材確保に向けた研修の実施	■県単独補助事業の実施により、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備につながる取組の徹底を図る必要がある。 →県単独補助事業による財政支援を継続し、児童クラブの利用要件を満たす対象者への声かけや、補助事業の活用を市町村に周知徹底を継続する。	◆放課後児童クラブ県単独補助事業の実施：交付決定	■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室によって活動内容に差があることから、学び場人材バンクによる支援の利用促進を図り、放課後等における体験活動の充実を図る必要がある。 →地域人材の発掘による出前講座の充実を図る。	厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備		◆利用料減免：10 市町村 63 箇所		◆開設時間延長：2 市 18 箇所		学び場人材バンクによる支援		・人材のマッチング件数：155 件（10月末）		・出前講座実施回数：130 回（10月末）	
放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置及び活動内容の充実	■全小学校区の 97.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置されているが、市町村によっては待機児童の発生や、活動内容の差が見られる。 →市町村に対し運営費等の財政的支援を継続、放課後等における宿題を中心とした学習・体験活動、学び場の充実を図る。 →取組状況調査や市町村ヒアリングなどを踏まえ、市町村との情報共有や助言等支援を継続する。																								
◆設置促進と活動内容の充実	■オンドマンド配信など研修方法の工夫等により、これまで参加のない市町村からの参加もあったことから、人材育成・人材確保のために、効果的な研修方法を継続する必要がある。 →集合研修のよさを大事にするとともに、オンドマンド配信も継続する。																								
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への運営補助 　設置数 R5 見込（うち高知市） 　児童クラブ：186 (90)、子ども教室：144 (41) ・放課後児童クラブ施設整備への助成 　R5 見込：2 市町 4 箇所 ・放課後補充学習（学校管理下）の取組と連携した一体的な実施 ・取組状況調査の実施（6～7月） ・全市町村ヒアリング（9～10月） 	■放課後児童支援員認定資格研修の修了者は増えているが、現場の人材確保が難しいケースも見られる。 →児童クラブの円滑な運営のため、今後も研修の開催による有資格者の確保をはじめ、市町村における人材確保のための支援を継続する。																								
人材育成、人材確保に向けた研修の実施	■県単独補助事業の実施により、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備につながる取組の徹底を図る必要がある。 →県単独補助事業による財政支援を継続し、児童クラブの利用要件を満たす対象者への声かけや、補助事業の活用を市町村に周知徹底を継続する。																								
◆放課後児童クラブ県単独補助事業の実施：交付決定	■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室によって活動内容に差があることから、学び場人材バンクによる支援の利用促進を図り、放課後等における体験活動の充実を図る必要がある。 →地域人材の発掘による出前講座の充実を図る。																								
厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備																									
◆利用料減免：10 市町村 63 箇所																									
◆開設時間延長：2 市 18 箇所																									
学び場人材バンクによる支援																									
・人材のマッチング件数：155 件（10月末）																									
・出前講座実施回数：130 回（10月末）																									

事業 名称	基本方針IV 対策2-（2） PTA活動振興事業	事業No.	89
		担当課	生涯学習課
概要	学校、保護者、行政が協働して、地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区においてPTAの研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、PTAの具体的な活動につなげる。また、保幼小中高PTAの連携した取組が、多くの保護者の参画を得て活性化するよう、PTA活動を支援する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○子どもたちを取り巻く教育課題の解決のために、より主体的なPTA活動が推進されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合：90%以上 (R1：75.4% R3：81.0% (代替研修) R4：68.0% R5：71.2%) ・PTA・教育行政研修会で学んだことを単位PTAの取組につなげた割合：100% (R1：96.0% R3：82.0% (代替研修) R4：91.3% R5：R6.1月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□コロナ禍の中、PTA・教育行政研修会を4地区において実施することができた。また、同研修会のアンケートでは研修内容について肯定的な意見が多く、学校における研修内容を生かした取組の実施につながった。</p> <p>■PTA・教育行政研修会のアンケートで、同研修会の運営方法に関する意見があり、肯定的評価は前年度よりも低かったことから、学校や保護者等のニーズや今日的な課題等を踏まえ、運営方法や内容をさらに検討していく必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）と A 今後の方向（→）</p> <p>◆PTA・教育行政研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内7地区で順次開催 安芸地区：74名（5月） 香美・香南地区：111名（7月） 土長南国地区：113名（7月） 吾川地区：70名（7月） 高岡地区：160名（7月） 幡多地区：212名（7月） ・計画に掲げる指標の達成に向け、研修において、基本的生活習慣の確立や良好な親子関係構築に向けた家庭内の会話の重要性について、啓発・情報発信 ・環境に係るチェックシートの活用等による家庭生活での環境教育の実践促進 <p>◆高知県PTA研究大会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県PTA研究大会：183名（8月） テーマ「学校・家庭・地域から子どもの育ちを考える」 ～地域連携の中で子育てを～ <p>◆各教育事務所と次年度の各地区PTA・教育行政研修会について検討会の開催</p> <p>◆高知県小中学校PTA連合会と高知県教育委員会事務局の教育研修会の開催</p>		
	<p>■各地区、昨年度を上回る参加者が集まり、PTA・教育行政研修会を開催することができた。参加者アンケートでは、県教育委員会との意見交換の持ち方や研修時間に対する否定的意見が多かったが、研修全体に対する肯定的評価の割合は昨年度より高かった。今後の活動にいかせる内容であったという評価も高く、研修内容をいかした取組の実施につながったのではないかと考える。</p> <p>→参加者の興味・関心のある課題を踏まえ、内容や運営方法等を検討し、県内7地区で研修会を開催して、学校や家庭、各PTAの具体的な取組につなげられるようPTA活動を推進する。</p> <p>■アンケートの集計結果を分析し、各教育事務所と研修会の改善点等を協議する。</p> <p>→学校・保護者のニーズを把握し、学校・保護者が興味・関心のあるテーマについて取り組む。</p> <p>■学校・保護者のニーズを踏まえ、次年度のテーマや開催方法等について協議する。</p> <p>→アンケートの集計結果の分析をもとに、PTAの意見も反映しながら、次年度に向けて、PTA・教育行政研修会の充実を図る。</p>		

事業 名称	基本方針IV 対策2-(2) 家庭教育支援基盤形成事業	事業No.	90
		担当課	生涯学習課

概要	保護者を対象とした子育て講座をはじめとする市町村が行う家庭教育支援の取組の充実・強化を図る。また、県教育委員会が作成した学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら親育ちについて学び合う取組を推進するとともに、この取組を実践できるファシリテーターを養成し、県内全域に派遣する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の実情に応じた取組等により、子育てについて学ぶ機会や相談できる機会が増加し、家庭の教育力が向上している。 ○多くの家庭が、よりよい生活習慣の確立に向けて取り組み、多くの子どもたちに、規則正しい睡眠や食事などの基本的生活習慣が確立されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児（4～5歳）と小・中学生の生活リズム名人認定率：50%以上 (R2 : 43.7% R3 : 39.9% R4 : 40.4% R5 : R6.3月集計) ・「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」児童生徒の割合：85%以上かつ全国平均以上 〔R1 小学校 : 81.1% (81.4%)、中学校 : 79.6% (78.0%)〕 〔R3 小学校 : 81.0% (81.2%)、中学校 : 80.5% (79.8%)〕 〔R4 小学校 : 82.1% (81.5%)、中学校 : 83.4% (79.9%)〕 〔R5 小学校 : 80.5% (83.9%)、中学校 : 81.4% (78.0%)〕 ※（ ）内は全国平均 （「している」、「どちらかといえばしている」と回答した割合） ・「毎日、同じくらいの時刻に起きている」児童生徒の割合：95%以上かつ全国平均以上 〔R1 小学校 : 90.3% (91.6%)、中学校 : 92.8% (92.8%)〕 〔R3 小学校 : 89.6% (90.4%)、中学校 : 92.9% (92.7%)〕 〔R4 小学校 : 90.3% (90.4%)、中学校 : 93.7% (92.2%)〕 〔R5 小学校 : 88.8% (90.5%)、中学校 : 92.1% (91.3%)〕 ※（ ）内は全国平均 （「している」、「どちらかといえばしている」と回答した割合）
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □「親の育ちを応援する学習プログラム」を実践できるファシリテーターを地域で養成するため、保育所、幼稚園、子育て支援センター等の職員や保護者を対象とした研修会が地域で多数開催され、地域の子育てや家庭教育について支援できるような、地域の支援力が一定向上した。 ■より多くの地域に家庭教育支援の取組を広げていくためには、引き続き、それぞれの地域に家庭教育支援の核となる人材を育成していくことが必要である。 ■全ての家庭がよりよい生活習慣を確立するために、継続的な啓発や研修等の取組が必要である。
---------------------------	--

D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）
<p>◆家庭教育支援への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援基盤形成事業：16市町村 　うち家庭教育支援チーム：6市町村 6チーム ・事業未実施の市町村への訪問 　南国市（8月） ・学校や地域での出前講座を実施 　須崎市（5月）、四万十市・香美市（6月）、 　本山町・四万十市（7月）、津野町（9月）、 　いの町・四万十市・香美市・土佐市（10月）、 　奈半利町（11月） ・高知県PTA研究大会の開催：183名（8月） 	<p>■家庭教育支援基盤形成事業では、他課の事業を活用するなど当初の予定より2市町減少した。今後も家庭教育の核となる家庭教育支援チーム等の強化を図り、市町村における家庭教育支援の基盤を構築する必要がある。 →多くの市町村に取組を広げるため、市町村担当者への周知や家庭教育支援の核となる人材育成を推進する。</p>
<p>◆「親の育ちを応援する学習プログラム」活用研修の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援センター、PTA等に「親の育ちを応援する学習プログラム」を活用した研修とファシリテーターの活用を周知（4月） ・「親プロ」を活用した研修会の開催：16箇所、304名 ・認定ファシリテーター養成研修会開催：25名（10、11月） 	<p>■保育所や幼稚園、子育て支援センター等の職員や保護者からの子育てや家庭教育に関する研修依頼は増加している。今後も地域におけるファシリテーターを活用した自主的な研修の実施を推進し、子育てや家庭教育に関する地域の支援力向上を図る必要がある。 →地域の支援力のさらなる向上を図るために、「親プロ」を活用した研修や、認定ファシリテーター養成研修会を継続して実施する。</p>
<p>◆「生活リズムチェックカード」の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全保育所、幼稚園等の4～5歳児及び全小学生にチェックカードを配付：園児（11月）、小学生（5、11月） <p>◆早寝早起き朝ごはん県民運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高知家の早寝早起き朝ごはんフォーラム 2023」の開催：約500名（12月） 	<p>■引き続き、早寝早起き朝ごはん県民運動を推進するため、様々な機会を通じて、より規則正しい生活習慣の重要性を周知する必要がある。 →学校等での「生活リズムチェックカード」の活用を促進するとともにフォーラムやPTA研修会での周知を図る。</p>

事業 名称	基本方針V 対策1- (1) 園内研修支援事業	事業 No, 担当課	91 幼保支援課
概要	県内のどこにいても保育所保育指針や幼稚園教育要領等に沿った質の高い教育・保育が受けられる環境の実現を目指して、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の周知を図りながら、各園が行う園内研修の取組を支援する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した教育・保育実践が広がっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合：100% (R2 : 74.2% R3 : 73.7% R4 : 80.0% R5 : R6.2月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□ガイドライン等を活用し、園内における保育の振り返りや職員間の話し合い等、アドバイザーなどの園への訪問支援により、保育の見直し・改善を行った園が増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向けて、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用方法等について引き続き周知していく必要がある。 ■各地域、各園の教育・保育の課題に基づいた実践が日常的・継続的に行われるよう、市町村主管課とさらに連携して支援していく必要がある。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）と A 今後の方向（→）		
園内研修の充実 ◆園内研修支援 <ul style="list-style-type: none">・幼保支援アドバイザーの委嘱（4月）・高知市と連携した園内研修支援の充実 高知市園長会（公立・私立）でのアドバイザー活用働きかけ（5月）・各園が行う園内研修等へのアドバイザー等派遣による支援の実施：162回 高知市：56回	<p>■各園の保育所保育指針・幼稚園教育要領等を活用した園内における保育の振り返りは進みつつあるが、保育の質の向上のためには、園が外部からの講師を奨励した保育の見直し、改善を行うなどの実践への支援が必要である。</p> <p>→市町村による組織的・計画的な研修体制づくりを促進する。</p> <p>→園内研修によるさらなる質の向上が図られるよう、幼保支援アドバイザーや幼保支援課指導主事等を派遣し、保育所・幼稚園等が実施する園内研修支援を行う。</p> <p>→高知市と連携した園内研修支援を実施する。</p>		
ブロック別研修の充実 ◆ブロック別研修支援 <ul style="list-style-type: none">・県内13ブロックにおける主体的な園内研修体制の構築への支援：108回	<p>■各地域・各園の教育・保育の課題に基づいた実践が日常的・継続的に行われるよう、市町村主管課と連携して支援する必要がある。</p> <p>→「ブロック別研修会」を開催し支援することを通して、主体的な園内研修体制の構築と、さらなる教育・保育の質の向上を図る。</p> <p>→園のミドルリーダーが中核となって、園内研修の計画・立案・運営を行えるような支援や仕組みづくりを行う。</p>		

事業 名称	基本方針V 対策1- (1) 園評価支援事業	事業 No, 担当課	92 幼保支援課 教育センター
概要	管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有したうえで、保育所保育指針等に基づいた教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践につなげる改善のサイクルを構築できるよう、県教育委員会が作成した「園評価の手引き」を活用し、各園が行う園評価の取組を支援する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○園経営計画に基づく園評価が各園で実施され、質の高い教育・保育を目指した園運営の組織的・継続的な改善が進められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園評価の実施率 幼保連携型認定こども園・幼稚園・保育所：100% (R2：幼保連携型認定こども園・幼稚園：100%、保育所：89.7%) (R3：幼保連携型認定こども園・幼稚園：100%、保育所：96.2%) (R4：幼保連携型認定こども園・幼稚園：100%、保育所：98.2%) (R5：R6. 2月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□園評価に関する研修の実施や幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等を実施したことにより、理解が図られ、園評価に取り組む保育所が増加した。また、園評価への関心が高まり、市町村支援や個別の支援の増加につながった。</p> <p>■園評価への正しい理解に基づく実施と、よりよい実践に向けた評価のPDCAサイクルの確立を促す必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）		C 検証（■）とA 今後の方向（→）	
<p>◆園評価に関する研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育センターと研修開催に向けた内容確認（4月） ・教育センター研修において、園評価の手引き研修会の実施（9、12月） 9月：31名、12月：19名 		<p>■研修会や個別の支援を行うことで、園評価についての理解は図られ、園の強みや課題をもとに園評価を生かした園運営をしている園も見られているが、各園の特性を活かした組織的・計画的な教育・保育の改善がさらに図られるようにする必要がある。</p> <p>→各園の特性を生かした園評価への正しい理解を促進するとともに、よりよい実践につなげる改善のサイクルができるよう、研修のさらなる充実を図る。</p>	
<p>◆評価計画等のPDCAサイクルに基づく園評価の実施に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園評価に関する園内研修支援：土佐市11園（5月）、安芸市1園・高知市1園（9月） 土佐市1園・南国市6園（12月） 		<p>■アドバイザー等による相談支援、個別の添削などにより、園評価の理解につながり、それに基づいた実践を行おうとしている園が増えているため、さらに園評価の内容の充実に向けて働きかける必要がある。</p> <p>→市町村単位の相談会の計画や個別相談会の実施を引き続き行う。</p>	
<p>◆園評価等の実施状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の調査結果を踏まえた市町村単位の取組状況の把握 		<p>■R4年度までの調査の結果から、年々園評価に取り組む保育所が増えてはいるが、中身については、園によって内容が様々である。</p> <p>→園評価等を実施していない園の状況を把握し、個別に支援していく。</p> <p>→実施している園の内容を把握しながら、さらなる充実が図られるよう、支援する。</p>	

事業 名称	基本方針V 対策1- (1) 保育者基本研修	事業 No, 担当課	93 幼保支援課 教育センター																												
概要	保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、教育センターを中心に、保育者のキャリアアップ研修を実施する。また、研修受講対象者が計画的に参加できるよう取り組む。																														
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○保育者として専門性が高まり、基礎的な保育の実践力が身についている。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合 研修受講率 新規採用保育者研修：80%以上 (R2 : 50.0% R3 : 47.0% R4 : 41.8% R5 : 41.8%) ○管理職がリーダーシップを発揮することにより、人材育成や園組織の改善が図られている。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合 研修受講率 主任・教頭等研修：80%以上 (R2 : 74.5% R3 : 75.8% R4 : 82.1% R5 : 86.8%) 所長・園長研修：80%以上 (R2 : 69.0% R3 : 75.1% R4 : 81.4% R5 : 85.4%) 																														
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □所長・園長研修、主任・教頭等研修の受講率は年々上昇し、研修受講者が増加することにより、人材育成や園組織の改善につながった。また、受講者が研修内容に概ね満足できる研修となっていた。 ■研修代替の保育者が確保できないことや、複数の保育者を研修に参加させることが困難といったことから、新規採用保育者の研修への参加が十分でない。 ■保育者の教育力・保育実践力の向上を目指し、研修内容の理解度、満足度、新たな気付きの維持・向上を図る必要がある。 ■所長・園長研修、主任・教頭等研修の受講率は上昇しているが、十分な参加とは言えない。また、管理者のリーダーシップによる人材育成や組織マネジメント力を強化していくための、研修内容の充実を図っていく必要がある。 																														
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>基本研修（新規採用保育者研修）の実施</p> <p>◆新規採用保育者研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義・演習内容等の見直し ・日数 7日 センター研修：5日、園内研修：2日 ・センター研修I：56名（5月）※オンデマンド ・センター研修II：54名（7月） ・センター研修III：55名（8月） </td> <td style="width: 50%;"> <p>■保育者の指導力・保育実践力の向上を目指し、研修内容の理解度、満足度、新たな気付きの質・向上を図る必要があるため、新規採用保育者が多数参加できるよう働きかける必要がある。 →講義・内容を見直すとともに、引き続き市町村主管課との連携を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>基本研修（主任・教頭等研修、所長・園長研修）の実施</p> <p>◆管理職ステージにおける研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステージI センター研修：3日（うち遠隔2日） ・ステージII センター研修：2日（うち遠隔1日） ・主任保育士・幼稚園教頭等研修 <ul style="list-style-type: none"> ステージI センター研修I：38名（5月） センター研修II：36名（7月） センター研修III：38名（10月） ステージII センター研修I：25名（6月） センター研修II：24名（12月） ・所長・園長研修 <ul style="list-style-type: none"> ステージI センター研修I：24名（6月） センター研修II：26名（8月） センター研修III：24名（11月） ステージII センター研修I：23名（7月） センター研修II：19名（12月） </td> <td> <p>■管理者のリーダーシップによる人材育成や組織マネジメント力を強化するための、研修内容の充実を図る必要がある。 →人権教育等に関する講義・演習や組織マネジメント力の強化に向けた園評価に関する研修を実施するとともに、他市町村の受講者との情報共有を促すため、グループ協議の研修内容の充実を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>人材育成や組織マネジメントに関する内容の充実</p> <p>「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用</p> <p>基本研修全般において、キャリアステージごとに活用</p> <p>基礎研修II期（センター研修II）：53名（7月）</p> <p>所長・園長研修ステージII（センター研修I）：23名（7月）</p> </td> <td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>研修実施に係る代替保育者の確保</td><td colspan="3"> <p>■補助制度の施設設置者への広報とともに、保育士に準じた配置が可能となる子育て支援員の養成を図る必要がある。 →市町村に補助制度の周知を図るとともに、引き続き子育て支援員等の養成研修を実施する。</p> </td></tr> <tr> <td>◆研修代替保育者の配置に対する補助</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>・補助制度の活用について施設設置者への広報を実施</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>◆子育て支援員を養成する研修の実施</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>・子育て支援員等研修の実施（5～12月）</td><td colspan="3"></td></tr> </table>	<p>基本研修（新規採用保育者研修）の実施</p> <p>◆新規採用保育者研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義・演習内容等の見直し ・日数 7日 センター研修：5日、園内研修：2日 ・センター研修I：56名（5月）※オンデマンド ・センター研修II：54名（7月） ・センター研修III：55名（8月） 	<p>■保育者の指導力・保育実践力の向上を目指し、研修内容の理解度、満足度、新たな気付きの質・向上を図る必要があるため、新規採用保育者が多数参加できるよう働きかける必要がある。 →講義・内容を見直すとともに、引き続き市町村主管課との連携を図る。</p>	<p>基本研修（主任・教頭等研修、所長・園長研修）の実施</p> <p>◆管理職ステージにおける研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステージI センター研修：3日（うち遠隔2日） ・ステージII センター研修：2日（うち遠隔1日） ・主任保育士・幼稚園教頭等研修 <ul style="list-style-type: none"> ステージI センター研修I：38名（5月） センター研修II：36名（7月） センター研修III：38名（10月） ステージII センター研修I：25名（6月） センター研修II：24名（12月） ・所長・園長研修 <ul style="list-style-type: none"> ステージI センター研修I：24名（6月） センター研修II：26名（8月） センター研修III：24名（11月） ステージII センター研修I：23名（7月） センター研修II：19名（12月） 	<p>■管理者のリーダーシップによる人材育成や組織マネジメント力を強化するための、研修内容の充実を図る必要がある。 →人権教育等に関する講義・演習や組織マネジメント力の強化に向けた園評価に関する研修を実施するとともに、他市町村の受講者との情報共有を促すため、グループ協議の研修内容の充実を図る。</p>	<p>人材育成や組織マネジメントに関する内容の充実</p> <p>「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用</p> <p>基本研修全般において、キャリアステージごとに活用</p> <p>基礎研修II期（センター研修II）：53名（7月）</p> <p>所長・園長研修ステージII（センター研修I）：23名（7月）</p>			研修実施に係る代替保育者の確保	<p>■補助制度の施設設置者への広報とともに、保育士に準じた配置が可能となる子育て支援員の養成を図る必要がある。 →市町村に補助制度の周知を図るとともに、引き続き子育て支援員等の養成研修を実施する。</p>			◆研修代替保育者の配置に対する補助				・補助制度の活用について施設設置者への広報を実施				◆子育て支援員を養成する研修の実施				・子育て支援員等研修の実施（5～12月）						
<p>基本研修（新規採用保育者研修）の実施</p> <p>◆新規採用保育者研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義・演習内容等の見直し ・日数 7日 センター研修：5日、園内研修：2日 ・センター研修I：56名（5月）※オンデマンド ・センター研修II：54名（7月） ・センター研修III：55名（8月） 	<p>■保育者の指導力・保育実践力の向上を目指し、研修内容の理解度、満足度、新たな気付きの質・向上を図る必要があるため、新規採用保育者が多数参加できるよう働きかける必要がある。 →講義・内容を見直すとともに、引き続き市町村主管課との連携を図る。</p>																														
<p>基本研修（主任・教頭等研修、所長・園長研修）の実施</p> <p>◆管理職ステージにおける研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステージI センター研修：3日（うち遠隔2日） ・ステージII センター研修：2日（うち遠隔1日） ・主任保育士・幼稚園教頭等研修 <ul style="list-style-type: none"> ステージI センター研修I：38名（5月） センター研修II：36名（7月） センター研修III：38名（10月） ステージII センター研修I：25名（6月） センター研修II：24名（12月） ・所長・園長研修 <ul style="list-style-type: none"> ステージI センター研修I：24名（6月） センター研修II：26名（8月） センター研修III：24名（11月） ステージII センター研修I：23名（7月） センター研修II：19名（12月） 	<p>■管理者のリーダーシップによる人材育成や組織マネジメント力を強化するための、研修内容の充実を図る必要がある。 →人権教育等に関する講義・演習や組織マネジメント力の強化に向けた園評価に関する研修を実施するとともに、他市町村の受講者との情報共有を促すため、グループ協議の研修内容の充実を図る。</p>																														
<p>人材育成や組織マネジメントに関する内容の充実</p> <p>「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用</p> <p>基本研修全般において、キャリアステージごとに活用</p> <p>基礎研修II期（センター研修II）：53名（7月）</p> <p>所長・園長研修ステージII（センター研修I）：23名（7月）</p>																															
研修実施に係る代替保育者の確保	<p>■補助制度の施設設置者への広報とともに、保育士に準じた配置が可能となる子育て支援員の養成を図る必要がある。 →市町村に補助制度の周知を図るとともに、引き続き子育て支援員等の養成研修を実施する。</p>																														
◆研修代替保育者の配置に対する補助																															
・補助制度の活用について施設設置者への広報を実施																															
◆子育て支援員を養成する研修の実施																															
・子育て支援員等研修の実施（5～12月）																															
<p>基本研修（新規採用保育者研修）の実施</p> <p>◆新規採用保育者研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義・演習内容等の見直し ・日数 7日 センター研修：5日、園内研修：2日 ・センター研修I：56名（5月）※オンデマンド ・センター研修II：54名（7月） ・センター研修III：55名（8月） 	<p>■保育者の指導力・保育実践力の向上を目指し、研修内容の理解度、満足度、新たな気付きの質・向上を図る必要があるため、新規採用保育者が多数参加できるよう働きかける必要がある。 →講義・内容を見直すとともに、引き続き市町村主管課との連携を図る。</p>																														
<p>基本研修（主任・教頭等研修、所長・園長研修）の実施</p> <p>◆管理職ステージにおける研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステージI センター研修：3日（うち遠隔2日） ・ステージII センター研修：2日（うち遠隔1日） ・主任保育士・幼稚園教頭等研修 <ul style="list-style-type: none"> ステージI センター研修I：38名（5月） センター研修II：36名（7月） センター研修III：38名（10月） ステージII センター研修I：25名（6月） センター研修II：24名（12月） ・所長・園長研修 <ul style="list-style-type: none"> ステージI センター研修I：24名（6月） センター研修II：26名（8月） センター研修III：24名（11月） ステージII センター研修I：23名（7月） センター研修II：19名（12月） 	<p>■管理者のリーダーシップによる人材育成や組織マネジメント力を強化するための、研修内容の充実を図る必要がある。 →人権教育等に関する講義・演習や組織マネジメント力の強化に向けた園評価に関する研修を実施するとともに、他市町村の受講者との情報共有を促すため、グループ協議の研修内容の充実を図る。</p>																														
<p>人材育成や組織マネジメントに関する内容の充実</p> <p>「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用</p> <p>基本研修全般において、キャリアステージごとに活用</p> <p>基礎研修II期（センター研修II）：53名（7月）</p> <p>所長・園長研修ステージII（センター研修I）：23名（7月）</p>																															
研修実施に係る代替保育者の確保	<p>■補助制度の施設設置者への広報とともに、保育士に準じた配置が可能となる子育て支援員の養成を図る必要がある。 →市町村に補助制度の周知を図るとともに、引き続き子育て支援員等の養成研修を実施する。</p>																														
◆研修代替保育者の配置に対する補助																															
・補助制度の活用について施設設置者への広報を実施																															
◆子育て支援員を養成する研修の実施																															
・子育て支援員等研修の実施（5～12月）																															

事業 名称	基本方針V 対策1- (1) 保育士等人材確保事業	事業 No, 担当課	94 幼保支援課
------------------	-------------------------------------	---------------	-------------

概要	保育所の安定的な運営や、多様な保育サービスの実施に必要な保育士が確保できるよう、保育士再就職支援コーディネーターの配置や、保育士資格の取得を目指す学生に対する返還免除規定のある修学資金の貸付などの取組により、保育人材の確保を図る。
-----------	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○保育所等において、年度途中の入所や、障害児保育、延長保育等の多様な保育サービスの実施に必要な保育人材が確保できている。 ・福祉人材センターがマッチングし就職した保育士等の件数：20件以上 (R2：38件、R3：31件、R4：30件、R5：21件 (R5.11月末)) ・待機児童数：0人 (R2：28人、R3：12人、R4：4人、R5：6人 (各年4.1時点))
-------------------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R4末)	□保育所等において、年度途中の入所や、障害児保育、延長保育等の保育ニーズに対応するために必要な保育人材は一定数確保できた。 ■今後も必要な保育士等の人材を確保するため、潜在保育士の就職支援を行ったり、保育士を目指す人材の拡大を図ったりする必要がある。あわせて、保育士の離職防止を図るために、各保育所等の業務改善や働き方改革に関する取組への支援が必要である。 ■施設の設置者にとっては、少子化に伴い全体の児童数が減少傾向にあることや、0歳児などの途中入所児童の把握が難しいこと等の要因により、数年後の児童数の見込みが難しく継続的に雇用する正規職員を採用しづらい状況にある。 ■待機児童数は減少傾向にあるが、依然発生している状況である。
-------------------------------------	---

D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）
潜在保育士の就職支援 ◆保育士再就職支援コーディネーターによる就労支援 (4月～) ・求職者と施設のマッチング：23件 (12月末) ・職場見学・体験のコーディネート等、潜在保育士向け就職相談会の実施 ・保育所等を訪問した求人情報の把握：61件 (12月末) ・ハローワーク高知での就業相談会の実施 ：8件 (11月末) ◆未就学児を持つ潜在保育士に対する保育料の一部貸付 など利用実績の少ない貸付制度のさらなる周知 ・イオンモール高知での情報発信 (チラシの設置)	■必要な保育士等の人材を確保するため、潜在保育士の就職支援を行う必要がある。 →随時、保育所等訪問による募集状況の把握を行い、求職者とのマッチングを進めるとともに、UI ターン者への広報強化などにより県外からの招き入れの強化を図る。
保育士を目指す学生への支援 ◆保育士修学資金貸付の実施：25人 (12月末) ◆保育職の紹介 ・高等学校への訪問による高校生への紹介 ：13件 (11月末) ・保育士修学資金貸付制度の紹介	■活用促進のため貸付制度のさらなる周知が必要である。 →随時、保育士再就職支援コーディネーターによる保育所への情報提供を行い、貸付制度の活用促進を図る。
保育士等の離職防止に向けた取組 ◆保育所等の経営者層を対象とした研修 ・研修内容の検討 (4月)、関係団体との協議 (7月)	■次世代の保育士を養成するため、保育士を目指す学生への支援に取り組む必要がある。 →保育人材確保のために、保育士を目指す学生への就学支援の拡充を図る。
◆途中入所を見据えた保育士の配置への支援 ・保育サービス等推進総合補助金による財政支援 ：14市町村 40園に配置 ・市町村への補助制度の要望調査 (9月)	■保育士の離職防止を図るために、各保育所等の業務改善や働き方改革に関する取組への支援が必要である。 →引き続き、保育所等の経営者層を対象とした研修を実施し、保育士の離職防止を図る。
	■待機児童は減少傾向にあるが、依然発生している状況である。 →途中入所を見据えた保育士配置への継続支援を実施する。

事業 名称	基本方針V 対策1- (2) 保幼小連携・接続推進支援事業・幼児教育の周知啓発	事業 No, 担当課	95 幼保支援課								
概要	各園で育まれた一人一人の子どもの生きる力の基礎を小学校へ円滑につなぐため、「高知県保幼小接続期実践プラン」の活用や、モデル地域における「接続期のカリキュラム」づくりの成果の普及により、各園・各小学校における接続期のカリキュラムの作成・実践・改善を支援する。 あわせて、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である幼児期の教育に関する周知・啓発を強化する。										
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の教育・保育と小学校教育の円滑で確実な接続が図られる。 <ul style="list-style-type: none"> ・保幼小の連絡会、子どもの交流活動の実施率（それぞれ年3回以上実施） <ul style="list-style-type: none"> 連絡会等実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% (R2 保育所・幼稚園等：49.5%、小学校：55.7% R3 保育所・幼稚園等：59.5%、小学校：66.1% R4 保育所・幼稚園等：56.8%、小学校：58.2% R5：保育所・幼稚園等：55.8%、小学校：62.9%) 子どもの交流活動実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% (R2 保育所・幼稚園等：42.6%、小学校：50.6% R3 保育所・幼稚園等：40.9%、小学校：58.7% R4 保育所・幼稚園等：33.1%、小学校：44.4% R5：保育所・幼稚園等：43.0%、小学校：53.8%) 										
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □これまで重点的に支援を行ったモデル地域（田野町・越知町・黒潮町）の取組成果の県内全域への普及や、アドバイザー等による助言などの取組により、各園が行う公開保育に参加する小学校教員が増加するなど、各地域における取組が充実してきている。 ■多くの保育所・幼稚園等と小学校とで連絡会や交流活動が行われている一方、互いの教育内容を理解し合い、それぞれの指導に生かす「学びをつなぐ」取組が浸透しているとはいえない状況にある。 ■幼児期の教育が重要であることは広く認識されているものの、幼児期の子どもに何が必要か、望ましい教育はどういうものかについては、十分には理解されていない。 ■モデル地域において、5歳児と1年生のカリキュラムを一体的に捉えていくため、関係者が対話を通じて連携し、カリキュラム開発や教育方法の充実・改善を行う必要がある。 										
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)</p> <table border="1"> <tr> <td>「高知県保幼小接続期実践プラン」を活用した各地域の取組支援 ◆研修等による理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等への訪問支援：11回 (うち管理職を含む研修：11回) ◆保幼小接続に関する研修の実施（4、7月） ◆幼児教育研究協議会における小学校の参加：21名 ◆保幼小連携・接続プロジェクトチームによる各地域のカリキュラムの作成や連絡会・交流会等の進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチーム会（5、9、11月） </td><td>■新型コロナウイルス感染症の影響により、連絡会等がしづらい時期もあったが、できる形での交流会等連携・接続を続け、R5年度には再び実施するところが増えている。しかし、学びを小学校へとつなぐことには、課題が残されており、接続に関する研修の開催や訪問支援に取り組む必要がある。 →各地域での取組の推進が図られるよう、市町村等への支援を行う。</td></tr> <tr> <td>モデル地域（春野東小学校区）における「架け橋期のカリキュラム」の開発支援 ◆モデル地域におけるカリキュラム開発委員会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・公開保育や研究授業等の実施を通じた「架け橋期のカリキュラム」の実践支援：29回 ・第1回カリキュラム開発委員会（5、9、12月） ◆モデル地域の取組の市内・県内全域への普及 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域に準じた「子どもをまんなかにして互いの教育内容を話し合う」取組の働きかけと支援（5月～） ・保幼小の架け橋プログラムシンポジウムの実施：362名（12月） </td><td>■モデル地域における「カリキュラム」に基づく実践を支援する必要がある。 →保幼小連携アドバイザー等による訪問支援を継続して行う。 →連絡会等による実践の振り返りを行い、カリキュラムの見直しを図る。</td></tr> <tr> <td>幼児教育の普及啓発 ◆全国トップクラスの専門家による講演会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育長会議における講演会の実施（4月） ◆県議会出先機関調査での県内園訪問（5月） ◆幼児教育普及のためのクリアファイルの作成・配付（12月） </td><td>■モデル地域の取組を全県に普及させる必要がある。 →教育事務所等との連携により、各市町村に架け橋プログラムの取組の内容と取組方法について広く周知し、取組を推進していく。</td></tr> <tr> <td></td><td>■乳幼児期の教育の重要性について市町村や県民に広く周知する必要がある。 →乳幼児期の教育について、冊子等による普及を図る。</td></tr> </table>			「高知県保幼小接続期実践プラン」を活用した各地域の取組支援 ◆研修等による理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等への訪問支援：11回 (うち管理職を含む研修：11回) ◆保幼小接続に関する研修の実施（4、7月） ◆幼児教育研究協議会における小学校の参加：21名 ◆保幼小連携・接続プロジェクトチームによる各地域のカリキュラムの作成や連絡会・交流会等の進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチーム会（5、9、11月） 	■新型コロナウイルス感染症の影響により、連絡会等がしづらい時期もあったが、できる形での交流会等連携・接続を続け、R5年度には再び実施するところが増えている。しかし、学びを小学校へとつなぐことには、課題が残されており、接続に関する研修の開催や訪問支援に取り組む必要がある。 →各地域での取組の推進が図られるよう、市町村等への支援を行う。	モデル地域（春野東小学校区）における「架け橋期のカリキュラム」の開発支援 ◆モデル地域におけるカリキュラム開発委員会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・公開保育や研究授業等の実施を通じた「架け橋期のカリキュラム」の実践支援：29回 ・第1回カリキュラム開発委員会（5、9、12月） ◆モデル地域の取組の市内・県内全域への普及 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域に準じた「子どもをまんなかにして互いの教育内容を話し合う」取組の働きかけと支援（5月～） ・保幼小の架け橋プログラムシンポジウムの実施：362名（12月） 	■モデル地域における「カリキュラム」に基づく実践を支援する必要がある。 →保幼小連携アドバイザー等による訪問支援を継続して行う。 →連絡会等による実践の振り返りを行い、カリキュラムの見直しを図る。	幼児教育の普及啓発 ◆全国トップクラスの専門家による講演会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育長会議における講演会の実施（4月） ◆県議会出先機関調査での県内園訪問（5月） ◆幼児教育普及のためのクリアファイルの作成・配付（12月）	■モデル地域の取組を全県に普及させる必要がある。 →教育事務所等との連携により、各市町村に架け橋プログラムの取組の内容と取組方法について広く周知し、取組を推進していく。		■乳幼児期の教育の重要性について市町村や県民に広く周知する必要がある。 →乳幼児期の教育について、冊子等による普及を図る。
「高知県保幼小接続期実践プラン」を活用した各地域の取組支援 ◆研修等による理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等への訪問支援：11回 (うち管理職を含む研修：11回) ◆保幼小接続に関する研修の実施（4、7月） ◆幼児教育研究協議会における小学校の参加：21名 ◆保幼小連携・接続プロジェクトチームによる各地域のカリキュラムの作成や連絡会・交流会等の進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチーム会（5、9、11月） 	■新型コロナウイルス感染症の影響により、連絡会等がしづらい時期もあったが、できる形での交流会等連携・接続を続け、R5年度には再び実施するところが増えている。しかし、学びを小学校へとつなぐことには、課題が残されており、接続に関する研修の開催や訪問支援に取り組む必要がある。 →各地域での取組の推進が図られるよう、市町村等への支援を行う。										
モデル地域（春野東小学校区）における「架け橋期のカリキュラム」の開発支援 ◆モデル地域におけるカリキュラム開発委員会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・公開保育や研究授業等の実施を通じた「架け橋期のカリキュラム」の実践支援：29回 ・第1回カリキュラム開発委員会（5、9、12月） ◆モデル地域の取組の市内・県内全域への普及 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域に準じた「子どもをまんなかにして互いの教育内容を話し合う」取組の働きかけと支援（5月～） ・保幼小の架け橋プログラムシンポジウムの実施：362名（12月） 	■モデル地域における「カリキュラム」に基づく実践を支援する必要がある。 →保幼小連携アドバイザー等による訪問支援を継続して行う。 →連絡会等による実践の振り返りを行い、カリキュラムの見直しを図る。										
幼児教育の普及啓発 ◆全国トップクラスの専門家による講演会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育長会議における講演会の実施（4月） ◆県議会出先機関調査での県内園訪問（5月） ◆幼児教育普及のためのクリアファイルの作成・配付（12月）	■モデル地域の取組を全県に普及させる必要がある。 →教育事務所等との連携により、各市町村に架け橋プログラムの取組の内容と取組方法について広く周知し、取組を推進していく。										
	■乳幼児期の教育の重要性について市町村や県民に広く周知する必要がある。 →乳幼児期の教育について、冊子等による普及を図る。										

事業 名称	基本方針V 対策2-（1） 親育ち支援啓発事業	事業No. 担当課	96 幼保支援課
概要	保護者の子育て力、保育者の親育ち支援力の向上に向け、保護者を対象とした良好な親子関係や子どもへの関わり方の理解を深めるための講話やワークショップを行うとともに、保育者を対象とした保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などに関する事例研修等を行う。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。 ・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：100% (R2：48.5% (141園／291園) R3：56.1% (162園／289園) R4：69.8% (199園／285園) R5：77.3% (218園／282園))</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□全ての園に親育ち支援担当者が配置され、担当者を中心に、組織的・計画的に保護者支援を行うための体制が整備され、保護者支援の充実につながった。</p> <p>■親育ち支援に関する研修計画を作成している園は年々増加しているが、7割弱にとどまっている。</p> <p>■研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。</p> <p>■園や市町村のニーズや課題に応じた研修実施への支援が必要である。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）と A 今後の方向（→）</p> <p>◆保育者研修の実施への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援アドバイザー（16名）の派遣 ：11回 ・園内研修支援：42回 ・市町村単位の合同研修への支援：4回 <p>■園や市町村のニーズや課題に応じた研修実施への支援や計画的・継続的な取組を推進していくことが必要である。 →保育者の親育ち支援力の向上のため、保育者を対象とした親育ち支援の必要性や支援方法について理解を深める研修を支援する。また、研修計画の作成の意義や効果的な作成方法について個別の園訪問を通じて助言する。</p> <p>◆保護者研修の実施への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援アドバイザー（16名）の派遣 ：46回 ・園内研修支援：58回 <p>◆解説動画の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の保育者がその保育技術を「子育てに役立つコツ（イヤイヤ期の子育て、寝かしつけ、叱ること・褒めること、きょうだいとの関わり、スマホ時代の子育て）」として解説する動画のPR <p>■保護者の子育て力の向上に向け、引き続き各園が行う取組を支援するとともに、より多くの保護者に支援を届ける必要がある。 →保育所・幼稚園等において講話やワークショップなどをを行い、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深める。 →講話やワークショップに参加できない保護者に向け県内の保育者がその保育技術を「子育てのコツ」として解説する動画を広くPRする。</p>		

事業 名称	基本方針V 対策2-（1） 親育ち支援保育者スキルアップ事業	事業 No, 担当課	97 幼保支援課
概要	各園において、組織的・計画的に親育ち支援の取組が行われるよう、親育ち支援担当者等のスキルアップや、各地域の「親育ち支援地域リーダー」の育成を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：100% (R2 : 48.5% (141園／291園) R3 : 56.1% (162園／289園) R4 : 69.8% (199園／285園) R5 : 77.3% (218園／282園)) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□親育ち支援講座や地域別交流会・連絡会等の実施により、親育ち支援担当者や地域リーダーの親育ち支援のスキルアップにつながった。</p> <p>■親育ち支援担当者が自園における役割や研修計画等の作成について理解を深め、中心となって取り組む必要がある。</p> <p>■園数の少ない地域等においては、地域のネットワーク化を図りさまざまな保護者の実態に合わせた支援方法を近隣の市町村の取組から習得できるようにするなど、各地域の課題に応じた支援の充実を図る必要がある。また、各地域の親育ち支援地域リーダーの実践力の向上を図る必要がある。</p> <p>■園内での親育ち支援の研修が計画的に実施されていない園があることから、親育ち支援研修計画の作成方法などの周知や計画に基づく実践を促進していく必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）		C 検証（■）と A 今後の方向（→）	
<p>◆親育ち支援講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般研修：101名（7月） ・キャリアアップ研修：117名（9月） 		<p>■各園において組織的・計画的に親育ち支援が行われるよう園全体の親育ち支援力の向上を図る必要がある。 →親育ち支援の基本的な考え方や保護者への関わり方等についての研修を実施し、保育者（親育ち支援担当者）の親育ち支援力の向上を図る。</p>	
<p>◆親育ち支援担当者研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援担当者の役割等についての講義・演習 「ネットワークを広げよう！親育ち支援担当者の在り方」 ・3地域で実施：各1回 計137名参加 		<p>■各園の親育ち支援担当者が役割を自覚し、研修計画に基づいて親育ち支援が計画的・継続的に行われるよう支援する必要がある。 →親育ち支援担当者が役割を自覚し、研修計画に基づいて計画的・継続的に支援を行うための研修を行う。あわせて、不登校等の未然防止の観点から親育ち支援担当者と小学校の不登校担当教員等との連携を図る取組を進める。</p>	
<p>◆親育ち支援地域別連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内6地域（東部2・中部3・西部1）における親育ち支援推進に向けた協議：26回 		<p>■各地域の課題に応じた支援の充実を図る必要がある。 →親育ち支援地域リーダーが地域の課題解決に向けた協議を行い、親育ち支援の充実につなげる。</p>	
<p>◆親育ち支援地域別交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の親育ち支援地域リーダーを中心とした研修：6回 		<p>■親育ち支援地域リーダーが役割を自覚し、各園の親育ち支援担当者等の実践につながるよう、課題を明確にしながら進める必要がある。 →各地域におけるネットワークづくりや地域の課題に応じた実践交流を行う交流会を開催する。</p>	
<p>◆親育ち支援地域リーダー研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6地域のリーダーを対象とした研修 		<p>■各地域の親育ち支援地域リーダーの実践力の向上を図る必要がある。 →親育ち支援の地域リーダーのスキルアップやコーディネート力の向上のための研修会を開催する。</p>	

事業 名称	基本方針V 対策2- (2) 基本的生活習慣向上事業	事業 No, 担当課	98 幼保支援課
概要	乳幼児期からの望ましい生活習慣や保護者の関わり方の重要性についての保護者理解を促進し、子どもの健やかな育ちにつなげるため、保育所・幼稚園等において、基本的生活習慣の定着を促すための取組を実施する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○食事・睡眠・運動などの基本的生活習慣の重要性について保護者の理解が深まり、子どもたちの基本的生活習慣が定着している。 <ul style="list-style-type: none"> ・夜10時までに寝る幼児の割合（3歳児）：95%以上 (R2 : 95.1% R3 : 95.5% R4 : 93.7% R5 : 93.4%) ○3歳児保護者に対して基本的生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合：100% (R2 : 100% R3 : 99.6% R4 : 100% R5 : 100%) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □「幼児期の基本的生活習慣パンフレット」等を活用した取組が実施され、保護者の理解につながっている。 ■多くの園で「生活リズムカレンダー」等を活用した親子の取組が行われているが、乳幼児期からの基本的生活習慣の定着が厳しい家庭があるため、望ましい生活リズムに向けた保育者・保護者の意識を高める取組が必要である。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）		
基本的生活習慣の定着に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆保護者への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・3歳児・5歳児保護者への基本的生活習慣パンフレット・リーフレットの配付（5、9月） <ul style="list-style-type: none"> 基本的生活習慣の確立 メディア機器との上手な付き合い方 親子のよりよい関わり方 ◆基本的生活習慣取組状況調査の実施（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■乳幼児期からの基本的生活習慣の定着に向け、保育者・保護者の意識を高める必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →保育所・幼稚園等において、基本的生活習慣の定着を促すための取組を実施するとともに、保護者へ啓発を図る。 		
◆保護者を対象とした学習会の実施支援 <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援アドバイザー等の派遣：20回 ・学習会に参加できない保護者に向け、県内の保育者がその保育技術を「子育てに役立つコツ（イヤイヤ期の子育て、寝かしつけ、叱ること・褒めること、きょうだいとの関わり、スマート時代の子育て）」として解説する動画のPR 	<ul style="list-style-type: none"> ■乳幼児期からの基本的生活習慣の定着に向け、保育者・保護者の意識を高める必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →乳幼児期からの望ましい生活習慣の定着に向けて、保護者を対象とした学習会の実施を支援する。 →学習会に参加できない保護者に向け、県内の保育者がその保育技術を「子育てに役立つコツ（イヤイヤ期の子育て、寝かしつけ、叱ること・褒めること、きょうだいとの関わり、スマート時代の子育て）」として解説する動画を広くPRする。 		

事業 名称	基本方針VI 対策1- (1) 社会教育振興事業	事業No. 担当課	99 生涯学習課
概要	社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育主事の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図る。また、社会教育関係団体の活動やネットワークづくりを支援する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育主事の養成及び社会教育担当者の資質向上により、社会教育の推進体制が強化されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育主事を配置している市町村数：26市町村 (R2：13市町村 R3：18市町村 R4：14市町村 R5：14市町村) ・県教育委員会が開催する年間3回の研修会に一度も担当者が出席していない市町村数：0市町村 (R2：5市町村 R3：2市町村 R4：4市町村 R5：R6.2月集計) ○社会教育関係者の活動の活性化や交流の促進により、地域の交流や活性化が進んでいる。 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □社会教育実践交流会を開催し、実践事例に学び、関係者同士のつながりを構築する場を創出することができた。 ■社会教育主事を配置している市町村が減少している。また、市町村からの社会教育主事講習への受講希望者も1町のみと伸び悩んでいる。今後も各地域の社会教育の活性化に向け、社会教育主事の必要性や社会教育担当者の資質向上を図るために助言・支援が必要である。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）と A 今後の方向（→）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆社会教育主事等研修会の開催：年3回 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回：28名（6月） 社会教育・生涯学習入門、グループ演習 ・第2回：39名（8月） 子どもの人権とヤングケアラーについて ■全国や県内の最新の動向を研修に取り入れ、市町村の社会教育推進に寄与する社会教育主事（社会教育士）を養成する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →社会教育に関する講演や演習を通して、社会教育関係者の専門的知識・技能を身につけさせるとともに、地域の学びを支える人材の育成を図る。 →社会教育関係団体の活動やネットワークづくりを支援する。 		
◆国が実施する社会教育主事講習への派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・派遣予定者の検討（5月） ・四国地区大学社会教育主事講習への派遣 香川大学：1名（7～8月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■社会教育法で配置が求められている社会教育主事について、県教育委員会内において新たに1名、市町村等からは4名が講習修了者となった。 <ul style="list-style-type: none"> →今後も県教育委員会からの受講を継続し、講習で得た知識・能力を業務に生かしていく。 →社会教育主事等研修において、受講者の実践報告を実施するなど市町村等からの受講促進に向けた働きかけを継続する。 		
◆社会教育関係団体への助成を通じた活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育振興事業：補助先7団体 ・社会教育関係団体主催事業の広報等の支援（6～3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■関係団体へ助成することによって、組織の強化及び活動を数日させることができている。 <ul style="list-style-type: none"> →継続して社会教育関係団体へ助成事業の進捗状況等について把握し、助言・支援を実施する。 		
◆社会教育実践交流会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・実践交流会実行委員の募集及び選考（8月） ・実践交流会実行委員会の開催（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■実践交流会を開催し、実践事例に学び、関係者同士のつながりを構築する場を創出する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →継続して社会教育実践交流会を開催し、地域での活動の活性化を図り、県内全体の社会教育の振興を図る。 		

事業 名称	基本方針VI 対策1- (1) 学びを支える自然体験活動の推進	事業No.	100
		担当課	生涯学習課

概要	子どもの生きる力を育成するために、小学校や民間団体等が、青少年教育施設や公民館等を活用して行う森林環境教育や自然体験等を含む宿泊体験活動を支援する。また、こうした機会の充実に向けて、森林環境教育や自然体験学習を推進できる人材を育成する。
-----------	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○本県の豊かな自然環境を活用した森林環境学習や体験活動を経験したことのある児童生徒が増加している。 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊を伴う自然体験型学習事業実施校・民間団体：15校・10団体 (R2：3校・3団体 R3：2校・3団体 R4：3校・3団体 R5.11月集計：6校・4団体) ○宿泊を伴う自然体験型学習事業実施校全てにおいて、参加児童生徒の「生きる力」が育成されている。 •同事業の実施前後に行うアンケート結果において、心理的・社会的能力等の、参加児童生徒の「生きる力」を現す項目の平均点が、実施前よりも実施後が向上している学校の割合：90% (R2：66.6% R3：100% R4：100% (事業の実施前後に行うアンケートを実施した2校の結果) R5.11月集計：75% (事業の実施前後に行うアンケートを実施した6校 (うち3校は単独分析、3校は合同分析)) ○学校林をはじめとした森林など、身近な自然環境を活用し、体験を中心とした森林環境教育を推進することができる人材の育成が進んでいる。 •森林環境教育を推進する人材の育成研修（以下「森林活用指導者育成研修」という。）のR3からR5年度までの受講者の合計：60人以上 (R3：12人 R4：20人 (R3、R4の合計：32人) R5：11人 (予定) (R3～R5の合計：43人予定)
-----------------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □森林活用指導者育成研修において、同研修を開始したR3年度から2年間の受講者の合計は32人、うち同研修を修了した森林活動指導者（以下「認定者」という。）は12人 (R3：4人 R4：8人) となった。 ■森林活用指導者育成研修の認定者が、各地域で活躍できる場の情報提供や開拓を行うとともに、複数年にわたる受講が可能であることを周知するなどして、研修受講者や認定者を増やしていくことが必要である。 ■宿泊を伴う自然体験型学習事業では、学校における行事の精選によって集団宿泊体験を実施できる機会が減少している。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加を希望していてもやむを得ず中止となる学校が多かった。
-------------------------------------	---

D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）
宿泊を伴う自然体験型学習事業の推進 ◆宿泊を伴う自然体験型学習事業の周知・募集 ・市町村教育委員会、学校への実施希望調査（4月）	<ul style="list-style-type: none"> ■新型コロナウイルス感染症が5類感染症とされたことなどに伴い宿泊を伴う自然体験型学習を実施する学校や団体が徐々に増加してきた。森林活用指導者育成研修で育成した人材が、実施校で講師として関わることもでき、双方の事業の連携もできた。 →R6年度より、自然体験型学習事業は林業環境政策課の「山の学習支援事業」に移管される。
◆森林活用指導者育成研修の開催 ・事業周知・募集（8～9月） ・研修受講者の募集及び複数年にわたる受講が可能であることを周知（8～9月） ・研修実施：第2回まで終了 ◆認定者の状況把握及び認定者の活動の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ■地域で学校林の活用や教育活動等に関わって支援していくためにも、今後研修修了者へのフォローアップが必要である。 →森林環境教育を推進するための研修を実施する。 ■前年度までの修了者の活動状況を把握するとともに、修了者が各市町村で活動できる場所を開発する必要がある。 →認定者の活動状況等を市町村教育委員会等から情報の収集を行い、好事例となる活動を教職員ポータルサイトに掲載し、環境教育を促進する。
◆環境教育に係る青少年教育施設等の情報発信 ・教職員ポータルサイトに青少年教育施設の情報を掲載（随時）	<ul style="list-style-type: none"> ■自然体験等に関わる青少年教育施設等の新たな情報を発信できた。 →教職員ポータルサイトに青少年教育施設の情報を掲載し、施設活用や環境教育の促進を図る。

事業 名称	基本方針VI 対策1- (1) 青少年教育施設振興事業	事業No. 担当課	101 生涯学習課
概要	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様で魅力的な体験プログラムを提供する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立青少年教育施設の利用者数（青少年：25歳未満）：172,000人以上 (R2：89,734人 R3：110,389人 R4：138,124人 R5：115,414人 (R5.11月集計)) 県立青少年教育施設：青少年センター、幡多青少年の家、香北青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館、塩見記念青少年プラザ 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□定員を上回る応募があった主催事業は、回数を増やして実施し、利用者ニーズに応えた。また、新型コロナウイルス感染症の影響でR2年度、R3年度は中止とした「中学生リーダー研修」について、オンラインで開催することができた。</p> <p>■「中1学級づくり合宿」は、本来は宿泊により効果を発揮する事業であるが、日帰りや学校への出張指導により実施する学校が増えているため、学校と密に連絡をとりながら、限られた日程の中でも、「学級づくり」の目標が達成できるよう支援することが必要である。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）		
魅力的な体験プログラムの実施 ◆主催事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・主催事業実施準備（4月～） ・青少年センター（11月末実績） <p>体験活動事業10事業13回開催：参加者279名 (うち宿泊を伴う：7事業9回、参加者198名) ※悪天候により1事業中止、1事業1回目中止</p> <p>電子申請による参加募集を実施</p> ・幡多青少年の家（11月末実績） <p>体験活動事業6事業12回開催：参加者425名 (うち宿泊を伴う：2事業2回、参加者115名) ※参加者はボランティアを含む</p> 	<p>■青少年が体験活動を通じ、仲間や親子との協力のもと、達成感や感動を共有することで豊かな人間関係の構築や自主性の醸成を図れる事業を行えている。 →参加者が安全に活動できるよう、事故に十分留意しながら、魅力的な体験プログラムを提供していく。</p>		
◆様々な媒体による年間を通じた広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの事業案内（随時） ・施設パンフレット、事業チラシ等の配付（5月～） ・電子申請サービスの手続公開（5月） ・「わくわくチャレンジ」チラシ配布・訪問（4月～） ・「どきどき発見隊」ホームページへ紹介掲載（5月） ・香南ケーブルテレビでのPR（8月～） ・校長会等での事業紹介（10月～） ◆プロスポーツキャンプとの連携＜青少年センター＞ <ul style="list-style-type: none"> ・高知ユナイテッドへの練習場所の提供（7、11月） 	<p>■学校訪問による事業説明のほか、チラシの発送、ホームページやSMS、ケーブルテレビなどで積極的に広報を行っている。 →青少年教育施設における体験活動などの事業内容の有用性をPRすることで利用促進を図る。</p> <p>■プロスポーツキャンプは、関係機関（観光コンベンション協会）等と連携を図って取り組んでいる。 →今後も連携を取り、誘致を推進する。</p>		
不登校の未然防止 ◆中1学級づくり事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学校との事前調整（R5.3～） ・事業の実施 <p>青少年センター：13校（うち宿泊を伴う：8校） 幡多青少年の家：14校（うち宿泊を伴う：8校）</p> 	<p>■本来、宿泊により効果を発揮する事業であるが、日帰りや学校への出張指導での研修実施も増えている。 →学校のニーズを踏まえ、事業の効果を発揮できる学習プログラムの一層の充実を図る。</p>		
不登校児童・生徒の自立支援 ◆不登校対策事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「どきどき発見隊」の実施＜青少年センター＞ 3回実施（5、7、9月） ・「わくわくチャレンジ」の実施＜幡多青少年の家＞ 3回実施（5、7、10月） 	<p>■不登校・不登校傾向にある児童・生徒の自主性や社会性の向上を図るために、安心安全に活動できる居場所としての役割を果たしている。 →児童・生徒のニーズに応じたプログラムにより参加しやすい環境を整え、自主性や社会性、コミュニケーション力の向上につなげていく。</p>		

事業 名称	基本方針VI 対策1- (1) 高知みらい科学館運営事業	事業 No, 担当課	102 生涯学習課														
概要	県内全域を対象とした理科教育・科学文化振興を図るため、高知市が設置する高知みらい科学館の運営費を負担するとともに、県として積極的に運営に参画する。																
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○県内全域の理科教育・科学文化振興の充実が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間入館者数：200,000人以上（うちプラネタリウム観覧者数：50,000人以上） ・年間利用学校数：180校以上 (R2入館者数：114,412人(うちプラネタリウム観覧者数：25,435人)、利用学校数：180校) (R3入館者数：116,418人(うちプラネタリウム観覧者数：26,717人)、利用学校数：167校) (R4入館者数：136,861人(うちプラネタリウム観覧者数：31,121人)、利用学校数：221校) (R5：R6.3月集計) 																
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□プラネタリウム観覧者数は、99席以下の小規模館でH30年度からR3年度まで4年連続全国1位となり、R4年度においても、観覧者数は前年度を上回った。</p> <p>□高知市から離れた地域の県民にも、科学に触れる機会を提供することを目的として、県東部・西部においてサイエンスフェスタを実施した。</p> <p>■高知市外で科学館を利用する学校が固定化してきていることから、学校利用についての周知の方法や時期を工夫していく必要がある。</p> <p>■科学への関心をより高め、ひいては児童生徒に理系分野の科目にも興味を持ってもらえるよう、設置者である高知市と連携して事業内容のさらなる充実を図る必要がある。また、子どもだけではなく、大人も含めた幅広い年代層に利用してもらえるよう、広報活動の支援を行っていく必要がある。</p>																
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）と A 今後の方向（→）</p> <table border="1"> <tr> <td>県内全域の理科教育及び科学文化の振興</td><td>■ 入館者数及び利用学校数ともに昨年を上回る状況である。今後も県の教育施策を科学館の取組に反映させるよう、科学館事業検討会等へ継続して参加し、取組推進への助言や支援を実施する。 →科学館協議会に参加し、事業の効果的な周知方法や時期等を検討し、助言する。 →引き続きサイエンスショーやプラネタリウムプログラム検討会に参加し、県の意向も反映させながら充実を図る。</td></tr> <tr> <td>◆事業内容の充実に向けた検討</td><td>■ 県内全域への科学体験の提供により、児童・生徒等の科学に対する興味・関心を高める必要がある。 →科学への関心をより高め、児童生徒に理系分野の科目にも興味を持ってもらえるよう、高知市と連携して事業内容のさらなる充実を図る。</td></tr> <tr> <td>・科学館事業検討会による進捗管理：月1回（4月～） 科学館の職員による前月の実績報告及び当月・翌月に実施する予定の科学教室等の事業内容の説明 ・高知県版学力定着状況調査結果の共有：(4月) 令和4年度の県版学テの概要（理科）をもとに、学力の状況と課題の共有及び県主催事業を周知 ・サイエンスショーの検討会：(6、7、8、10、12月) 実施前のプログラムの模擬授業参観、改善点検討 ・プラネタリウムプログラムの検討会：(9月) 実施前のプログラムの改善点検討 ・科学館協議会への参加：(8月) 令和4年度の実績報告及び令和5年度事業進捗状況について</td><td></td></tr> <tr> <td>◆学校・教員向け事業の周知・協力</td><td>■ 高知市外からの利用促進のため、県のツールを通じた広報活動や市町村教育委員会等への周知を行う必要がある。 →テレビ・ラジオ読み上げなど県の広報媒体を通じた企画展・イベント等の周知を継続する。 →科学館利用の申込方法等を簡素化し、利用促進を図る。</td></tr> <tr> <td>・学力向上に向けた研修会の周知・参加依頼（4月） ・科学館理科学習：72校、出前教室：10校、学校団体利用：33校、特別支援学校科学館学習：12校 ・教員理科学習会：53名（8月） ・来年度の学校利用に関する周知、利用申込みのとりまとめ（11～12月）</td><td></td></tr> <tr> <td>◆県のツールを通じた広報活動の支援</td><td></td></tr> <tr> <td>・教職員ポータルサイトを活用した周知 ・科学館が実施する「高知サイエンスフェスタWEST/EAST」の情報発信</td><td></td></tr> </table>			県内全域の理科教育及び科学文化の振興	■ 入館者数及び利用学校数ともに昨年を上回る状況である。今後も県の教育施策を科学館の取組に反映させるよう、科学館事業検討会等へ継続して参加し、取組推進への助言や支援を実施する。 →科学館協議会に参加し、事業の効果的な周知方法や時期等を検討し、助言する。 →引き続きサイエンスショーやプラネタリウムプログラム検討会に参加し、県の意向も反映させながら充実を図る。	◆事業内容の充実に向けた検討	■ 県内全域への科学体験の提供により、児童・生徒等の科学に対する興味・関心を高める必要がある。 →科学への関心をより高め、児童生徒に理系分野の科目にも興味を持ってもらえるよう、高知市と連携して事業内容のさらなる充実を図る。	・科学館事業検討会による進捗管理：月1回（4月～） 科学館の職員による前月の実績報告及び当月・翌月に実施する予定の科学教室等の事業内容の説明 ・高知県版学力定着状況調査結果の共有：(4月) 令和4年度の県版学テの概要（理科）をもとに、学力の状況と課題の共有及び県主催事業を周知 ・サイエンスショーの検討会：(6、7、8、10、12月) 実施前のプログラムの模擬授業参観、改善点検討 ・プラネタリウムプログラムの検討会：(9月) 実施前のプログラムの改善点検討 ・科学館協議会への参加：(8月) 令和4年度の実績報告及び令和5年度事業進捗状況について		◆学校・教員向け事業の周知・協力	■ 高知市外からの利用促進のため、県のツールを通じた広報活動や市町村教育委員会等への周知を行う必要がある。 →テレビ・ラジオ読み上げなど県の広報媒体を通じた企画展・イベント等の周知を継続する。 →科学館利用の申込方法等を簡素化し、利用促進を図る。	・学力向上に向けた研修会の周知・参加依頼（4月） ・科学館理科学習：72校、出前教室：10校、学校団体利用：33校、特別支援学校科学館学習：12校 ・教員理科学習会：53名（8月） ・来年度の学校利用に関する周知、利用申込みのとりまとめ（11～12月）		◆県のツールを通じた広報活動の支援		・教職員ポータルサイトを活用した周知 ・科学館が実施する「高知サイエンスフェスタWEST/EAST」の情報発信	
県内全域の理科教育及び科学文化の振興	■ 入館者数及び利用学校数ともに昨年を上回る状況である。今後も県の教育施策を科学館の取組に反映させるよう、科学館事業検討会等へ継続して参加し、取組推進への助言や支援を実施する。 →科学館協議会に参加し、事業の効果的な周知方法や時期等を検討し、助言する。 →引き続きサイエンスショーやプラネタリウムプログラム検討会に参加し、県の意向も反映させながら充実を図る。																
◆事業内容の充実に向けた検討	■ 県内全域への科学体験の提供により、児童・生徒等の科学に対する興味・関心を高める必要がある。 →科学への関心をより高め、児童生徒に理系分野の科目にも興味を持ってもらえるよう、高知市と連携して事業内容のさらなる充実を図る。																
・科学館事業検討会による進捗管理：月1回（4月～） 科学館の職員による前月の実績報告及び当月・翌月に実施する予定の科学教室等の事業内容の説明 ・高知県版学力定着状況調査結果の共有：(4月) 令和4年度の県版学テの概要（理科）をもとに、学力の状況と課題の共有及び県主催事業を周知 ・サイエンスショーの検討会：(6、7、8、10、12月) 実施前のプログラムの模擬授業参観、改善点検討 ・プラネタリウムプログラムの検討会：(9月) 実施前のプログラムの改善点検討 ・科学館協議会への参加：(8月) 令和4年度の実績報告及び令和5年度事業進捗状況について																	
◆学校・教員向け事業の周知・協力	■ 高知市外からの利用促進のため、県のツールを通じた広報活動や市町村教育委員会等への周知を行う必要がある。 →テレビ・ラジオ読み上げなど県の広報媒体を通じた企画展・イベント等の周知を継続する。 →科学館利用の申込方法等を簡素化し、利用促進を図る。																
・学力向上に向けた研修会の周知・参加依頼（4月） ・科学館理科学習：72校、出前教室：10校、学校団体利用：33校、特別支援学校科学館学習：12校 ・教員理科学習会：53名（8月） ・来年度の学校利用に関する周知、利用申込みのとりまとめ（11～12月）																	
◆県のツールを通じた広報活動の支援																	
・教職員ポータルサイトを活用した周知 ・科学館が実施する「高知サイエンスフェスタWEST/EAST」の情報発信																	

事業 名称	基本方針VI 対策1- (1) 志・とさ学びの日推進事業	事業 No, 担当課	103 教育政策課 生涯学習課
概要	高知県教育の日「志・とさ学びの日」(11月1日)の趣旨に沿って「すべての県民が、教育について理解と関心を深め、高い志を持つ子どもたちを育み、ともに学びあう意識を高めるとともに、一人一人が学ぶ目的や喜びを自覚し、生涯にわたって学び続ける風土をつくりあげていく」ため、県民が教育の現状について知り、考えるためのきっかけづくりなどの取組により教育的な風土を醸成する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○県民に教育について理解と関心を深めていただき、生涯にわたり学び続ける喜びや意欲を育むことで教育的な風土がつくられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の日関連行事の実施件数 　　: 県 : 60 件以上 　　(R1 県 : 120 件、市町村 : 280 件 R3 県 : 54 件 R4 県 : 46 件 R5 県 : 90 件) 　　※教育・文化週間の前後（11月1日～7日の本週間及び前後2週間程度）に実施された件数 ・教育に関する施策やデータ等を市町村広報紙等に公表した市町村（学校組合）数 　　: 35 市町村（学校組合）(R4 : 35 市町村（学校組合） R5 : R6. 3月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□テレビ広報番組「くろしおくん presents はばたけ！高知の未来たち」にて、「志・とさ学びの日」の周知・啓発を行った。(本放送 : 10/29、再放送 : 11/12)</p> <p>■各種媒体を活用し、本県の子どもたちの現状を踏まえた教育施策について県民に周知・広報してきたが、さらに教育への関心を高め、理解や協力を得るため、発信方法等の工夫を図る必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)</p> <p>■各種媒体を活用し、本県の子どもたちの現状を踏まえた教育施策について県民に周知・広報してきたが、さらに教育への関心を高め、理解や協力を得るため、発信方法等の工夫を図る必要がある。 →これまでの取組に加え、教育施策のPR動画や各教育現場での取組等の動画を作成し配信するなど、新たな広報の取組を実施する。</p>		
啓発行事・関連行事等の実施	<p>■市町村の教育関係者や保護者等が対象の研修会等で「教育の日」と関連付けた啓発活動を行うことで、周知は着実に進んでいるが、認知度は十分ではない。 →継続して11月1日前後に実施する関連事業として位置付けた行事における、ロゴマーク等の活用や、新たに作成する動画等により、PRを行うとともに関連行事を周知する。</p>		

事業 名称	基本方針VI 対策1- (1) 生涯学習活性化推進事業	事業 No, 担当課	104 生涯学習課
概要	県民一人一人がニーズや希望に応じて学び、その成果を発揮できるよう、市町村や民間・大学等と連携し、県内のあらゆる学びの場や学びの成果を生かせる場に関する情報提供・相談をNPO法人に委託して行う。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○生涯学習支援センターが、県民にとって生涯にわたって学び続けるための情報拠点となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習ポータルサイトへのアクセス件数（ページビュー数）：70,000件／年 以上 (R2：57,012件 R3：70,633件 R4：79,383件 R5.11月末集計：73,144件) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □生涯学習ポータルサイトについて、アクセスする際に地域ごとの情報が得やすくなつたことや広報活動によって、アクセス件数が増加している。 □県民の生涯学習に対する関心の高まりに応えるよう、生涯学習支援センターにおいて、さまざまな相談に対応できている。 ■生涯学習ポータルサイトの情報提供元に、情報掲載に至る方法等が十分伝わっておらず、ポータルサイトに掲載できていない場合があるため、ポータルサイトの運営等について情報提供元と共通理解を図る必要がある。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）		
生涯学習ポータルサイトの運用	<p>■新たな情報提供元の開拓は一定進んできたことから、さらに開拓を行う必要がある。</p> <p>→多様なニーズに応じたポータルサイトを構築するため新たな情報提供元を拡充する。</p> <p>■チラシ「まなび場 Search」を活用し、さらに生涯学習ポータルサイトを周知する必要がある。</p> <p>→「まなび場 Search」の周知を図る。</p>		
◆情報提供元との連携 ・新たな情報提供元の開拓：3機関（9月） (高知県立歴史民俗資料館、高知県立文学館、高知県立埋蔵文化財センター) ◆情報掲載及びPRの実施 ・チラシ「まなび場 Search」の配付（8月）			
県民に向けた生涯学習に関する情報提供や、生涯学習に関わる多様な相談への対応	<p>■生涯学習ポータルサイトの市町村教育委員会への周知とともに、市町村からも情報を収集し、ポータルサイトへ掲載ができている。</p> <p>→市町村教育委員会が実施する生涯学習に関する講座の照会、サイトへ掲載する。</p> <p>■県民の生涯学習に対する関心の高まりに応えるよう、さまざまな相談に対応できている。</p> <p>→電話やメールによる相談対応を継続し、情報提供を引き続き実施する。</p>		
◆生涯学習ポータルサイトの管理・運営 ・市町村教育委員会が実施する生涯学習に関する講座の照会、サイトへの掲載（7、10月） ◆生涯学習支援センターにおける相談対応 ・電話やメールによる相談への対応 ：NPO法人委託、2名体制			
◆高知県視聴覚ライブラリー及び塩見文庫の管理 ・学校や民間団体等の問い合わせに応じ、随時教材を購入（6月）	<p>■高知県視聴覚ライブラリー及び塩見文庫の保存や管理についての状況把握を行い、適切な管理を行う必要がある。</p> <p>→高知県が所有する視聴覚資料等の保管や、貸出・閲覧を実施する。</p> <p>→学校や民間団体等の問い合わせに応じ、随時教材を貸出を行う。</p>		

事業 名称	基本方針VI 対策1-(2) 図書館活動事業	事業No. 担当課	105 生涯学習課
概要	利用者の多様なニーズに応えるため、紙資料と電子資料の両方を提供するハイブリッド型図書館として非来館型サービスの充実を図るとともに、地域の課題解決の支援ができる図書館の実現に向けて、新鮮で幅広い資料・情報の収集・提供、関係機関と連携したサービスの充実と、積極的な情報発信により、図書館の利活用を促進する。また、協力貸出や人材育成の支援などにより、市町村立図書館等への支援を強化する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	○県内の図書館が、住民の日常的な学習・文化活動の場として、仕事や暮らしの中で生じる様々な課題の解決を支援する「知」の拠点、情報の拠点となっている。 ・県民一人当たりの図書貸出冊数（私立図書館を含む。）：4.9 冊以上 (R2 : 4.3 冊 R3 : 4.9 冊) ・県立学校、市町村立図書館等への協力貸出冊数：35,000 冊以上 (R2 : 33,823 冊 R3 : 38,959 冊 R4 : 40,827 冊 R5 : 29,944 冊 (R5.11月集計)) ・オーテピア高知図書館におけるレファレンス件数：30,000 件以上 (R2 : 26,530 件 R3 : 27,627 件 R4 : 20,621 件 R5 : 14,048 件 (R5.11月集計)) ・電子図書館閲覧数：30,000 回 (R2 : 14,495 回 R3 : 7,751 回 R4 : 18,488 回 R5 : 46,161 回 (R5.11月集計)) ・デジタルギャラリー閲覧件数：50,000 件以上 (R3:47,590 件 R4:45,593 件 R5:29,064 件 (R5.11月集計))		
取組の 成果と 課題 (R4末)	□マイナンバーカードと図書館カードの連動による利便性の向上や、幅広い資料・情報の収集・提供に取り組み、県民のニーズに応えることができた。 ■利用者自らが様々な情報源の中から必要な情報を収集し、課題の解決ができるように、関係機関と連携して支援する必要がある。 ■県民が、それぞれの地域で役立つ情報を得られる環境を整えるため、非来館型サービスの充実や、市町村立図書館等の活性化に向けた支援の強化、学校図書館の実態に応じたきめ細かな支援が必要である。 ■さらなる利用促進のため、関係機関と連携して図書館サービスを周知し、認知度を高める必要がある。		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）		C 検証（■）とA 今後の方向（→）	
地域を支える情報拠点	◆資料の充実とデータベースの整備による情報の提供 ・紙資料（一般図書、雑誌・新聞）の収集・提供 ・電子図書館等の充実：6,762 タイトル（11月） ・データベースによる情報の提供 ・ウェブサイト等によるレファレンスの受付 ・閲覧型電子書籍サービスの提供開始（7月） ◆歴史的価値のある資料の保存・提供 ・貴重資料の目録作成、資料のデジタル化及び Web サイトでの公開準備	■紙資料の収集・提供、データベースによる情報提供と併せて、新たな閲覧型電子書籍サービスの導入、貴重資料のデジタル化等、様々な情報源を提供し、利用者自らが情報を活用して課題を解決するための支援を行った。 →引き続き、新鮮で幅広い資料の収集・提供、データベースによる情報提供を行うとともに、外国語、専門書、雑誌のコンテンツ等の充実、GIGAスクール端末で活用できる電子書籍等のコンテンツの充実を図る。また、所蔵する貴重資料のデジタル化を進める。	
課題解決支援サービスの充実	◆様々な課題解決支援 ・パスファインダーの提供：18 種類（11月） ・ブックリストの提供：187 種類（11月） ・データベースの利用件数：2,067 件 ・情報リテラシー講座の開催：3 回（5、9、11月） ・データベース講座、図書館活用講座の開催 ◆司書の専門性向上 ・県外研修への参加：8 回：（4～11月）	■関係機関と連携した展示・イベントを実施、講座を開催することで、様々なニーズに応じた情報を提供し、県民の課題解決を支援できた。また、県内外の専門講座への派遣、館内研修等により司書の専門性の向上を図った。 →アウトリーチ担当職員を中心に、関係機関との連携による相談や関係機関担当者会、データベース講習会、オンラインによる情報リテラシーの学習機会を提供し、課題解決を支援する。また、専門講座への派遣等により、司書の専門性のさらなる向上を図る。	
県内の読書・情報環境の充実に向けた支援	◆協力貸出の実施 ・市町村支援用及び学校図書館用資料の収集、貸出用図書セットの作成・提供 ◆市町村職員等研修の実施 ・図書館サービス研修：4回（5～9月） ・ブロック別研修：3回（6、7月） ・どこでも研修：3回（6、9、10月） ◆巡回訪問、電話、メールによる助言・サポートの実施 ・市町村立図書館等・学校図書館への訪問によるニーズ調査・助言・サポートの実施	■市町村立図書館等からのニーズに応じた協力貸出等による物的支援や、市町村職員を対象とした研修による人的支援を実施し、サービスの充実と職員のスキル向上につながった。また、県立学校図書館等と連携・協力し、各校の取組に応じた資料の提供を行った。 →県生涯学習課と情報を共有し、各図書館に向けた情報発信や助言を行うとともに、外国人材の確保・活躍に関する分野、デジタル化・グリーン化・グローバル化の取組の推進を支援するための図書セットの貸出を行う。また、市町村立図書館等ごとの課題に対する支援及び人材を考慮した研修計画を作成する。	
様々なサービスの周知、PR 等	◆積極的な広報及び利用者に応じた対象別の図書館サービスの周知と利用促進 ・学校、施設等への訪問による図書館サービスの周知 ・SNS 等を活用した図書館サービスの周知：随時更新 ・オーテピア開館 5 周年イベントの実施 「トーケイイベント」、「記念講演会」、「みんなのオーテピア川柳大募集」（5～6月）：応募総数 1,220 点 ・ホームページ、SNS、リーフレット作成 ・全てのセルフ貸出機でスマートフォンやマイナンバーカードにより貸出できるよう機器を改修	■積極的な情報発信と対象を絞った図書館サービスの周知を行うとともに、セルフ貸出機の改修により利用者の利便性の向上を図った。 →関係機関との連携によるサービスの周知や「電子図書館」未登録校への訪問等により活用を促進するとともに、電子書籍のコンテンツの充実を図る。	

事業 名称	基本方針VI 対策1- (2) 読書活動推進事業	事業 No, 106
担当課	生涯学習課	
概要	県内全域の図書館等の振興に向け、「高知県図書館振興計画」に基づき、市町村図書館の活動を支援するとともに、子どもたちが日常的に読書に親しみどこに住んでいても読書ができる読書環境の充実を促進するため、「第四次高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティア講座などに取り組む。	
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの自発的な読書活動が行われ、家庭や地域での読書時間が増加している。 ○発達段階に応じた読書活動が定着し、家庭での読書が習慣化している。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が家や図書館で普段（月～金）に全く読書をしない割合が全国平均より3ポイント以上下回る。 (R1 小学校：16.1% (全国 18.7%)、中学校：31.0% (全国 34.8%)) (R3 小学校：22.4% (全国 24.0%)、中学校：33.6% (全国 37.4%)) (R4 小学校：24.0% (全国 26.3%)、中学校：36.3% (全国 39.0%)) (R5 小学校：23.6% (全国 24.5%)、中学校：35.7% (全国 36.8%)) ○地域における図書館の需要を拡大し、本県の読書・情報環境の改善につなげる。 ・市町村立図書館の年間入館者数：950,000人 (R1: 799,834人 R2: 658,954人 R3: 652,490人) 	
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □読書ボランティア養成講座に実践講座を取り入れたことで、読書ボランティアとしてのスキル向上に向けて、より実践的に学ぶことができ、人材の育成が進んだ。 □「第四次高知県子ども読書活動推進計画」策定後、市町村訪問や計画概要のリーフレットの配付等により、市町村教育委員会や図書館、学校等に計画の内容を周知することができた。 ■全く読書をしない割合は、小・中学校ともに増加傾向にあるため、「第四次高知県子ども読書活動推進計画」の推進のポイントにもなっている読書に興味・関心を持ってもらえる取組の推進が必要である。 	
D 令和5年度 これまでの取組状況 (4~12月)		C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)
<p>「第四次高知県子ども読書活動推進計画」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高知県子ども読書活動推進協議会 		<ul style="list-style-type: none"> ■第四次高知県子ども読書活動推進計画のリーフレットを図書館や学校等へ配付し、読書環境の整備や充実に向け、取組の周知、啓発を行った。 →高知県子ども読書活動推進協議会において、第四次高知県子ども読書活動推進計画の点検・評価を行い取組を推進する。
<p>子どもが本に触れる機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆本との出会い事業の実施 ◆市町村における読書ボランティアの活用促進 		<ul style="list-style-type: none"> ■市町村の乳幼児に絵本を配付し、乳幼児健診等の場を活用して読み聞かせ活動を行い、乳幼児期から本に親しみきっかけをつくる。 →乳幼児健診の際に推薦リストを配付し、保護者等の読み聞かせ活動を促進する。 ■市町村における読書ボランティアの活動状況を調査し、名簿作成を行う。 →読書ボランティアの名簿を市町村に周知し、読み聞かせ等による読書活動等への活用を促進する。
<p>読書ボランティアの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆読書ボランティア養成講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地区別講座：64名 (9、10、11月) ・実践講座：16名 (12月) ◆学び場人材バンクへの登録と活用促進 		<ul style="list-style-type: none"> ■読書ボランティア養成講座において、初心者から経験者まで状況に応じた講座を実施した。 →引き続き地区別講座、全体講演会、出張講座、実践講座を実施し、各地域でボランティアを養成する。 ■学び場人材バンクへの登録の促進を行う。 →人材バンクに登録した読書ボランティアを中心に、養成した読書ボランティアの情報を把握し、各種事業をとおして読書機会の充実を促進する。
<p>「高知県図書館振興計画」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高知県市町村図書館等振興協議会における進捗状況の点検・評価 ◆市町村に向けた支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・所管行政職員への研修 ：23名 (1回：15名、2回：8名) 		<ul style="list-style-type: none"> ■市町村立図書館における現在位置の作成し、状況把握を行う。 →高知県市町村図書館等振興協議会における進捗状況の点検・評価を行い取組を推進する。 ■地域における図書館の役割や情報環境の理解につながるように、図書館所管行政職員等に向けた研修が実施できた。 →引き続き、所管行政職員への研修を実施する。

事業 名称	基本方針VI 対策1- (3) 中学校夜間学級教育活動充実推進事業	事業 No, 担当課	107 高等学校課 小中学校課							
概要	さまざまな背景を持つ方の就学機会（学びの場）を確保するため、個々の生徒の学習状況に応じた教材の選定や指導方法の工夫などを行い、学ぶ喜びを実感できる教育環境を整備することにより、公立中学校夜間学級（夜間中学）の教育活動の充実を図る。また、中学校を卒業していない方だけでなく、外国籍の方など、夜間学級に関する情報をより多くの人に周知する。									
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校夜間学級を開校し、様々なニーズに応じた学びが実現している。 <ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する広報・周知活動の実施 ・個別ニーズに応じた教育課程の編成 ・円滑で持続可能な学校運営及び教育活動の実施 <p style="margin-top: 5px;">(R5 在学者：14名 うち R5 入学生：4名)</p>									
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □施設・設備が充実することで、様々な学習が可能となり、生徒のニーズに対応した教育が展開されている。 ■テレビ・ラジオやウェブサイト、チラシを用いた広報を行うとともに、追加募集期間を設けたが、入学申請書の提出は少ないため、広報活動のより一層の充実が求められる。 ■市町村教育委員会とのスムーズな連携を図ることができたが、入学希望者の獲得にはつながっていない。 									
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）と A 今後の方向（→）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> 円滑な学校運営 <ul style="list-style-type: none"> ◆教育環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・指導計画などの改善 ・備品や教材等の整備 ◆教育活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の学習状況やニーズに合わせた教材の工夫 </td><td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ■施設・設備については充実してきているものの、生徒の状況に合わせた教育環境のさらなる整備、教材の工夫を行う必要がある。 <p style="margin-top: 5px;">→中学校を卒業していない方や外国籍の方など、様々な背景をもつ方々の「学びの場」として、生徒の学習状況を把握し、ニーズに応じたさらなる教育環境の整備や教材・指導方法等の充実を図る。</p> </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 生徒募集に向けた広報周知活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆広報周知活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間学級のホームページの充実 ・学校説明会チラシの配布 ・学級案内、募集案内、ポスターの配布 ・YouTube「とさまなチャンネル」での学校紹介 </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ■生徒募集に向けた広報周知活動のさらなる充実を図る必要がある。 <p style="margin-top: 5px;">→夜間学級のホームページの充実やポスター・学校案内の工夫、説明会や見学会の充実、関係機関への広報協力依頼など、生徒募集に向けた広報・周知活動を一層推進する。</p> </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 市町村教育委員会との連携 <ul style="list-style-type: none"> ◆連絡協議会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な事情を持った学齢生徒等の体験的な学びの場としての活用を検討 ・夜間学級に関心がある方に直接的にアプローチする手立ての検討 </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ■各市町村教育委員会への夜間中学担当窓口の設置依頼や市町村教育委員会との連絡協議会の実施などを通じて連携を図ることができたが、そのことが直接的な入学希望者の獲得にまではつながっていない。 <p style="margin-top: 5px;">→連絡協議会の充実や他の会議等において夜間学級についての説明の機会を得ることなどを通して、市町村教育委員会と県教育委員会との連携の一層の強化を図る。</p> </td></tr> </table>	円滑な学校運営 <ul style="list-style-type: none"> ◆教育環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・指導計画などの改善 ・備品や教材等の整備 ◆教育活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の学習状況やニーズに合わせた教材の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ■施設・設備については充実してきているものの、生徒の状況に合わせた教育環境のさらなる整備、教材の工夫を行う必要がある。 <p style="margin-top: 5px;">→中学校を卒業していない方や外国籍の方など、様々な背景をもつ方々の「学びの場」として、生徒の学習状況を把握し、ニーズに応じたさらなる教育環境の整備や教材・指導方法等の充実を図る。</p> 	生徒募集に向けた広報周知活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆広報周知活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間学級のホームページの充実 ・学校説明会チラシの配布 ・学級案内、募集案内、ポスターの配布 ・YouTube「とさまなチャンネル」での学校紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ■生徒募集に向けた広報周知活動のさらなる充実を図る必要がある。 <p style="margin-top: 5px;">→夜間学級のホームページの充実やポスター・学校案内の工夫、説明会や見学会の充実、関係機関への広報協力依頼など、生徒募集に向けた広報・周知活動を一層推進する。</p> 	市町村教育委員会との連携 <ul style="list-style-type: none"> ◆連絡協議会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な事情を持った学齢生徒等の体験的な学びの場としての活用を検討 ・夜間学級に関心がある方に直接的にアプローチする手立ての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■各市町村教育委員会への夜間中学担当窓口の設置依頼や市町村教育委員会との連絡協議会の実施などを通じて連携を図ることができたが、そのことが直接的な入学希望者の獲得にまではつながっていない。 <p style="margin-top: 5px;">→連絡協議会の充実や他の会議等において夜間学級についての説明の機会を得ることなどを通して、市町村教育委員会と県教育委員会との連携の一層の強化を図る。</p> 			
円滑な学校運営 <ul style="list-style-type: none"> ◆教育環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・指導計画などの改善 ・備品や教材等の整備 ◆教育活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の学習状況やニーズに合わせた教材の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ■施設・設備については充実してきているものの、生徒の状況に合わせた教育環境のさらなる整備、教材の工夫を行う必要がある。 <p style="margin-top: 5px;">→中学校を卒業していない方や外国籍の方など、様々な背景をもつ方々の「学びの場」として、生徒の学習状況を把握し、ニーズに応じたさらなる教育環境の整備や教材・指導方法等の充実を図る。</p> 									
生徒募集に向けた広報周知活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆広報周知活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間学級のホームページの充実 ・学校説明会チラシの配布 ・学級案内、募集案内、ポスターの配布 ・YouTube「とさまなチャンネル」での学校紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ■生徒募集に向けた広報周知活動のさらなる充実を図る必要がある。 <p style="margin-top: 5px;">→夜間学級のホームページの充実やポスター・学校案内の工夫、説明会や見学会の充実、関係機関への広報協力依頼など、生徒募集に向けた広報・周知活動を一層推進する。</p> 									
市町村教育委員会との連携 <ul style="list-style-type: none"> ◆連絡協議会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な事情を持った学齢生徒等の体験的な学びの場としての活用を検討 ・夜間学級に関心がある方に直接的にアプローチする手立ての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■各市町村教育委員会への夜間中学担当窓口の設置依頼や市町村教育委員会との連絡協議会の実施などを通じて連携を図ることができたが、そのことが直接的な入学希望者の獲得にまではつながっていない。 <p style="margin-top: 5px;">→連絡協議会の充実や他の会議等において夜間学級についての説明の機会を得ることなどを通して、市町村教育委員会と県教育委員会との連携の一層の強化を図る。</p> 									

事業 名称	基本方針VI 対策1-(3) 若者の学びなおしと自立支援事業	事業No. 担当課	108 生涯学習課
概要	中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、進学や就職に支援を必要とする若者、及び就職氷河期世代のうち長期間無業であった方などに対して、「若者サポートステーション」を核とした修学や就労に向けた支援を行うことで社会的自立を促進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○社会的自立に困難を抱える若者を一人でも多く支援機関につなぐことにより、修学・就労などによる社会的な自立が実現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「若者サポートステーション」利用者の進路決定率（単年度）：40%以上 (R2 : 42.8% R3 : 39.5% R4 : 36.0% R5.11月集計 : 34.5 %) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者等の情報提供の仕組みである「若者はばたけネット」を活用した定期的な情報提供依頼、地区別連絡会や訪問などによる事業説明により、支援を必要とする若者を「若者サポートステーション」につなぐために必要な関係機関との連携が広がった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■修学や就労に向けた継続的な支援を行ったが、支援期間の長期化などにより進路決定率は低下している。 ■就職氷河期世代の利用者手当の支給や、事業所協力金を活用し、職場体験の場を確保して就職に向けた支援をより一層実施していくことが必要である。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)</p> <p>社会的自立に困難を抱えた方に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「若者サポートステーション」における支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・利用登録者数：415人 (前年度末在籍者数+新規登録者数) ・進路決定者数：143人 ・学習支援参加者数：461人 ・セミナー等参加者数：924人 ・アウトリーチ型支援：479件 ・オンライン対応：107件 ◆各県立学校や関係機関等への事業周知及び誘導依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・事業説明やチラシ配付（4月） ・YouTube「とさまなチャンネル」による広報 ◆市町村教育委員会への聞き取り調査 <ul style="list-style-type: none"> ・中学校を進路未定で卒業した生徒の状況把握 ：11市町村 28名 (R5.9月集計) ◆私立学校への事業周知及び聞き取り訪問調査 		
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区別連絡会・高等学校担当者会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・県内6カ所で開催：132名（5～6月） 		
支援関係者の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆就職氷河期世代活躍支援に携わる支援者研修 <ul style="list-style-type: none"> ・県内指導者を対象とした事前検討会の実施（5月） ・「若者はばたけプログラム」を活用し、就職氷河期世代に携わる支援者対象の研修会開催：84名 (R5.10月集計) 		
	<ul style="list-style-type: none"> ■就職氷河期世代活躍支援に携わる支援者研修をきっかけとして、「若者はばたけプログラム」を活用し、支援方法や利用者との関係性の向上が必要である。 →「若者はばたけプログラム」を活用し、就職氷河期世代に携わる支援者を対象とした研修会を開催する。 		

事業 名称	基本方針VI 対策1- (3) 定時制教育の充実	事業 No, 109
担当課	高等学校課	
概要	定時制教育において、就学・就労に向けたきめ細かな支援や、聴講生の受け入れ拡充などに取り組む。また、社会人で学び直しを希望する人など、多様な学びのニーズに対応する。	
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的な知識や技術の習得、資格取得など、定時制教育を通じて自身のキャリアアップを図ることができる。(高知工業高校定時制専修コースの充実：電気科専修コース、建築科専修コース) <ul style="list-style-type: none"> ・高知工業高校定時制専修コース入学者数：前年度（13人）以上 (R4：8人) ○聴講生の受け入れ拡充：生涯にわたって学び続けることのできる多様な学びの場を充実させる。 <ul style="list-style-type: none"> (R2 実績 県立定時制高校：12校中、聴講生受け入れ校：5校、実人数：43人) (R3 実績 県立定時制高校：12校中、聴講生受け入れ校：5校、実人数：51人) (R4 実績 県立定時制高校：12校中、聴講生受け入れ校：5校、実人数：46人) (R5 実績：R6.3月集計予定) 	
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □生徒の学校生活の様子や学習状況を把握するために、指導主事等による計画的な学校訪問が実施できた。 ■生徒の学びに向かう力や達成感、主体的に学習に取り組む態度の育成や社会的自立につながるよう、学習活動の充実や授業改善、進路指導の充実に向けた取組が必要である。 ■聴講生の受け入れについては、学びのニーズを捉え、開設する教科等の見直しを行う必要性がある。 ■特別な支援を必要とする生徒もいることから、受入体制が整わない学校もある。こうした生徒への支援体制を整えながら、聴講生の受け入れに向け環境整備を行っていく必要がある。 	
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）	
学習指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■生徒の学びに向かう力や達成感、主体的に学習に取り組む態度の育成や社会的自立につながるよう、学習活動の充実や授業改善、進路指導の充実に向けた取組が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> →生徒の学校生活の様子や学習状況の把握するための計画的な学校訪問を実施する。 →教員の指導力向上に向けた支援を推進する。 	
専修コースの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■専門的な知識や技術の習得、資格取得など、定時制教育を通じて自身のキャリアアップを図ることができる教育の機会を提供が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> →取組事例の共有を図る。 →効果的なカリキュラムを検討し、取組の充実を図る。 	
聴講生の受入体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■各校における聴講生受け入れ促進を図るために、学びのニーズを捉え、開設する教科や見直しを行いながら、受け入れ体制や学習環境を整備する取組が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> →聴講生実施校間での情報交換を実施する。 →多様な学びのニーズへの対応ができるよう各校で検討し、取組の充実を図る。 →聴講生制度の積極的な実施について協力依頼を実施する。 	

事業 名称	基本方針VI 対策2- (1) 防災教育推進事業	事業 No,	110
		担当課	学校安全対策課
概要	児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動できる力を身につけられるよう「高知県安全教育プログラム」に基づく防災を中心とした安全教育を一層推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○学校の防災教育において、児童生徒等が自らの命を守るために必要な知識・技能を身につけている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校が作成している安全教育全体計画の学年別重点目標【災害安全】(児童生徒が自らの命を守るために必要な資質・能力の育成)を達成できた学校の割合 小・中・高等・特別支援学校：100% (R3 小・中・高等・特別支援学校：100% R4 小・中・高等・特別支援学校：100% R5 : R6.2月集計予定) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□各学校において、防災教育の取組は定着してきた。また、Web研修（学校しつ皆研修）を多くの教職員が受講したことや、県安全教育参考資料等の活用から、各学校の「安全教育全体計画」及び「学校安全計画」を改善したことにより、今後の防災教育の一層の推進につなげることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■児童生徒等の安全に関する資質・能力の育成を目指した防災教育の質的な向上を図るため、各学校において、「安全教育全体計画」及び「学校安全計画」に基づいたPDCAサイクルを回す取組を促す必要がある。 ■各学校において、管理職のリーダーシップのもと、学校安全担当教員が中核となって組織的な取組を推進する体制を強化する必要がある。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）		
◆安全教育研修会（災害安全）の実施 ※学校しつ皆研修 ・研修案内を通知（4月） ・講師依頼、研修内容の決定（5月） ・Webによる研修の実施：受講者455名（7～8月） ・各学校の取組への支援（8～9月） ・研修課題の把握（10～11月） ・必要に応じた課題のフィードバック（12月～）	<p>■学校管理職や学校安全担当教員等を対象に、各学校の危機管理マニュアルの改善をテーマにした研修を行うとともに、東日本大震災で被災経験のある校長からの講話によって、防災教育の一層の推進につながった。 →安全教育研修会での研修内容を通じて、「高知県安全教育プログラム」を基にした安全教育の推進と南海トラフ地震を想定した、学校の危機管理対応について確認を図る。</p>		
◆高知県学校安全総合支援事業（災害安全）の推進 ・モデル地域：5市（室戸市、香美市、南国市、土佐市、四万十市）6拠点校の指定（4月） ・モデル地域及び拠点校における目標や計画に基づく取組の展開（5月～） ・市町村及び拠点校への指導助言（5～12月） ・拠点校の実践発表会（11～12月）	<p>■指定事業5市（6拠点校）に指導助言を行うことで、拠点校は教育課程に基づき計画的に防災教育を実施することができた。また、拠点校の取組を各市内の学校に共有することにより、地域全体での防災教育の推進につながった。 →拠点校を中心に学校が連携して防災教育に取り組み、その取組が県内全体に広がるように普及啓発を図る。</p>		
◆「高知県高校生津波サミット」の取組 ・実践校の募集（R5、6年度）（4～5月） ・実践校の取組への支援（5月～） ・学習会の開催（6月） ・学習会及び県内フィールドワークの実施（8月） ・高知県高校生津波サミットの開催：32校141名参加（11月） ・防災士の資格取得支援：10人受験予定（10月～）	<p>■「高知県高校生津波サミット」の取組を実施し、実践校は地域防災を学ぶとともに、フィールドワーク等を通じて、自校での防災活動への意欲を喚起することができた。また、実践校の防災活動をサミットで発表し、実践校以外の学校においては防災活動の参考となった。一方で地震・津波災害の発表が中心であったため、今後は全ての災害を総合的に取り上げることが必要である。 →地震・津波に限らず、土砂災害・風水害等高知県に関連する災害全般を取り上げ、学習会や被災地訪問等の活動を行い、県内全ての学校の防災意識向上を図る。</p>		
◆学校防災アドバイザー派遣事業の実施 ・アドバイザー就任依頼：大学教授等13名（5月） ・実施要項を県立学校への通知及び働きかけ（5月） ・派遣校決定：13校（6月） ・各学校へアドバイザー派遣（7月～）13校 ・派遣事業を活用した、学校の安全管理の強化への働きかけ（7月～）	<p>■学校防災アドバイザーの専門的な指導助言から「危機管理マニュアル」の改善や、避難場所・避難経路の安全性の確認、特別支援学校のスクールバス安全対策等、各学校の安全管理の強化が図られた。 →学校防災アドバイザーの専門的な指導助言から災害リスクの確認と災害発生時の対応等について助言をいただき、「危機管理マニュアル」の改善や検討を行い、各学校の安全管理の強化を図る。</p>		

事業 名称	基本方針VI 対策2- (1) 登下校の安全対策の促進	事業No. 担当課	111 学校安全対策課
概要	登下校時の安全確保に向けて、児童生徒等自身に、危険予測・回避能力を身につけさせる安全教育を実施するとともに、地域や保護者、関係機関と連携・協働した学校安全の取組の充実・強化を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○児童生徒等が自らの命を守るために、危険を予測し、回避するために必要な知識・技能を身につけている。</p> <p>○全ての学校において、家庭や地域、関係機関と連携・協働した安全の取組が実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールガード（学校安全ボランティア）や地域住民等の活動の状況を把握し、見守り活動などの登下校の安全対策について、家庭や地域、関係機関との連携・協働体制ができている小学校の割合：100%（R2 小学校：100% R3 小学校：100% R4 小学校：100% R5 : R6.2月集計予定） 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □小学校を中心に、スクールガード（学校安全ボランティア）やPTA、地域住民等による登下校時の子どもを見守る活動が実施され、大きな事件・事故を未然に防ぐことにつながっている。 □通学路の安全を確保する市町村の推進体制や取組を情報交換できる機会を設け、危険箇所に対する対策完了に向けての方向性を見いだすことができた。 ■全ての学校において、安全に関する資質・能力の育成を目指し、教科等横断的な視点で、確実に安全教育を実施する必要がある。 ■通学路の安全確保に向けた取組を、行政・家庭・地域との連携・協議体制を強化しながら、組織的な取組を促進していく必要がある。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）と A 今後の方向（→）</p>		
安全教育研修会（生活安全・交通安全）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・研修案内の通知（4月） ・講師依頼と研修内容の決定（5月） ・Webによる研修の実施：受講者455名（7～8月） ・各学校の取組への支援（8～9月） ・研修課題の把握（10～11月） ・必要に応じた課題のフィードバック（12月～） 		
高知県学校安全総合支援事業（生活安全・交通安全）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域、拠点校の指定（4月） (交通安全)1拠点校 (学校安全3領域)1市(土佐市)1拠点校 ※学校安全3領域とは、交通安全、生活安全、災害安全 ・モデル地域・拠点校における目標や計画に基づく取組の展開及び指導助言（5月～） ・拠点校での交通安全合同啓発活動（11月） ・モデル地域での実践発表会（11月） 		
◆通学路の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育長会等で取組強化の依頼（4月） ・各関係機関等による対策の実施（4月～） ・「高知県通学路安全推進会議」の開催：18市町村25名参加（6月） ・通学路合同点検の実施：各市町村教育委員会、学校、道路管理者、警察（7月～） 		
◆登下校時の見守り活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・22市町村による事業実施（4月～） ・見守り活動の充実や促進に向けた市町村への働きかけと事業進捗確認（4月～） ・スクールガード・リーダー連絡協議会及び市町村担当者会の開催：市町村担当者16名、スクールガード・リーダー29名参加（5月） ・スクールガード（学校安全ボランティア）養成講習会開催への働きかけ及び支援（5月～） ・事業未実施市町村への働きかけ（10月～） 		
原動機付自転車安全運転講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・講習計画の決定：県立学校11校（4月） ・講習の実施（講義及び実技）：11校（4～11月） ・講習や交通安全教室の実施に向けた働きかけ（10月） ・実施報告書の提出（12月） 		
<p>■学校管理職や学校安全担当教員等を対象に、各学校の危機管理マニュアルの改善をテーマとした研修を行うとともに、不審者侵入事件を経験した校長の講話によって、生活安全教育の一層の推進につながった。 →安全教育研修会での研修内容を通じて、「高知県安全教育プログラム」を基にした安全教育の推進と、学校内外の安全対策の推進を図る。</p> <p>■指定事業1市(2拠点校)に指導助言を行いながら、教育課程に基づいた計画的な生活安全・交通安全教育を実施することができた。また、拠点校の取組を各市内の学校に共有することにより、地域全体での生活安全・交通安全教育の推進につながった。 →拠点校を中心に学校が連携して生活安全・交通安全教育に取り組み、その取組が県内全体に広がるように普及啓発を図る。</p> <p>■高知県通学路安全推進会議を開催し、市町村担当者や関係者が取組の好事例や課題などの情報共有により、今後の通学路合同点検の実施に向けた対策を考えることができた。 →県立特別支援学校小学部の危険箇所を立地市町村の通学路合同点検に組み込んでいくよう働きかける</p> <p>■地域ぐるみの学校安全対策体制整備推進事業 スクールガード・リーダー連絡協議会において、各市町村のスクールガード・リーダーと市町村担当者同士の話し合いや県警察からの講義により、見守り活動における好事例の取組や課題の共有を行なうことができた。 →本事業を活用した見守り活動の取組の維持・強化にむけて市町村へさらなる支援を行う。また、本事業の未実施市町村へ事業活用の働きかけを行い、実施市町村の増加を図る。</p> <p>■原動機付自転車安全運転講習(原付以外は自転車交通安全講習)の実施により、安全運転の基本や運転技術を習得するとともに、交通安全意識の向上につながった。 →県立高等学校での原付通学の実情に合わせて、実施形態を変更するなど、柔軟に対応し、受講人数の増加を図る。</p>			

事業 名称	基本方針VI 対策2-(1) 自転車ヘルメット着用推進事業	事業No. 担当課	112 学校安全対策課
概要	発達の段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、「改正道路交通法（令和5年4月施行）」や「高知県自転車条例（平成31年4月施行）」に基づき、子どもたちの自転車ヘルメット着用を推進するなど、登下校時の自転車の安全で適正な利用の促進を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○県内の児童生徒の自転車の安全利用に対する意識が高まり、自転車通学時にヘルメットを着用する児童生徒が増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校における自転車通学者に占めるヘルメット購入（助成）率 　　県立学校：約20%（R3：10.2% R4：12.4% R5：R6.2月集計予定） 　　・自転車ヘルメット購入に係る助成の活用件数 　　県立学校：400件（R3：280件 R4：332件 R5：301件 12月集計） 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □自転車の安全利用条例前と比べ、ヘルメットを着用している児童生徒、大人の姿が多く見られるようになり、社会的にもヘルメット着用の重要性の認識は広がりつつある。 ■自転車ヘルメットの購入助成数は年々増加しているが、さらに購入・着用を進める必要がある。 ■生徒のヘルメット着用に対する先入観や抵抗感を払拭する取組や、改正道路交通法に基づき、みんなでヘルメットを被る気運を高める取組、申請を購入に結び付ける効果的な手立てが必要である。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）とA 今後の方向（→）</p> <p>■合格者登校日に、助成券を即時発効するとともに、着用啓発ブースを設置することにより、助成券の発行が大幅に増加した。（R4.3月：364 → R5.3月：796）</p> <p>■助成券発行数が多かった3、4月に、全国的に自転車ヘルメット不足で、購入に結びつかなかった。</p> <p>■助成券を購入に結びつける手立てが必要である。</p> <p>■本事業を活用する市町村は増加した。（R4.19→R5.20） →ヘルメット購入費の補助・助成を継続するとともに、県立学校については、従来の取組とともに、購入に結びつける取組の強化を図る。</p> <p>■交通安全教材「Traffic Safety News」の発行や県内の交通事故や違反状況のデータ等の提供などを行い、交通安全意識の醸成を促すことができた。</p> <p>■交通安全教育拠点校のワークショップや街頭啓発活動、交通安全ポスター、チラシの作成などで自転車ヘルメット着用に対する意識啓発につながった。 →自転車ヘルメット着用を題材とした講師の派遣を増やし、年度当初に実施要項を県立学校に送付し計画的な実施を図る。 →交通安全拠点校を中心とした、自転車ヘルメット着用推進に係る生徒の主体的な活動を支援し、交通安全活動の取組を広げる。</p> <p>■道路交通法の改正に伴い、社会全体が自転車ヘルメット着用の重要性を把握し、ヘルメットを着用する児童生徒、大人も増えてきた。</p> <p>■「かぶっちょ通信」の発行や警察と学校が連携して交通安全啓発活動（街頭啓発、ヘルメット着用CM作成等）を実施することにより、機運の醸成につながった。 →各県立学校における、自転車ヘルメット着用を推進する取組の強化を図る。 →県警察、関係団体等と連携した取組の強化を図り、自転車ヘルメット着用の機運を高める。</p>		

事業 名称	基本方針VI 対策2-(2) 学校施設の安全対策の促進	事業No. 担当課	113 学校安全対策課
概要	学校施設内における児童生徒の安全・安心を確保するため、また、発災時の避難所機能を維持するため、学校施設の耐震化や防災機能強化、備蓄物資の整備を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○発災時に避難所となる県立学校体育館について、発災後、地域住民等が安全に避難生活を送ることができる。 ・県立学校体育館の非構造部材等の耐震化※率（対象40校）：100%（R2：90% R3：完了） ※非構造部材等の耐震化：天井の落下防止や窓ガラス飛散防止等</p> <p>○公立学校の耐震対策や防災機能の強化により施設の安全が確保されることで、地震による建物の倒壊等から児童生徒の命が守られる。 ・県立学校の耐震化率：100%（R2：完了） ・市町村立学校の耐震化率：100% （R2：93.3% R3：98.9% R4：98.9% R5：98.9%（4.1時点）） ・市町村立学校の室内安全対策の実施率：100% （R2：52.2% R3：62.3% R4：71.4% R5：71.6%（4.1時点））</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□市町村立学校の室内安全対策の実施率は伸び悩んでおり、さらなる推進が必要である。</p> <p>□県立学校の生徒・教職員用備蓄物資について、衛生用品の新規備蓄や既存物資の計画どおりの更新を行い、災害に備えることができた。</p> <p>□市町村からの協力要請に応じて、市町村用備蓄物資の保管に向けた県立学校との調整及び学校施設の一部の使用を許可し、市町村の災害対応支援につながった。</p> <p>■市町村の学校の室内安全対策については、市町村の財政等の事情により事業が進みにくいため、国の財源を活用し、計画的に推進していく必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）とA 今後の方向（→）</p> <p>■市町村立学校施設の耐震化、室内安全対策の促進 ◆耐震化、室内安全対策の促進 ・国からの情報、県における対策内容等の伝達 ・国の財源（交付金、起債等）を活用した早期対策実施の働きかけ</p> <p>■県立学校施設（体育館を除く）の室内安全対策 ◆長寿命化改修事業の中であわせて実施 ・基本設計：6校（7月発注） ・地質調査：3校（7月発注） ・実施設計：4校6棟（8～9月発注） ・工事：2校2棟 発注準備（4～12月） ・事業No.115の長寿命化改修事業の中で実施（長寿命化改修事業で非構造部材等の耐震化を実施）</p> <p>■県立学校の生徒・教職員用の備蓄物資の管理及び市町村からの依頼に基づく避難者用の市町村備蓄物資の保管場所の提供 ◆備蓄物資等の管理 ・県立学校の教職員・生徒用備蓄の管理（4月～） ・現数確認（10月） ・生徒・教職員用備蓄物資契約（12月） ◆市町村の備蓄物資の保管場所の提供 ・3市町（高知市、安芸市、黒潮町）について学校施設等一部使用を許可：14箇所（4月）</p>		

事業 名称	基本方針VI 対策2- (2) 保育所・幼稚園等における施設整備・安全対策の促進	事業 No, 担当課	114 幼保支援課
------------------	---	---------------	--------------

概要	南海トラフ地震で発生する災害から乳幼児の安全を確保するため、保育所・幼稚園等の施設の耐震化、高台移転及び高層化に伴う施設整備への支援を行う。 また、就学前施設に通う子どもたちの安全確保を徹底するため、保育所・幼稚園等の職員等を対象とした研修会や、送迎用バスへの安全装置の導入支援などに取り組む。
-----------	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の耐震化が推進され、乳幼児の安全が確保されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の耐震化率：100% (R3.3月末：96.8% R4.3月末：98.4% R5.3月末：99.6% R5：R6.3月末集計) ※残る1施設はR5年度末に閉園となる予定であり、県内の耐震化は完了する見通し ・施設等の耐震診断実施率：100% (R3.3月末：99.1% R4.3月末：100% R5.3月末：100% R5：R6.3月末集計) ○高台移転等により、南海トラフ地震で発生が予測される津波から安全に避難することが困難な全ての保育所・幼稚園等の乳幼児の安全が確保されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・高台移転等完了（具体的な対応方針の決定含む）：8施設 (R3：4施設 R4：4施設 R5：R6.3月末集計)
-------------------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □保育所・幼稚園等の耐震化はR5年度末に完了する見通しであり、乳幼児の安全の確保が進んでいる。 ■津波浸水区域にある保育所・幼稚園等の高台移転について、移転計画の具体化に時間を要していること等により進みにくい状況にある。 ■安全計画策定や送迎用バスへの安全装置導入など就学前施設における安全対策の強化が求められている。
-------------------------------------	---

D 令和5年度 これまでの取組状況 (4~12月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)
<p>◆保育所・幼稚園等の高台移転、高層化への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水区域にある保育所・幼稚園の高台への移転の支援：1市2施設 ・高台移転を希望しながら移転時期の決まっていない4市町村を訪問し、早期の具体的な対応方針の決定を要請（7月） ※うち3市5施設について実施設計を実施する方針を確認 	<p>■乳幼児を津波から守る取組を一刻も早く進める必要がある。</p> <p>→高台移転等への財政支援を継続するとともに、移転時期が決まっていない2市町村（3施設）に対して、第5期南海トラフ地震対策行動計画の計画期間内（R4～6）での対応方針決定を要請する。</p> <p>■南海トラフ地震などの災害発生後、早期に保育・教育環境を復旧させる必要がある。</p> <p>→保育所・幼稚園等が行う行政機関と連携した事業継続計画（BCP）策定を促進する。</p>
<p>◆保育所・幼稚園等の安全対策の強化への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎用バスへの安全装置導入等への補助（4月～） 安全装置の整備状況：93.4%（R5.12月末） (R5年度中に全施設で設置予定) ・保育所・幼稚園等の職員を対象とした安全管理研修の実施：56名参加（6月） 	<p>■送迎用バスへの安全装置の整備は完了する見通しであり、乳幼児の安全の確保が進んだ。</p> <p>→保育所・幼稚園等に通う子どもたちの安全を確保するため、各園の職員等を対象とした研修会の開催などにより、各園が行う取組への支援を実施する。</p>

事業 名称	基本方針VI 対策2-(3) 学校施設の長寿命化改修等による整備の推進	事業No. 担当課	115 学校安全対策課
概要	老朽化が進行する学校施設を長く使い続けながら、児童生徒にとって安全・安心で快適な教育環境を保持するため、「高知県立学校施設長寿命化計画」(平成29年12月策定)に基づき、施設の機能を維持・改善するとともに予防保全的な改修と高効率機器への更新や、太陽光発電設備の設置など環境への負荷を低減する工事を行う長寿命化改修等を進める。また、これにより、財政負担の平準化や施設あたりのライフサイクルコストの縮減を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○築40年を経過している109棟(計画策定期点)について、教育振興に係る施策や県立高等学校再編振興計画等との整合を図りながら、基本設計を行い学校ごとに改修方針を決定する。 ○長寿命化改修等の工事の実施により、安全・安心な学校施設へと改善する。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の長寿命化改修等の実施 <ul style="list-style-type: none"> 基本設計:13校、実施設計:11棟(7校)、工事:3棟(1校) (R2年度からの累積数) ・設置可能な学校施設への太陽光発電設備の設置:1校 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □学校や建築課、受注者と定期的に協議を行なながら、計画的に事業を進めている。 □実施にあたっては、LED照明の導入などの省エネルギー化の推進やバリアフリー化などについて、基本設計の段階で検討を行った。 ■事業の実施にあたっては、最初の基本設計の段階で、各棟の老朽化の進行状態を把握し、施設の利用方法や生徒数の減少等を踏まえて減築・集約について検討し、効率的に進めていく必要がある。また、既存施設を授業等で使用しながらの施工となるため、学校との日程調整についても事前に十分な調整が必要である。 ■長寿命化改修等は事業費が大きくかつ長期にわたるため施工実績を蓄積しながら、財政負担を軽減するための見直しを行っていく必要がある。 ■採用する工法や実施内容等について、省エネルギー化やバリアフリー化にも可能な限り対応できるよう随時検討を行いながら事業を進めていく必要がある。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況(4~12月)	<p>C 検証(■)とA 今後の方向(→)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■日高特別支援学校ほか2校の地質調査が計画どおり完了した。 ■基本設計6校、実施設計4校(6棟)、については委託業務に着手し、計画どおり進めている。 ■工事2校については発注に向けた準備を進めている。 →施設の老朽化は年々進行しており、計画に沿って確実に改修を進める。 →事業の実施にあたっては、最初の基本設計の段階で、各棟の老朽化の進行状態をしっかりと把握する。併せて、施設の利用方法や生徒数の減少等を踏まえて減築・集約等について検討し、効率的に進める。また、既存施設を授業等で使用しながらの施工となるため、学校との日程調整についても事前に十分な調整を行う。 →長寿命化改修は事業費が大きくかつ長期にわたるため、施工実績を蓄積しながら、採用する工法や実施内容等について随時再検討を行いながら、財政負担を軽減するための見直しを行う。 		

事業 名称	基本方針VI 対策2-(3) 青少年教育施設の整備	事業No. 担当課	116 生涯学習課
概要	老朽化が進む青少年教育施設について、利用者の安全性の確保や満足度の向上のため、優先度の高いものから計画的に改修や修繕を進める。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立青少年教育施設の利用者数（青少年：25歳未満）：172,000人以上 (R2：89,734人 R3：110,389人 R4：138,124人 R5：106,119人 (R5.10月集計)) 県立青少年教育施設：青少年センター、幡多青少年の家、香北青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館、塩見記念青少年プラザ 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□施設整備台帳の更新により、各施設の改修履歴や、今後対応すべき課題を明確にし、優先度の高いものから対応することができた。</p> <p>■老朽化している施設が多く、今後も引き続き、修繕・改修等に対応していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 幡多青少年の家 昭和52年建築 香北青少年の家 昭和53年建築 高知青少年の家 昭和63年建築 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）		
計画的かつ効果的な整備の実施	<p>■施設整備台帳の更新により、各施設の今後対応すべき課題を明確にし、優先度の高いものから対応することができている。</p> <p>→今後も、利用者に安全に安心して利用いただけるよう、優先度の高いものから順に修繕・改修等を計画的かつ効率的に進めていく。</p>		
◆修繕箇所の把握等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備台帳の更新（4月～） ・翌年度の整備に向けた各施設の修繕等要望の集約 		
◆整備の実施 ※予定を含む	<p>◆整備の実施 ※予定を含む</p> <p><青少年センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年センター体育館大小アリーナ床改修工事 設計委託（6～8月）、工事（11～3月） ・青少年センター大小アリーナ換気制御機器修繕工事 工事（6～2月） ・青少年センター球場段差改修工事 発注者支援委託（7～3月）、工事（12～3月） <p><幡多青少年の家></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幡多青少年の家食堂空調修繕工事 工事（5～10月） ・幡多青少年の家体育館非構造部材等耐震化工事 工事（10～3月） <p><青少年体育館></p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年体育館屋根修繕工事 工事（令和4年11月～令和5年4月） ・青少年体育館非構造部材等耐震化工事（設計のみ） 設計委託（7～11月） ・青少年体育館引込柱取替工事 工事（12～3月） <p><芸西天文学習館></p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸西天文学習館観測ドーム耐震診断 委託（6～10月） 		

対策一覧（知事部局）

No,	施策群	No,	対策名称	担当課
VI	2 私立学校の振興	(1) 1	教育環境の維持・向上に向けた支援	私学・大学支援課
		(2) 2	私立学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担の軽減	私学・大学支援課
	3 大学の魅力向上	(1) 3	地域活性化の核となる大学づくりの推進 (産学官民連携課)	産学官民連携課
			地域活性化の核となる大学づくりの推進 (県立大学・工科大学)	私学・大学支援課
		(2) 5	学び続けることができる社会の実現に向けた学び直しの機能の充実(県立大学・工科大学)	私学・大学支援課
			学び続けることができる社会の実現に向けた学び直しの機能の充実(産学官民連携課)	産学官民連携課
		(3) 7	若者の県内定着の促進	私学・大学支援課
	4 文化芸術の振興と文化財の保存・活用	(1) 8	県民一人一人が文化芸術に親しむ環境づくりの推進	文化国際課 歴史文化財課
		(2) 9	文化芸術等を活用した地域活性化の推進 (文化芸術振興ビジョン推進事業)	文化国際課
			文化芸術等を活用した地域活性化の推進 (文化広報誌発行事業)	文化国際課
		(3) 11	文化財の保存と活用の推進	歴史文化財課
			高知城の保存管理と整備の促進	歴史文化財課
			埋蔵文化財の発掘調査と保存・活用の推進	歴史文化財課
	5 スポーツの振興	(1) 14	スポーツ参加の拡大	スポーツ課
		(2) 15	競技力の向上	スポーツ課
		(3) 16	スポーツを通じた活力ある県づくり	スポーツ課

対策 名称	基本方針VI 対策2-(1) 教育環境の維持・向上に向けた支援	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	私学・大学支援課
概要	学校経営の健全性を高め、教育環境の維持・向上を図るための支援を行う。また、教育の国際化やキャリア教育の推進など社会の変化に応じた教育の改革、児童生徒の学力向上、教員の指導力向上、個別支援が必要な生徒への対応など、学校が抱える課題を解決し教育力を強化する取組を支援する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校において学校運営の健全化が図られている。 ○それぞれの建学の精神に基づき、多様化するニーズに応じた個性豊かな教育活動を展開し、本県教育の発展に寄与している。 ○学校施設の整備や耐震補強が実施され、児童生徒が安心して教育を受けられる環境が整備されている。 <ul style="list-style-type: none"> ①運営費に対する助成の実施：11法人（R4：11法人へ交付）（R5：11法人へ交付） ②特色ある学校づくりに対する補助の実施：10法人（R4：10法人へ交付）（R5：10法人へ交付予定） 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □学校運営の健全化が図られ、また、個性豊かな教育活動が展開された。 □学校施設の整備や耐震補強により、教育環境が整備された。 ■社会の変化に応じた教育の改革や、児童生徒の学力向上、個別支援が必要な生徒への対応など、学校が抱える多様な教育課題への対応が必要となっている。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）		
<p>◆運営費に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問等を活用して予算や補助内容を周知のうえ実施 <ul style="list-style-type: none"> 私立学校運営費補助金：10法人 私立特別支援学校運営費補助金：1法人 ・各学校へヒアリングを実施（9、10月） ・私立学校電気料等高騰緊急支援給付金：11法人 <ul style="list-style-type: none"> （物価高騰対策のため、R4限りの措置として実施した事業の継続） ・重点支援地方創生臨時交付金を活用して、私立学校電気料等緊急支援給付金の追加交付を検討 	<p>■運営費助成について事業計画の確認等を行い、例年同様の助成を実施。学校運営の健全化を図るために助けてなっている。 →継続して必要な支援を実施する。</p> <p>■令和4年度に引き続き、6月補正予算により緊急支援給付金を支給することで、電気料等高騰の影響を受けている私立学校を支援することができた。 (11法人に対して合計7,470千円を支給) さらに、12月補正による追加交付を検討する。</p>		
<p>◆特色ある学校づくりに対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問等を活用して予算や補助内容を周知 <ul style="list-style-type: none"> 私立学校教育改革推進費補助金：11法人 ・ICT環境整備に係る国庫補助事業の募集内容を周知し、活用を促進 	<p>■教育改革推進費補助金について事業計画の確認等を進めており、例年同様の助成をする予定である。各学校の特色ある取組に対して支援することができている。 →継続して必要な支援を実施する。</p>		

対策 名称	基本方針VI 対策2-(2) 私立学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担の軽減	担当部	文化生活スポーツ部
担当課		担当課	私学・大学支援課
概要	公立・私立を問わず全ての児童生徒が、家庭の経済状況に関わらず、安心して教育を受けることができるよう、経済的に厳しい家庭の教育負担の軽減を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○全ての児童生徒が、家庭の経済状況に関わらず、修学機会が確保され安心して教育を受けることができる。</p> <p>①高等学校等就学支援金等の支給：11法人（R4：10法人へ交付）（R5：10法人へ交付） ②授業料の軽減措置を行う私立学校に対する助成：11法人（R4：11法人へ交付）（R5：11法人へ交付）</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□私立高等学校の授業料については、国の高等学校等授業料無償化により保護者の教育費負担が大幅に軽減された。</p> <p>■私立小・中学校の授業料については、国の支援策の規模が小さく、高等学校と比較すると保護者負担が大きいことから、国に対して支援拡充の要望をするとともに、県における支援策を検討していく必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）		
◆高等学校等就学支援金等の支給 ・学校訪問を実施し、予算や補助内容を周知のうえ実施 私立高等学校等就学支援金：10法人 私立高校生等奨学給付金：10法人	<p>■高等学校等就学支援金などの支援の実施により、家庭における教育費の負担軽減につながっている。 →継続して必要な支援を実施する。</p>		
◆授業料の軽減措置を行う私立学校に対する助成 ・学校訪問等を活用して予算や補助内容を周知のうえ実施 ・私立学校授業料減免費補助金：11法人 ・私立学校授業料臨時特例支援事業費補助金：2法人 (物価高騰対策のためR4限りの措置として実施した事業の継続)	<p>■授業料の軽減措置に対する助成制度などの実施により、家庭における教育費の負担軽減につながっている。</p> <p>■令和4年度に引き続き、6月補正で臨時特例支援補助金を予算化し支援を実施中。物価高騰の影響を受けている生活者の支援に資することができている。 →継続して必要な支援を実施する。</p>		

対策 名称	基本方針VI 対策3-(1) 地域活性化の核となる大学づくりの推進（産学官民連携課）	担当部	産業振興推進部
		担当課	産学官民連携課
概要	大学をはじめとする県内外の高等教育機関の研究内容の紹介や多様な講座の開設等を通じた産学官民の交流の機会を設けるとともに、交流の中で生まれたアイデアを具体的な事業プランまで磨き上げ支援すること等により、県内事業者の新たな事業展開を促進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○産学官民連携のプラットフォーム機能を生かした産業振興の推進</p> <p>①ビジネスチャレンジサポート等による支援件数：40件（R2～R5累計）（第4期産業振興計画目標値） (R2:7件 R3:7件 R4:6件 R5:6件 (R5.11月集計))</p> <p>②産学官民連携課における産学官民が連携した事業化案件数：10件（R2～R5累計） (第4期産業振興計画目標値) (R2:2件 R3:3件 R4:1件 R5:1件 (R5.11月集計))</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□産学官民の交流や情報交換の場づくりは進んでいる。</p> <p>■県内には、自社に十分な人員や研究開発経費を持ち、新事業・新製品開発に取り組むことができる企業が多くない。</p> <p>■産学官民の連携によって大学等が有する研究開発力を活用し、新事業・新製品開発に取り組むことが重要であるが、県内中小企業や個人事業主には高等教育機関への相談のハードルが高いとの声がいまだ根強い。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）		
産学官民の交流や情報交換の場づくり	<p>■相談件数の減少や講座・セミナーの参加者の伸び悩みが深刻であり、産学官連携の取組のきっかけづくりの見直しが必要である。</p> <p>→ココプラ交流スペースのサロン化やコーディネーターの駐在等による産学間のマッチングやコーディネート機能を強化する。</p> <p>→金融機関や県内高等教育機関との連携による「企業訪問キャラバン」を強化し、産学間のマッチングを促進する。</p>		
<p>◆相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の立ち上げや新事業の創出・産学連携等ビジネスに関する相談対応を実施 随時 <p>◆企業訪問キャラバン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内高等教育機関や県等からなるキャラバン隊による企業訪問：(課題解決や共同研究の可能性を探るための意見交換等) 随時 <p>◆シーズ・研究内容紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各高等教育機関等の研究内容を紹介 (7月～) <p>◆経営者トーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業経営者を講師に迎えた講演会 (9～11月) <p>◆ビジネストレンドセミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネストレンドや最新技術を紹介する講座 (9月～) 	<p>■新事業案件の創出に向け、産学間のマッチングやコーディネート機能の強化が必要である。</p> <p>→ココプラ交流スペースのサロン化やコーディネーターの駐在等による産学間のマッチングやコーディネート機能を強化する。</p> <p>→金融機関や県内高等教育機関との連携による「企業訪問キャラバン」を強化し、産学間のマッチングを促進する。</p>		
<p>◆ビジネスチャレンジサポート</p> <p>産学官民連携課の各種取組への参加者の新たなビジネスへのチャレンジをサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣 事業アイデアの磨き上げ等を支援 ・ビジネスチャレンジ支援補助金 実現可能性調査、試作検証の2区分 ：随時募集 3件採択済み <p>◆産学官連携産業創出支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携産業創出支援事業費補助金 第1次募集：募集 (4～6月)、審査 (6～7月)、 1件採択済み 第2次募集：募集 (9～10月)、審査 (10～12月)、 1件採択済み 			

対策 名称	基本方針VI 対策3-(1) 地域活性化の核となる大学づくりの推進（県立大学・工科大学）	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	私学・大学支援課
概要	県立大学において、地域住民、NPO、県や市町村などと連携・協働して産業の振興や地域課題の解決に取り組む活動を積極的に推進するとともに、地域のニーズに応える人材育成を行うなど、大学における「地（知）の拠点」機能の充実・強化を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○大学の学生や教員が積極的に地域に入り、住民、NPO、県や市町村の職員などと連携することで、地域とのつながりを深め、産業振興の取組をはじめ、健康長寿県づくり、中山間対策、南海トラフ地震対策など、地域における課題の解決や活性化に協働で取り組む活動を推進している。</p> <p>①域学共生に関する取組の実施（R4：実習：634人、CSL：24人）（R5：R6.3月集計） ②立志社中に関する取組の実施（R4：7チーム182人）（R5：R6.3月集計）</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□包括連携協定を締結している6自治体を訪問し、首長等と面談して意見交換を行い、連携の維持と強化に努めた。</p> <p>□立志社中では、3年ぶりに再開した「立志のたまご」を含む7プロジェクトを採択し活動等の助言指導を行った。また、活動にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を行い地域活動に参画、各自治体や関係機関、地域の方々と協働で地域活動を行った。</p> <p>□CSL（コミュニティサービスラーニング）サポートデスクでは、包括連携協定を締結している自治体からのボランティア情報6件を学生に周知し、延べ294人の学生の主体的な地域活動を支援した。</p> <p>■域学共生の取組のさらなる推進に向けて、H30年度に第1号が誕生した地域共生推進士をはじめとする卒業生などとの卒業後のネットワークづくりが必要である。（地域共生推進士：R4年度末延べ52人）</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）とA 今後の方向（→）</p> <p>◆域学共生に関する取組（県立大学） 地域学実習Ⅰ・Ⅱ、域学共生実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学実習Ⅰ 21のテーマに1～3回生335名が履修登録（4月末現在） （実習テーマ） <ul style="list-style-type: none"> 「人口減少社会における伝統行事の維持・継承に向けた課題を学ぶ」 在来野菜（伝統野菜）である入河内大根の栽培に関わり、 地域の文化継承の課題を学ぶ 等 ・地域学実習Ⅱ 2～4回生224名が履修登録 ・域学共生実習 3～4回生17名が履修登録 <p>CSL（コミュニティサービスラーニング）サポートデスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知小津高等学校 TAボランティア（授業補助） : 6名、11回参加 ・丸ノ内高等学校 TAボランティア（授業補助） : 4名、41回参加 ・高知市教育委員会 学習ボランティア、小1 サポーター：8名、123回参加 ・三原村教育委員会 サマースクールボランティア : 5名参加（8/28～9/1） ・NPO高知市民会議 ボランティアガイダンス : 7名（11/18） ・高知県集落活動センター連絡協議会 : 鵜来島集落活動センター 3名（8/12～8/13） 6名（10/14～10/15） : 集落活動センターア川口家 6名（12/9～12/10） : 集落活動センターミライエ 5名（12/17） 		

D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）
<p>◆立志社中に関する取組 「立志社中」及び「立志のたまご」 (年間の流れ) ・プロジェクト募集（4月） ・プレゼンテーション及び審査会を開催（5/28） ・立志社中：8チーム、延べ188人（申請時） ・立志社中研究所 10/14（1名）10/21（2名） ・中間報告会の開催（11/12） ・活動成果報告会（R6.3/3開催予定）</p>	<p>■引き続き取組の円滑な実施が必要である。 →継続プロジェクトに加え、新規プロジェクトへの参加者を募りながら、地域活動に参画する。</p> <p>■地域活動に最初の一歩を踏み出せない学生の地域活動への参加を促すため、立志社中の活動体験の機会を設けた。 →活動への参加者を募り、立志社中の活動体験をとおし地域活動への参画につなげる。</p>
<p>◆R6年度データ&イノベーション（D & I）学群の開設準備（工科大学） <広報活動> ・オンライン説明会（4月～） ・高校への個別訪問（5、12月） 四国内を中心に約90校（延べ約140校）※県内はほぼ全校を訪問 ・進路指導教員向け説明会（6～7月） 高知会場を含む全国18会場+オンラインで実施 : 249校 283名が参加 ・進学相談会（4月～） 高知会場7回を含む全国で計57回開催：780名と面談 ※12月末の見込み数 ・オープンキャンパス（8月） 2日間で2,730名（うち高校生1,333名）が参加 ・読売新聞（西日本版）中一面での広告：2回（5、8月）</p> <p><県内企業・団体との連携> ・高知商工会議所の協力による県内企業等へのD & I学群説明会（5月） ・県内外企業及び地方自治体等との協議（5月～） ・県及び県産業振興センターとの連携による新たな県内企業との協議（9月～）</p>	<p>■県内外の高校への説明等の広報活動を通して、D & I学群のPRができた。 →新入生確保に向け取組を継続する。</p> <p>■県内企業への説明会の開催等を通して、D & I学群のPRができた。 →D & I学群の取組を県内外の企業に周知するため、引き続きPRを継続する。</p> <p>■県内諸団体（民間企業及び公共機関）との協議を通して、D & I学群との連携内容に関する議論を深め、課題解決型学習の実現に向けた準備を進めた。 →連携する県内諸団体を拡充するとともに、課題解決型学習の実施体制を整備するための協議を続ける。</p>

対策 名称	基本方針VI 対策3-(2) 学び続けることができる社会の実現に向けた学び直しの機能の充実 (県立大学・工科大学)	担当部	文化生活スポーツ部
担当課		担当課	私学・大学支援課
概要	誰もが学び続け、夢や志に挑戦できる社会の実現に向け、大学における学び直しの機能を充実させ、社会人の学びを支援する。また、地域や産業を支える人づくりに向け、起業を目指す人材養成のためのビジネス研修をはじめ、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの充実・強化を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○「夜間主コース」の設置や社会人入試制度の導入により、働きながら学べる機能を拡充するとともに、公開講座や県民開放授業の開催、履修証明プログラム、科目等履修制度の充実によって、社会人のニーズに応じた多様な学習プログラムを提供するなど、大学における生涯学習、社会人教育の機能のさらなる充実・強化が図られている。</p> <p>①県立大学文化学部夜間主コース（定員：30名）への社会人等の入学促進（R4：30人入学 R5：22人入学） ②公開講座等の実施（R4：9回（県立大）、5回（工科大）、R5：9回（県立大9月集計）、4回（工科大12月集計） ○「地域活性化システム論」等の公開講座のほか、ICT化やDX推進など、社会環境のデジタル化が急速に進む中で変化する社会のニーズに対応する講座等を開催し、生涯学習の機会を提供する。（工科大）</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□働きながら学ぶ機会の提供（県立大） □10周年記念シンポジウムとして公開講座を開催（参加者：156人）するとともに、オンラインマッチングを活用した公開講座を8回（4回X2シーズン）実施した（受講者：延べ386人）。また、包括連携協定を締結している自治体においては、中山間地域等のインターネット環境が整わない方々に向けて、公民館や集落活動センター等の小さな拠点5か所において視聴いただく取組を実施し、インターネット環境の整わない方も含め、「誰一人取り残さない質の高い生涯学習の機会の充実」につなげた（受講者：延べ109人）。（県立大） □オンライン等による公開講座（イブニング講座及び地域連携カフェ）を5回開催し、社会人の学びの場の提供及び参加促進につなげた。（工科大） ■入学者の多くが、高校卒業すぐの学生であり、学び直しの層の入学者が限定的であること。（県立大） ■大学における生涯学習、社会人教育の機能のさらなる充実・強化を図りながら、受講対象となる社会人等への広報活動を充実させる必要がある。（県立大） ■社会人や企業のニーズ把握による魅力ある教育プログラムの充実（工科大） ■アフターコロナ社会を見据えた講座形式による受講者数の増加（工科大）</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）		C 検証（■）とA 今後の方向（→）	
<p>◆大学における学び直し 文化学部夜間主コースへの社会人等の入学促進（県立大） ・R5年度 1年次定員30人に対して22人が入学 推薦：募集人員10人 入学者数5人 社会人：募集人員20人 入学者数17人 3年次編入：募集人員3人 編入学者数1人</p> <p>・R6年度入試（12/1現在） 推薦：募集人員10人 志願3人 合格3人 社会人A：募集人員10人 志願12人 合格9人 社会人B：募集人員10人※3月入試</p>		<p>■令和6年度入試に向けて、引き続き広報活動を積極的に行うことが必要である。 →昼間働きながら勉学を続けたい人や学び直し希望する人など、多様な背景をもつ方を対象に、各種相談会等で夜間主コースの周知をするとともに、県内を中心に高校訪問を通して高校教員への情報提供、文化学部の紹介動画の公開など、同コースの設置意義を伝える広報活動を展開する。</p>	
<p>◆学びの機会の充実 (県立大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン形式による公開講座の実施等により、高知県の地理的に不利な条件を超えて、さらなる県民の学び、学び直しの機会充実 ・ネット環境がない方々に向けて集落活動センターなどの各拠点での集合配信によるオンライン公開講座の実施 公開講座開催（※YouTubeによる配信） 夏期4回：受講者 延べ266人 冬期4回予定（1月～2月） 高知県立大学公開講座（対面及びZoom）：11/23 受講者：89人 <p>(工科大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業等の協力による地域のニーズに対応した生涯学習の機会の提供 「地域連携セミナー」5/17、7/19、9/20、11/15 		<p>(県立大)</p> <p>■引き続き、学びの機会の充実を図っていく必要がある。 →オンライン形式による配信や、市町村、集落活動センター等との連携による学びの拠点整備を推進する。</p> <p>(工科大)</p> <p>■オンラインと対面のハイブリッド形式による公開講座の実施により、産学官民の多分野からの参加があった。 →この実施形式を継続し、生涯学習の機会を提供する。 ・「地域連携セミナー」※全5回開催</p>	

対策 名称	基本方針VI 対策3-(2) 学び続けることができる社会の実現に向けた学び直しの機能の充実 (産学官民連携課)	担当部 担当課	産業振興推進部 産学官民連携課
概要	産学官民連携センター「ココプラ」において、ビジネスの基礎知識から応用・実践力まで、受講者のニーズやレベルに応じて学ぶことのできる「土佐まるごとビジネスアカデミー（土佐MBA）」を実施することにより、産業人材の育成を進める。また、産業振興計画の連携テーマである「デジタル化」の取組を牽引する人材を育成する連続講座を開催するなど、講座内容の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○ビジネスの基礎を習得した、本県の産業振興に資する人材の育成 土佐MBA実受講者数 = 1,000人 (R2:793人 R3:960人 R4:891人 R5:592人 (R5.11月集計)) (毎年度／本科+実科+こうちスタートアップパーク) ※第4期産業振興計画数値目標</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□民間のオンライン講座（グロービス学び放題）を活用するとともに、県内のビジネス現場をよく知る講師による対面講座を実施し、一定数の受講者を獲得した。 ■実受講者数は目標に到達していないため、より一層効果的な広報を実施する必要がある。 ■受講環境の変化や受講者ニーズを踏まえ、カリキュラムの再編やコンテンツの充実を図る必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況 (4~12月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)		
土佐まるごとビジネスアカデミー（土佐MBA）の募集開始・実施 ◆土佐MBAガイダンス 土佐MBA紹介講座：対面（5/19） 土佐MBA紹介講座、経営戦略、マーケティング・商品企画、会計、財務戦略、組織マネジメント：オンライン（通年） ◆本科（基本コース） グロービス学び放題：オンライン（通年） ◆実科（実践コース） 土佐MBAゼミナール：対面（6～8月） SNS活用ウェブマーケティング講座：対面（8～9月） データ活用分析講座：対面（9月～） 土佐経営塾：対面（10月～） ◆特別講座 ビジネストレンドセミナー：オンライン、対面（9月～） トップレクチャー：対面（5/19、6/9、7/19）	<p>■民間のオンライン講座は、コロナを契機に広く一般に普及したため、県が一部費用を負担して実施する講座について見直しが必要である。 →リスクリギングに対する国の補助金制度等に誘導する。</p> <p>■県内では、対面型の「経営に必要とされる知識を体系的に学べる連続講座」や「異業種交流やネットワーク構築につながる講座」へのニーズが高いが、講座数が不足している。 →経営を体系的に学べ、異業種交流やネットワーク構築につながる対面の連続講座を拡充する。</p> <p>■イノベーションの創出、スタートアップの促進、中山間地域の再興、女性の活躍等、県の政策を担う人材育成の取組が必要である。 →県の政策と連動した講座を開設する。</p>		
効果的な広報の実施 ◆広報の実施 ・ホームページの更新、パンフレット配布（4月～） ◆多様な手段で効果的な広報を実施 ・県内事業所・事業者団体への訪問（通年） ・インターネット広告（通年） ・メールマガジン配信（通年） ・交流会の実施（6/15） ・グロービス学び放題説明会の実施（7/25） ・グロービス学び放題体験会の実施（11/29）	<p>■インターネット広告や説明会実施後の効果を分析し、より有効な広告手段へ改善する。 →効果的な広報を実施する。</p>		

対策 名称	基本方針VI 対策3-(3) 若者の県内定着の促進	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	私学・大学支援課
概要	若者の県外流出を防止し、地域活性化の中心となる「ひと」の地方への集積を図るために、県内高校から県内大学への進学者を増やすとともに、県内大学卒業者の県内就職を促進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○県内大学卒業者の県内就職を促進するため県内企業に限定した就職セミナーの開催や県内企業に関する就職情報の発信等を行うとともに、産業界、県等が連携・協働して地域の雇用創出を図ることにより、県内大学生等の地元就職率が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内大学生等の県内就職率：42.0% ※第4期産業振興計画目標値（R5末） (R2 県立大：32.2%、工科大：19.0% R3 県立大：37.0%、工科大：12.9% R4 県立大：38.9%、工科大：20.2% R5：R6.6月集計) <p>○県内高校生の受け入れを促進するため、県内高等学校に十分な情報提供を行い、連携を強化するとともに、県内高校生の入学を支援する入試制度及び奨学制度を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学者数に占める県内出身者の割合：県立大 42.5%、工科大 28.0% (R5 県立大：42.7%、工科大：26.1%) ※高知県公立大学法人第3期中期計画（毎年度） <p>○インターンシップによる学生の県内企業等での就労体験の促進や県内企業等の協力による業界・職種・企業研究の機会の場を設ける等により、県内企業で活躍する魅力を学生に広く浸透させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内就職率：県立大 37.1%、工科大 16.1% (R4 県立大：38.9%、工科大：20.2%) ※高知県公立大学法人第3期中期計画（毎年度） 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □先輩（県内就職内定者）の声を聞く機会の提供や県内企業に関する情報提供、業界研究セミナーの実施などにより、県内就職を希望している学生は、比較的高い割合で希望する県内の就職先に就職している。（県立大） ■県外志向（県内との併願者含む）の学生の関心を県内企業に向けたため、引き続き様々な県内企業の魅力を伝える方策について検討するとともに効果的な情報発信を行うことが必要である。（県立大） ■県内企業等と連携した県内就職の促進（工科大） ■県内企業等の協力による企業研究等の機会の設定（工科大） 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）		
<ul style="list-style-type: none"> ◆入学料の減免：県内生は県外生の半額（県立大学・工科大学） ・入試での県内枠の設定：一定数県内からの入学予定者を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■引き続き取組を実施することが必要である。（県立大学・工科大学） ■県内高校への個別訪問、高校生向け説明会及びオープンキャンパス等、生徒、保護者及び教員へのPR活動を通して入学料の減免制度等を周知した。（工科大学） →入学生の確保に向けた取組を継続していく。 		
<ul style="list-style-type: none"> ◆出張授業の実施（工科大学） ・県内中高校に対する訪問教育「高知工科大学連携教育事業ブルーバード」の中で、高校7校を対象とした訪問授業の実施（5～8月） ・学生による山田高校ビジネス探求科及びグローバル探求科の授業サポートの実施（毎週水曜日） ・「追手前ゼミナール（主催：高知追手前高校）」での出前授業の実施（6月）（3月に2講義を実施予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「高知工科大学連携教育事業ブルーバード」は、工科大の専門性を生かした学びの提供機会となっており、児童・生徒が最先端の科学技術に触れることで、学習意欲に刺激を受ける点でも有効である。 →取組を継続していく。 ■山田高校探求科への学生サポートは、高校生のみならず工科大学生にとっても学びと成長を与える機会となっていることから、引き続き学生が主体的に活動できる仕組みを検討する必要がある。 →取組を継続していく。 ■追手前ゼミナールへの参画は、工科大の先端技術（今回はロボット）の紹介により、高校生の学習意欲に刺激を与え、将来の進路決定等の参考にもなったと考えられる。 →取組を継続していく。 ■高校におけるデジタル教育の充実につながっている。 →取組を継続していく。 		

D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）
<p>◆県内就職セミナーの実施（県立大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内業界研究ガイダンス（全学部・全学年対象）を実施のべ 64名の学生が参加（工科大生含む） 県内の企業7社の代表取締役等によるガイダンス <参加企業> 10/23 金融業1社、11/6 建設業1社、 11/13 酒造業1社、11/20 旅館・ホテル業1社、 11/27 情報通信業企業3社 ・12/2 県立大・工科大の共催企画学内合同業界研究セミナー（県内企業）を実施 県内企業 59社参加 3回生の学生 22名参加 ・県内地方公務員業務セミナーを実施（1/6） 	<p>■県外志向（県内との併願者含む）の学生の関心を県内企業に向けるため、引き続き県内企業の魅力を効果的に情報発信することが必要である。（県立大学）</p> <p>→包括協定を締結している高知県内自治体との連携を図る。</p> <p>→学内個別説明会を開催する。</p>
<p>◆インターンシップ、リレー講義等の実施（工科大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ・マッチングセミナー(6/3:高知県 インターンシップ研究会主催)に13名の学生が参加 ・県内企業（3社）の担当者による講話実施 ・県内企業・団体のインターンシップ（8、9月）へ20社 50名が参加 ・県内企業経営者によるリレー講義：全14コマ（6/9～8/1） ・延べ14社の経営者を招聘し133名（延べ1,456名）の学生が参加 ・ものメッセ KOCHI 2023（11/9～11）への大学ブースの出展及び学生が参加。 ・県内製造業業界研究セミナーの開催（11/15）へ13名の学生が参加 ・学内合同業界研究セミナー（県内企業：12/2、県立大・工科大共催） 	<p>■県内企業経営者によるリレー講義やインターンシップに多数の学生が参加し、県内企業を知る機会を設けることができた。（工科大学）</p> <p>→今後も継続して、就職活動が本格的に始まる前に県内企業等の協力を得て、業界・職種・企業研究の機会を設け、県内企業及び県内企業で活躍する魅力を学生に広く浸透させる企画を実施する。</p>
<p>◆低学年を対象としたキャリア教育の実施（県立大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業7社の代表取締役等による学内業界ガイダンス（金融業、建設業、酒造業、旅館・ホテル業、情報通信業3社）を実施（10月末～11月） 	<p>■低学年に向けたキャリア教育を検討し実施していくことが必要である。（県立大学）</p> <p>→低学年のキャリア教育を強化する。</p>

対策 名称	基本方針VI 対策4-(1) 県民一人一人が文化芸術に親しむ環境づくりの推進	担当部 担当課	文化生活スポーツ部 文化国際課 歴史文化財課
概要	「文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県」の実現に向け、平成29年3月に策定した「高知県文化芸術振興ビジョン」に沿って文化施設を活用して取り組み、特に学校と連携した文化芸術活動を進める。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○県民が文化芸術を鑑賞・体験し、心の豊かさを実感することのできる環境が整っている。</p> <p>R5年度の年間観覧者数目標（指定管理の協定締結時に設定した目標人数または各年度で設定する目標人数）</p> <p>①高知城歴史博物館：85,000人 ②美術館（主催展覧会）：50,000人 ③歴史民俗資料館：30,000人 ④坂本龍馬記念館：160,000人 ⑤文学館：24,000人 ⑥県民文化ホール（自主事業）：14,000人 (R4：①51,183人、②31,386人、③27,764人、④103,901人、⑤24,479人、⑥15,893人) (R5：①44,208人、②37,776人、③9,238人(9/19-R6.3/28休館)、④92,477人、⑤23,504人、 ⑥15,933人 R5.12月末推計)</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□各文化施設において企画展を開催する等、県民が文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供した。 文学館：親子で楽しめる企画展（柴田ケイコ展 等）を開催し、入館者数が目標数を上回った。</p> <p>■コロナの影響により、入館者数の目標値達成が近年難しかったため、企画展及びイベントを効果的に開催し、入館者数の回復に向けて取り組む必要がある。</p> <p>■教育普及事業について、学校と連携し、体験学習等の参加者増加に努める必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）		
<p>◆各県立文化施設での魅力的な展示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な企画展 <p><高知城歴史博物館></p> <p>：知られざる土佐古代塗り（3/21～5/19） 今年はうさぎ年！大やまびょんまつり (6/23～9/4) 高知城 未来へ伝えたい地域の宝（9/16～12/10）</p> <p><美術館></p> <p>：テオ・ヤンセン展（4/15～6/25） 野町和嘉写真展 地平線の彼方から（7/8～9/24） 開館30周年記念展そして船は行く（11/3～12/3）</p> <p><歴史民俗資料館></p> <p>：まつりの花、いのちの木（4/21～6/18） おもちゃの動物園（7/14～9/3）</p> <p><坂本龍馬記念館></p> <p>：花と歴史の爛漫土佐 第1部（4/28～7/2） 花と歴史の爛漫土佐 第2部（7/15～10/1） 「龍馬の真髄」展（10/13～1/8）</p> <p><文学館></p> <p>：ベルサイユのばら展（4/8～6/18） アリスの世界展－不思議な冒険の招待状 (7/8～9/18) めざめる探偵たち～文豪ストレイドッグス× 高知県立文学館（10/7～1/8）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展：各館で開催中 (数ヶ月ごとに展示品の入れ替え) ※常設展示の入れ替えができない館は常設展示企画コーナー等を入れ替え 			
<p>◆学校等と連携した地域の歴史学習・鑑賞活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校見学及び修学旅行への対応 ・出前授業及び各種講座への学芸員の派遣 			<p>■入館者の回復に向け、広報の工夫などに取り組むことができた。 →魅力的な展示に取り組むとともに SNS 等を活用した、広報を実施する。</p> <p>■体験学習等の増加に向けた取組を進めることができた。 →ホームページへの掲載だけでなく X (Twitter)、Instagram 等の SNS 等の積極的な活用により、引き続き事業の周知を実施する。</p>

対策 名称	基本方針VI 対策4-(2) 文化芸術等を活用した地域活性化の推進 (文化芸術振興ビジョン推進事業)	担当部 担当課	文化生活スポーツ部 文化国際課
概要	県民が自主的に文化芸術活動を行った成果を発表する場や、優れた芸術活動を鑑賞する機会を提供する「高知県芸術祭」を開催する。また、県内各地の民間団体が行う文化芸術活動を支援することにより、県民が文化芸術に親しむ環境づくりを推進するとともに、地域の活動を牽引する人材の育成を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○より多くの県民が文化芸術活動に取り組み、地域における文化芸術を担うとともに地域の活動を牽引することで、交流人口の増加や観光振興、地域の活性化につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県芸術祭参加事業数：90事業（R2：86事業 R3：77事業 R4：84事業 R5：83事業） ・文化芸術ホームページへのアクセス件数：10,000件/年 (R2：5,892件/年 R3：6,397件/年 R4：11,146件/年 R5：22,018件 12月集計) ・発表の場の拡充：延べ30団体 (R2：0団体 R3：23団体 R4：28団体 R5：8団体 12月集計) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□県民の文化芸術活動を支援し、県民が文化芸術に親しむ機会を提供するため、芸術祭におけるイベントや、助成事業、発表の場の創出等を行った。</p> <p>■新型コロナウイルスの影響により、発表の機会や場が減少しているなか、文化芸術に触れる機会をより効果的に提供していくための工夫をしていく必要がある。</p> <p>■芸術祭の知名度UPや、より多くの団体に参加してもらうため、効果的な広報等を検討する必要がある。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）		
◆高知県芸術祭の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・Kochi Art Projects 助成事業：13事業 ・芸術祭参加事業数：83事業 ・イベント「土佐女子中学高等学校書道パフォーマンス」の開催（8/27） ・オープニングイベントの開催（9/17、9/23） ・メインイベント「国際音楽交歓コンサート」の開催（10/10、10/11） 	<p>■芸術祭知名度UPのための、イベントや広報の効果的な開催方法を検討する必要がある。 →SNSやテレビ・ラジオ等、対象者に合わせた広報媒体を活用する。 →他イベントとの連携を検討する。</p>		
◆高知の文化芸術の情報収集及び発信 <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術ホームページの登録者増加に向けた取組を実施 ・イベント情報の掲載など、新たな情報の掲載を検討 	<p>■新規登録者の開拓及びホームページの周知徹底を図る必要がある。 →登録者募集についての周知を図る。 →わかりやすいホームページにするための改修を実施する（ホームページのデザイン見直し、イベント情報の掲載等）。</p>		
◆発表の場の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・助成事業についての積極的な情報提供 ・イベントへの文化芸術団体の派遣を実施 	<p>■今後開催されるイベントと文化芸術団体を円滑につなぐ支援が必要である。 →芸術祭への協賛事業等を増やす仕組みの検討を実施する。</p>		

対策 名称	基本方針VI 対策4-(2) 文化芸術等を活用した地域活性化の推進 (文化広報誌発行事業)	担当部 文化生活スポーツ部	担当課 文化国際課
概要	山、海、川の豊かな自然から生まれた本県の文化や歴史、人を文化広報誌により県内外に向け積極的に発信し、本県を新たな視点から紹介することにより、それぞれの地域への関心を高め、交流人口の増加や、観光、産業振興につなげる。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○高知県ならではの文化や地域に埋もれた文化を広く県内外に発信することで、交流人口の増加や観光振興、地域の活性化につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへのアクセス件数：50,000件/年 (R2：31,415件/年 R3：39,432件/年 R4：45,993件/年 R5：47,504件(12月末)) ・SNS更新回数：1号発行当たり6回(R4年度から新たに設定)(R4：4回/年) R5：3回(12月末) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□高知で生き生きと暮らす人々の価値観やライフスタイル、活動などを通して高知の文化を広く県内外へ発信し、高知の魅力の再発見、新発見、交流人口の拡大及び地域の活性化につなげることを目的として、高知県文化広報誌「とさぶし」を発行した。</p> <p>■ターゲット層（20～30代）へのアプローチのため、SNS等による効果的な周知を図る必要がある。</p> <p>■高知の文化を広く県内外へ発信するため、新たな読者の開拓を行う。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）と A 今後の方向（→）		
◆高知の文化芸術の情報収集及び発信 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな読者及びホームページの閲覧者を効果的に開拓できるよう、SNSを活用 ・「とさぶし」第43号の発行（6月末） ・「とさぶし」第44号の発行（10月） ・「とさぶし」第45号の発行（12月） 	<p>■ターゲット層（20～30代）へのアプローチを図る必要がある。 →SNSでのこまめな発信を実施する。</p> <p>■関西圏や関東等での効果的な配布場所等の開拓を行う必要がある。 →「とさぶし」の発行を実施する。 →高知県に縁のある人が多いと考えられる関西圏や、首都圏での「とさぶし」の発信を実施する。 →ホームページ等の英語版作成の検討を行う。</p>		

対策 名称	基本方針VI 対策4-(3) 文化財の保存と活用の推進	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	歴史文化財課
概要	文化財の保存と活用の取組を進めていく共通の基盤となる「高知県文化財保存活用大綱」を策定するとともに、市町村に対し、地域社会総がかりで文化財の継承に取り組む体制が整うよう、アクションプランである「文化財保存活用地域計画」の策定を促す。また、大綱・計画を基に、文化財的価値の向上に資する文化財の保存と活用を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○県内各市町村において「文化財保存活用地域計画」が策定され、個々の文化財の実情に応じた保存と活用の取組が継続的に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高知県文化財保存活用大綱」の策定 (R3.3月) ・市町村「文化財保存活用地域計画」の策定（着手を含む）：34市町村 (R4着手済：1市3町3村（安芸市・中芸5町村・日高村）) (R5：R6国庫補助募集を踏まえ、R6.1月集計予定) 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□令和3年度に全市町村の教育長・首長を訪問し、「文化財保存活用地域計画」の策定検討を依頼、令和5年度には、7市町村が国の補助を受けて計画策定中。</p> <p>□令和元～3年度に民俗芸能緊急調査を行い、報告書を作成。</p> <p>□旧陸軍歩兵第44連隊跡地に遺存する弾薬庫及び講堂の国登録有形登録文化財としての登録が完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■民俗芸能緊急調査報告書により、県内の民俗芸能の衰退が明白になったため、保護の強化が必要。 ■国登録有形文化財である旧陸軍歩兵第44連隊跡地に遺存する弾薬庫及び講堂の保存活用計画の策定等に向けて、国庫補助に関する協議を進める必要がある。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況 (4～12月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)		
◆市町村「文化財保存活用地域計画」の策定支援 計画策定市町村への助言・情報提供 着手済み市町村の支援（4月～） 市町村担当者会で、計画について説明（8月）	<ul style="list-style-type: none"> ■未着手市町村については、人員の不足などから着手に至っていない。 →引き続き、市町村に対して働きかけを行う。 		
◆文化財の調査及び指定 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財管理調査事業の推進 ・文化財保護審議会による計画的調査 　　文化財保護審議会の開催（8、2月） ・土佐和紙保存会の啓発活動への協力（7、10月） ・「土佐典具帖紙」勉強会の開催（11月） ・民俗芸能緊急調査報告書の活用 　　文化庁調査への協力（10月）、保存会・市町村等協議（8月～） 	<ul style="list-style-type: none"> ■土佐和紙の重要無形文化財指定に向けた取組を行うことができた。 →R6年度の研修受講希望者を募集する。 ■保護すべき芸能の指定に向けた取組を行うことができた。 →県保護無形民俗文化財の指定に向けた取組を行う。 		
◆文化財の維持管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財巡回事業の推進 　　巡回計画の策定、巡回依頼、講習会の開催（7/26） ・文化財保存事業費補助金による保存・活用支援 　　交付決定（4、5、6、7、9、10月） 　　民俗芸能関係補助金の募集・交付決定 　　土佐の伝統芸能まつりの開催（10/8） 　　土佐の芸能フォトコンテストの開催（9月～） 　　各種SNSの立ち上げ（9月～） 　　未来へ伝えよう！土佐の伝統芸能プロジェクト（クラウドファンディング）の開始（10/6～1/4） 	<ul style="list-style-type: none"> ■伝統芸能の担い手確保の仕組みづくりを行う必要がある。 →仕組みづくりに向け、関係機関との協議を進める。 		
◆旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・国登録有形登録文化財への登録に伴う国庫補助協議（5月～） 	<ul style="list-style-type: none"> ■遺存する弾薬庫及び講堂の適切な保存と活用を図るために必要な保存活用計画を策定する必要がある。 →保存活用計画の策定委託を行う（R6）。 		

対策 名称	基本方針VI 対策4-(3) 高知城の保存管理と整備の促進	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	歴史文化財課
概要	次世代に高知城（国史跡・重要文化財）を良い状態で引き継ぐため、適正な管理や計画的な修繕とあわせて、継続的な景観の改善に取り組む。また、文化財的価値についての理解を広げるため、高知城歴史博物館と連携した取組や重要文化財建造物の調査を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○高知城の保存と活用の好循環がさらに充実し、小・中・高校生を含めた県民や観光客に対して高知城の文化的価値の理解を広げるための取組が進められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知城の入場者数 年間 280,000 人以上（うち小・中・高校生 36,000 人以上） R3 年度入場者数：126,999 人（うち小・中・高校生 28,543 人） R4 年度入場者数：230,986 人（うち小・中・高校生 33,689 人） R5 年度入場者数：221,372 人（うち小・中・高校生 22,404 人） R5. 12月末推計 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□高知城に関する情報を発信するツールとして SNS（インスタグラム）を開設した。継続した情報の掲載により、魅力を発信する。</p> <p>■高知城の価値を維持・拡大し、後世に伝えるためには適切な修繕・修繕や魅力向上のための整備が必要となるが、十分とはいえない状況である。</p> <p>■過疎化・少子高齢化など文化財を取り巻く環境が厳しさを増している中、次世代に良好な状態で受け継ぐためには高知城の文化的価値についての理解を広げる取り組みの強化が必要である。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）と A 今後の方向（→）		
<p>◆高知城緊急防災対策事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急防災対策工事【R3～R5】 ・R3 年度から 3 年で防災設備の追加や老朽化部分の更新 ・建築工事：防火水槽ポンプ室新設等 追手門ポンプ室（R4.7 契約、工期 7/20～R5.7/4） ・消火設備工事：スプリンクラー新設、放水銃更新等 ・電気設備工事：自動火災報知設備更新等 ・高知城防災事業に伴う確認調査（5、7月） <p>◆石垣カルテ作成【H30～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30 年度から石垣カルテの作成に着手 ・R4 に天守周辺の石垣カルテの作成が完了 <p>◆樹木の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知城樹木管理計画の策定の向けた調査（5月～） ・高知城梅の段の石垣付近の支障木の伐採（2月予定） <p>◆高知城の魅力向上の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS を活用した情報発信（4月～） ・キャッシュレスへの対応（10月） ・バリアフリー対策に向けた障害者団体へのヒアリングの実施（12月） 	<p>（高知城緊急防災対策事業）</p> <p>■高知城全体が史跡であるため、随時配管ルートの見直しを行った。</p> <p>■高知城に残る石垣遺構の保全と地震等により石垣が崩落した際の復元を図るために、レーザー測量とともに石垣カルテを作成する必要がある。 →R6 年度から本丸周辺の石垣の調査を実施する。</p> <p>■高知城の景観維持と安全性を確保する観点から、計画的に樹木を管理する必要がある。 →R6 年度以降も引き続き、石垣の崩落を招く危険性が高い箇所の樹木から優先的に伐採等を実施する。</p> <p>■高知城の魅力向上に継続的に取り組む必要がある。 →プロモーションビデオ及び課所有の画像データ提供を行う。</p> <p>■高知城の価値を県民が共有し、次世代に確実に継承するため、高知城の現状と課題を明確化し、課題解決と更なる保存活用の基本指針となる保存活用計画を策定に向けて準備を進める。 →R6 年度から計画策定に向けた検討を進める。</p> <p>■誰もが利用しやすい高知城に近付けるため、実現可能なバリアフリー対策を進める。 →車椅子で本丸までアクセスするよう R6 年度に鐘堂から黒鉄門までのスロープを改修する。</p>		

対策 名称	基本方針VI 対策4-(3) 埋蔵文化財の発掘調査と保存・活用の推進	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	歴史文化財課
概要	開発事業により影響を受ける埋蔵文化財について、事業者と緊密な連携を取りながら適切に記録保存を行う。また、埋蔵文化財を活用して県民に地域の歴史や文化を知る機会を提供する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を円滑に行うため、関係機関と十分に連携し事前の試掘確認調査を実施する。</p> <p>○埋蔵文化財の適切な保存と活用を図るため、発掘調査で出土した遺物を、高知県立埋蔵文化財センターで適切に保存するとともに各種講座や市町村と連携した地域展等の開催など地域教育や歴史教育を充実させるために活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財センター入館者数：前年度実績以上の入館者数を目指す。 <p>入館者数 R2年度：3,914人 R3年度：3,441人 R4年度：3,445人 R5：2,900人 (R5.12月末集計)</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>□新型コロナウイルス感染症の影響がありながらも、埋蔵文化財の活用を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■発掘調査の有無を判断する事前の試掘確認調査を実施する条件整備が不十分な場合がみられる。 ■埋蔵文化財センターにおける企画展や体験教室等の利用を通じた理解促進などにより、埋蔵文化財のさらなる周知と活用を図ることが必要である。 ■安芸市瓜尻遺跡の保存と活用に対する支援が必要である。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況 (4~12月)	C 検証 (■) と A 今後の方向 (→)		
<p>◆試掘確認調査（当該計画区域の用地買収、境界確定、工程、方法、手続き等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知城防災事業に伴う確認調査(5、7月) ・志奈弥川河川改修事業に伴う試掘調査（12月） <p>◆各種講座や地域展等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画展示（4～3月） <ul style="list-style-type: none"> 企画展「高知の遺跡展」：540人（4/23～7/2） 巡回展「四国を掘る」：1,256人（7/23～9/10） 企画展Ⅱ「発掘！古代の土佐」：1,000人（10/8～3/31） ・公開講座（5～3月） <ul style="list-style-type: none"> 考古学講座：2回 56人 フィールドワーク：2回 50人 親子考古学教室等：32回 1,079人 ・古代ものづくり体験教室：10回 129人 <ul style="list-style-type: none"> 勾玉づくり、銅鏡づくり、編布づくり、土器焼き等 ・出前考古学教室：64校 2,238人 ・まいぶんセンターまつり <p>◆広報ツールを活用した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNSによる発信 	<p>■埋蔵文化財への影響を判断する事前の試掘確認調査を実施出来る条件整備が不十分な場合がある。 →用地買収など条件が整った箇所より試掘確認調査を実施する。</p> <p>■内容によって参加者の傾向は異なるものの、それぞれ好評であり、さらに、センターの特色を活かしつつ地域の歴史学習に活用してもらえる施設を目指す。 →考古学への親しみや興味、地域への愛着を実感できる公開講座の実施や広報ツールを活用し、埋蔵文化財への理解を促進する。</p>		
<p>◆瓜尻遺跡の保存と活用のための財政的・技術的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県専門職員の派遣による技術的助言（随時） ・瓜尻遺跡調査指導委員会への参加（10/20） 	<p>■土佐の歴史が一変する可能性がある重要な遺跡であり保存・活用に向けた調査の方向性と体制整備が必要である。 →史跡指定を目標に実施される発掘調査での支援並びに文化財の保存と活用に関する専門的・技術的支援を実施する。</p>		

対策 名称	基本方針VI 対策5-(1) スポーツ参加の拡大	担当部 担当課	文化生活スポーツ部 スポーツ課
	子どものスポーツ環境づくりを進めるため、市町村の取組を支援するとともに、地域のスポーツ課題に対して広域で連携して取り組む体制づくりや、民間のノウハウを活用した地域スポーツを支える人材の育成等を行う。また、障害者のスポーツ機会の提供や指導者養成など、障害者が身近な地域でスポーツに親しめる環境づくりを行う。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○子どもや障害者が身近な地域で継続してスポーツに親しめる環境が増え、運動やスポーツに興味を持つ子どもの増加やスポーツを行う障害者が増加する。</p> <p>○運動が好きな子どもの割合：R4から1ポイント以上増 〔R4：小5男子：92.1% 小5女子：85.9%、中2男子 89.5% 中2女子 79.1%〕 〔R4：小5男子：93.2% 小5女子：86.3%、中2男子 89.3% 中2女子 77.4%〕</p> <p>○障害者がスポーツ活動をすることができる団体数：29〔R4:27団体 R5：R6.3月集計〕</p>		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<p>〔地域スポーツハブ事業の取組による成果と課題〕</p> <p>□各地域スポーツハブの拠点となる市町村において、地域のスポーツに関する課題解決を多分野の関係者が連携して対応する体制が構築されるとともに、その必要性が認識された。</p> <p>□各地域スポーツハブにおいて、多様なスポーツサービスが展開され、スポーツ参加の拡大につながった。</p> <p>■各地域スポーツハブの活動の多くは、拠点市町村の活動に留まり、広域で連携する取組が十分に広がっていない。</p> <p>■地域において、障害者スポーツやスポーツツーリズムの取組が十分に進んでいない。</p>		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	<p>C 検証（■）とA 今後の方向（→）</p> <p>持続可能な子どものスポーツ推進事業</p> <p>◆市町村の取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どものスポーツ環境推進整備事業費補助金による財政支援（4月～） ・地域の現状や課題の把握、県の取組の方向性の共有（4月～5月） ・令和6年度子どものスポーツ環境推進整備事業費補助金の要望調査（11月） <p>◆広域で連携する取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域スポーツハブ促進委員会の設置に向けた準備市町村、関係者との協議（4～5月） ・第1回広域スポーツハブ促進委員会（地域における子どものスポーツ環境づくり検討会）の開催（幡多8/8、高幡8/9、仁淀川8/23、嶺北8/24、安芸8/28、物部川8/29） ・子ども（5歳から小学生）とその保護者へのアンケートの実施（9月） <p>◆民間団体による市町村等への支援及び地域スポーツ人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県スポーツコミッショナによる指導者講習会の実施（12月） ・新たな地域スポーツ指導者の養成に向けた大学生・専門学校生への意識調査の実施（7月） ・ICTを活用したオンライン指導の実施（12月） <p>■市町村事業では、スポーツ体験会などスポーツを始めるきっかけづくりを行う取組は多いが、スポーツを継続させる取組が少ない。</p> <p>→市町村に対し子どもや保護者へのアンケート結果を共有し、市町村が行う取組の充実に向けた助言等（新規事業の提案、既存事業の拡充等）を行う。</p> <p>→地域によって課題が異なることから、市町村ごとの課題を整理するとともに、広域スポーツハブ促進委員会などを通じてエリア内の課題を共有し、広域で対応する取組等を検討する。</p>		

基本方針VI 対策5-(1) スポーツ参加の拡大 つづき

D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）
地域スポーツ振興事業 <ul style="list-style-type: none"> ◆リモートによるスポーツ活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会においてリモート活用について説明（4月） ・既設団体と新たな設置希望団体との調整（8月） ◆高知県スポーツコミッショナが実施する公益的な活動を支援（通年） <ul style="list-style-type: none"> ・国への交付申請（4月）交付決定（8月） ・プロダンスチームによるダンス教室等の実施（11月） 	<p>■リモートの活用の充実に向けて、実施主体（総合型クラブや競技団体等）ごとに、より効果的な活用方法を継続して工夫していくことが必要である。</p> <p>→実施主体のニーズ等を捉えた研修会の開催と、他の総合型クラブや高知県スポーツコミッショナなどの連携構築を進める。</p>
障害者がスポーツに親しめる環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ◆障害者スポーツの活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県障害者スポーツ大会の開催（5/28（ほか）） ・中四国ブロック予選会の開催 ・全国障害者スポーツ大会への選手団派遣（10/28～30） ・大阪体育大学アダプティッド・スポーツ部を招聘し、県内大学生等を対象に、活動の紹介や、学生同士による体験活動を実施 ◆全国や世界を目指す選手の発掘・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・特別強化選手への支援（通年） ・日本パラ陸上競技連盟との連携による発掘・育成に係る関係者協議（12月） ◆身近な地域におけるスポーツ機会の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ庁委託事業に関する関係者協議（5月） ・パラスポーツ体験会の開催に向けた関係者協議（5、11月） ・四万十市スポーツ協会との協議（8月） ・初級パラスポーツ指導員養成講習会の実施（11月） ・障害者を対象とした運動会の視察（11月） 	<p>■地域によっては、パラスポーツ指導員が少なく、関係者の連携が十分でない状況から障害者のスポーツ活動への支援が進みにくい。</p> <p>→障害者とスポーツ活動をマッチングする取組において、関係者の意見交換の場を設定し、地域の実情に応じた対応を検討・実施する。</p> <p>■身近な地域でスポーツができる場を創出するためには、障害者スポーツの受け皿となるスポーツクラブ等での活動づくりに向けた取組の充実を図る必要がある。</p> <p>→パラスポーツサークルの立ち上げを検討している四万十市スポーツ協会を、西部エリアを担当する障害者スポーツコーディネーターと連携して支援する。</p> <p>■障害者スポーツ選手の発掘・育成では、発掘した選手が継続的に活動できる受け皿を見据えた取組の検討が必要である。</p> <p>→障害者スポーツ選手の発掘・育成の具体的な取組の実施に向けて対応する体制をつくり準備を進める。</p>

対策 名称	基本方針VI 対策5-(2) 競技力の向上	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	スポーツ課
概要	競技団体において系統・組織的な選手の育成・強化や全高知チームなどの指定による重点強化を行うとともに、有望選手の発掘・育成やスポーツ医学面からのサポートを行い、全国や世界を目指す選手等を本県から一人で多く輩出する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○国内の各種全国大会で入賞する選手や日本代表として国際大会に出場する選手が増加する。 ○全国や世界を目指して活動する障害者が増加する。 ○全国入賞や国際大会に出場する選手・団体：137件（R4：131件 R5：137件（R5.10月始集計）） ○高知くろしおキッズに応募する子どもの数：155人（R4：145人 R5：135人） ○スポーツ医学を組織的に活用している競技団体数：22団体（R4:20団体 R5：18団体（R5.11月末集計）） ○中央競技団体に登録する障害者の数：197人（R4:192人 R5：年度末集計予定） 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □国民体育大会では入賞者数、入賞競技数、入賞種目数ともに着実に増加傾向にあり、全国や世界の舞台で優秀な成績を収めている選手は育ってきている。 ■上記傾向にあるが、国民体育大会では総合順位は下位にあり、優秀な成績を収めている選手の競技が限定されたり、全体的な底上げが必要である。 ■高知県スポーツ科学センターの活用は着実に増えてきているが、スポーツ医学を組織的に活用する競技団体はまだ少ない。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）		C 検証（■）とA 今後の方向（→）	
<p>◆競技団体の実情に応じた効果的かつ組織的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCAによる計画的な育成・強化の実施（通年） ・全高知チームを指定した重点強化の実施：15競技（通年） 13競技実施（～9月） <p>◆障害者の競技力向上の取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別強化選手の指定（4月） 		<p>■国民体育大会四国ブロック大会及び本州大会に向けて、計画的な選手強化を進めることが必要である。 →競技団体が行うPDCAによる選手強化を確認し、必要に応じた支援を実施する。 (確認時期：7、10、1月)</p> <p>■全国大会等を目指す障害者が計画的に活動できるよう支援することが必要である。 →強化助成対象者の活動状況等について把握し、必要に応じた支援を行う。</p>	
<p>◆有望選手の発掘・育成（高知くろしおキッズ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度認定式（4/30） ・育成プログラムの実施（～12月末） <ul style="list-style-type: none"> 4年生：17回 5年生：17回 6年生：18回 ・合宿プログラムの実施 (7/29～31@梼原町：全学年) (9/16～18@大阪体育大学：6年生) ・スペシャルプログラムの実施 (12/3：全学年) (12/16：6年生) ・プログラム検討委員会（8/6） 		<p>■より効果的なプログラムを提供することが必要である。 →各プログラムにおける講師や団体との事前協議を徹底する。 →プログラム実施後のフィードバックを充実させる。 →欠席したプログラムの内容を補うために、個別の課題を提供することを検討する。 →キッズの意欲が高まるよう、プログラム前の雰囲気づくり（アイスブレイク等の実施）やプログラムの工夫を行う。</p>	
<p>スポーツ医学の効果的な活用の促進</p> <p>[高知県スポーツ科学センター（SSC）によるスポーツ医学サポートの実施]</p> <p>◆パフォーマンス向上支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技団体のスポーツ医学活用に係る年間計画の作成支援：28団体（4月） ・体力測定：802名（11月末時点） ・各種サポート：3,753名（11月末時点） ・競技団体ごとのスポーツ医学コーディネーターと連携した進捗管理を実施（通年） ・第1回メディカルチェック委員会の開催（5月） <p>◆研修・支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の実施に向けた検討（5月） <p>◆関係機関・団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知リハビリテーション専門職大学とスポーツ医学に関する連携協定を締結（4月） ・スポーツ科学センター推進協議会の開催（7月） 		<p>■競技団体の活用が計画に基づいて着実に実行されるよう、継続して支援することが必要である。 →SSCと連携し、定期的に競技団体の活用状況等を確認するとともに、課題やニーズを把握して対応する。（通年）</p> <p>■スポーツ医学の活用について、個々の選手の課題に対応するきめ細かなアプローチが必要である。 →各個人の課題克服に向けて、SSCの活用などの具体的な提案を行う。 →利用者のからの意見をより多く把握するために、QRコードを活用したアンケートを実施する。</p> <p>■SSCの取組の充実に向けて、多様な団体との連携体制づくりを進めることが必要である。 →これまで協力関係にあった関係機関・団体へのさらなる協力を求めるとともに、4月に連携協定を締結した高知リハビリテーション専門職大学と連携した具体的な取組を進める。</p>	

対策 名称	基本方針VI 対策5-(3) スポーツを通じた活力ある県づくり	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	スポーツ課
概要	プロやアマチュアスポーツのキャンプ・合宿・大会の誘致や地域の特色を活かしたスポーツツーリズムの推進、スポーツ大会の開催に取り組むとともに、東京2020大会を契機に関係を構築した国等との相互交流や、国内で開催される国際大会に出場する海外チームの事前合宿の受け入れにより交流人口の拡大を図り、県民のスポーツに対する機運醸成及び地域・経済の活性化につなげる。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○県外からのスポーツによる入込客数:65,000人〔R2:40,074人→R3:11,448人→R4:53,161人 R5:36,129人(R5.9月集計)〕 ○県外から誘客が期待できるプロスポーツのキャンプやプレシーズンマッチ、各公式戦等が増加している。 ○各市町村や、関係団体、県観光コンベンション協会と連携し、波及効果の高いアマチュア合宿・大会の誘致が行われている。 ○県内全域で自然環境を生かした多様なスポーツイベントが行われ、地域の活性化につながっている。 ○参加者1万人規模のマラソン大会継続に向けて、ランナーにとってより「安心・安全な」大会運営及び魅力ある大会づくりが行われている。 		
取組の 成果と 課題 (R4末)	<ul style="list-style-type: none"> □県外からのスポーツによる入込客数は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年まで大きく落ち込んでいたが、回復基調にある。 □新たなトップチームの合宿の受け入れや新たなスポーツ大会(ジャパンサイクルリーグ)の開催が実現し、交流人口の拡大につながった。 ■入込客数はコロナ前の約9.9万人(H31)にも及んでいないことから一層の取組が必要である。 ■龍馬マラソン2024の参加者の確保が必要である(2023大会のエントリー者:8,007人)。 ■新型コロナウイルス感染症の影響により海外とのスポーツ交流が制限されている。 		
D 令和5年度 これまでの取組状況(4~12月)	C 検証(■)とA 今後の方向(→)		
<p>プロ・アマスポーツの誘致</p> <p>◆プロスポーツ・トップチームの誘致</p> <p><プロ野球></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロ野球チームへのセールス等: 西部ライオンズ冠試合(4/11)、アルビレックス新潟高知県フェア(6/11)、千葉ロッテマリーンズ高知県フェア(8/3)、阪神タイガース高知県冠協賛(9/27) ・プロ野球チームのキャンプ: オリックスバファローズ(11/7~20)、西武ライオンズ(11/1~19)、阪神タイガース(11/1~19) <p><ゴルフ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カシオワールドオープンゴルフ(11/23~26) <p><ラグビー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・花園近鉄ライナー合宿・ラグビー教室(7/24~28) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・青山学院大学陸上部との協議(4/26) <p>◆アマチュアスポーツの誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県観光コンベンション協会及び高知市との協議(4月) ・関西の旅行会社への助成制度の説明などのセールス(5/12ほか) ・県内スポーツ協会や就職支援協定締結大学への助成情報の案内 ・スポーツツーリズムEXPO大阪(展示会)出展(10/26~29) 	<p>■これまで受け入れ実績のあるチームや団体の継続受け入れ及び新規の受け入れに向けてターゲットを明確にした誘致活動が必要である。</p> <p>→以下の取組を県観光コンベンション協会や県事務所、その他関係団体等と連携して推進する。</p> <p><プロ野球></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロ野球チームへのセールス等 ・阪神タイガース、オリックスバファローズ、西武ライオンズ等のキャンプ、プレシーズンマッチの誘致 ・阪神タイガース(協定締結)と具体的な取組に向けた協議 <p><サッカー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルビレックス新潟、ブラウブリッツ秋田、徳島ヴォルティス、カターレ富山等のキャンプ誘致 <p><ゴルフ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カシオワールドオープンゴルフの開催 ・明治安田生命レディスの開催 <p><ラグビー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・花園近鉄ライナーズの合宿等の誘致 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪体育大学(協定締結)と具体的な取組に向けた協議 ・青山学院大学の合宿等誘致 ・パナソニックパンサーズの合宿等誘致 		

D 令和5年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 検証（■）とA 今後の方向（→）
<p>地域の特色を活かしたスポーツツーリズムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆サイクルツーリズム <ul style="list-style-type: none"> ・JCL 高知大会事前告知イベント「片山右京氏講演」（8/24） ・JCL 高知大会開催（9/24） ・サイクルツーリズム勉強会（産学官金）（6/16、7/11、8/23、10/17） ・セトウチヴェロ市町村（いの町）ミーティングの開催（8/23） ◆スポーツ情報サイトを活用した情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・Web サイト「スポる高知」による情報発信 ・プロモーションサイトでの記事配信（6本）及び SNS 配信（4～12月） ・スポる KOCHI のデジタルサイネージによる情報発信（帯屋町）（6～12月） ◆市町村と連携したスポーツツーリズム <ul style="list-style-type: none"> ・地域のスポーツ合宿のニーズや受入れ状況の再確認及び市町村等と連携した誘致活動の実施（通年） ・高知県スポーツツーリズム連続講座（全6回）開催（7/6、7/18、8/31、12月）（1、2月予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域におけるスポーツツーリズムの担い手やノウハウが不足している。 <ul style="list-style-type: none"> →地域の受入態勢の充実や地域資源の磨き上げ、スポーツツーリズムの施策づくりの支援などの人材育成の取組を推進する。 ■インバウンド客が増加するなか、取組が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> →スポーツツーリズムによるインバウンドの誘客を強化する。 ■サイクルツーリズムのニーズが高まるなか、戦略的な取組が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> →本県の強みを活かしたサイクルツーリズムによるインバウンドの誘客などを推進する。 ■昨年度開設したサイトの本格稼働によるプロモーションを強化する。 <ul style="list-style-type: none"> →記事やイベント情報の充実、回遊性を高めるための Web レイアウトを工夫するとともに、インバウンド向けの情報やサイクリングの情報を充実する。
<p>スポーツ大会等の開催及び誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆JCL（ジャパンサイクルリーグ）高知大会（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・JCL 高知大会事前告知イベント「片山右京氏講演」開催（8/24） ・JCL 高知大会開催（9/24） ◆高知龍馬マラソン 2024 の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会総会の開催（6/2） ・ランナー募集（8/31～11/12） 	<p><JCL 高知大会></p> <ul style="list-style-type: none"> ■選手と地域住民等との交流、安全・安心の確保、本県のスポーツ振興や魅力の発信につながる広報・プロモーションなどに向けた準備に取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> →大会結果の検証と今後のサイクルツーリズム施策への活用を進める。 <p><高知龍馬マラソン></p> ■参加者1万人規模の確保及び第10回記念にふさわしい大会内容の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> →ペアリレーの部の創設など、第10回記念ならではの魅力的な企画を展開する。 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との綿密な協議と連携
<p>スポーツを通じた国際交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆海外の国や地域とのスポーツ交流の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポールスポーツスクール（バトミントン・卓球）の訪問交流（7/23～29） ・オーストラリア（ソフトボール）の受け入れ準備支援 ◆世界大会等の事前合宿の受け入れ <ul style="list-style-type: none"> ・第20回世界水泳大会 2023 チェコ・オーストリア代表の事前合宿の受け入れ（7/4～10、7/13～20） 	<ul style="list-style-type: none"> ■シンガポールやチェコ、オーストリア等との交流の成果を踏まえ、今後も海外との継続的な交流機会の創出を図ることが必要である。 <ul style="list-style-type: none"> →次年度以降の交流や、合宿の受け入れに向けたターゲットの絞り込み及び調整を実施する。